

## 保険法の見直しに関する中間試案の意見募集の結果概要

保険法の見直しについて.....	1
（前注）.....	3
第1 保険法の適用範囲.....	8
第2 損害保険契約に関する事項	
1 損害保険契約の成立	
(1) 損害保険契約の意義.....	15
(2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）.....	16
(3) 危険に関する告知.....	17
(4) 第三者のためにする損害保険契約.....	53
(5) 遡及保険.....	55
(6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還.....	56
(7) 保険証券.....	59
2 損害保険契約の変動	
(1) 危険の増加.....	67
(2) 危険の減少.....	78
(3) 超過保険.....	79
3 保険事故の発生による保険給付	
(1) 保険者の損害てん補責任.....	83
(2) 損害発生の通知.....	83
(3) 損害発生及び拡大の防止.....	86
(4) てん補すべき損害額.....	87
(5) 一部保険.....	89
(6) 重複保険.....	91
(7) 保険金の支払時期.....	96
(8) 保険金請求権等の消滅時効.....	103
(9) 保険者の免責.....	105
(10) 損害発生後の保険の目的物の滅失.....	108
(11) 残存物代位（全損が生じた場合の保険の目的物の代位）.....	109
(12) 請求権代位（被保険者の第三者に対する権利の代位）.....	110
4 損害保険契約の終了	

(1) 保険契約者による任意解除.....	118
(2) 重大事由による解除(特別解約権).....	118
(3) 保険者の破産.....	125
(4) 解除の効力.....	127
5 火災保険契約に固有の事項	
(1) 保険証券の記載事項.....	131
(2) 消防・避難による損害のてん補.....	132
6 責任保険契約に固有の事項	
(1) 保険金からの優先的な被害の回復.....	133
(2) 保険者の免責.....	140
第3 生命保険契約に関する事項	
1 生命保険契約の成立	
(1) 生命保険契約の意義.....	142
(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約.....	146
(3) 危険に関する告知.....	181
(4) 第三者のためにする生命保険契約.....	181
(5) 保険金受取人の指定.....	181
(6) 遡及保険.....	183
(7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還.....	183
(8) 保険証券.....	183
2 生命保険契約の変動	
(1) 保険金請求権の譲渡等.....	184
(2) 保険金受取人の変更.....	184
(3) 危険の増加.....	203
(4) 危険の減少.....	204
(5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続.....	205
3 保険事故の発生による保険給付	
(1) 被保険者死亡の通知.....	218
(2) 保険金の支払時期.....	219
(3) 保険金請求権等の消滅時効.....	219
(4) 保険者の免責.....	219
4 生命保険契約の終了	
(1) 保険契約者による任意解除.....	222
(2) 重大事由による解除(特別解約権).....	222
(3) 保険者の破産.....	223

(4) 解除の効力.....	224
(5) 保険料積立金等の支払.....	224
第4 傷害・疾病保険契約に関する事項	
1 傷害・疾病保険契約の成立	
(1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義.....	233
(2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約.....	236
(3) 危険に関する告知.....	238
(4) 第三者のためにする傷害・疾病保険契約.....	238
(5) 保険金受取人の指定.....	238
(6) 遡及保険.....	238
(7) 傷害・疾病保険契約の無効・取消しによる保険料の返還.....	238
(8) 保険証券.....	238
2 傷害・疾病保険契約の変動	
(1) 保険金請求権の譲渡等.....	244
(2) 保険金受取人の変更.....	244
(3) 危険の増加.....	245
(4) 危険の減少.....	245
(5) 保険金受取人等の意思による傷害・疾病保険契約の存続.....	245
3 保険事故の発生による保険給付	
(1) 保険事故発生の通知.....	245
(2) 保険金の支払時期.....	246
(3) 保険金請求権等の消滅時効.....	246
(4) 保険者の免責.....	246
4 傷害・疾病保険契約の終了	
(1) 保険契約者による任意解除.....	249
(2) 重大事由による解除(特別解約権).....	249
(3) 保険者の破産.....	249
(4) 解除の効力.....	250
(5) 保険料積立金等の支払.....	250
施行時期等について.....	250





## 保険法の見直しに関する中間試案の意見募集の結果概要

(保険法の見直しについて)

### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 全体としては、諸外国の手本となるような21世紀の保険法と称することができる立法の骨子となる中間試案であって、基本的な方向として賛成である。消費者保護を重視した立法のスタンスに賛成である。ただし、保険会社の事務不能、コストの過剰を来すことは、回り回って消費者の負担となるおそれがあるので、契約両当事者の利益の公平な調整に意を用いるべきである。外国の法令や制度のうち、グローバルなものは大胆にわが国の法として採り入れるべきであるが、長年にわたる日本人の法感情や定着した取引風土などを十分に斟酌した上で、導入の可否を慎重に検討してほしい。保険法(契約法)と保険監督法とを完全に遮断するわけにはいかないが、両者の交差、重複を避けつつ、保険法に盛り込むにふさわしい規定と、保険監督法に盛り込むことがふさわしい規定とをふるい分けるべきである。個別の保険契約は、危険の分散が可能である集団としての保険団体の維持運営のための手段にすぎないので、一部の保険加入者を保護すると他の多くの保険加入者にそのツケがまわる結果となるので、両者の間の利害のバランスをとることが大切である(名誉教授)。
- ・ 歓迎する(東京地婦連, 消費科学)。
- ・ 保険法の現代化の趣旨に賛同する(明治安田研究所)。
- ・ 基本的な考えについては賛成する(NACS)。
- ・ 基本的な考えについては賛同する。「規律の内容の現代化」「現代語化」については賛成する。消費者が契約時や支払事由発生時等に誤解が生じず、間違いなく理解できる、簡明で平易な表現や文言となることを期待する(かわさきコンシューマー)。
- ・ 見直しのポイントである「規律の内容の現代化」「現代語化」については、基本的に歓迎できるものである。契約時や支払事由発生時等に誤解等が生じず、消費者や事業者に間違いなく理解できる、簡明で平易な表現や文言となることを期待する。保険法として独立させる方向での検討を要請する。消費者が法令の存在を容易に知りうるようになる第一歩だと考える(消費者機構日本)。
- ・ 基本的に賛成であるが、検討の際には、アクチュアリアルな面からの検討も必要不可欠であると考え(アクチュアリー会)。
- ・ 基本的に賛成であるが、個々の論点については、保険契約者保護の要請は当然としても、そのみならず、保険の健全性の維持、高度情報化社会への対応等にも十分配慮した内容とするべきである。また、既存の契約法制(民法, 消費者契約法, 保険業法等)との整合性がとられ、契約実務へも配慮されたものとする必要がある。さらに、一律的な規定を置くのではなく、個々の契約形態を考慮し、当事者間で透明かつ公正な制度の運用を期待することが、むしろ利用者にとって理解されやすく、利便性に資する面もある(法友会)。
- ・ 今回の検討は、今日的課題を網羅するものであり、時宜にかなったものとする(料率算出機構)。

- ・ 現在の実務水準に沿うべく保険法を現代化するとともに、保険契約者の保護と保険の健全性維持の調和の観点に立って既存の制度についても改善を図る、改正の方向性は妥当である。既存の保険法体系、裁判例及び実務の運用等との整合性に十分配慮し、また、急激な制度変更により実務に混乱をきたすことのないよう留意すべきである（ 弁護士）。
- ・ 基本法である商法（保険法）を明治32年の新商法制定以来初めて全面的に見直し、現代化を図る意義は非常に大きい。高齢化や高度情報化への対応に配慮しつつ、保険契約者の保護及び保険の健全性の維持をバランスよく実現するための規律となることを期待する（生保協会、日本生命、明治安田生命）。
- ・ 傷害・疾病保険分野等への対応等を含めた規定の現代化や平仮名口語への改定等については、「保険事業」の更なる発展のため、大変意義深いものとする。ルールの特明性・公平性の確保に加え、募集現場における円滑な実務確保の観点も含め、引き続き検討を進めることを望む（生保労連）。
- ・ 「規律の内容の現代化」は、基本的に必要な措置と考える。「現代語化その他の改正」も、消費者・契約者が理解しやすい規定の整備を目的としており、必要な措置と考える（日本共済協会、JA共済連、JF共水連、全労済、全国交運共済生協、教職員共済、自治労共済、全水道共済）。
- ・ 見直しポイントの「第一 規律の内容の現代化について」及び「第二 現代語化その他の改正について」の視点で見直しを進めていくことは、必要な措置であるとする（日本生協連）。

#### 【その他の意見】

- ・ 生命保険の本来の趣旨、役割と今日起きている事件を国民を立場から解決する、安心・安全な社会ルールの特立、保険制度に対する国民的信頼の回復に役立つ画期となる保険法の特立を望む（ 氏）。
- ・ 一般消費者・契約者保護の観点から分かりやすい文書化及び規定の特明化は、難解な保険契約についてのトラブル防止のためにも、一般消費者及び契約者が理解しやすい条文を作るために必要である。いずれ、商法からの「会社法」の特立のように、「保険法」も将来的には特立するものとする（ 氏）。
- ・ 交渉力、情報力に格差のある消費者の存在を認識し、分かりやすい平易化した文言を使用して消費者保護を図るとともに、様々な場面に特立できる法律とすべきである（東京地婦連）。
- ・ 法律改正（制定）に当たっては、保険者（保険会社）が保険料を取得しながら保険金を支払わないという悪質を排除する方策の特立とともに、保険契約者側の悪性排除の方策も特立すべきであり、善意の契約者側保護のために保険者（保険会社）の経済的健全性確保の観点も視野に入れた特立を強く希望する（ 弁護士）。
- ・ 保険契約においては、商品自体が目に見えず、約款も分かりにくい上、保険会社に有利な規定が約款により多く盛り込まれる傾向が強い。約款（条項）の内容、契約締結段階、保険金の支払段階の全ての面にわたって、消費者たる契約者の利益が損なわれないよう、保険法上十分な手当てがされるべきである（近弁連）。
- ・ 用語の見直しを行うとともに、定義規定（あるいはそれに特立する手当て）を行うべきである（近

弁連， 弁護士）

- ・ 我が国の実情に適合した形で，監督法における規律との役割分担を踏まえ，実効的に契約者保護が図られるよう改正がされることを期待する（ 弁護士）
- ・ 保険法は，保険契約の基本法であり，長期的視野にたつて，これまでに開発された商品の制約や将来の新規商品の開発を妨げることがないように，またコストの増大によって保険商品の高騰を招来しないよう，契約自由の原則を大原則とすべきである（経団連）。
- ・ 消費者契約の視点を明確にすること，保険をめぐる法体系を明確にすること，平易な文言，表現を採用することを望む（オンブズネット， 氏）
- ・ 以下の点について十分に留意すべきである。 当事者間の情報の格差・偏在を適切に解決しうる規律とすべき， 保険契約が基本的に約款による契約となることを踏まえた規律とすべきである， 保険金不払問題の実態を踏まえた規律とすべきである， 保険契約者（及び被保険者）の保護を十分に図ることのできる規律とすべきである， 保険業法との関係について（保険集団の適切な構成と保障機能の実現に資する権利・義務や民事効果は，すべて保険契約法において定められるべきである）， 保険者の地位は受託者的な地位と捉えるべきではないか（ 弁護士）
- ・ これまでの約 100 年の間における保険商品や市場の変化を踏まえた現代化とともに，次の 100 年に通じる柔軟で拡張性のある規律が形成されることを望む（日本損保協会）
- ・ 保険契約者と保険者との公平な責任の分担を基本とし，保険商品のイノベーションを阻害しないものであること， 対等な私人間の契約関係を基本とする規律を規定すべきものであること， 保険会社の保険犯罪阻止のための防御を過度に抑制しない内容であること， 保険契約の利便性を減殺し，過度の運営コストを要するような過度に煩瑣な手続きを求めないこと， 慣行として社会的に問題なく定着している実務を尊重するとともに，企業を保険契約者とする保険契約についてはできる限り市場の規律に任せること， 世界的に受け入れられる法規律であることに配慮すべきである（外国損保協会）。
- ・ 保険契約者の保護と保険制度の健全性の維持のバランスを実現する規定となることを期待する（アフラック）。
- ・ 最高裁判所の判例が存在する事項については，保険法の制定によって判例を変更しようとするものではないとの立法者意思を現時点において確認したい（ 弁護士）。
- ・ 見直しのポイントである「規律内容の現代化」及び「現代語化その他の改正」は，必要な措置であると理解される。アメリカ各州の保険法典のように，保険全体を統括する保険法としての制定が好ましいと思われるとする意見があった。これに対しては，各省庁の所管事項からやむを得ないのではないかと意見が強かった（日本大）

（前注）1 保険法の見直しは，商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）第 2 編第 1 0 章（第 6 2 9 条から第 6 8 3 条まで）の保険契約に関する規定を中心とする契約法上の規律（契約の成立，変動及び終了等に関する規律）を対象とし，同法第 3 編第 6 章（第 8 1 5 条から第 8 4 1 条

- まで)の海上保険契約に固有の規定は対象としない(ただし、第815条第2項参照)。
- 2 第2以下において「損害保険契約」、「生命保険契約」及び「傷害・疾病保険契約」に分けて記載しているが、この中間試案では、傷害又は疾病によって生じる損害(費用等)をてん補する契約(以下「損害てん補方式の傷害・疾病保険契約」という。)を損害保険契約として整理している。なお、「【各契約共通事項】」を付した事項は、これらに共通する事項である。
- 3 第2以下の各項目の(注)において各規律の性質(強行規定か任意規定か)について記載しているが、海上保険契約や再保険契約その他〔一定の契約〕については、この記載にかかわらず、各規律を強行規定の対象から外す(任意規定とする)ものとする。この「一定の契約」の具体的内容(いわゆる企業保険契約をどこまでこれに含めるか等)や、具体的にどの規律を強行規定の対象から外すかについては、保険契約の種類に応じてどのような特性があるか、事業活動との関連性の程度に応じてどのような特性があるか等を踏まえて、なお検討する。

前注1について

\* 海上保険契約に固有の規定について

【見直しの対象としないことに賛成するとの意見等】

- ・ 賛成する(日本損保協会)
- ・ 妥当である( 名誉教授)

(理由)

海上保険については高度に国際化された分野に属するものであるため、将来の海商法の現代化にゆだねることでよいと考える(日本損保協会)

【その他の意見】

- ・ 海上保険の規律も今回の見直しの範囲に含めるべきである( 教授)。

(理由)

損害保険実務としては統一的な立法規律が望ましく、海上保険を特別扱いすることは、講学的視点を必要以上に強調するものである。

- ・ 今後、海上保険に関しても時代の推移を踏まえ、全般的な見直しを行うことが期待される(一弁)。

\* その他

- ・ 民事基本法である保険契約法に規律を設けるよりは保険業法等により規律される方が適切な事項もあると考えられるので、このような観点からも十分に配慮して検討すべきである(生保協会)。
- ・ 法制審議会においても、論点に応じて契約法の規律とするのが適当か業法上の規律とするのが適当か、あるいは双方に規定を設けるべきか等を含めて検討した上で、金融審議会と合同で議論するなどして、透明性のある形で意見調整を行うべきである。立法形式は、単行法の制定によるべきである( 弁護士)。

#### 前注2について

- ・ 新たに、傷害・疾病保険契約に関する規律（節）を設けること、また、損害てん補方式の傷害・疾病保険を損害保険契約として損害保険契約の規定を適用することに賛成する（ 名誉教授）。
- ・ 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約を明確に損害保険契約の類型としていることは適切だと考える。「人保険という点に着目し、基本的に傷害・疾病保険契約の規律を適用する」という考え方には反対する（日本損保協会）。
- ・ 給付方式よりも、むしろ人保険（客体）という点に着目して整理する考え方もある。保険契約の規律の在り方については、給付方式とともに人保険（客体）という観点も重要な要素であり、定額給付方式か、実損てん補方式かにかかわらず、人保険（客体）という観点から必要な規律についても適用されるべきものとする（生保協会、日本生命）。
- ・ 傷害・疾病保険契約については、給付方式に応じて取扱いが異なることがないような規律にすべきである（アフラック）。
- ・ 主契約が定額給付である場合には疾病・傷害保険の規律に服することとするなど、いずれの規律に服するのかが明確に判別できる規定を制定すべきである（ 弁護士）。

#### 前注3について

##### \* 規定の性質について

- ・ 各規定につき、強行規定か任意規定かを法文中に明示することに賛成する（ 名誉教授）。
- ・ （片面的）強行規定とすべき条項については、極めて慎重な検討、吟味が必要なものと考えられる。特に、ある一つの制度（条項）の一部につき、強行規定とすることは、当該任意の契約関係を前提とした場合のみに、強行規定の規律を受けることから、なおその法的効果につき慎重に検討することが必要と考えられる（ 教授）。
- ・ 任意規定であっても、消費者契約法第10条の下では、当該規定に反する約定であって信義則に反し消費者側の利益を一方的に害するものは無効とされる状況の下で、（片面的）強行規定という概念を設ける趣旨を明確化する必要があると考える（料率算出機構）。
- ・ 保険法の規定は、できる限り任意規定とすべきであって、片面的強行規定を定めることは避けるべきと考える（ 弁護士）。

##### \* 企業保険について

##### 【企業保険を強行規定の対象から外すことに賛成であるとの意見】

一弁、法友会、日本損保協会、外国損保協会、生保協会、第一生命、日本生命、 教授、 名誉教授、 教授、 弁護士、 弁護士

（理由）

- 企業保険は 加入者が保険者と対等の交渉力を有する点で個人保険とは本質的に異なるので、「企

業保険」のメルクマールを明確にした上で、企業保険については原則として任意規定とする旨の明文の規定を設けるべきである（ 名誉教授）。

- 企業保険について強行的に適用される規律を設けることは、自由な保険設計の妨げにもなるし、企業ニーズに過不足のない保険の提供（購入）の阻害となる。低廉な保険料で保険を提供（購入）できない、または保険の供給ができない（提供が受けられない）ということになれば、企業保険分野の国際競争力を失い、さらには円滑な企業活動に支障が生じることが懸念される（法友会）。
- 企業保険契約の分野では、新たなリスクに対する保険商品の開発に際して従来にない方式が求められたり、広く国際的な事業活動を対象とする保険契約があり、また、国際的な再保険に依存することも多く、国際的に共通する自由な規律が求められる。さらに、企業の方がリスクに関する情報をより多く持つなどの特徴もある（外国損保協会）。
- 事業に関するリスクは特殊であり、リスクに係わる情報は契約者・被保険者に偏在している。企業保険契約は、契約者側からリスクに関する告知・通知を広くさせ、それを踏まえてオーダーメイド的に引受条件に制限を付すことにより、当該リスクの引受を可能とする特色がある。企業保険契約に関しては、関連する保険法の規定につき強行規定性を排除することにより、保険者と契約者との間で一定程度自由な約定をすることが許容される必要がある（ 教授）。
- 企業間取引においては、契約の内容を原則として当事者自治に委ねることが、保険会社にとって、また企業保険を利用するユーザーにとっても、利便性が高いものと思われる。この分野において片面的強行規定が導入されることにより、仮に保険分野における企業活動が阻害されることとなれば、事業者は保険という法形式を敬遠し隣接分野の保証やデリバティブ取引等に、あるいは外国法を準拠法とする保険に流出する可能性があるものと思料する（ 弁護士）。

#### 【強行規定の対象から外すべき企業保険の範囲についての意見】

- ・ 客観的かつ明確な区分を慎重に検討すべきであるが、大企業・上場企業といった基準で区分として十分か検討の余地がある（一弁）。
- ・ メルクマールとしては、零細な事業者を保護する観点から、法人を保険契約者とする保険契約とすることを提案する（外国損保協会）。
- ・ 取引信用保険については、被保険者の事業内容に応じた柔軟な引受が可能であり、顧客との交渉に基づいて契約内容を決定することが一般的であること、国際的に提供している約款や特約に基づく引受方式と合わせた方が、顧客にとっても、保険契約管理が容易であり、無用なトラブルを避けることができること、貿易保険やファクタリング等の保険法が対象とする保険以外の商品と競合することも多いこと、引受リスクに関するリアルタイムの情報が、被保険者である事業に偏在しているため、モラル・リスク排除の観点からも、損害防止軽減や通知に関して、他の保険契約とは異なる規定が必要であることから、「一定の契約」として、強行規定の対象から外すことを要望する（アトラディウス）。
- ・ 保険契約の種類による特性から任意規定とすべきものと、 事業活動と密接に関連するという特性から任意規定とすべきものの2つがある（日本損保協会）。

(理由)

海上保険契約や再保険契約のほか、航空保険や輸出品のPL保険のように国際的な事業活動に関わる損害を補償する契約については、日本の保険法で強行規定の拘束を受けると、国際標準での事業活動に対応した保険を日本で供給することに支障をきたすおそれがある。また、信用保険や保証保険についても、国際的な再保険契約に準拠する必要があることや、一般の保証や銀行保証等、他の分野との競合もあることから、任意規定とし、制約を設けないようにすべきである。事業活動に関する保険においては、保険者にとって、新しいリスク、契約者側に情報が偏在するリスクなどは、契約者にとって制限的な条件を付けることによって引受が可能となっているといった事情を考慮に入れるべきと考える。国際的な標準約款による契約、再保険契約に契約条件を合わせた契約も相当数あり、これらが事業者のニーズを満たし、産業の健全な発達に資するものであることを鑑みれば、今後とも、契約当事者間の自由な取決めを尊重すべきである。事業者の規模の大小にかかわらず高度なリスクを引受けることはありうるため、「会社法上の大会社や事業者団体が交渉に当たる場合に限る」といった制限を設けることには反対する。「プロとプロ」という整理は、金融商品取引法において用いられる整理であるが、保険契約については適当な切り口ではない。

- ・ 企業向けの保険について強行規定をすべて適用すると、多種多様な企業活動に伴うリスクを機動的にカバーできなくなるおそれがある。そこで、「事業に関するリスク」に関する保険については、強行規定の対象から外すことが望ましいのではないかと（弁護士）。
- ・ 保険業法において、主に事業に関するリスクをカバーする保険については、契約者利益の保護等の観点から問題が少ない場合には商品の届出性や特約の自由化が認められており、保険法においても同じ範囲の保険契約について強行規定性を排除すべきである（教授）。
- ・ 企業保険といってもどこで線引きをするかは難解なものと思料するが、その線引きに迷う分野については、保険法においては任意規定とし、その部分の保険契約者保護は保険業法に基づく監督行政に委ねることが相当ではないかと思料する（弁護士）
- ・ 団体生命保険契約、団体傷害・疾病保険契約については、原則として任意規定とすることを要望する（生保協会、日本生命）。

(理由)

団体保険契約は、企業、団体を契約者とするものであり、社会保障、企業内福利厚生、金融制度等、企業等の事業活動に密接に関連しており、他の金融商品との競合も視野に入れながら、各々の制度の特性を踏まえ、多様かつ柔軟な商品設計が求められる。団体保険契約は、被保険者ごとに保険契約が締結される個人保険とは違い、ある程度を超える数の団体に所属する者を被保険者とし、包括して保険契約を締結するものであり、団体の支払経験や、事務の集約による合理化効果が保険料に反映される。

- ・ 団体生命保険契約、団体傷害・疾病保険契約に関しては、保険者と保険契約者間の協議によって柔軟な商品設計を行っており、情報の非対称性や交渉力の格差を問題視する必要もないことから、強行規定の対象は必要最小限にとどめるべきである（第一生命）。

- ・ 団体生命保険契約，団体傷害・疾病保険契約については，企業等の事業活動に密接に関連しており，保険契約者のニーズに応じて多様かつ柔軟な商品設計が求められること，団体ごとの保険金支払実績や，事務の集約による合理化等により，一般的に低廉な保険料が設定されること等の特質が損なわれないよう配慮すべきである（明治安田生命）。
- ・ 生命保険や傷害・疾病保険が団体単位で契約される場合については，強行規定の適用の対象とすべきではなく，任意規定として規律し，柔軟な対応を許容すべきものとする（明治安田研究所）。

#### その他の意見

- ・ 成文法は，裁判規範であって裁判官が依拠するのにふさわしいものでなければならないので，権利の成立要件の立証責任など立証責任の配分の明確化に十分に配慮すべきである（ 名誉教授）。
- ・ 保険法上は，実損てん補契約と，定額給付による人保険の二分法を採用し，必要に応じ定額給付の傷害・疾病保険についての特則を後者につき規定する方向が，立法経済額的には妥当と考えられる（ 教授）。
- ・ 3類型に共通した部分を総則規定として定めることが望ましい（ 教授）。
- ・ 総則として損害保険と定額保険を規定し，各論として個別の保険契約を規定することも検討すべきである（ 弁護士）。

## 第1 保険法の適用範囲

現行商法の保険契約に関する規定が適用又は準用の対象としているもの（保険を営業としてする者を保険者とする保険と相互保険）だけでなく，契約として実質的にこれらと同様のもの（共済等）も，適用範囲に含めるものとする。

（注1） 保険法（第2以下の各規律）の適用の対象となる「保険」の意義については，例えば，「保険，共済その他いかなる契約の類型であるかを問わず，発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故（一定の偶然的事故）が発生する危険に備えるために，多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し，事故が発生した場合にその拠出を受けた者が金銭の支払その他の給付をし，危険への備えを実現することを内容とする仕組み」をいうとすることが考えられるが，これを法文上規定することの当否を含め，なお検討する。

（注2） 保険契約に関する総則的な規律として，保険者，保険契約者その他の関係当事者は，保険契約の締結から終了に至るまで，信義に従って誠実に行動し，必要に応じて互いに協力するよう努める旨を定めることについては，なお検討する。

**現行商法の参考条文 第664条，第683条第1項**

共済等を保険法の適用範囲に含めることについて

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，日本損保協会，損保労連，第一生命，第一生命研究所，消費科学，消費者情報ネット，全国相談員協会，全国相談員協会関東，中央大，保険契

約法研究会， 名誉教授， 准教授， 弁護士， 弁護士， 氏）

- ・ 異論はない（生保協会，日本生命。なお，住友生命は基本的に生保協会の意見と同じである（以下同じ。））

（理由）

- 保険法の見直しの趣旨を踏まえれば，保険法の適用範囲についても市場の実態に応じて，今日的に見直すことは自然である（損保労連）
- 消費者には保険と共済の違いは全く認識できない。保険も共済も同等なものであるとの認識に立ち，消費者保護規定に違いの生じることのないよう配慮をお願いしたい（消費科学）
- 共済等は契約としての法的構造が保険と同一であって，裁判規範としての法が同一レベルで妥当する（ 名誉教授）
- 今日市場環境や保険契約との機能的同質性を踏まえるべきである（第一生命）
- 実質的に保険契約と同じ契約については，その名称にかかわらず，同一の規律に服せしめることが妥当である（第一生命研究所）
- 現行行われている協同組合等の共済等については，消費者の視点からは民間保険会社が行う保険と実質的に何ら異なるところのない契約であり，これについて一元的に保険法の適用を受けるとすることが消費者の利益にかなう（全国相談員協会関東， 氏）
- 共済については，保険業法に根拠規定を持つものと個別法に根拠を持つものがあり，その実質が保険と同様の性質を持つものであることから，民事ルールとしての保険法の適用は等しく受けるものとすべきである（横浜弁護士会， 弁護士）
- 根拠法を持つ共済もあるが，中古車販売事業者等が事業の損害を補うための共済も存在しており，これを厳格に規定してほしい（消費者情報ネット）
- 監督法上の区分が異なっても契約の性質が同じであれば契約法の規律は等しく適用されるべきである。例えば，制度共済は性質が保険と同様であり，適用範囲に含まれるべきである（日本損保協会）

（補足）

- ・ 相互扶助を目的とする共済も保険法の適用範囲とすることが前提となるのであれば，個別規定についても，共済の特性等も加味した上，慎重に検討することが必要である（保険契約法研究会， 准教授）

（理由）

過保護的な消費者保護規定を設けることは，大手の民間保険会社が収益とならない分野を社会保障の補完的役割として行ってきた共済等がその分野から撤退を強いられることにもなりかねず，かえって多くの消費者・契約者にとって不幸な結果を生むことになる。

【慎重な検討が必要であるとの意見等】

- ・ 保険と共済の目的は大きく異なるものであり，保険法の見直しに当たっては，協同組合の共済が相互扶助の機能を発揮し，そのことによってより社会的責任を果たし得るよう，保険法の個々の規

律の性質の問題に加え、協同組合共済の組織・運営上の特質（組合員の権能等）や制度理念を踏まえ、契約に関する法律であることを法律名称上も明らかにすることや、保険と共済に関する定義規定を設定すること等の検討が必要である（日本共済協会、JA共済連、JF共水連、全労済、日本生協連、森林労連共済。なお、全国生協連は基本的に日本共済協会の意見と同じである（以下同じ。）。）

- ・ 保険法の適用範囲の検討に当たっては、従来の公助、自助に加えた共助という側面を持つ共済等の社会的役割及び社会が求めている相互扶助活動促進の観点からも、その組織、活動が規制されることがないように慎重な検討が必要である。共済の組織・運営上の特質や制度理念を踏まえた検討が必要である（全国交運共済生協、教職員共済、自治労共済、全水道共済）
- ・ 共済と保険はイコールフットイングであるのではなく、その性格が大きく異なっていることに十分留意し、共済を保険法の適用範囲としない立場で検討されるよう強く要請する（全通共済生協）  
（理由）

協同組合の共済については、各協同組合法の立法目的、趣旨を遵守することが法令上も強く求められている。また、保険と、組合員の最大奉仕とその事業の非営利性を条件とした協同組合の共済を、組織・運営上の特質を抜きにして、無条件にその保障という機能、契約行為という側面のみから同一の規律の下におくことは、協同組合共済の相互扶助としての社会的役割や組合の自治を軽視したり、共済に対する理解をあいまいにしたりするおそれがある。

- ・ 共済と保険を明確に区別した上で検討を進めていただきたい。共済の成り立ちを十分に考慮し、共済活動をこれまでどおり健全に運営できるよう強く要望する（神奈川保険医協会共済）  
（理由）

共済と保険の理念は全く異なっている。商法は商人の営業、商行為についての取り決めであり、利潤獲得を追及する保険と同じ土台に共済を含めるべきではない。保険法の適用範囲に共済が含まれることによって、自主規定の運営が否定されることになりかねない。共済は営利を目的とした活動ではないし、加入者の手によって作られ、運営されるという非常に自治の高いものであるなど、相互保険ともその組織形態が全く異なる。

#### 【反対であるとの意見等】

- ・ 反対である（共済懇話会、教授、弁護士、氏）  
（理由）
  - 保険と共済は制度の成り立ちや運営形態等の本質的な相違があるから、保険と共済を同一線上で捉えることは間違いである。保険業法の改正の結果、長年真面目に健全に運営されてきた会員を対象とした福利厚生制度や自主共済の運営が困難となり、社会的混乱が生じていることを直視すべきである（共済懇話会、教授、氏）
  - 共済は非営利を目的としているし、契約そのものが団体構成員（組合員）の総意により、組合の共済規約の形で作られ、必要に応じて変更される。基本的に当事者の自主的判断にゆだねておくことで足りるだけでなく、そのように扱うことが共済を柔軟で生き生きしたものにす。保険

と共済を同一の法律によって規律しようとする、同一法律上それぞれ適用を異にする場合を生じ、解釈の混乱を生ずる可能性がある（ 弁護士）

- ・ 保険法の適用対象から協同組合保険としての共済は外すべきである（ 氏）

（理由）

保険と共済では、加入者の危険対処目的を達成するための団体形成の仕方が相違している。共済（協同組合保険）の歴史的・経済的本質論及び社会的役割や組織的特質を抜きにして、保険と共済の法形式的な本質について、主に保険法学上の代表的な見解だけに依拠して、両者を同一法下に規制しようとする考え方は極めて危険な行為であり、結果的に消費者の選択肢を狭めることになる。

#### 【その他の意見】

- ・ 企業や団体等において行われる慶弔見舞金の給付については、保険法の適用範囲には含まれないと考える（日商）
- ・ 共済には各種協同組合法に基づくもの、農業災害補償法に基づくもの、地方自治法に基づくもののほか各種の共済がある。保険法の適用範囲の検討に当たっては、共済等の社会的役割及び社会が求めている相互扶助活動促進の視点からも、その組織、活動が規制されないことがないよう、慎重な検討が必要である（日本共済協会，JA共済連，全労済，日本生協連）
- ・ いわゆる公保険を主な事業とする団体であっても一部私保険に該当する事業を行っている場合もあることから、保険法の対象となる範囲を明確化する必要がある（JF共水連）
- ・ 労働組合法に基づく共済や非営利・協同自治組織が行う共済等が保険法の適用範囲になるのかを明確にすることが必要である（日本生協連）
- ・ 単行法にするのであれば、法律の適用範囲を明確にする意味からも、「契約として実質的にこれらと同様のもの」とは何かを法文上規定すべきである（上智大）

（注1）について

#### 【保険の意義について法文上規定すべきであるとの意見等】

- ・ 共済等も保険法の適用を受ける趣旨を明らかにした規定を設けることに賛成である（ 名誉教授）
- ・ 定義規定を設けるべきである。「多数の」については、逆に限定的な解釈が行われるおそれがあることから、「大数の法則を用いて保険料を算出し」でよいのではないかと（ 弁護士）

（理由）

保険業法から「不特定の者を相手方とし」という文言が削除されたため、保険業者か否かを判断する際、「保険」か否かが唯一のメルクマールとなっている。このような重要なメルクマールについては明文規定を置くべきである。

- ・ できるだけ（注1）の考え方を法文上反映することを希望する（消費科学）
  - ・ 保険の定義については、「多数の者が」との文言を入れて法文上規定されたい（中古自動車販売）
- （理由）

相手方が1000人以下で少額短期保険業者等にも入らないようないわゆる純粋な意味での共済等が保険の定義から外れることを明確にする必要がある。

- ・ 保険の原理を基礎に置きながらも、非営利性、相互扶助を基本原理とする共済は、保険と全く同じというわけではない。これを対象とする場合には、定義規定を入れることが不可欠になると思われる。この点に関して、根拠法が各協同組合法である共済については、むしろ共済契約法によって規律すべきとの意見が提示された（日本大）

【保険の意義について法文上規定すべきではないとの意見等】

- ・ 定義規定を設けるべきではない（東弁， 教授）  
（理由）
  - 保険法上、保険の意義を網羅的に定義することは不可能と考えられ、保険の意義を保険法で規定することの実益は見出しがたい。保険法においては、とりあえず実務上多くみられる生命保険、損害保険及び傷害・疾病保険についての定義を置き、これらの範ちゅうに属しない保険商品が生じ、それについての規制が必要となった場合には、その時点で個別的な規定を置くこととすべきである（東弁）
  - 保険の定義については学問上の定説がなく、また損害保険、生命保険及び傷害・疾病保険の定義に加えて規定する必要性に乏しい。今後の学説や実務の変化の可能性を考えると、定義規定を置くことはむしろ有害と考えられる（ 教授）
- ・ （注1）の例示は1つの考え方として理解はできるが、デリバティブや保証業務、見舞金的なものとの境界の問題がうまく解決できるのかという論点もあり、法文化を希望するところではない（日本損保協会）
- ・ 保険法の適用範囲に共済等を含めるためのアプローチに関しては意見が分かれるが、保険（契約）の定義規定を介さないでも実現できる工夫が望ましいとの意見ある（中央大）
- ・ （注1）のような定義規定を設けても特に問題があるとは思われないが、それほど実益があるとも思われない（ 教授）
- ・ 過不足のない定義が明確化されるのであれば反対する必要はないが、規定がなくとも通用している問題であるから、規定を置くことやその文言については慎重に検討すべきである（横浜弁護士会， 弁護士）
- ・ 保険の定義については、解釈にゆだねるべきである（生保協会，第一生命，日本生命，第一生命研究所）  
（理由）
  - 生命保険契約，損害保険契約，傷害・疾病保険契約の定義が置かれれば、保険法の規整対象となる保険者の範囲も含め、保険契約を規整する前提は整うと考えられる（生保協会，日本生命）
  - 保険の定義に該当しない潜脱的契約が登場することが懸念される（第一生命）
  - 商品開発の進展によっては既存の定義に当てはまらない商品が提供されることも予想されることから、柔軟性を確保することが適当である（第一生命研究所）

- ・ 厳格に保険の定義を設けることは無用である（保険契約法研究会， 准教授）

（理由）

保険法の適用を受けないものが存在し，悪用の危険を伴うので，柔軟に対処できるように規定すべきである。

- ・ 遺漏がないように規定できるのであれば賛成であるが，そうでないとすれば規定を設けるべきではなく，その場合，保険（本質）の意義は，保険法の規律全体を通じて個別具体的な規定によって明らかとなるようにすべきである（日弁連）

（理由）

保険法上の各個の規定の適用範囲を画するため，保険法において保険の意義は明確である必要がある。なお，保険料及び積立金の計算が保険数理に従うべきことは保険の仕組みの本質と考えられ，保険料は保険数理に基づき定められなければならない，保険者は保険数理に基づき積立てを行わなければならないという規定を設けるべきではないか。かかる規定を基本法としての保険法に定めることによって，保険業法上の関連規定に実体法上の根拠を与えることになる。

- ・ 保険とは何かを法文上定義すると，その定義から外れた行為に保険法の規律を及ぼすことができないという支障があり得ることも事実であり，すべてを包摂する保険の意義について可能な限り明文化すべきであるが，現行法においても決定的な支障がないことも踏まえ，明文の規定を置くことが必須とまでは言い難い（一弁）

#### 【その他の意見】

- ・ 保険法の適用範囲については，契約法の全体像を検討した上で，むしろそれをフィード・バックする必要がある（早稲田大（担当者の意見であり（以下同じ。），意見が分かれている項目については，「早稲田大」「早稲田大」という形で記載している。））
- ・ 保険法の適用範囲に廃止前の簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約が含まれないことを確認したい（かんぽ生命）

（注2）について

#### 【規定を設けることに賛成するとの意見等】

- ・ 賛成する（ 名誉教授）
- ・ 基本的に賛成である（日本損保協会）

（理由）

- 保険契約は，一般の典型契約と著しく異なる法構造を有し，巨大な数の保険加入者間のリスク分散のための手段であるという特性があるので，保険者，保険契約者，被保険者，保険金請求権者が，保険契約加入の段階からその終了に至るまで，信義に従って誠実に行動し，互いに協力する義務を負う旨の指導理念的規定を設けることに賛成する。この規定は，直ちに個別具体的な効果を生じることはないが，あらゆる保険紛争の解決の底を流れるものとしてポディーブロー効果が期待できるだけでなく，民法の一般法理（権利濫用等）の保険法的特則として活用されうるからである（

名誉教授)

- 個々の条項の解釈を補完する意義が期待され、このような一般的・総則的な規律を設けることに基本的に賛成である。契約の直接の当事者でない被保険者や保険金受取人が利益を享受する場合が多いこと、その一方で被保険者や保険金受取人にも告知義務や損害発生のお知らせ義務等の規律が及ぶため、関係当事者間に法律関係が及ぶという趣旨を宣言する意味でも、有意義であると考え(日本損保協会)。

【規定を設けることに反対であるとの意見】

日弁連、近弁連、東弁、一弁、横浜弁護士会、生保協会、アフラック、第一生命、日本生命、全国相談員協会関東、神奈川相談員、消費者問題研究所、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 氏

(理由)

- 効果が不明な条項を規定すべきでない(一弁、生保協会、日本生命)
- モラル・リスク対策は必要であることは理解しているが、実務上、保険契約者の義務を強調するための根拠規定として使われることになりかねず、反対する(横浜弁護士会、 弁護士)
- 保険金支払の遅延や拒絶の口実として用いられることが懸念される。保険会社と契約者とは対等ではなく、情報量、交渉力等において保険会社が優位であるから、設けるとすれば、むしろ保険会社に信義誠実義務を課す規定を設けるべきである(神奈川相談員、 弁護士、 氏)
- 保険者と消費者との間には、圧倒的な情報力・交渉力の差がある。この格差を無視して、形式的に両者に信義誠実協力義務を課すことは、消費者に過重な負担を強いることにつながりかねず、保険契約者の利益を損なう危険がある(近弁連)
- 消費者は保険金を支払ってもらうために、保険会社から必要と言われる情報は提供しているのが通常であり、消費者と保険会社の格段の情報格差、交渉力格差があることを踏まえれば、あえて保険法で消費者に説明義務や信義則を課すことまでは必要がないと考える(全国相談員協会関東)。
- 民法の一般法理等によって対応できる(東弁、第一生命)
- 民法第1条第2項によってカバーされることから不要であると考え。また、仮に、(注2)のような規定を設けた場合、その違反の効果が不明であることから、立法者の意図せぬ利用をされる危険性がある(日弁連)。
- 実効性に乏しいだけでなく、契約締結前及び契約終了後の信義誠実の努力義務が不要であるという解釈がされるおそれもある(アフラック)

(補足)

- ・ 保険者に誠実公正義務を課すことには賛成( 弁護士)。
- ・ 保険者の信認義務を法定すべきである(消費者問題研究所)。

【その他の意見】

- ・ 趣旨については賛同するが、これを法定化することにより、顧客と保険会社(生命保険募集人)のいずれか一方にのみ、過重な負担が強いられることを懸念する(生保労連)。

- ・ 保険約款では，保険契約者に種々の義務を課しているが，それが行き過ぎた形で保険者に利用されている例が少なくない。これを抑制する趣旨の文言を伴わない限り，消費者たる保険契約者側の誠実義務を規定することについては反対である。他方，保険商品の特性にかんがみて，保険者が契約締結の段階において商品の内容等を十分に説明し，保険金の支払段階において適切に請求案内を行い，誠実公正に確認・調査を実施すべきであることを法律上明示する必要性は極めて大きい（保険問題研究会， 弁護士， 弁護士）。
- ・ あえて保険契約者や被保険者の説明義務・信義誠実義務を新たに規定する必要はなく，むしろ，保険会社に説明義務・信義誠実義務を規定してもよいと考える（ 氏）。
- ・ その意味はどこにあるのか，解釈論で十分対応できないかとの疑問が提示された（日本大）

## 第2 損害保険契約に関する事項

### 1 損害保険契約の成立

#### (1) 損害保険契約の意義

損害保険契約は，当事者の一方が一定の偶然の事故によって相手方又は第三者に生ずることのある損害をてん補することを約し，相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって，その効力を生ずるものとする。

（注） 損害のてん補の方法には，金銭の支払のほか，金銭の支払以外の方法による給付（いわゆる現物給付）も含まれる（3(1)参照）。

現行商法の参考条文 第629条

本文の規律について

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁）。
- ・ 「一定の偶然の事故」という文言の意義が明らかにされていることを前提に賛成する（早稲田大）
- ・ 考え方として，特段の異論はない（日本損保協会）

（補足）

- ・ 保険者は，保険料の額を，生じることのある損害につき保険数理に基づき算出しなければならないとする規定を追加すべきである（日弁連）
- ・ 「当事者の一方」，「相手方」とある点については，前者が保険者，後者が保険契約者であることは明らかであり，逆転するものではないので明確化すべきである。法文化に当たっては，「損害をてん補する」はより分かりやすい表現を検討すべきである。「偶然」を削除すべきであるとの指摘については，保険業法第3条の損害保険の定義に「偶然」が使われており，この定義は保険業に該当するか否かの判断基準として機能していることから，「偶然」を削除すると保険業法等監督法制に与える

影響も大きく、反対する（日本損保協会）。

【その他の意見】

- ・ 「偶然の事故」については、故意によらない事故との混同を避けるため、その内容（発生又はその時期が不確定な事故）を明確にすることを検討すべきである（日弁連，近弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 弁護士， 弁護士）。
- ・ 損害保険契約の成立・効力発生に重点がおかれているが，法律要件分類説に立脚した権利成立要件を明らかにする目的にウェイトを置いて，「契約で定めた保険事故によって損害が発生した場合に損害保険金請求権が発生する」という趣旨の規定を追加することを検討してほしい。「不確定性」はすべての保険契約に共通する要件であるから，明文の規定でそのことを明らかにするまでもないが，もしそのことを規定するのであれば，すべての保険契約に共通する総則規定を設けるべきである（ 名誉教授）。
- ・ 「当事者の一方」，「相手方」とある点については，前者が保険者，後者が保険契約者であることは明らかであり，逆転するものではないので明確化すべきである。法文化に当たっては，「損害をてん補する」はより分かりやすい表現を検討すべきである。「偶然」を削除すべきであるとの指摘については，保険業法第3条の損害保険の定義に「偶然」が使われており，この定義は保険業に該当するか否かの判断基準として機能していることから，「偶然」を削除すると保険業法等監督法制に与える影響も大きく，反対する（日本損保協会）。

（注）について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（一弁，横浜弁護士会，日本損保協会， 弁護士）
- ・ 認めて差し支えない（東弁）

（補足）

- ・ 現物給付の場合には，給付の質をはじめとする給付の内容を巡ってトラブルが生じる可能性もあるが，保険業法で対処できると考えられる（横浜弁護士会， 弁護士）

【反対であるとの意見】

弁護士

(2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）

損害保険契約は，金銭に見積もることができる利益に限り，その目的とすることができるものとする。

（注） 強行規定（これに反する約定が無効とされる規定をいう。）とする。

現行商法の参考条文 第630条

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，横浜弁護士会， 弁護士）。
- ・ 基本的に賛成する（早稲田大）。
- ・ 本文の規定の整理に賛成する（日本損保協会）。
- ・ 異論はない（一弁）。

【その他の意見】

- ・ 一般に金銭的評価が困難と思われる利益についても，何らかに手法により金銭的評価が不可能とはいえないこと等から，本規定は被保険利益の必要性という形の規定とすべきである（ 教授）

（注）について

【賛成であるとの意見】

横浜弁護士会， 弁護士

【その他の意見】

- ・ 性質上，強行規定だと考えるが，無効であるかどうかについては，金銭に見積もることができるということを柔軟に解釈し，硬直的に効力を否定することとしないのが適当と考える（日本損保協会）。

（3）危険に関する告知 【各契約共通事項】

【総論的な意見】

- ・ 保険のユーザーからすれば，告知義務はいたずらに複雑なものとするのではなく，簡素化される方向での改正が望ましい。簡明な規定とすべきである（経団連）。
- ・ 具体的な制度内容については，正しい告知とリスクに応じた引受けを行うという告知義務制度が十分に機能しつつ，正しく告知をしようとした消費者が保護されるものとなるよう，検討いただきたい。また，生命保険，傷害・疾病保険には多くの消費者が加入しており，消費者にとって改正内容が分かりやすいものであるようお願いしたい（生保文化センター）。

ア 契約の解除の要件

保険者が保険契約の締結に際し，保険契約者又は被保険者に対して危険に関する重要な事項につき事実の告知を求めた場合において，保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって当該事項について事実の告知をしなかったときは，保険者は，保険契約の解除をすることができるものとする。

（注1） 「告知をしなかった」とは，不実の告知をした結果ある事実が告知されなかった場合を含むものである。

（注2） 契約が更新された場合における告知に関する規律の在り方については，なお検討する（契約の更新については，他の項目においてもその規律の在り方について検討する必要がある。）。

（注3） 片面的強行規定（損害保険契約においては，基本的にこれに反する約定で保険契

約者又は被保険者に不利なものが無効とされる規定をいうが、その意味については個々の規律ごとに検討する必要がある。)とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第1項本文

全体的な意見

- ・ 賛成である(東弁, 弁護士)
  - ・ 基本的に賛成である(生保協会, 日本生命, 早稲田大)
  - ・ 本文と(注)1及び3に賛成である(一弁)
  - ・ 被保険者に対して告知を求めることができることに賛成である(日弁連, 日本損保協会)
- (理由)
- 告知義務を保険者の質問に基づくものとすれば、被保険者が保険契約者でない場合に告知義務を課しても特段の負担ではない(日弁連)
  - 被保険者は重要な事実やその内容を知り得る立場にある(東弁, 一弁)
  - 契約者と被保険者が異なる場合、契約者だけの情報では契約が成立しないことがあり、被保険者に告知を求める必要がある(日本損保協会)

本文の規律について

\* 質問応答義務とすることに関する意見

- ・ 質問応答義務にすることに賛成である(日弁連, 東弁, 近弁連, 横浜弁護士会, 第一生命, 生保文化センター, オンブズネット, かわさきコンシューマー, 全国相談員協会, 全国相談員協会関東, NACS, 神奈川相談員, 消費者問題研究所, 東京地婦連, 日本大, 早稲田大, 保険契約法研究会, 名誉教授, 元教授, 准教授, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 保険問題研究会, 弁護士, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏, 変額保険被害者の会, 氏, 匿名)
  - ・ 賛成であるが、質問の内容に関する規制も視野に入れて更に検討すべきである(一弁)
- (理由)
- 契約者保護の観点から告知漏れを理由とした保険金の不払等を防止することに寄与すると思われる。真摯に告知書を作成した契約者に有利な立法にすべきであり、軽々に告知義務違反をたてに契約解除をすることができるはずではない。契約締結時に診査医師による診査を厳格かつ公正にすべきである(氏)
  - 告知義務の重要性や告知すべき事実がどの程度のものが消費者に完璧に理解されているとはいえない。勧誘の際も十分に説明できる募集人ばかりでない(氏)
  - 保険契約者等が告知すべき事項が何かを知る(判断する)ことは難しい(不可能である。)(日弁

- 連，東弁，横浜弁護士会，かわさきコンシューマー，全国相談員協会関東，NACS，早稲田大，保険契約法研究会， 准教授， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 氏， 氏， 氏）。
- 保険契約に関する情報を集めるのは，本来的には保険者の責任においてされるべきであり，保険契約者に負担をかけることは適切でない（近弁連， 弁護士）。
  - 保険技術が格段に進歩した現状では，告知義務は自発的に情報を出さなければならない能動的な義務ではないという本来あるべき理念に立ち返るべきである（消費者問題研究所）。
  - 保険契約者の告知負担を軽減するため（第一生命）。
  - 正しい告知をしやすいとともに，正しく告知をしようとした消費者の保護を提案するものである（生保文化センター）。
  - 危険測定に関して告知すべき事項が何であるかは，保険者が知っている（日本大）。
  - 質問応答義務は既に多くの国で採用されている（早稲田大）。
  - 保険契約者等が告知義務違反の重大（重要）性についてはっきりとした認識を持っていない（かわさきコンシューマー，NACS）。
- \* 「危険に関する重要な事項」についての意見
- ・ 「危険に関する重要な事項」の具体的内容を法文上明確にすべきである（横浜弁護士会，神奈川相談員，かわさきコンシューマー， 弁護士， 弁護士， 氏， 氏， 氏， 氏， 氏）。
- （理由）
- 質問応答義務となったことにより，保険者の質問項目が細かくなり，必ずしも重要でない事項まで告知を求められ，告知義務違反を問われることが心配される（横浜弁護士会，神奈川相談員，かわさきコンシューマー， 弁護士， 弁護士， 氏， 氏， 氏）。
  - 消費者から見ると何が告知事項が分かりにくく，十分に理解していないという問題がある（神奈川相談員， 氏， 氏）。
  - 告知書の記載はシンプルで誰でも記載できる項目であることが重要である。告知事項は必要最小限度にとどめるべきである（ 氏）。
  - ・ 「危険に関する重要な事実」の判断基準が明確にされ，かつ，限定される必要がある（横浜弁護士会，神奈川相談員，かわさきコンシューマー，NACS， 弁護士， 弁護士， 氏， 氏， 氏）。
  - ・ 危険に関する重要な事項に限定すべきであり，重要とはいえない事項についてうっかり告知をしたために告知義務違反に問われることのないように検討いただきたい（ 氏）。
  - ・ 火災保険等の契約書面における告知スペースは小さく，口頭による分かりやすい説明がなければ重要と思わず見過ごしてしまう消費者が多い（例として，重複保険と健康に関する記入欄）。重要性をもっと鮮明に記載すべきである（消費者情報ネット）。
  - ・ 本当に危険選択に必要な質問に限定すべきである。また，保険契約者又は被保険者が知ってい

る事実を告知すれば足りると限定すべきである(全国相談員協会,全国相談員協会関東, 氏)。  
(理由)

質問応答義務とした場合には,保険者が危険選択に必要な範囲を超えた質問項目を設定する可能性も否定できない。また,保険契約者や被保険者は知っている事実を正しく回答する以外の方法はない(全国相談員協会関東)。

- ・ 告知の対象を保険契約者等が知っている事実に限るべきである(消費者問題研究所)  
(理由)

なんとなく具合が悪かったが,医師はどこも悪くないと言い,あるいは医師にさえかからず,告知するほどのこともないと思ったというレベルのことが重過失とされ,告知義務違反が乱発されているのが実情である。

- ・ 保険者が些細な事項を告知事項とし,恣意的に告知義務違反を問う可能性もあるところから,重要な事項についての何らかの手当てが不可欠ではないかとの意見があった(日本大)。
- ・ 現在使われている告知書面は,簡単すぎる,判断に迷う,(意図せずとも)主観が入りやすい面がある。真に保険契約に必要な告知事項にしぼって明確に質問し,回答する方式をとるべきである(オンブズネット)。
- ・ 質問の内容は,平明・簡易なものでなければならぬとすべきである。また,質問された事項が常に「危険に関する重要な事項」に該当するものではないことも明らかにすべきである(東弁)。
- ・ いわゆる道徳的危険事実(例えば,被保険者の保険金請求歴,他保険契約の有無等)は「危険に関する重要な事項についての事実」に含まれる趣旨を法文上明確化する必要がある(料率算出機構)。
- ・ 重要事実には道徳的危険事実を含まないことを明示すべきである。また,重要かどうかの判断基準は合理的な保険者の危険選択基準によると考えるべきである(近弁連, 弁護士)。

(理由)

告知義務の対象を明確に定義することにより,保険者が告知義務違反解除を濫用する危険を排除する必要がある。告知義務制度は信用調査の手段として制度化されたものではないし,合理的な範囲内でのみ情報収集が許容され得るにすぎない。

- ・ 「危険に関する重要な事項」を更に明確にするに当たっては,通説・判例である客観説を維持すべきであり,他保険契約の存在は重要事実にあたらないとの大判昭和2.11.2民集6・593は維持されることになる(中央大)。

(理由)

各保険者の基準(主観説)によるときは,保険契約者等の利益が害される場合が生じ,当事者間の衡平という面からも適当でない。

(注2)について

- ・ 契約の更新の場合は,新規契約の場合とは異なり,改めて新規契約の時と同じ告知義務を負わせ

るべきではない。実質的に継続契約と考えられるような場合も同様に扱うべきである（日弁連）。

- ・ 契約乗換え時，転換時の告知義務違反を問われ，保険金の給付がないとされた苦情も散見する。明確な規律を求める（オンブズネット）。
- ・ 更新前の契約において告知をしなかったことを理由として更新後の契約の解除をすることが解釈上可能であることを前提とすれば，特に規定を置く必要はないが，規律が明確になるようにすべきである（一弁）。
- ・ 個人生命保険契約において更新時は告知を求めることはしておらず，特段の規定は不要である（第一生命）。
- ・ （ア以外の規律を含め，）特段の規律を設ける必要はないと考える（生保協会，日本生命，早稲田大）。

（理由）

約款に規定を置くことにより，更新前の契約締結時における告知義務違反が判明した場合には更新後においても契約を解除し得る（その代わり更新時に改めて告知を求めない）と考えている。

- ・ 特別の規律の必要性は感じていない（日本損保協会）。

（理由）

更新時に，当該契約に先行する契約があれば重ねての告知は必要としないことを約定して締結する取扱いは特段の規律を定めなくても有効と考える（先行する契約における告知義務違反を理由として更新後の契約を解除できる旨約定することも不合理ではないと考える。）

一方，このような合意なく単にある契約の満期後に再度契約が締結される場合（いわゆる更改）においては，新規の契約と同様に告知を受けている。

（注3）について

- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁，消費者問題研究所，早稲田大， 弁護士， 氏ら）。

（理由）

- 保険者は，自らが保険を引き受けるに当たって必要な事項が何であるかを知り得，それを質問事項に盛り込むことができるのであるから，告知義務を自発的応答義務にすることは認められるべきではない（東弁）。
- アの規律以上に告知義務の範囲を広げて契約者等に不利をまねく特約は無効となるので，他保険契約の告知義務を負わせて違反の場合に契約解除効果を認める約款は無効になると考えられる（日弁連）。

その他の意見

- ・ （家計保険にあっては，）解除の要件として，告知制度（効果も含む。）についての説明を行ったことも加えるべきである（保険問題研究会， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士）。

士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，匿名 ）。

（理由）

消費者契約において，事業者の給付を認めないにもかかわらず，消費者の給付の返還を完全に否定する制度は極めて特殊なものである。

- ・ 告知制度の説明義務違反の場合には保険金相当額の損害賠償を認めるべきである（ 弁護士 ）。
- ・ 告知義務違反の要件の一つとして，保険者（又はその委託を受けた募集人）が保険契約者又は被保険者に対し，告知義務制度について正確に情報提供し，適正な告知をするよう助言したことを法定すべきである（ 弁護士 ）。

（理由）

告知義務制度についての保険者の説明不足と，解除の保険者による濫用に対する根本的な対処が必要である。告知義務制度についての情報は，保険保護を剥奪される危険のある事項についての情報であって，契約締結の可否を選択するにつき必要な情報である。

- ・ 質問項目，特に危険に関する重要な事実に関わる項目（保険者の使用人等には告知受領権がなく，その代行者であることを含む。）については，保険者側からの懇切丁寧な説明とこれに対する質疑応答が行われるようにしていただきたい（変額保険被害者の会）。

（理由）

昨今の保険金不払事件は告知に関する問題に端を発しており，保険商品が高度化，複雑化する中では，告知事項について契約者側の生活環境条件を十分勘案した提示，説明がされ，かつ，契約者に理解されたことの確認の証しまで必要である。

- ・ 保険者による告知義務制度の濫用に歯止めをかける必要があることから，告知義務違反による解除等の法律効果の主張は，必ず訴訟上行う必要があるものとすべきである（ 弁護士 ）。
- ・ 告知義務違反の効果として，保険者が契約の解除権を得られるというだけでなく，保険契約者が不告知事実と保険事故との間の因果関係がないことを証明しないと当該保険事故について保険者が免責される旨を規定すべきである（アフラック， 弁護士）。

（理由）

保険事故発生後も保障が継続することが多い第三分野商品では，過去の保険事故に対しては保険金を支払い，その後に発生した保険事故による請求に際して告知義務違反が判明することがある。この場合には，後の請求を不払とするだけでなく，先に支払った保険金についても返還請求を行うが，この時点で保険契約者が契約の解除をすることがある。この場合に告知義務違反による解除を原因とする不払とすることができないと解釈されるおそれがある。

- ・ 保険契約者告知がどのような様式でされれば質問応答主義にかなうことになるかは論議されていないが，これをどのように実務化するかは実務サイドでは重要な課題となろうが，その前提として，その法的効果についての論議がさらに尽くされるべきであろう。また，損害保険契約の告知につい

でも、一般に申込書に記入を求めた項目が告知事項とされているが、顧客にはそれでもって質問を受け、告知したとの認識は乏しいと考えられる。また、申込書の記入項目のすべてが告知義務違反効果と結びつく重要情報とは限らないから、告知義務項目だけが線引きされた形の申込書にしなければならないのかという問題が残されよう（元教授）

#### イ 保険者が契約の解除をすることができない場合

アにかかわらず、

保険者が、保険契約者又は被保険者において告知をしなかった事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

〔保険者の使用人等のうち告知を受領する権限を有しない者が、保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げたなど一定の場合〕には、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

（注1） における規律の在り方については、〔 〕内の「保険者の使用人等」の範囲、要件設定に当たって保険者の使用人等と保険契約者又は被保険者の告知の際の行為の態様を考慮すること等を含め、なお検討する。

（注2） 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第1項ただし書

#### 全体的な意見

- ・賛成である（東弁、横浜弁護士会）

#### について

- ・賛成である（一弁、第一生命、中央大、 弁護士、 弁護士、匿名）
- ・基本的に賛成である（早稲田大）
- ・異論はない（生保協会、住友生命、日本生命、明治安田生命、ニッセイ研究所、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら）
- ・基本的にはその趣旨に異論はない（ 弁護士）
- ・基本的に賛成である。保険者の善意無過失の立証責任は解除を求める保険者側にて負担すべきとし、これにより保険者の解除権を妥当な範囲に限定すべきである（日弁連）

#### について

#### 【規律を設けることに賛成であるとの意見等】

- ・規律を設けることに賛成である（日弁連、近弁連、横浜弁護士会、オンブズネット、神奈川相談員、かわさきコンシューマー、消費者情報ネット、消費者問題研究所、全国相談員協会関東、東京地婦連、全国相談員協会、NACS、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、保険問



契約せざるを得ない状況に置かれている（消費者問題研究所）。

- 募集人は会社の名前を前面に出して保険契約のための説明等をしており、その人を信頼し、指示に従い契約をした消費者に募集人の行った不適切な行為の責任を取らせることは納得できない（氏）。
- 実務上、保険会社が用いる使用人等がノルマ達成の圧力によって告知妨害をすることが広く行われており、保険会社はそれによって収益をあげながら、告知義務違反を理由に保険金を支払わないのは著しく信義に反する（弁護士）。
- 多くの消費者は告知の重要性や告知義務違反をした結果についての知識がなく、営業職員を全面的に信頼し、説明をうのみにして契約を締結しているといった現状がうかがえる。営業職員等の教唆があった場合に消費者側が一方的に不利益を負うのは、バランスを欠いている（氏）。
- 今後銀行等で保険が広く販売されることを考えると規定を新設する必要がある（氏）。
- 媒介をする募集人が告知書に書かなくてよいというので書かなかったこと等のために、後日契約の解除をされるのでは、消費者が一方的に不利益である（氏、氏、氏、氏、氏）。
- 募集人は保険会社の管理下にあるのであって、募集人の告知妨害が行われたときには、保険会社が告知義務違反として契約解除すべきでないのは当然である。また消費者トラブルの実態から言えば、保険法に告知妨害規定を置くことで、募集人による告知義務違反教唆等を防止する有効なインセンティブになると推測できる（全国相談員協会関東）。
- 一般に、契約締結過程において締約補助者を用いた事業者は、契約締結過程における締約補助者による不実の説明行為や補助者の悪意・過失による不知等について、自己に帰責されることを拒み得ない（代理法理の類推、履行補助者法理の類推）。競争政策の観点から見ると、告知妨害の事案において告知義務違反を問い得るとすると、保険者が保険募集人による告知妨害を排除する動機付けを失わせる可能性がある（近弁連、弁護士）。
- とが一体となって（保険募集人の告知受領権の有無を問わず）、解除権を阻却するという規律を設けることは望ましいと思われる（早稲田大）。

【規律を設けることに反対であるとの意見等】

- ・ 規律を設けることに反対である（JAIFA、教授、教授、弁護士ら、弁護士ら）  
（理由）
  - コンプライアンスを徹底すること等をスローガンに活動しており、生命保険の募集人はコンプライアンス意識がなく、常日頃からいいかげんな募集を行っていることを前提とする差別的な規律を設けるべきでない（JAIFA）。
  - 告知妨害等の態様は様々に考えられ、特に保険契約者等に故意・重過失がある場合にまで契約解除を認めず保険金全額を支払うことは、保険群団の衡平性や保険の健全性の観点から非常に疑問である。告知受領権のない保険会社の使用人等は単に契約の締結の媒介行為ができるにすぎず、

損害保険代理店との法的地位の違いは軽視されるべきではなく、単純に保険契約者等の保護の均衡論だけでは、契約法の規律の根拠としては不十分である。本来、アの規律が原則であり、告知義務違反につき故意・重過失のある保険契約者等は保護されるべきではないのであるから、アの規律のような例外を拡張することには慎重でなければならない（本来、アの規律の局面においても告知妨害等はあるのであり、保険契約者等に告知義務違反につき故意等がある悪質なケースについては、契約の解除が認められてよいとも考えられる。）

契約の解除が認められたとしても、告知妨害等のケースは監督法等の不法行為の規制で柔軟な対応が可能であり、特に契約法で規律する必要性はない（教授）

- 告知受領権のない生命保険募集人による告知妨害があった場合に保険者の解除権を阻却する効力まで与えること自体、保険制度において妥当性・衡平性を有するといえるか疑問である。適切な告知をした他の被保険者、保険契約者にも影響を及ぼすものであり、それでも保護すべき利益が存するものか厳密な検討が必要である。

一口に告知妨害といっても、どのような場合を想定するのか不明確であり、抽象的な要件を規定するのであれば、保険者の過失不知による解除権阻却の規定によって対応可能である。また、募集チャンネルが多様化する中で適切な線引きを行うことは困難であり、既存の基準を用いるのが適切である（弁護士ら）。

- 一般に告知受領権限の有無については、告知義務者への周知が図られている。告知妨害の態様については、告知義務者と募集人が通謀する等極めて多様であり、「一定の場合」の要件設定が法技術的に困難であるとともに、アの規律を設けることは、本来保険者が引き受け得なかった契約について保険金支払義務を生じさせることにもつながり、他の保険契約者との衡平性の観点からも懸念が生ずる余地が大きい。過失相殺が可能な一般不法行為法により事案に応じた柔軟な解決を図ることが妥当である（教授）。
- この問題は、告知義務違反がされるに至った具体的事情を各事案ごとに総合考慮して、保険者による解除が相当であるかを検討しなければならない問題であるが、アが立法化された場合には、仮に（注1）の考慮が払われたとしても、秤の天秤が当初から解除権阻却の方向に傾くという悪しき裁判規範になるとともに、被保険者が営業職員等を巻き込んで行う告知義務違反を誘発するという悪しき行為規範になるおそれも多分に存在する。また、一般的にいえば、そもそも各種事情を総合考慮して結論を出さなければならない問題は、判例法の守備範囲であって、抽象的法規範としての成文法にはなじまない。アの規定で十分である（弁護士ら）。
- 悪意契約者と保険者の使用人が結託した場合には、悪意契約者が利得することになり、善意契約者と保険者を害することになるので、中間試案には反対であり、この弊害を排除する方向での検討が必要である。不告知教唆や告知妨害がある場合は、契約の解除を認めた上で、損害がある場合は賠償責任の場面で救済すれば足りる（弁護士）
- 基本的にはアの趣旨に異論はないが、規定を設ける必然性はない（弁護士）  
（理由）

従来の判例は、募集人に不適切行為があった場合には、信義則上保険者の解除権を認めるか否かを判断していた。

- ・ 現行の保険実務や現行商法下の判例等を踏まえると規律の必要性に疑問がある（ 教授）
- ・ 趣旨には賛成であるが、現行商法第644条第1項ただし書の解釈として、告知妨害・不告知教唆がある場合には、生命保険募集人の選任・監督についての保険者自身の過失による不知として扱うことが可能であるのならば、規定の新設は不要となろう（保険契約者側の事情が悪質であるときは、保険者の過失を否定することも可能である（過失相殺の類推適用もあり得る））。現行商法第644条第1項ただし書の解釈に取り込むことが不可能である場合には、規定を新設すべきである（中央大）

【慎重に検討すべきであるとの意見等】

- ・ 保険契約者によるモラル・ハザード誘発等の影響も考慮し、慎重かつ総合的な判断を基に規律を整備していただきたい（アフラック）
- ・ 生命保険募集人のような契約の締結の媒介を行うにすぎない者の行為によって契約の履行を強制させることを保険法において規定することの必然性につき、民法の一般理論との関係からも慎重に検討されるべきである（ニッセイ研究所）
- ・ 現行商法における会社の過失に関する裁判例を明確化することには賛成であるが、契約締結の媒介を行う者の行為による本人の契約履行責任を認めることは反対である（法友会）

（理由）

告知義務制度は保険制度の根幹をなすものであるにもかかわらず、民法における履行補助者、表見法理や信義則等の一般原則を超えて特別な契約責任を法定することとなり問題である。

（注1）について

\* 「保険者の使用人等」について

- ・ 保険契約の締結の代理又は媒介を行う者及びその従業員（使用人，補助者）を含めるべきである（近弁連， 弁護士， 氏，匿名）。
- ・ 保険者が契約締結に利用するすべての者（保険募集人，銀行等の窓口販売業者）の妨害行為が漏れなく包摂されるように規定すべきである（ 弁護士）
- ・ 問題となっている主要な事例が保険募集人による告知妨害等なのであるから、保険募集人，代理店その他保険者の使用する者と趣旨を明確化すべきである（中央大）
- ・ 保険募集人全般を広く含めるべきである。代理店についても契約締結権限の有無にかかわらず含めるべきである（ 弁護士）

（理由）

保険会社には募集人管理責任があり、このような法制とすることに理論的問題点は少なく、一方でこのようにしないと多様化する販売チャネルに鑑みると、規定の意味合いが少なくなる。

- ・ 銀行や証券会社等のいわゆる窓口販売に関わる関係者をすべて含むものとすべきである（近弁連、横浜弁護士会、全国相談員協会関東、消費者問題研究所、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 氏、 氏、 氏）。
- ・ 保険仲立人や紹介代理店等、保険者側に立って契約締結の代理又は媒介を行わない者を含めることには反対である（生保協会、日本生命、ニッセイ研究所、 弁護士）。

（理由）

保険者の解除権行使を認めるかは、業法上の補助者の過失による不利益を保険者がどの程度負担すべきかという問題である（ 弁護士）。

- ・ 個々の募集行為に対する権限・責任を保険者が有している使用人は含めることとしても、それ以外の者にまで範囲を拡大することに反対である（第一生命）。
- ・ 募集代理店の生命保険募集人等を含めないでいただきたい。含める場合は、保険者による当該代理店や生命保険募集人に対する求償権を認める旨の規定を設けることを要望する（かんぼ生命）。

（理由）

被保険者と募集代理店の生命保険募集人が共謀して意図的に解除権を阻却するべく、当該生命保険募集人に告知妨害をさせたり、事実を作出したりするなどして、モラルに反した募集形態が横行することが懸念される。

- ・ 保険商品は銀行窓口販売、通信販売等の多様な販売ルートが展開されている。「保険者の使用人等」の定義も明確にすべきである（オンブズネット）。
- ・ 「使用人等」の定義を明確にすべきである（消費者情報ネット）。
- ・ 適正な規律の範囲を画するべきである（日弁連）。
- ・ 「使用人等」の範囲は実情にあった適切なものにすべきである（ 弁護士）。

\* 要件設定について（保険契約者側の事情を考慮すべきかについての意見を除く。）

- ・ トラブルとなった場合には、言った、言わないの水掛け論となり、立証できない消費者に不利な状況となる現状があることから、告知妨害の要件を明確にしてほしい（ 氏）。
- ・ 保険者が保険勧誘に当たって利用する者が告知妨害をした場合や告知を受けた事実を保険者に連絡しなかった場合には、保険者は契約の解除をすることができないとする規定を設けるべきである。また、生命保険募集人の帰責事由については、告知妨害成立のための要件とはならないと考えるべきである（近弁連、 弁護士）。
- ・ 告知受領権がないといわれる保険募集人が被保険者の健康状態等の重要事項を知った場合の保険者への通知義務を法定化する必要がある。そして、これに違反する場合に保険者に過失を認め、解除権を制限する効果を持たせる必要がある（ 弁護士）。

（理由）

募集人は、契約者等に最も身近に接しており、契約者等は募集人に様々なことを伝え、それで必要事項を告知した認識を持つ。募集人が認識した事項を保険者に伝えることは、素人の契約者等が正確な告知をすることよりもはるかに容易であり、かつ、保険者の業務である以上当然求められることである。

- ・ 「一定の場合」に限る必要はなく、また、保険募集人等の故意過失によること等を要件とする必要はない（消費者問題研究所）
- ・ 保険者の使用人一般又は保険者から保険契約の媒介をすることの委託を受けた者（告知受領権を有しない者に限る。）が、告知妨害若しくは不実告知教唆を行った場合又はその責めに帰すべき事由により契約者等が事実の告知をせず、若しくは不実の告知をした場合にまで適用を広げ、かつ、この場合には、契約者等が事実の告知をせず、又は不実の告知をした経緯その他の事情に照らし、保険者のてん補すべき損害の全額をてん補することが相当でないときは、裁判所は、これを考慮して保険者がてん補すべき損害の額を減額できるものとすべきである（東弁）

（理由）

契約者等としては、保険者の使用人等が告知妨害を行うなどした場合に正しい告知を行うことは困難であるうえ、報償責任の観点からも、このような場合には、保険者による契約解除を認めるべきではない。また、このような規律を設けることが、保険者が使用人に対して告知についての正しい社員教育を行うインセンティブとなり、告知制度が正常に機能する基礎となるものというべきである。

告知義務の内容を質問応答義務に改めるものとされた以上、外務員に告知受領権を与えることはさほど困難なことではないと考えられる。そのため、保険外務員に対する告知が行われた場合には、保険者による解除権の行使は認めないものとすべきである。なお、公平の観点から、過失相殺は の場合に限定すべきである。

- ・ 要件についての慎重な検討が必要である。かえって告知妨害等の規律を奇貨とする悪質な契約者が出現するおそれが増すのではとの意見があった。保険募集の在り方とも含めた慎重な議論が必要である（日本大）
- ・ 要件は実情にあった適切なものにすべきである（神奈川相談員、かわさきコンシューマー、弁護士）
- ・ 契約が有効となっても事故があったときに保険金の支払がないのでは意味がないので（契約者の故意の場合は別）、損害賠償を支払うか、どのような対応をすべきか検討が必要である。また、告知妨害の有無は言った言わないの世界で証拠がないことが多いので、有効な手立てを検討いただきたい（ 氏）
- ・ 言った言わなかったなどという問題になりがちなので、実効性を持たせるために、証明責任を保険会社に負わせるべきである（ 氏）
- ・ 言った、言わないで、いざというときに保険金の不払ということでは承服できないが、契約をどのような場合に解除することができるかについて、更に検討を尽くしていただきたい（東京地婦

連)

- ・ 様々な事態に適切に対応できるように要件・効果を定めるべきである( 弁護士)
- \* 保険契約者側の事情を考慮すべきか
  - ・ 告知妨害等のケースでは、保険者の使用人等の行為の態様だけでなく、告知義務違反の態様や程度といった保険契約者又は被保険者の事情をも総合的に考慮するようにすべきである(全銀協, ACCJ, 生保協会, 住友生命, 第一生命, 日本生命, 富国生命, 明治安田生命, 教授, 教授, 名誉教授, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士)
  - ・ の例外として、保険者による解除を認めないことが信義則に(著しく)反する場合あるいは保険契約者に害意があった場合を設けていかがか( 弁護士)
  - ・ 告知妨害があったからといって、一律に保険者が契約の解除をすることができないとすべきではない(朝日生命, 生保労連, 保険契約法研究会, 准教授, 弁護士ら)
  - ・ 募集ルールに従わない募集人に対する適切な対策について支持するが、この規律については、保険契約者によるモラル・ハザード(解除権阻却規定の悪用等)誘発等の影響も考慮し、慎重に整備すべきである。また、このルールの実用性について懸念している。解除権に2年の時効が設定されていることで、既に消費者保護は適切に図られている(ACCJ)
  - ・ 例えば、実際は重篤な疾患に罹患している被保険者が募集人の異常指摘に対して、「実は風邪のため、熱っぽい状況にあるが、大したことはありません」と述べ、それならば告知の必要はありませんと答えた場合、従来の考え方なら不告知教唆とはならなかったはずである。また、被保険者の症状告知に対して、自己に判断能力と権限がないため何ら返答をしなかった場合、黙示の不告知教唆と評価される余地はないかとの危惧を持つ( 弁護士)

(理由)

- (正しい告知を行う意図を持った保険契約者等を保護するという趣旨に異論はない(賛成である。))が、)正当な告知をしていれば明らかに保険に加入できなかった場合でも、生命保険募集人の告知妨害があることだけをもって一律に解除を認めないとすると、例えば、生命保険募集人の告知妨害と保険契約者等の不告知との間に因果関係が認められない場合や、保険契約者又は被保険者が生命保険募集人に告知受領権のないことを知っていた場合にも一律に解除権が阻却されることになるなど、保険群団の公平性に反し、保険の健全性を損なう懸念がある。また、解除権阻却規定を悪用するモラル・ハザードが生じることにより、善良な保険契約者との公平性が害される懸念がある(生保協会, 朝日生命, 住友生命, 第一生命, 日本生命, 富国生命, 明治安田生命, 教授, 名誉教授, 弁護士, 弁護士, 弁護士)。
- 保険販売のチャンネルが広がったことと、加入者側が告知妨害を知りながら上手くそれを利用することもあり得るために、要件を慎重に検討していただかなければ、かえって告知妨害を拒否した善良な加入者・申込者との関係で不平等が生じる(保険契約法研究会, 准教授)
- は、本来的には信義則の考え方により規律されるべき箇所であり、悪質な契約者が計画的・

主体的に募集人を巻き込み、告知妨害をさせる場合等に解除が一切許されないことは、他の保険契約者を含めた保険母集団との関係やモラル・リスクの排除の観点から疑問の余地がある（弁護士）

- 生命保険募集人は、生命保険加入に際して、不告知が誘引されることがないように丁寧な説明に努めている一方で、正しい告知がされない原因として、例えば軽微な疾患・事象のため告知対象外と誤認するケース、傷病歴等があれば全く保険加入不可となる不安からの不告知のケース、募集人に知られたくないことによる不告知のケース等も考えられる（生保労連）。
- 現行商法の解釈や判例を勘案すると、解除権を阻却すべきかどうかは個別の事案における事実認定の問題であるように思われる（弁護士ら）。
- ・ 生命保険募集人による告知妨害と消費者側の不実告知との間に因果関係がないことを保険者側において立証した場合に限って、保険者はなお告知義務違反を問い得るとの立法がされるのが相当である。また、告知義務者の行為態様が悪質な場合には、信義則又は過失相殺類推という一般法理によって保険金請求権の一部減額を導くことが可能であり、特に告知義務者の行為態様に着眼した立法をすることは、保険会社が告知妨害を排除するに当たってのインセンティブを削ぐ危険があり、妥当ではない（近弁連、弁護士）。
- ・ 保険契約者等が保険募集人に告知受領権がないことを知っていた場合のように、保険契約者側の事情を考慮すべき場合があり得る。そのような場合に対処すべき特別な規律について検討することも有益とは思えるが、過失相殺の類推適用、信義則、権利濫用といった民法のルールを適用して解決することも十分可能と思われる（早稲田大）。
- ・ 保険契約者等が正しい告知をしていれば保険者は契約を締結しなかったであろう場合には契約の解除を認めるべき旨の考え方については、の規律自体がこのような場合にも保険者の解除権を阻却することを前提としているのであるから、の場合にだけ解除権の阻却を認めることは均衡を失する（中央大）。

\* その他の意見等

- ・ 傷害・疾病保険契約については、一旦により解除権が阻却されると、保険事故発生後においても契約が存続して保障が継続し、給付を受けられる状態が続くことになる点にも配慮した規律としていただきたい（生保協会、日本生命）。
- ・ 効果については、一律に契約の解除権を阻却するのではなく、要件に応じた適切な解決方法を許容する規律にすべきである（第一生命）。

（理由）

他の保険契約者との均衡や契約類型によっては、全額の保険金を支払ったり、契約を解除せずに保険群団に存置したりすることが適切でない場合もあると思われる。

- ・ 告知妨害がある場合において、保険契約者が告知妨害に積極的に加担したときは、裁判所は、てん補の額を減額することができることを慎重に検討すべきである（弁護士）

- ・ 告知妨害を行った者に対する保険者の求償権を明確化する規律を設けていただきたい（生保協会，日本生命， 弁護士）。
- ・ 告知妨害を行った者に対する保険者の求償権に関する規律を置くことも検討されてよい（早稲田大）。
- ・ 告知義務違反の場合にどのような不利益があるのかを知らない消費者は少なくないので 勧誘時，手続時には書面による説明が必要である。または，告知受領権のない募集員には告知に関与させず，告知について受領権を有する人が説明をし，質問に答えるシステムにする方法がよい（ 氏）。
- ・ 保険業法の問題になるが，銀行等の金融機関等の大規模代理等に関しては，保険者以上に賠償資力を有する者があり，これらの募集主体が募集時に不当な行為を行った場合には，これら自体が直接に行政処分，民事上の賠償責任等を負う旨を明定することを要望する（保険契約法研究会，准教授）。
- ・ 告知妨害があったかどうかについて，再度争いになることが大いに考えられる。言った，言わないの争いにならないよう，告知書を含め告知全体の在り方についても検討を尽くすべきである（オンブズネット）。
- ・ 保険募集人である銀行等の金融機関が一律に告知受領権を有することとなるわけではないという理解でよいか確認させていただきたい（全銀協）。
- ・ 告知受領権を有しない生命保険募集人による悪意又は過失は保険者の故意又は過失とはならないという判例の考え方は変更されないことを確認させていただきたい（アフラック， 弁護士）。

（注2）について

- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁，消費者問題研究所，早稲田大）。
- ・ 特段異論はない（生保協会，住友生命，日本生命，明治安田生命， 弁護士， 弁護士， 弁護士ら）。

## ウ 解除権の除斥期間

アによる解除権は，保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは，消滅するものとする。保険契約の成立の時から5年を経過したときも，同様とするものとする。

（注） 強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第2項

全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，生保協会，第一生命，日本生命， 弁護士）。
- ・ 基本的に賛成である（早稲田大）。

本文の規律について

- ・ 「解除の原因を知った時」の認定とも関係するが、1か月の期間は保険者の立場からは短かすぎる（ 弁護士）
- ・ プロ・ラタ主義を導入し、かつ、告知義務違反の効果主張は必ず訴訟上行使する必要があるとすべきであるとすれば、1か月の除斥期間については短すぎ、6か月の出訴期間とすべきである（ 弁護士）
- ・ アの（注2）の契約が更新された場合の告知の在り方に関して、除斥期間の論点が考えられる（日本損保協会）
- ・ 解除権の除斥期間の規定と因果関係不存在の場合の特則との関係がはっきりしないが、保険者の解除権が消滅した場合には、不告知事実と事故との間の因果関係が存在していても保険金の支払を受けられることを規定上明確にした方がよい（ 教授）

（注）について

- ・ 生命保険実務では約款上、契約成立（責任開始）の時から2年の除斥期間が定められており、このような実務が許容されるべく、5年の除斥期間については片面的強行規定とすべきである（教授。中央大も同旨）。
- ・ 強行規定とすべきである（一弁，早稲田大）

## エ アによる解除の効果

A案 アによって契約の解除がされる前に保険事故が発生していたとしても、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は、責任を全部免れるものとする。

B案 アによって契約の解除がされる前に保険事故が発生していたとしても、保険契約者又は被保険者に故意があった場合には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は、責任を全部免れるものとし、

保険契約者又は被保険者に重大な過失があった場合には、  
 (ア) 正しい告知がされていたとすれば保険者が保険契約を締結しなかったであろう場合には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は、責任を全部免れるものとし、  
 (イ) (ア)以外の場合（例えば、正しい告知がされていたとすれば保険者がより高い保険料で契約を締結したであろう場合）には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係

がないことを保険契約者において証明した場合を除き、〔一定の方法〕により保険金が減額されるものとする。

(注1) A案及びB案は、いずれもAによる契約の解除の効力が将来効であることを前提としている(4(4)参照)。

(注2) B案を採用する場合には、の(イ)の「一定の方法」の具体的内容、正しい告知がされていたとしても保険者が契約を締結したかどうかや「一定の方法」によって算出(削減)される保険金の額はいくらか等の証明責任を誰が負うことにすべきか、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合に保険者が保険金を全額支払うこととすべきか等について、検討する必要がある。

(注3) 片面的強行規定とする方向であるが、B案を採る場合におけるその当否を含め、なお検討する。

現行商法の参考条文 第645条

A案とB案について

【A案に賛成であるとの意見等】

- ・ A案に賛成(B案に反対)である(最高裁,日弁連,東弁,法友会,ACCJ,保険医学会,損保労連,生保協会,生保労連,朝日生命,アフラック,かんぽ生命,住友生命,第一生命,日本生命,三井生命,富国生命,明治安田生命,第一生命研究所,ニッセイ研究所,日本共済協会,JA共済連,ＪF共水連,全労済,日本生協連,全国交運共済生協,教職員共済,全水道共済,かわさきコンシューマー,消費科学,全国相談員協会,全国相談員協会関東,上智大,日本大,早稲田大,保険契約法研究会, 教授, 教授, 教授, 教授, 教授, 教授, 教授, 教授, 教授, 准教授, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士ら, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士ら, 弁護士, 弁護士ら, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士ら, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士ら, 氏, 氏, 氏ら)。
- ・ B案を採用することについては慎重に検討すべきである( 名誉教授, 弁護士ら)。
- ・ 任意規定であるとしても, B案を原則的な規定とすることには反対である。標準ルールとしては因果関係不存在の場合の特則にとどめるべきであり, プロ・ラタ主義は, 重過失の義務違反者への救済策として, 契約者等にも納得感のある範囲で各保険者が個々に導入するのが妥当である(日本損保協会)。

(理由)

\* 改正の必要性等

- 保険加入者側の権利保護の観点からは, 自発的告知から受身的告知への転換を図ることで十分と考えられる( 教授)。
- A案に基づく現行実務の下においては, 保険契約者又は被保険者の重過失について, 極めて故意

に近い状況にあると判断されるときなどにしか告知義務違反による解除権を行使しておらず、保険契約者の利益にも配慮している（このような重過失の者を保護する必要はない（少ない））（日弁連，日本損保協会，生保協会，住友生命，日本生命，富国生命，明治安田生命，上智大， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士ら）

- 現在の実務では、告知書の質問は具体的で誤解されるおそれはほとんどないものとなっている（ 弁護士， 弁護士）
- 現行実務では契約の解除をした場合には解約返戻金相当額を支払っている（生保協会，住友生命，日本生命， 弁護士， 弁護士）
- 現行商法の解釈と現在の告知の実務とを照らし合わせてみると、被保険者に重過失があったとして契約の解除がされるケースはあまり存在しないのではないかと思われる。現在では保険金が支払われている軽過失があるにすぎない場合にも保険金の減額がされる可能性が高い（ 弁護士）
- 保険者作成の告知書に記載されている内容について告知すればその義務を尽くしたことになるわけであり、重過失というのはかなり注意力散漫である。そのような者を保護するために、一般の契約者が保険料を更に負担しなければならないこととなるのは理不尽である。

告知義務違反解除は、除斥期間の点においても制限が加えられている。告知義務違反の濫用があるというのであれば、それは、保険業法等の監督規制によればよい（保険契約法研究会， 准教授）

- もともと軽過失による場合には告知義務違反による制裁は予定されておらず、告知義務者が知らない事実について告知義務は及ばないとされている。質問応答義務に改め、保険募集人の告知妨害についての規律を新設する中間試案において、重過失が存するにもかかわらず、契約者を保護すべき事案はほとんど想定されない（ 弁護士）
- 告知書が平易・簡明なものであれば、善良な契約者等が重過失によって誤った告知を行うとは考えられない（東弁）
- 故意又は重過失による告知義務違反の場合に、告知義務違反のあった事項により保険事故が発生し、保険金が支払われないのはやむを得ない（かわさきコンシューマー， 弁護士， 氏）
- B案によると重過失による告知義務違反があっても一部保険金が支払われる場合があるが、あえてそこまで認める必要があるか疑念がある（ 弁護士）
- 重過失といっても 重要な事実があること自体は知っていながらも告知をしていない者である（ 弁護士）
- 引受条件を変更しても引受可能範囲にないものについては、B案を採用しても救済されない（例えば、共済団体の生命共済では、そもそも引き受けられない疾病も多く、引受条件の変更による対応では実効性が低いと思われる。）（日本共済協会，JA共済連，全労済，日本生協連，全国交運共済生協，教職員共済，全水道共済）
- 現行制度では、不告知事実と因果関係がない場合には、故意の場合であっても保険金の支払を行っていることから、一定の救済措置を設けている（日本共済協会，JA共済連，全労済，日本生協

連，全国交運共済生協，教職員共済，全水道共済）

- 保険者の免責事由について故意と重大な過失を同等に扱っている中で，告知義務違反の効果についてのみあえて重大な過失によるものを保護する必要があるか疑問である（JF共水連）
- 仮に，重過失を故意に準ずるものと解釈するのであれば，両者に同様の制裁が加えられても不当とはいえず，重過失による告知義務違反者を特別に救済するのは不合理という結果となる（早稲田大）
- 故意と重大な過失にあえて分ける必要は少ないし，一定の方法による減額に何らかの差が生じたりと余計な憶測の元を作る結果になることを危惧する。甘やかしすぎとも考える（消費科学）
- 重過失で病気を告知せずに，その病気が原因で死亡した場合にも減額されるとはいえ保険金を支払う必要があるのか疑問である（教授）
- そもそも故意でないことの立証責任を被保険者に負わせている国もある中で，日本では，故意が強く疑われても重過失であるとして契約を解除している。現行法でも問題はない（教授）
- B案は，保険者自ら営業政策の観点から導入するなどの自主的判断にゆだねればよい問題である（氏ら）

#### \* 告知制度や保険制度との関係

- B案だと，保険契約者又は被保険者に重過失がある場合でも，一部とはいえ保険金が支払われ得ることになるので，契約締結時に正しく告知するインセンティブが低下する懸念がある（結果的に保険料の増額につながる）。また，告知義務違反の制裁的效果が弱まり，モラル・ハザードを誘発する懸念がある。さらに，正しく告知しなかった者は，本来負担すべきはずの危険に応じた保険料を支払わなくてよくなり，正しく告知した者との間で不公平が生じる懸念もある（保険医学会，生保協会，朝日生命，かんぽ生命，住友生命，第一生命，日本生命，明治安田生命，富国生命，三井生命，第一生命研究所，ニッセイ研究所，日本共済協会，JA共済連，全労済，日本生協連，全国交運共済生協，教職員共済，全水道共済，上智大，日本大，保険契約法研究会，早稲田大，教授，教授，教授，名誉教授，准教授，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士ら，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士，弁護士）
- 消費者は正しい告知をしなければならないとされているのであって，その正しい告知へのインセンティブを失わせる可能性がある（全国相談員協会関東）
- 告知義務制度を形骸化してしまうおそれがある（ACCJ，アフラック，第一生命，第一生命研究所）
- 利用者の保険制度に対する信頼が失われかねない（弁護士）
- B案は，長年にわたり我が国で定着した告知義務制度の重要な意義を遺憾にも減退させ，一方でインモラルな契約者が不当に利することにつながりかねない（弁護士）
- 正しく告知をしても問題ないのではないかとの誤解を保険契約者に与えることになり，告知義務

違反を誘発・増加させ、告知義務制度全般にマイナスの影響を生じさせることを懸念する（生保労連）

- モラル・ハザード回避のためにも、善意契約者の費用負担の上で悪意契約者を救済すべきではない（ 弁護士）
- 正しく告知した契約者・被保険者が最も保護されるという形にするべきで、正しく告知しても告知しなくても結果が同様であるという規律にすべきではない（三井生命）
- 告知について重過失があったとしても保護されるとの価値判断自体、多数の保険契約者や被保険者の存在を前提として成立する保険制度にはなじまない（ 弁護士ら）
- 告知義務の形骸化を招き、保険契約の母集団に影響する可能性がある（損保労連）
- 同程度のリスクを抱えた契約者によって保険集団が構成されており、重大な過失があった場合には事故が発生した後に保険金を変更するものとするのは、科学的な保険料率の算出及び保険集団の構成を無意味なものにすることになる（ 教授）
- B案は、重過失がある場合であっても（一部）保険金が支払われることを許容する内容となっているが、信頼関係等を基礎とした保険契約において、契約当初から信頼関係を逸脱するような契約形態を制限的ではあるが許容するという法律構成には賛同できない（ 教授）
- B案を採用した場合には、保険者の契約引受基準や査定基準が実質的に周知のものとなる蓋然性が高く、これを逆手にとったモラル・リスクの顕在化を惹起する懸念が強い（ 教授）
- B案は重過失の保険契約者を保護することにより、正しく告知をした保険契約者の利益を損なう可能性がある（ACCJ、アフラック）

\* 故意と重過失に分けることの問題点

- 故意と重大な過失を明確に適切かつ迅速に区別することは困難であることから、その取扱いについて紛争や保険実務における混乱が生じるおそれがある（東弁、ACCJ、保険医学会、生保協会、かんぽ生命、住友生命、第一生命、日本生命、富国生命、第一生命研究所、日本共済協会、JA共済連、JF共水連、全労済、日本生協連、全国交運共済生協、教職員共済、全水道共済、日本大、早稲田大、保険契約法研究会、 教授、 教授、 准教授、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士）
- 故意の立証は困難であり、故意の事案も重過失として処理せざるを得ないことが予想される。そうすると、告知義務違反を助長することになるし、正しい告知をした者との間の衡平性が損われる（保険医学会、日本損保協会、朝日生命、富国生命、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士）
- 告知義務違反が故意によるか、重過失によるかによって効果に差異を設けることが衡平であるとは必ずしもいえない（ 弁護士）

- 故意と重過失を区別した取扱いとすることは、保険契約者側からの理解を得ることも困難になると思われる（第一生命）
- 実務上、故意と重大な過失については、極めて近似する注意欠如の状態であり、これらを区分して取り扱うこと及び効果が異なることに関してトラブルが発生する可能性がある（JF共水連）
- 故意と重過失を峻別しなければならないとすると、その調査のために現在より時間がかかることになり、ひいては大多数の善良な保険金請求権者に対して迅速な保険金支払ができなくなる可能性がある（弁護士、弁護士）
- 我が国の民事実体法上、重過失は故意に準じるものとして故意と同一の法律効果を発生させる法律要件とされている（教授、弁護士ら、弁護士ら）

\* 保険実務上の問題点等

- B案が採用されると、契約締結時の告知義務違反の状況や被保険者の健康状態等についてより精緻な調査が必要になると考えられるところ、個人情報保護の関係で医療機関からの情報提供が得られない場合もあるなど、調査が困難となることが懸念される（保険医学会、生保協会、朝日生命、日本生命、富国生命、弁護士、弁護士、弁護士ら）
- B案では契約締結時に遡って正しい告知がされていたとすればどのような内容で契約が締結されていたかを事後的に確定する必要があるが、遡及的に引受条件の決定を行うことが困難なケースが多々生じると考えられる（例えば、正しい告知がされていたとすれば医師の診断を受ける必要があったとしても、契約締結時に遡って診断結果は得られない。）（保険医学会、明治安田生命、早稲田大、弁護士、弁護士、弁護士ら、弁護士、弁護士ら）
- 仮に何らかの方法で過去に遡って引受条件を決定しようとしても、そのために必要なシステム導入負担が大きすぎ、結局その負担は保険契約者に転嫁される（保険料に反映される）おそれすら否定できない（弁護士ら）
- 実務において、契約者側の適切な理解が得られるか疑問がある（弁護士）。
- 保険金支払の実務上、例えば自動車保険を中心に考えると、契約者等に一定の自己負担額が生じるため、示談金額の調整がつきにくいとか、責任保険のように第三者である被害者（相手方）がある場合には、削減払すること自体が相手方に受け入れられず、トラブルとなることが多いなどという問題があり、被害者保護につながらないだけでなく、かえってトラブルを引き起こすことになる（日本損保協会）
- 特に、サードパーティ型である責任保険の分野では、プロ・ラタ導入によって、無用な紛争を起こすこととなる（保険契約法研究会、准教授）

\* 紛争の増加への懸念

- B案を採用した場合、〔一定の方法〕の具体的内容を確定する必要性や、事後的に契約締結時の状況を確定し、保険金額を決めるなどの複雑な対応が必要とされ、より紛争を生じさせるおそれもある

る（日弁連）。

- 適切な保険金の支払をすることができるのか、それをどのように検証又は立証するのかについて、紛争を招くことが懸念される（ 弁護士ら）。
- B案の下では、保険金支払の可否、支払額をめぐる紛争の増加あるいはその長期化が予想され、これに要する保険者のコストは当然大多数の正当に告知した契約者も等しく負担することになる（ 弁護士）。
- B案を採用した場合には、保険者としては、現在政策的配慮から重過失として扱っているものを、今後は正面から故意として処理せざるを得なくなると思われるが、この場合、故意に虚偽を述べたと断定されることについて保険契約者の大きな反発を招くことは必至であり、トラブルが増加することが懸念される（ 弁護士）。

\* B案の問題点

- B案の規律は、実務的にも、保険契約者等にとっても、複雑で分かりにくい（日弁連、保険医学会、損保労連、生保協会、かんぽ生命、住友生命、日本生命、ニッセイ研究所、全国相談員協会関東、早稲田大、 教授、 教授、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士）。
- 仮にプロ・ラタを認めるとすると、募集の際に、規律の内容だけでなく、重過失とはどのような場合か、保険者の引受基準はどのようなものかも説明する必要があるであろうが、このような説明は実際に困難であろうし、仮に可能としても、それは契約者のモラル・リスクを誘発することになる（ 教授）。
- B案を採用すると、引受基準の見直し等により、現状では比較的柔軟に行われてきた特別保険料によるハイリスク契約の引受けが今後慎重になることが十分に予想され、かえって保険利用者の利便を削ぐ結果となりかねない（ 弁護士）。
- 解除がされる以前に保険事故が発生したときに、本来保険契約者は保険の保護を受けられないにもかかわらず、単に解除権の行使の遅れにより保護が受けられる結果となるのは妥当でない（日弁連）。
- B案を採用すると、保険者においては複雑な場合分けを余儀なくされるために、現在以上に査定につき詳細な情報の入手が必要となり、支払のためのコストが増大する結果、契約者全体にとっての不利益となる可能性がある（ 弁護士、 弁護士ら）。
- B案を採用すると、訴訟が遅延し、故意と認定された場合には感情的な理由から上訴する可能性が高い（ 弁護士）。
- プロ・ラタ主義の導入は法理論としては理解できるとしても、それによって派生し得る弊害の方が多いのではないかとされるし、必ずしも消費者保護につながるのではないかと指摘もされた（日本大）。
- 不告知の事実が結果的に引受範囲内であったかどうかという偶然によって保険金支払の可否が決

まるというのも疑問であるし(いわば後出しじゃんけんとなる。), 正しく告知して高い保険料を支払って保険に加入している者との不公平感もぬぐえない。なぜ重過失のある契約者をそこまでして保護する必要があるのか明らかでない( 教授)。

- プロ・ラタ主義は実務上の手当てが煩雑になる反面, それによって救済される保険金請求者の範囲がきわめて狭い( 教授)。
- B案では, 正しい告知がされていたとすれば保険者が保険契約を締結しなかったであろう場合に該当するかの立証責任をいずれの当事者が負担するかが明らかではない。これは, 保険者の引受基準・引受方針の問題であるから, 保険契約者が知り得る立場にはないし, 保険者の側でも引受基準から一義的な回答が出るとは限らず, 裁判における攻撃防御になじみにくい。また, そもそも引受基準を公開の法廷に提出することの必要性やその当否についても議論の余地がある( 弁護士ら)。
- B案は, 裁判所に一種和解的な処理を可能にする提案であり, 重過失を(心理的に)認めやすくなり, 告知義務違反を安易に認める方向に傾くことが懸念され, かえって重過失が適用される場面を拡大するのではないかと( 弁護士ら)。
- 保険金の削減の計算について消費者から見て透明性・公平性が確保できるのか疑問である。消費者にとって制度を複雑にすることと見合うだけの消費者利益があるのか大いに疑問である。また, B案によると具体的にどのような場合に保険金が支払われることになるのか明らかではない(全国相談員協会関東)。
- B案を採用すると保険料の高額化や保険金支払に要する期間の長期化につながり, 契約者に不利益を与えることが予想されるし, B案のような効果を定めたところで契約者にとっても納得感のあるものとはならないように思われる( 弁護士)。
- B案では保険料が上がることは避けられないが, 告知義務違反をした者を正しく告知をした者の犠牲の下に保護することは, 国民の理解を得られない( 弁護士, 弁護士, 弁護士)。
- B案の前提として, 保険者の引受基準の開示が不可欠となってくるが, 現実には引受基準全体の呈示を求められる場面が容易に想定される。かかる対応は保険者として耐えられない( 弁護士)。
- B案を採用すると, 責任保険において, プロ・ラタによる削減された保険金の支払を被害者に対しては対抗することができないという特則を設けることが必要となる( 名誉教授)。
- 義務違反による解除の効果として契約の履行責任を一部でも認めることは, 債務不履行解除等に関する民法の一般原則を超えて特別な契約責任を法定することとなり, 問題である。このような責任や危険に応じた割合的解決は, ADR等の紛争解決手続の中で行うことが適当である(法友会)。

#### \* 諸外国との比較

- プロ・ラタ主義を採用している国において, 我が国と同様の要件及び効果を規定しているのか十分に検討してほしい。プロ・ラタ主義導入国では告知義務違反の規律が軽過失の場合にも適用され, 前提相違があるのではないかと( 弁護士)。

- スイス保険契約法の最近の改正においては、オール・オア・ナッシング主義は維持した上で、日本法のように因果関係不存在の場合の特則を要求することでそれを緩和したとされている（教授）。
- ドイツ保険契約法改正の趣旨は、ドイツ民法においても唱えられてきたいわゆるオプリーゲンハイト（責務）の理論に対する挑戦にあることを看過することはできない。この法理が必ずしも受け入れられていないスイスや日本では、その全面的又は各個別的打破という視点は存在しない。とりわけ日本の改正作業全体での重過失の扱いの方向性と平仄を合わせるべきである（教授）。
- プロ・ラタ主義を採用しているフランス、イタリア、ドイツ等では保障性の強い我が国と異なり貯蓄性商品が中心であるという市場背景の相違にも留意する必要がある（ニッセイ研究所）。
- 我が国ではホーム・ドクター制が普及せず、過去の医的情報へのアクセスが困難であるため、プロ・ラタ方式を円滑に実施することができる条件が未整備である（保険医学会、富国生命、名誉教授、弁護士）。
- B案の(イ)には、我が国独自の問題がある。すなわち、欧米とは異なり、我が国では逡減性リスクについて保険金を一定期間削減することによって対応しているところ、保険金削減が特別条件であるため、告知義務違反をしても同様の保険金削減が行われるのみであり、ペナルティ効果を発揮することができない（保険医学会）。
- 現行法の規律が保険契約者に過酷であるという点には納得感が得られない。ドイツと異なり、全部免責を故意・重過失の場合に限定している現行法の規律の下では、重過失の認定を厳格に解釈するやりの方が契約者にとってもよいのではないかと思う。プロ・ラタ主義は責められるべき自分の重い落ち度を棚に上げて一方的に自己の利益を主張することにほかならず、このような主張を認めるのは常識的に見ても一般法感情に照らしてもおかしい。むしろ、訴訟で裁判官がその他諸般の事情も考慮して重過失の有無を慎重に判断の方が法的規律として優れており、分かりやすい（教授）。
- ADR制度が不備な我が国においてプロ・ラタ主義を導入することは、保険者・保険加入者にとって無用の社会的なコストを負担させることとなる（保険契約法研究会、准教授）。
- 我が国では、告知義務違反の成立要件として告知義務違反者の悪意・重過失を必要とし、契約が解除されると解約返戻金が返還され、告知義務違反と保険事故との間に因果関係がない場合には支払対象とするほか、除斥期間が設けられており、諸外国と比べ保険契約者へ著しい負担を強いているわけではなく、バランスのとれたものとなっている（第一生命研究所、教授、弁護士ら）。

\* B案の「一定の方法」に関する指摘

- B - 1案からB - 3案までは、いずれも当事者がどのような立証を尽くせばよいのか分からないものばかりである。保険実務上、保険料の算出は一定の幅の中で決定されるものであるから、引受基準に関する書面を提出すれば自動的に答えが出るような話ではない。いずれも裁判規範性に乏しく、当事者の予見可能性を害する可能性が高い。B案を採用すると裁判実務を混乱させ、ひいては

契約者全体の利益を損なうことになる（ 弁護士ら）。

- B - 1案は特別保険料の徴収の場合にしか対応することができない点で妥当ではなく、B - 3案は当事者にとって予測可能性が低いため妥当ではない。B - 2案は特定部位不担保の契約にも対応可能である点で妥当であるが、この場合には、特定の疾病だけでなく、特定の疾病を含む病理群を不担保とする引受けも行われているところ、かかる不担保の病理群が既往症との因果関係に基づいて設定されているとすれば、結局、保険者が保険金支払責任を負うのは、既往症と因果関係がない疾病の場合だけであると考えられるので、不担保とする疾病群の範囲や因果関係の捉え方の広狭にもよるが、A案の下で因果関係不存在の場合の特則により保護される場合とさほど差のない結果になるように思われる（ 弁護士）。
- B - 1案、B - 2案のいずれも、その適用が一義的に定まるものではなく、B - 3案については具体的方法を示していないに等しい。また、因果関係不存在の場合の特則を採用するならば、B - 2案と同じ結果になるので、B - 2案を分けて議論する意味はない（日本損保協会）。
- 「一定の方法」を具体化・明確化することは困難であり、B案の下では、具体的な減額の程度・根拠は保険契約者側にとって分かりづらいものとならざるを得ず、混乱を招くことが懸念される（保険医学会）。
- 「一定の方法」という保険金が減額される仕組み・手順・内容は全く不明確である（ 弁護士）。
- 保険金を削減するときの削減の割合を決める基準の透明性の確保に問題がある（ 名誉教授）。
- 「一定の方法」を一義的に定めることは不可能であり、最も合理的なのはB - 3案であろうが、B - 3案では、結局、裁判所に形成判決を求めることになる。裁判規範としてはいかなるものかと考えられ、結果的には一番ふさわしくない解決となる（ 弁護士）。
- 「一定の方法」につき裁判規範性ありとするに足りる具体的な内容の規定を設けることは、困難であると思われる（最高裁）。
- 「一定の方法」について、明確な根拠をもった具体的な数字を規定することは難しく、あいまいな規定になることが予想される。裁量の余地を多く残すものと思料され、法律の規定とすることは疑問である（ 弁護士）。

#### 【B案に賛成であるとの意見等】

- ・ B案に賛成である（近弁連、一弁、二弁、横浜弁護士会、消費者機構日本、消費者問題研究所、中央大、 教授、 弁護士、 弁護士、 弁護士、保険問題研究会、 弁護士、 氏）。
  - ・ B案を採るべきと考えるが、なお検討を尽くすべきである（オンブズネット）。
  - ・ 因果関係の証明責任を保険者に負わせた上でB案に賛成である（NACS）。
- （理由）

\* B案の論拠

- 契約解除の効果として、事業者の給付を認めないにもかかわらず、消費者の給付の返還を完全に否定する制度は極めて特殊なものであり、比例的な扱いの余地のあるケースでは、悪意のない者については過酷な効果の緩和を図るべきである（保険問題研究会， 弁護士， 弁護士）
- 現実の実務では、事案によっては保険金は支払うが将来の保険契約は消滅させるなどの扱いが行われることも多いと聞いており、このことはオール・オア・ナッシングの取扱いを緩和する必要性があることを裏付けるものである（ 弁護士）
- プロ・ラタ主義の採用は、保険契約者保護という今回の保険法改正の趣旨に合致する（中央大）
- 故意か重過失かを問わず一律に保険者免責とするというオール・オア・ナッシング的な処理法は、保険加入者に厳しすぎて不当である（二弁， 教授）
- 現行商法の規律は行き過ぎで保険契約者側に過酷であり、保険者側が安易に告知義務違反を認定して、保険金支払を免れるインセンティブになってきた（消費者問題研究所）
- 故意の場合と重過失の場合とでは、その責任の重さにおいて重大な差がある（一弁）
- 保険契約者の過失(故意に準ずる重大な過失を除く。)による告知義務違反の場合に保険契約者に制裁を加えるのは、現代社会の多様な保険商品の存在を考えた場合（例えば、他保険加入の有無が重要な事実にあたるとして、保険契約者自身、現行の多数の特約がある保険商品について重複を正確に認識できるか疑問である。）には、保険契約者に無理を強い、結果責任を課すものとなる（二弁）
- B案を採用することで、ケースごとの対応が可能となるし、募集人による義理募集、不正話法にも対応することができる（ 氏）
- プロ・ラタ主義は、保険団体に現実の損害を与えていない以上保険契約はできる限り維持されるべきで解除による制裁の必要性はないとの発想に立脚するものであり、告知義務制度の本来の趣旨に合致している（近弁連， 弁護士）
- 重過失による告知義務違反は、善良な消費者でも行う可能性があることを考えると、これにより常に保険保護を全面的に剥奪されとすることはあまりに過酷であり、正しく告知した者から重過失の者への保険料を原資とする利得の移転は正当化される（近弁連， 弁護士）
- 団体に不利益を与えた範囲内で対応すれば事足り、保険料の増額又は保険金の減額で目的を十分達成することができる。それで団体に何ら不利益を与えることにはならない。現行商法の規律を維持することは、保険契約者保護の前進を目指す法改正の目的・意義・性格・理念を何歩も後退させる感さえする（消費者問題研究所）
- 年齢・性別に関しては、現行約款においてもプロ・ラタ主義が採用されている（近弁連， 弁護士）

- B案の方が妥当な結論を導きやすい( 弁護士)。
- 告知事項の中には、保険の引受けに直結するような事項から、単なる保険料の割引のために求められているともとれる項目(例えば、ゴールド免許割引や走行距離割引等)までである。これら告知事項は原則として保険契約を開発する保険会社において自由に設定できること等にも鑑みると、一律オール・オア・ナッシング主義を採用するのは、保険契約者に不利な結果を導きかねない。なお、因果関係論は認定が極めてあいまいであり、プロ・ラタ主義も併せて整備することが保険契約者保護に資する( 弁護士)。
- 新規の保険契約の獲得のために、告知義務の重要性、義務違反の深刻性について正確な説明をしないままに安易に勧誘を行っている生命保険募集人は少なからず存在するものと推認されるし、このような説明をしないまま勧誘を行えば、契約について知識の乏しい一般人は、特段の違法性の認識もないままに勧誘に応じてしまいがちである。また、保険事故が発生した場合、保険契約者が死亡することによって契約の勧誘や説明状況の立証が事実上不可能になることが少なくない。こうした現実を考えると、B案は説得力のある案である(横浜弁護士会, 弁護士)。
- 投資型金融商品における損害賠償請求の事案では過失相殺が広く行われ、妥当な解決が図られている。保険契約の場合にも解除か全額支払かという二者択一だけが解決策ではない場合がある(横浜弁護士会, 弁護士)。
- 合理的であり、世界の趨勢でもある( 弁護士)。
- 比較法的に見ても、フランスやごく最近成立したドイツの新保険契約法等においては、保険加入者の保護という観点から、B案のようなプロ・ラタ主義が採用されている(近弁連, 消費者問題研究所, 教授, 弁護士)。

\* B案への指摘に対する反論

- 告知事項に該当しないと誤解した場合や他人が既に告知したと誤解したような場合も重過失に含まれると解されており、必ずしも重過失が故意と同視し得る程度のものに限定されていない(中央大)。
- B案でも故意の場合にプロ・ラタ主義は適用されず、重過失の場合にもすべてに適用されるわけではないし、保険金が支払われる場合にもその金額は削減されることから、告知のインセンティブが失われ、他の保険契約者との衡平性が害されるとの批判は当たらない(横浜弁護士会, 中央大, 弁護士)。
- インセンティブが失われることになるとの批判があるが、保険者において保険契約者側の不実告知やモラル・ハザードを完全に排除することは不可能であり、この種のリスクは保険料に織り込まれていると考えられる。また、不注意な者に対しては、保険金削減の威嚇をもってインセンティブとして充分機能する。故意による告知義務違反を誘発する危険については故意の立証を適切に行うことによって対処すべきである(近弁連, 弁護士)。
- プロ・ラタ主義導入によって直ちに保険料増額に結びつくとは考えられないし、仮に結局は

保険料の増額につながったとしても、各保険契約者がプロ・ラタ主義導入による利益を享受する対価として保険料が上昇したと考えることができる（近弁連， 弁護士）

- B案によっても、故意による告知義務違反の場合には保険者が免責となるので、モラル・リスクの発生を助長するとの批判は当たらない。理論的にも、重過失は故意よりも主観的非難の可能性は相対的に低い（規範的評価として低くすべき）ものであるから、両者について同じ制裁的效果を認めるのは明らかに不当である（ 教授）
- 故意と重過失は法概念として明確に区別されているし、故意の間接事実による立証についても実務上十分可能なものである。保険者が告知義務者のささいな告知義務違反を重過失に該当するとして告知義務違反制度を濫用することもあり得ることを考えると、重過失の告知義務違反に対して一律に解除を認めるのでは、保険契約者の保険保護が不当に剥奪されてしまう懸念がある。  
また、そもそも証拠による事実認定については常に不確定性を伴っており、立証責任を負担する当事者は常に他方当事者より不利なことは当然なのだから、契約締結時の状況の立証困難性はプロ・ラタ主義導入を否定する論拠とはならない（近弁連， 弁護士）
- B案を採用すると重過失の範囲が広がってくるとの指摘は、論理的なものではない。広げなければよいことである（ 弁護士）
- 【一定の方法】の内容については、保険者に引受基準を明らかにする義務を負わせ、保険者に証明責任を課すなどの方法により対応可能であると思料される（一弁）。
- 現物給付・定期給付については、金銭（一時金）に換算して支払うこととすれば足りる（近弁連， 弁護士）

\* その他の意見

- いずれの案を採用するかについては、実態がどうなっているのか把握することが大前提である。本当に重過失と故意についてさほどの差異はないのかが明らかにされない限り、どちらを採用すべきかの判断はしにくい。訴訟の傍聴もしたが、オール・オア・ナッシングの判決は酷と感じた。告知義務の規律がゆるむとする意見も傾聴に値する。告知や支払の在り方全体の中で検討すべき問題である。  
仮にA案を採り、重過失の場合は解除とするならば、契約時の説明責任の義務化は必須である（オンプズネット）。
- 仮にA案を採る場合には、契約締結の際の情報提供義務や説明義務の法定、告知妨害規定の新設等によって、契約の重要事項に関して保険契約者が正確な認識と理解に基づいて告知をするという前提条件を整備しなければならないし、かつ、因果関係の存在を保険者が立証することとすべきである（横浜弁護士会， 弁護士）。

因果関係不存在の場合の特則について

\* 因果関係不存在の場合の特則を設けるか

- ・ 因果関係不存在の場合の特則が維持されていることに賛成である。B案を採った場合にこれを見直すことに反対である（中央大）。
  - ・ 因果関係不存在の場合の特則は、プロ・ラタ主義導入後も堅持されるべきである（近弁連，  
弁護士， 弁護士）  
（理由）
    - 告知された事実に基づいて算定された保険料が支払われている以上，保険団体に損害はなく，不告知事実と保険事故の間に因果関係がない場合にまで解除を認める理由はない（近弁連，  
弁護士）。
    - 例えば糖尿病を告知しなかったが交通事故で死亡した場合等には，保険者による保険事故発生の危険性予測に悪影響を及ぼしたわけではないし，他の保険契約者にも不利益を及ぼすものではない。告知義務違反の効果は過酷である（ 弁護士）。
  - ・ 因果関係不存在の場合の特則を設けるべきである（かわさきコンシューマー， 弁護士）  
（理由）
 

告知義務違反のあった事項と関係のない事項により保険事故が発生した場合にまで保険金が支払われないのは，保険契約者側に酷である。
  - ・ 因果関係不存在の場合の特則は告知義務の形骸化を招き，保険契約の母集団に影響する可能性がある（損保労連）。
  - ・ 因果関係不存在の場合の特則を削除すべきである（法友会， 教授， 教授）  
（理由）
    - 因果関係不存在の場合の特則を肯定する理由として挙げられている理由は納得のゆくものではない。告知義務制度の趣旨とこの特則とは全く関連性がなく，本来保険に加入できなかった者に偶然の利得を与えることになるし，正直に告知して契約を拒絶された者とのバランスから見ても不公平である。解除権の除斥期間経過後は因果関係不存在の場合の特則を認めてもよいが，それ以前に認めることには反対である（ 教授）。
    - 中間試案の立場が維持されると，保険契約者又は被保険者は，危険に対応しない低額の保険料しか支払っていないにもかかわらず，他の保険契約者の負担により保険金を受領することとなり，保険集団内部の衡平性を欠くことになる（ 教授）。
    - 因果関係不存在の場合の特則を設けることは，そもそも告知義務制度の趣旨に反するのみならず，保険料の見直し（引上げ）にもつながることから，実務上の影響も大きい（法友会）。
- \* 証明責任の所在
- ・ 保険者に負わせるべきである（近弁連，横浜弁護士会，かわさきコンシューマー，全国相談員協会，全国相談員協会関東，NACS， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 氏）。  
（理由）
    - 保険金が支払われる多くの場合，消費者に不幸な出来事が起こっており，その時に労力を強い

ることとなることや、専門的知識や財力、情報量から考えると、消費者に証明責任を負わせるのは酷である（ 氏）。

- 因果関係がないという消極的事実の証明は一般に困難である上、医学的知識等が必要である（近弁連， 弁護士）
- 保険契約者が告知しなかった事実と保険事故との間の因果関係を証明することは困難であるのに対し、保険者は専門的な情報・知識・経験を有している（かわさきコンシューマー，NACS， 弁護士， 弁護士）
- 現状では、保険会社は殊更に広く因果関係をとる傾向にある。因果関係のないことを契約者が証明するのは、医学知識のない契約者には過酷な負担となっている。この特則の本旨からいっても、保険会社が証明責任を負うとすべきである（全国相談員協会関東）
- 因果関係の存在を幅広く認める傾向にあることから、一定範囲に限定する必要があるし、保険契約者が不存在の立証をしなければならないとするのでは実際問題としては意味がない規定となるおそれがある。関係資料を有し、調査可能なのは保険者である（横浜弁護士会， 弁護士）
- ・ 因果関係がないことの立証責任は保険契約者が負うとすべきである。因果関係がないことが立証された場合には保険金の全額を支給すべきであるが、割合的因果関係を認め、保険事故に寄与した割合を控除した割合による保険金を給付するとすべきである（ 弁護士）

（理由）

因果関係に関する事情は保険契約者側に属する。現実の実務では因果関係が相当広く認められているが、問題である。医学的因果関係には濃淡があり、告知しなかった因子と保険事故を発生させた因子との割合的因果関係を認め、関係が認められない限度で保険金を減額して支給することも認めることが公平に資する。

（補足）

- ・ 万が一、証明責任を保険契約者側に負わせるときには、（保険法又は）保険業法により保険者に因果関係の検討のための資料を提出することを義務付けるべきである（ 弁護士， 弁護士）
- ・ 立証負担の軽減について検討を尽くすべきである（オンブズネット）。

\* その他

- ・ 自動車保険における免許証の色や、割増・割引の等級のように料率差を設けている危険測定に関する事項について、事故との因果関係があるとみなすことを明確化することを要望する。A案を採る場合であっても因果関係があるという解釈が一般的に認められないのであれば、因果関係不存在の場合の特則については任意規定としていただきたい（日本損保協会）
- ・ 因果関係に関係なくリスク計算がされている保険商品に関しては、契約加入時に、その旨を加入者に説明していることを前提に、告知義務違反の事実と当該保険事故との間に因果関係がなくとも、告知義務違反解除を認めるべきである（保険契約法研究会， 准教授）

（理由）

近時、告知事項に関して因果関係に関係なく、ある告知事項の有無のみでリスク計算して、保険料を低額に抑えるリスク細分型の商品がある。因果関係不存在の場合の特則を強行規定とした場合、現行の保険商品の設計そのものを変更しなければならず(当然、保険料は現行よりも割高になる。)、低額での保険料によって利益を得ている多くの消費者の利益をかえって損なうことになると思う。

(注1)について

- ・ 賛成である(一弁)。

(理由)

実際の適用場面においては、単なる遡及効又は単なる将来効いずれでも適切な法律効果が期待できないため、現行商法の規定と同様将来効として規定し、現行商法と同様の効果を解釈から導くことで十分である。

(注2)について

- ・ B - 1案に賛成である(中央大)。

(理由)

B - 3案は、保険者にとっても保険契約者にとっても予測可能性に乏しい。

B - 2案は、既往症による保険事故については不担保とする条件を付した上で契約を締結していたであろう場合において、保険事故が当該既往症によるものであるときは、保険者が免責されるものとしている。判例の傾向として、告知義務違反の対象事実と保険事故との間の因果関係がかなり緩やかに認定されているとの指摘がある中でこの考え方を採用すると、保険事故が必ずしも既往症と一致しなくても、一様に保険者免責とされてしまうおそれがある。その場合、あえてプロ・ラタ主義を採り入れる実益もなくなってしまう。

- ・ 実務的にも対応可能と考えられるから、B - 2案を採用すべきである(教授)。
- ・ B - 2案を基にして更に検討すべきである(一弁)。
- ・ 「一定の方法」の具体的内容、削減される保険金の額の妥当性の検討は継続すべきである。特に要件について保険会社の判断をあらかじめ明確にしておく必要がある(オンブズネット)。
- ・ B - 3案によると、適切な保険金を算出するためには、保険契約者等に重大な過失があった告知に関する保険事故の発生確率が他の保険事故の発生確率に及ばず相関関係を定量化しなければならないが、異なる契約群団、多様な給付内容の相関関係を定量化することは技術的に困難である。  
また、相関関係を定量化できた場合でも、一部の保険金が受け取れるのであれば、保険契約者等が正しい告知を行わない可能性があり、これにより同質である契約群団が形成されなくなってしまう。この場合、適切な基礎率設定、検証が行えなくなるため、契約者間の公平性を維持できなくなり、保険制度の運営に大きな支障をきたすことが懸念される(アクチュアリー会)。
- ・ 正しい告知がされたとしたら締結されたであろう保険契約の内容は、保険者が立証責任を負担す

るよう立法的手当てがされる必要がある。また、保険者の引受基準については、消費者側に検証可能性を与えるため、紛争が生じる前に公表されている必要がある（近弁連， 弁護士）。

（理由）

引受基準は消費者側には立証不可能であるし、秘匿されるべき企業秘密ではない。

（注3）について

- ・ 片面的強行規定とする方向に賛成。任意規定としてしまうと、因果関係不存在の場合の特則が無意味になってしまう（中央大）。
- ・ A案を前提とすれば、片面的強行規定とすることに特段異論はない（生保協会，日本生命）。
- ・ 因果関係不存在の場合の特則を含め、片面的強行規定とすべきである（東弁）。
- ・ 因果関係不存在の場合の特則及びプロ・ラタ主義の考え方はそれぞれに長所があると思われるが、多様な損害保険商品の中では告知項目も多様であり、これらの長所はそれに見合った保険商品の中で発揮されるものである。したがって、いずれかの考え方をあえて選択し、強行規定とするのは適当ではない。現行商品においても、保険種目の特性に応じてそれぞれの長所が取り入れられており、今後もそうした商品開発が妨げられないよう、任意規定とすべきである（日本損保協会）。
- ・ 任意規定とは実務の標準を示すものであるところ、B案をそのようなものとして規定することは相当でない（ 教授）。
- ・ B案の採用を前提とすると、保険者に一定の負担が課されることが予測されるため、その具体的な規律の内容が個々の契約に対応することが可能かどうかなど検討を要する事項が存在することから、任意規定とすべきである（一弁）。
- ・ 因果関係不存在の場合の特則については任意規定とすべきである（料率算出機構， 教授， 名誉教授）。

（理由）

- 自動車保険における自動車の使用形態や免許証の色等について告知義務違反があったとしても、保険事故との間の因果関係が欠如するとみられるなど、因果関係不存在の場合の特則による免責を肯定することが無理なケースもある（ 教授， 名誉教授）。
- 保険者が保険料の区分要素（危険測定要素）として用いている事実（例えば、自動車保険における前年事故件数等）や他の保険契約について、個々の保険事故との因果関係の存在を主張することは困難であり、保険契約者間の公平性の確保及びモラル・リスク排除の観点から、一律に因果関係不存在の場合の特則の適用を強制化すべきではない（料率算出機構）。

その他の意見

- ・ 重過失の告知義務違反を理由に契約が解除された場合には、保険者は保険料の返還義務を負うものとすべきである（近弁連， 弁護士）。

（理由）

保険契約は双務有償契約である以上、給付がされない場合にその対価を保持することは相手方の帰責事由がない限り許容されないと解される。

(危険に関する告知関係後注)

保険契約の締結時に保険者は保険契約者又は被保険者に対して他の保険契約(被保険者と保険の目的物と保険事故が同一の保険契約)が締結されているかどうか及びその内容を告知するように求めることができ、保険契約者又は被保険者がこれを告知しなかったときは、保険者は一定の要件の下で保険契約の解除をすることができる旨の規律を設けることについては、なお検討する(保険契約の締結後の他の保険契約の通知については2(1)の(危険の増加関係後注)3、保険事故発生時の他の保険契約に関する規律については3(6)アの(注2)、他の保険契約と重大事由による解除については4(2)の(注2)参照。)

【規律を設けるべきであるとの意見等】

- ・ 規律を設けるべきである(日本損保協会、外国損保協会、損保労連、料率算出機構、全労済、教授、名誉教授)
- ・ 解除権の明確化が必要である(JA共済連)

(理由)

- 他の保険の告知は損害保険の実務において既に定着しているルールであり、モラル・リスクの排除と保険制度の健全性の確保のために必要である(損保労連)
- 損害保険会社の傷害保険契約においては、他保険契約の告知義務違反による解除条項がモラル・リスクに対応する有効な手段として重要な役割を果たしている。反対意見の根拠(他保険を把握していない、対象となる保険契約が不明確)については、故意・重過失の要件の解釈により解決できる(教授)
- 他保険契約の存在及びその内容は、契約時に保険者が危険選択(契約締結の可否・契約条件の決定)を行う際に使用するいわゆる道徳危険事実である(料率算出機構)
- 他保険の告知を受けずに引き受けた結果、引受基準を超えたことが判明した場合には事故発生前の解除(発生事故の免責までは問わない。)が可能となる取扱いとしていただきたい。法文の規律を設けていただくことを希望する(日本損保協会)
- 他保険告知義務違反による保険者の解除権は、保険犯罪の抑止の観点から有効に機能しているが、この他保険告知が「危険に関する重要な事項」に当たるか疑義がある(外国損保協会)
- とりわけ損害保険契約においては、損害の分担や代位求償の側面から、規律が必要不可欠である(名誉教授)
- 他契約の告知は、重複保険の場合における自己の負担部分(独立責任額による按分額)の算出上必須であり、モラル・リスク対策においても重要な制度である(JA共済連、全労済)

(補足)

- ・ 少なくとも告知・通知義務の規律における告知を求める「重要な事実」には道徳的危険も含まれ

る取扱いとしていただきたい。著しい重複で保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合については、重大事由解除（発生事故の免責まで問う。）の規定が適用できることが明確となるよう、明文で追加していただきたい（日本損保協会）

- ・ 規定を設けず、アの「危険に関する重要な事項」に他の保険契約に関する事項も含ませる解釈を採り、将来に向かっての契約の解除を(3)の規律にゆだねるべきである（一弁）
  - ・ 規律を設けないのであれば、因果関係不存在の場合の特則の除外規定を設けるべきである（教授）
  - ・ 保険契約者等の故意又は重過失を要件に加えるべきである（名誉教授）
  - ・ 現行の約款を否定するような規定を設けるのであれば反対である（准教授）
- （理由）

他保険契約の告知・通知義務は、特に損害保険や傷害・疾病保険の分野においては、道徳危険を排除するために、有用な機能を有していると考えられる。問題は、規定の運用上の問題であり、要件を絞ればよい。保険の不正利用について、保険者が故意の事故招致免責等の他の免責の規定で対処すればよいとする見解は、個々の規定の要件や効果の違いや立証の困難性等に配慮した考え方とは思われない。

【規律を設けるべきではないとの意見等】

- ・ 規律を設けるべきではない（日弁連，東弁，オンブズネット，神奈川相談員，中央大，早稲田大，教授，氏）
- ・ 生命保険契約及び傷害・疾病保険契約について規律を設けることに反対である（生保協会，かんぽ生命，第一生命，日本生命，明治安田生命）
- ・ 保険契約者に他の保険に加入していることを告知すべき義務を課すべきでない（横浜弁護士会，神奈川相談員，弁護士，弁護士，氏）
- ・ 契約締結時に他保険契約の告知をしなかったときは契約解除をすることができるべきでない（全国相談員協会，全国相談員協会関東）
- ・ 他保険の告知義務を約款上定めることは許されるべきであるが，これを告知義務の対象として，告知しなかった場合に解除を認めることは反対である（弁護士）

（理由）

- 保険契約者等が他保険契約の存在を把握していないことは少なくない状況を考慮すれば，仮に一定の要件を前提にするとしても，保険契約者に過度の負担を課すことになり，結果的に契約者利益に反することになると考えられる。他保険契約告知義務については他保険契約通知義務と同様，判例・学説上，見解が対立している状況にある（早稲田大）
- 生命保険契約及び傷害・疾病保険契約は定額保険であり，被保険利益の概念がないことから，実務においては契約締結時に他の保険契約に関する告知を求めている（生保協会，かんぽ生命，日本生命，全国相談員協会関東）
- 保険契約者等に担保範囲の告知義務を課するのは，過度な負担を強いることになるし，正しい告知

も望めない(生保協会, かんぽ生命, 第一生命, 日本生命, 明治安田生命)

- 因果関係不存在の場合の特則が規定化される方向との整合性に鑑みても, 過剰防衛的な規定となることが想定され, また他の告知義務の対象事項との関係において, 他保険契約についてのみ要件・効果の面で特別の規律を設けることも法技術的に困難と考えられる( 教授)
  - 保険契約や特約が複雑化し, 分かりにくくなっているため, 契約者に過大な負担を強いることになる。また, うっかり間違ると契約を解除されるのであれば契約者にとってあまりにも酷である( 横浜弁護士会, 神奈川相談員, 弁護士, 弁護士)
  - 他の保険を契約していることをかなりの消費者は正確には認知していないと思われる。最近の保険契約については, クレジットに保険契約が付加されていたり, 契約形態が多様化したりしている。それをもって, 契約解除とすることは酷である( オンブズネット, 氏)
  - 色々な特約があり, その内容は各社違いがあつて, しかも長期間の契約であり, 常に確実に保険内容を把握しているのはかなり難しい。その上うっかり忘れることもある( 氏)
  - 他保険は引き受ける危険の測定に直接に関係しない( 日弁連)
  - 保険者は, 本来, 他保険の存在にかかわらず, 生じた損害のてん補の義務を負うものであるし, 契約者の立場からすると, 例えば, クレジットカードに意識しないまま損害保険が付されているという場合もあり, そのような場合に他保険の告知義務を課し, かつ, 場合によっては契約を解除できるというのは, 契約者にとってあまりにも酷である。また, 保険金の二重取り等のモラル・リスクの防止は, 保険金の請求時に告知義務を課すことによっても目的を達し得る( 東弁)
  - モラル・リスク対策は別の法理で対応することが可能と思われる( 横浜弁護士会, 弁護士)
  - 損害保険会社の保険では, 加入時に申込書で他保険契約の告知を書かせているが, 告知内容は保険会社名のみの場合と, 保険商品名, 金額, 期間, 保険内容等の場合があるが, そもそも前者では他保険の告知を不可欠とする趣旨を全うしておらず, 後者では正確な告知が本当に可能かという点で消費者に過負担を強制するものである。保険が難解かつ複雑化し, 様々な特約が付加されている状況下で, 消費者が自分の保険内容を完全には認識していないことがあえて非とされるのか疑問であり, 契約を解除されるのでは効果が大きすぎ, 酷である( 全国相談員協会関東)
  - 他保険契約の告知義務を認め, その違反だけで解除を認めるとすれば, 保険者が不正請求を立証できない場合に間接的に不正請求をうかがわせる事実である他保険の告知義務違反だけで安易に解除することを認めることになる。保険者とすれば, 他保険の告知義務違反がある場合には, その告知義務違反が著しい( 例えば, 自己の収入を超える保険料を払わなければならないほどの多額の保険に加入しているなど) ことを間接事実として, 重大事由解除を主張すればよい( 弁護士)
- ( 補足 )
- アの「危険に関する重要な事項」に他の保険契約に関する事項が含まれるような形にして, 将来に向かっての契約解除を可能とするとの提案に反対である。契約の重複によって引受可能範囲を超え, かつ, 信頼関係が破壊されたような例外的な場合には, 重大事由による解除の規律が適用される余地は肯定する( 中央大)

【禁止すべきであるとの意見等】

- 告知義務の対象となる事実到他保険契約のような道徳的危険事実は含まれない。不正請求のおそれがある場合には、保険者は故意免責等の主張・立証を尽くすべきである。他保険契約について告知義務を課し、その違反を理由として免責的效果を得ようすることは明確に禁じるべきである（消費者契約法第9条第1号参照）（保険問題研究会， 弁護士， 弁護士）。

（理由）

告知義務の制度趣旨からして、告知の対象たる重要事実は保険危険事実に限定されるべきである。他保険契約について告知義務を課し、その違反を理由として免責的效果を得ようとするのは、故意免責等の主張・立証の責任を回避しようとするものである点で問題がある（ 弁護士）。

- 他保険契約の不告知を理由とする解除は認めるべきではない。特に、本来の告知義務違反と同様に扱うこと（解除により免責の効果のみが遡及する）は、明らかに行き過ぎであり、これを禁ずべきである（近弁連）。
- 他保険の告知義務に関する約款規定は無効である旨を定めるべきである（ 弁護士）。

（理由）

- 他保険は法の予定する告知事項には当たらないし、保険金不正不払の口実として濫用される危険性がある（近弁連， 弁護士）。
- 保険金の不正請求については、故意の事故招致免責、重大事由解除等の本来的な不正請求防止条項により対処すべきである（ 弁護士）。

（4）第三者のためにする損害保険契約 【各契約共通事項】

被保険者が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を享受するものとする。

（注1） 現行商法第647条の規定の実質的内容（保険契約は第三者のためにも締結することができ、この場合には保険契約者が保険料支払義務を負うとの規律）を維持することを前提としている（1(1)も同様である。）

（注2） 現行商法第648条前段の規定（保険契約者が被保険者から委任を受けないで損害保険契約を締結した場合の規律）は、削除するものとする。

（注3） 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第647条，第648条

全体的な意見

- 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，生保協会，日本生命）
- 本文の規律に賛成である（ 名誉教授）

- ・ 基本的に賛成である（早稲田大， 弁護士）
- ・ 本文の規律と（注1）について問題はない（日本損保協会）

（注1）について

- ・ 保険契約にも民法第537条以下の規定の適用があることから，第三者のために締結できることは当然である（東弁，一弁）

（注2）について

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，早稲田大， 名誉教授）

（理由）

- 損害保険契約における保険金請求権は被保険者に帰属し，相当程度危険が防止され得ることに鑑みると，現行商法第648条の規律は効果が強すぎる（日弁連）
- 現行商法のような規制を設けることの裏付けとなる立法事実が存在するとは言い難い（東弁）
- 現行商法の規律は必ずしも合理的ではなく，実務とも合致せず，賭博保険や保険金詐欺といった懸念される危険については保険金請求権が被保険者に帰属する結果十分防止できる（一弁）
- 実務上委任の有無について告知を求めることは行われていないようであるし，保険不正利用の問題も現実的でない（早稲田大）

（注3）について

- ・ 強行規定とすべきである（東弁，一弁）

（理由）

任意規定とすると，保険者が保険料を収受しながら，保険事故が発生したときに保険金を支払わなくてもよいという事態を認めることとなるし，保険者において契約者が被保険者から委託を受けていないことを立証することによって保険金の支払義務を免れるのは被保険者保護の観点から妥当でない。

- ・ 強行規定とするか否かは，慎重に検討すべきである（日弁連）

（理由）

一定の場合に，モラル・ハザード防止の観点から，約款において保険契約の成立に被保険者の同意や被保険者への通知を要求することも認められてしかるべきと考えられる（ただし，効力要件として認めるべきかも含めて慎重に検討する必要がある。）。

- ・ 強行規定とすることは反対である（ 教授）

（理由）

被保険者の同意を条件として発効するような保険契約を否定する必要はない。

その他の意見

- ・ 被保険者（生命保険契約の場合は保険金受取人）が保険金の受け取りを辞退した場合には、保険者に利得させる合理的理由はないことから、自己のための保険契約とする趣旨の規定を置くべきである（ 弁護士 ）。
- ・ 保険契約の締結時に第三者である被保険者が確定している場合と確定していない場合とを分けて規定する必要はないか。確定していない場合について、いわゆる不特定人のためにする保険がこれに該当するので、理論的に分けることが望ましい（ 教授 ）。
- ・ 保険契約の内容を保険会社が被保険者に通知するようにすべきである（ 弁護士 ）  
（理由）  
現行商法第648条前段を削除するに当たって、十分な被保険者の保護を図るべきである。保険金請求権が被保険者に帰属することにより保護が図られるとしても、被保険者が知り得なければ実際には請求できず、保険契約者が勝手に代理して請求して保険金を受領し、被保険者にそのことを告げないということが起こり得る。
- ・ 保険者と被保険者とは直接の契約関係はないため、保険者が直接被保険者に情報提供を行うのは困難である。したがって、被保険者への情報提供は保険契約者を通じ行ってもらうこととなり、効果次第では保険契約者の不利益となる結果となってしまう（日本損保協会）。

#### (5) 遡及保険 【各契約共通事項】

保険者が保険契約の成立前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、次に掲げる場合を除き、その効力を有するものとする。

(ア) 保険契約者によって契約の申込みの通知が発せられた時に保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたとき。

(イ) 保険者が契約の承諾の通知を発した時に保険事故が発生していないことを知っていたとき。

(注1) (イ)の範囲については、なお検討する。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第642条

#### 全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 名誉教授， 弁護士）  
（理由）
  - 保険契約成立の日が何らかの事情から遅れた場合にはリスクの移転を遡及させる必要があり、契約両当事者がこれに合意する場合には、これを有効とすることが合理的である（ 名誉教授 ）。
  - 保険契約者及び被保険者が申込通知時に保険事故の発生を知らないときは、保険契約者らが主観的に不確定な危険について保険を付す意義を有するものであり、保険の機能を果たさせる観点からも保険金請求を認める必要がある。また、保険者が承諾の際に保険事故の発生していないことを知っていたときは、保険者は保険契約者及び被保険者に不利な契約を締結させて、保険料を

取得することになるのでこれを無効とすべきである（日弁連，一弁）。

- ・ 基本的に異論はない（生保協会，日本生命）。
- ・ ラスベガスのMGMグランドホテルの火災事故，自動車保険のいわゆるうっかり失効特約，生産物賠償責任保険等について遡及保険には当たらないという解釈が可能であれば，規律を設けても問題はない（日本損保協会）。

（補足）

- ・ 自動車保険のいわゆるうっかり失効特約は，停止条件付の自動車継続特約であり，遡及保険ではないとの解釈がなし得る（早稲田大）。

（注1）について

- ・ 生命保険契約等の実務における責任遡及条項の有効性が確保されるべきである（生保協会，かんぽ生命，第一生命，日本生命，明治安田生命）。
- ・ 保険契約者が契約の申込みの通知を発し，保険者が承諾の通知を発するまでの間に保険事故が発生せず，保険契約の成立時に保険者がこれを知っていたとしても，保険者は保険料を取得することができるものとし，責任遡及条項に変更を及ぼさないようにしていただきたい（JA共済連，JF共水連，全労済）。

（理由）

承諾時における共済者側の知・不知によって共済責任の開始時期が定まることになると，責任開始が遡及するかが不安定となるなど，紛争を生じるおそれがある。

- ・ 責任遡及条項の有効性を正面から認めることとすべきである（一弁）。

（注2）について

- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁）。

#### （6）損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

次に掲げる事由により保険契約が無効であり，又は取り消された場合には，保険者は，保険料の返還をする義務を負わないものとする。

（ア）保険契約者又は被保険者が保険者に対して詐欺を行ったこと。

（イ）（5）の（ア）に掲げる場合（保険契約の成立時に保険者が既に保険事故が発生していることを知っていた場合を除く。）に当たること。

（注1）（ア）及び（イ）のほか，保険者が保険料の返還をする義務を負わないものとするべき場合があるかについては，なお検討する（この規律は民法（明治29年法律第89号）第703条の規定の特則であり，同法第705条や第708条が適用される場合（例えば，公序良俗違反による無効（同法第90条）の場合等）には，これらの規定により保険者は保険料の返還をする義務を負わないこととなる。）。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第643条

全体的な意見

- ・ 賛成である（東弁，生保協会，第一生命，日本生命， 名誉教授， 弁護士）  
（理由）  
モラル・リスク排除の上で有益である（東弁，生保協会，日本生命）
- ・ 本文の規律には賛成である（横浜弁護士会）
- ・ 現行商法の構成を原則としつつ，いかなる場合に保険料を返還すべきかにつき，これまで実務上問題とされた具体的事例を念頭に規範の定立を行うという考えに賛成である（一弁）  
（理由）  
保険契約特有の制裁の考え方を持ち込んでいることもあり，一般法（不当利得）では必ずしも規律し得ない。
- ・ 規定が明確となった点において支持する。現行商法第643条の規定の内容を素直に定めており，規定の方法として妥当である（早稲田大）
- ・ 反対である（日弁連，近弁連，消費者問題研究所）  
（理由）
  - 告知義務違反は問われなかった契約者が詐欺等を理由に告知義務違反を問われるケースが多発しているが，詐欺といっても重過失や過失と思われるケースが多く，法で返還義務を負わないと規定すれば，こうした被害をますます助長することになる。民法に基づく詐欺の規定で対応すれば十分であり，むしろ原則返還すべきことこそ規定すべきである。懲罰的な保険料不返還は相互扶助の保険契約の理念とミスマッチである（消費者問題研究所）
  - 被保険者のみが詐欺を行った場合や，保険事故の発生の事実を知っていた場合には，保険契約者へのペナルティとしての保険料不返還を認める合理的理由は認められない。民法の規律にゆだねれば足りる。無効・取消しも含めて，契約が中途終了した場合の保険料の返還を明示すべきである（近弁連）
  - 詐欺と評価されたとしても，その態様は様々である。保険料を返還するのが原則であって，保険契約についてのみ保険料の返還をしないでよい旨の規定を設けて保険者を保護する必要性があるのか更に検討する必要がある（日弁連）。

(注1) について

- ・ これまで実務上問題とされた具体的事例を念頭に規範の定立を行うべきである（一弁）
- ・ 反対しないが，本文記載の要件に準ずるような場合とすべきであり，重過失の場合が含まれないようにすべきである（横浜弁護士会）
- ・ 損害保険契約で1(1)及び(2)に照らして無効の場合（契約締結時に偶然性のない場合，被保険利益のない場合）及び生命保険契約で被保険者の同意のない場合で，かつ，保険契約者，被保険者又

は保険金受取人に故意又は重過失がある場合は保険料の返還義務を負わないこととしていただきたい(日本損保協会)

(理由)

現行約款は、現行商法第643条に倣い、保険契約者等に故意又は重過失があった場合には保険料返還不要としているところ、民法第705条では重過失の場合や被保険者のみが悪意の場合は保険料返還義務は免れないことになる。係争の対象となる保険料の額は少額であることが多く、契約者の悪意を立証する負担に耐えないため、重過失までは返還不要とする実務を肯定しないと、悪意であることが強く疑われる場合であっても、常に返還を余儀なくされることになってしまう。

- ・ (1)について重大な過失により知らなかったときも含めるべきである。また、民法第705条の適用の有無の基準を明確化していただきたい(料率算出機構)
- ・ (7)及び(1)以外の場合(例えば、保険契約者が善意であるが無効について一定の帰責性が認められる場合等)を規定するなどの必要はないのか。その他にも規定し得る場合があるとされた場合に、規律の趣旨を保険契約者に対する保険者の制裁と捉えるのかによって効果が異なるのか明確ではない(早稲田大)

(注2)について

- ・ 片面的強行規定とすべきである(東弁、一弁)

(理由)

- 保険者に損害が生じているなどという事情がないにもかかわらず、常に不当利得返還請求を否定する約定などは認めるべきではない(東弁)
- 当初の契約で想定し難い事態の処理が問題とされており、基本的には潜在的紛争状態にあるといえるところ、その場合の処理についてあらかじめ約款で不利な規定を定めることは適切とはいえない(一弁)
- ・ 任意規定とすることを含めて慎重に検討していただきたい(アフラック)

(理由)

モラル・リスク防止のための合理的な規律を設置することができなくなることにより、結果的に善意の契約者の負担が増加することが懸念される。

- ・ 片面的強行規定とすることに反対である(一弁)

(理由)

約款で定められた契約条項の効力は消費者契約法第10条による個別的な判断によって解決すべきものである。モラル・リスク防止のための合理的な規律を設置することが保険法によって不可とされることは、適正な保険実務運用の妨げとなる。

## (7) 保険証券 【各契約共通事項】

保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券を交

付しなければならないものとする。

保険証券には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物

(イ) 保険事故

(ウ) 保険価額を定めたときは、その価額（3(4)イ参照）

(エ) 保険金額

(オ) 保険料及びその支払の方法

(カ) 保険期間

(キ) 保険契約者の氏名又は名称

(ク) 被保険者の氏名又は名称

(ケ) 保険契約の締結の年月日

(コ) 保険証券の作成の年月日

(注1) 現行商法第649条第2項第9号の「保険証券ノ作成地」は、法定の記載事項として掲げない方向で、なお検討する。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する（保険証券の記載事項を電磁的方法によって提供する旨の約定等も許容される。）。

現行商法の参考条文 第649条

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，横浜弁護士会，第一生命，早稲田大， 弁護士）。
- ・ 本文の規定で問題はないと考える。名称についても、100年以上国民に親しまれている「保険証券」を維持することに賛成する（日本損保協会）。
- ・ 任意規定とすることを前提として賛成する（第一生命）。
- ・ 任意規定とされることを前提として、特段異論はない（生保協会，日本生命）。
- ・ に賛成する。 について、特に異論はない（一弁）。

（補足）

- ・ (キ)については、保険契約者の氏名又は名称に加えて、保険契約者の住所又は本店所在地を記載することとすべきである（一弁）。

【その他の意見】

- ・ 主契約と特約とに分けて保険料を記載すべきである（ 弁護士）。
- ・ 保険証券を契約後遅滞なく契約者に交付することは賛成である（全国相談員協会，全国相談員協会関東）。
- ・ 保険契約者側保護の観点から、保険者の保険証券交付義務を定めたことに賛成（中央大）。

(注1)について

- ・ 法定の記載事項から削除して差し支えない(一弁)
- ・ 法定の記載事項として掲げない方向に賛成する(日本損保協会)

(注2)について

【任意規定とすべきであるとの意見】

日本損保協会, 生保協会, 日本生命, 第一生命, 早稲田大

(理由)

保険証券の交付について, 簡略化することが許容されるべきと考える(カード化, 電磁的方法, 継続証券の省略等)(日本損保協会)

【強行規定とすべきであるとの意見等】

- ・ (片面的)強行規定とすべきである(一弁, 横浜弁護士会, 神奈川相談員, かわさきコンシューマー, 弁護士, 氏, 氏, 氏, 氏)
- ・ 保険契約者等保護の観点から最低限必要な記載事項として強行規定とすべきではないか(中央大)

(理由)

- 保険契約, とりわけ生命保険契約は, 契約から保険金の支払までが長期間に及ぶことが多く, しかも被保険者が契約者であり死亡という保険事故が発生した場合には, 契約内容が周囲の関係者に判然としなくなる事態も考えられる。保険契約は, 株式などのように流通の迅速性が要求される取引とは異なるので, 保険証券という書面で契約内容を明確に残しておくことが必要な場合が多い。したがって, 電磁的方法で足りるとする約定を認めるべきではない(横浜弁護士会, 弁護士)
- 電磁的方法による提供を認めるべきではない(氏, 氏, 氏)
- 保険金請求は, 契約からかなりの期間を経過している場合が多い。保険契約者はまず, 保険証券で保険内容を確認しており, 証券のもつ意義は極めて大きい(神奈川相談員, 氏, 氏)
- 保険請求を行うときに, 保険契約者側がまず保険証書により保険内容を確認できることは必要である(かわさきコンシューマー)。

【その他の意見】

- ・ 電磁的方法による提供を認めるべきではない(全国相談員協会, 全国相談員協会関東, NACS, オンブズネット, 消費者情報ネット, 東京地婦連, 弁護士, 氏)。

(理由)

- 保険証券が「紙」媒体で交付されない場合, 契約者は事故発生時に, 自分の契約内容を保険証券という紙で確認できず, 保険証券としての安定性を大きく欠く(全国相談員協会関東)
- 保険契約者には, 高齢者もあり, 契約者が契約内容をきちんと確認するためにも紙面による保険証券の交付が必要と考える(NACS)
- 保険契約の成立, 契約時点の確認のためにも書面化が必要である(オンブズネット, 東京地婦連)

- 保険は、契約関係が長期に及ぶので、書面による交付がよい（ 氏）
- インターネット利用者は増えているが、しっかり使いこなせない消費者は多い、操作間違いも生じやすく、確認は書面で行う必要がある（消費者情報ネット）
- ・ 電磁的方法によって提供することにつき、保険契約者の個別の同意を要件として認めることに賛成する（日弁連、一弁）
- ・ 電子交付も可能であることを認めるが、保険契約者側の請求があった場合には保険証券の書面による交付を保険者の義務とすべきである（ 氏ら）
- ・ 電磁的記録によって提供する旨の合意は許容されてよいが、保険契約の成立及び内容を契約者に全く知らせなくてよいということは認められるべきではない（東弁）
- ・ 保険証券が交付されず、かつ、電磁的方法による提供もされないことまで許容すべきでない（日弁連）

（損害保険契約の成立関係後注）

保険契約の募集や締結の際の規律（例えば、保険契約者側に対する情報提供に関する規律、これをしなかった場合の効果に関する規律等）を契約法上設けることについては、なお検討する。 【各契約共通事項】

保険契約の募集・締結時の説明(情報提供)義務(保険者による損害賠償の範囲等の特則を含む。)

について

【規律を設けるべきであるとの意見等】

理由として、保険は仕組みが複雑・難解であり、保険契約者にとって保険者からの説明が不可欠である（保険者との間には知識、情報力や交渉力等の構造的な格差があるし、保険契約は長期的な契約であり、契約を締結してから長期間経過してから説明が誤っていたこと等が判明することが多い。）、

保険をめぐるトラブルは契約の募集・締結時の説明不足によるものが多く、規律を設けることが十分な説明をするインセンティブとなる、保険業法や金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、金融商品取引法、消費者契約法では不十分である、説明義務違反の場合に保険契約者に保険料が返還されるだけでは、保険契約者側の保護としては不十分であるし、何らの損害賠償も認められない場合も考えられるなどというものであった。

- ・ 保険契約の募集や締結の際に保険者が契約の重要事項について契約者に説明（情報提供）すべきことを保険法上明確に規定すべきである。重要事項としては、保険金が支払われる事由、保険金額、保険金が支払われない事由を保険契約者に分かりやすく説明すべきである。特に、告知事項の内容や告知義務違反の場合に保険金が支払われないこと、通知事項の内容や通知義務違反の場合に保険金（の一部）が支払われないこと等を具体的に分かりやすく説明すべきである（日弁連、横浜弁護士会、神奈川相談員、全国相談員協会、全国相談員協会関東、NACS、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏）

- ・ 保険契約の募集・締結時の説明義務の規律を設けるべきである（一弁）。
  - ・ 保険法において保険者の説明義務を規定すべきである。その内容については、詳細な規定とせず  
に、訓示規定であってもよいと考える（二弁）。
  - ・ 説明（情報提供）が適切に行われなかったため、説明どおりの保険金を受け取れなかった場合には、  
保険者は損害賠償をすべきであり、損害賠償の範囲について特則（例えば、保険金が支払われ  
る旨の説明があったにもかかわらず支払われなかった場合には、保険者は保険金相当額を賠償すべ  
きであるし、保険金が説明されたよりも少ない額しか支払われなかった場合には、保険者は差額を  
賠償すべきである。）を設けるべきである（横浜弁護士会，神奈川相談員，かわさきコンシューマー，  
全国相談員協会，全国相談員協会関東，NACS， 弁護士， 弁護士， 氏， 氏，  
氏）。
  - ・ 説明義務（情報提供義務）に違反した場合における損害賠償に関する次の内容の特則を設けるべ  
きである（日弁連， 弁護士， 弁護士， 氏）。
- 保険者の支払事由（及び免責事由）に関する説明（情報提供）に誤りがあり、保険契約者側にお  
いて保険金が支払われるものと信頼していたにもかかわらず保険金が支払われなかった場合  
には、保険金受取人に保険金相当額の損害が発生したものと推定する。
- 保険者の保険金額に関する説明（情報提供）に誤りがあり、保険契約者側において説明のと  
おりの保険給付が受けられるものと信頼していたにもかかわらず説明のと通りの保険給付が受け  
られなかった場合には、保険金受取人には説明のと通りの保険給付額と保険給付として受領した  
金額の差額の損害が発生したものと推定する。
- ・ 保険契約に関する重要事項（保険契約の全体的な内容・属性や免責事由）について、保険募集主  
体が過失により説明を怠り、これにより契約者が保険給付を受けられないような保険契約を締結し  
た場合、保険者は損害賠償責任を負担することを規定すべきである。この場合の損害額については、  
保険契約者が特に立証をしない場合には、既払保険料の2倍相当額と擬制すべきである。
- また、保険契約に関する重要事項について、保険募集主体が過失により保険契約者の意向の確認  
を怠り、これにより消費者が保険加入の機会を失ったときは、保険者は損害賠償責任を負担すべ  
きである。この場合の損害額については、保険契約者が特に立証をしない場合には、  
保険事故が既に発生しているときは、加入機会を喪失した保険によって給付されるべき保険金の額  
に、加入機会を失った保険契約者が実際に当該保険に加入したであろう予想割合を乗じた額（期待  
値）と擬制すべきである（近弁連， 弁護士）。
- ・ 説明義務違反の場合には金融商品販売法と同様に損害賠償の規定を設けるべきである（ 氏）。
- ・ 保険契約の募集や締結の際の保険者による重要事項に関する十全な情報提供及び説明についての  
義務を法律上明文化することが必要である。告知義務や通知義務違反を理由とした保険金不払等を  
防止するためにも、契約を取り交わす際の告知義務や通知義務に関する保険者の情報提供義務につ  
いて法定することが必要である。

情報提供や説明が不十分なまま交わされた契約について、当初の説明どおりの保険金を受け取れ

なかった場合の損害額の推定等の規定を設けて、消費者による損害賠償請求権の行使が容易になるようにすべきである（消費者機構日本）。

- ・ 保険者の義務として、保障型保険についても適合性原則を明記すべきであり、その違反の効果としては、因果関係ある損害の賠償義務とすべきである。

また、保険者は、募集・勧誘に際して、説明義務を負うことを明記すべきである。説明義務の内容としては、最低限、支払事由、保険金額、保険料、免責事由、乗換又は転換の場合は従前の保険契約との比較を含むものとすべきである。説明義務違反の効果は損害賠償とすべきであり、そこでいう損害とは、義務違反によって保険金が給付されると合理的に期待し得た場合はその額と実際に得られた保険金の額の差額と推定し、また誤った説明によって加入すべき保険に加入できなかった場合は保険金相当額と推定し、説明義務違反によって不要ないし不適切な乗換等が行われた場合は乗換等の後に支払った保険料及び従前の保険が消失したため保険給付を得られなかったことに対する慰謝料とすべきである（ 弁護士）。

（理由）

適合性原則は消費者取引全般に適用されるルールである。保障型商品であっても、保険契約者にとって複雑化しているし、重要な契約であることなどから適合性原則を導入する必要性は大きい。

- ・ 情報提供のルール、重要事項の説明義務、適合性の原則、不当な勧誘行為の禁止、クーリング・オフ規定は、最低限必要と考えるので、保険法で明確に規定し、違反して損害を被った場合には、損害賠償請求をすることができるとしていただきたい（東京地婦連）。
- ・ 最近の保険関連の広告、TVCMは目に余るものが多いことから、保険契約の募集や締結の際の規律を規定すべきである。広告について、重要事項をメリット情報と同等以上に目に付く表示を行うとともに、誤認しやすい表示は行わないよう義務付けること、販売・勧誘について、適合性原則に則り販売・勧誘を行うこと、重要事項について書面・口頭の両方で説明を行うこと、ベストアドバイス義務を明確化させることが必要である（消費者情報ネット）。
- ・ 保険業法が私法上の請求の根拠となるかについては解釈が必要などころもあることから、私法上も説明義務を規定することが望ましい（ 弁護士）。
- ・ 保険は、他の金融商品と比べて、非常に特殊な、複雑、難解、長期にわたるコミットメントが求められる商品性を備えていることから、消費者契約法、金融商品販売法、金融商品取引法等で求められている販売・勧誘ルールをベースに加え、その特殊性にかんがみた保険商品特有の勧誘・販売ルールは何かを検討されなければならない（他法で規定されている適合性の原則、説明義務等に関し、保険の特殊性からどう再構築するかが検討されなければならない。）（消費者問題研究所）。
- ・ 保険商品においても適合性の原則を設けていただきたい（変額保険被害者の会）。

（理由）

保険商品が多様化して販売競争が激化する中で、顧客の個人的条件に不適切な保険が見境なく売られている。金融商品取引法における適合性の原則は保険には及ばない。

- ・ これまで問題とされた事例をもとに立法事実の有無と軽重を踏まえて、必要に応じ保険者への損

害賠償の範囲等の特則や特別取消権を設けることも視野に入れて検討すべきである（一弁）。

- ・ 保険法に以下の規定を導入すべきである（オンブズネット）。

広告・表示（あるいは情報提供）についての規律

金融商品取引法では、重要事項についての記載の義務付けと誤認を与える表示の禁止の義務付けを規定しており、同等の規律とすべきである。

販売・勧誘についての規律

重要事項の説明義務の導入は必須であり、約款の位置付けについても明確にすべきである。また、適合性の原則の導入も必須である。加えて、消費者契約法にならい、少なくとも不実告知の禁止、断定的判断の提供の禁止、不利益事実の不告知の禁止ルールを導入を図るべきである。保険仲立人に課せられているベストアドバイス義務との整合化も図る必要がある。

民事効の規定

保険法には併せて民事効の規定も導入すべきである。上記に掲げる行為違反により損害を被った場合は損害賠償請求ができるとし、この場合の損害賠償額については、保障・補償内容を誤認して契約した場合には、消費者が誤認した保障・補償内容に相当する額を被った損害とみなすすべきである。また、損害賠償規定においては、代理店の位置付けも明確にし、条文に規定を置くべきである。

なお、クーリング・オフ規定についても、不意打ち性の概念から一歩進めて、商品の複雑性に着目し、原則として保険商品全般に導入すべきである。

- ・ クーリング・オフ規定については、1年未満の保険商品も含め、すべての保険商品（共済も含む。）に適用してもらいたい。また、保険業法では医師の診断を受けた場合を除外しているが、これを含めたクーリング・オフ規定を設けていただきたい（消費者情報ネット）。

（理由）

保険は仕組みが複雑で、すぐさま理解しにくい商品である。また、医師の診断を受けた場合の規定が勧誘ではクーリング・オフ逃れに使われていることもある。

【規律を設けるべきではないとの意見等】

- ・ 保険契約の募集や締結の際の規律を契約法に設けることに反対である（ACCJ、生保協会、生保労連、朝日生命、アフラック、かんぽ生命、日本生命、富国生命、弁護士、弁護士ら）。
- ・ 契約の募集・締結の際の規律については、監督法で一元的に規制すべきである（第一生命）。
- ・ 保険法に独自の規定を設けることは過剰な規制（二重規制）であり反対する（法友会）。
- ・ 損害賠償の範囲は民法上の損害賠償における相当因果関係の有無という観点から定まるものであり、個々の事案ごとに判断されるべきものとするため、民法の損害賠償の特則を設けることには反対である（日本損保協会）。

（理由）

- ・ 保険契約における説明義務等については、保険業法のほか金融商品販売法や金融商品取引法によっても規律されており、保険契約者等の保護が図られている。これらの規律による方がニーズや社

会情勢の変化等に適時かつ迅速に対応できる一方、契約法に独自の規定を設けると、これらの規律との関係が不明確になるなど、分かりづらくなると思われる。

被保険者への情報提供については、個人保険契約の場合、被保険者同意を取得する過程で被保険者への情報提供は果たされていると考えている。

損害賠償については、民法上の損害賠償の規律により、個々の事案の内容に応じて損害額が認定されていると考えている（法友会，ＡＣＣＪ，生保協会，生保労連，朝日生命，アフラック，かんぼ生命，第一生命，日本生命，富国生命， 弁護士， 弁護士ら）。

- 保険募集の概念及び規律は監督法に依存している（第一生命）。
- 保険契約の募集・締結時において必要とされる説明の程度は契約の種類，内容及び申込者の属性等により異なるものであるから，明文で一義的な説明義務の内容を定めるのではなく，事案ごとに信義則に基づいて具体的な判断をすることが望ましい。

また，保険募集人が契約締結時に必要な説明を怠った場合に保険金額を損害に含めることは，いわば期待権を認めるに等しい結果となりかねず，現在の裁判例で認められる損害の範囲を超える金員の支払を保険法が命ずる結果にもなりかねない（ 弁護士）。

- 義務違反の場合，常に保険金額相当額の損害が発生していると断言することは不可能であるし，そのような場合のみを特別扱いして保険法に定めることの合理性があるとは考えられない（ 弁護士ら）。

#### 【慎重に検討すべきであるとの意見等】

- ・ 保険業法や金融商品販売法や金融商品取引法の規律との関係を十分に整理することが必要であるし，損害賠償の特則については，個別の事案の内容に応じて民法の規律による損害賠償が行われていることを踏まえて慎重に検討いただきたい（明治安田生命）。
- ・ 消費者への説明は一般的なものから個別の状況に応じた具体的なものまで様々なものがあると考えられ，そのような中，消費者を保護するという意図で規律が置かれることにより，かえって，消費者へのきめ細かな説明が不足することにつながらないように配慮いただきたい（生保文化センター）。
- ・ 規定を設けることについては慎重に検討することを要望する（保険契約法研究会， 准教授）  
（理由）

取引法である契約法において規制を設けることは，他の事業者に対する法規制との関係も見ながら調整すべきである。

- ・ 保険契約における説明義務や損害賠償の特則等について規定を設けることは，慎重に検討すべきである（ 弁護士ら）。  
（理由）

既に保険業法や金融商品販売法等において規定されており，契約法に規定を設けるとしても，これらの既存の規律との整合性に配慮し，独自の規定を設けることの意義も考慮する必要がある。また，損害賠償の範囲等の損害賠償の特則については，民法上の損害の額の認定の基礎となっている

相当因果関係の有無を超えて賠償すべき損害として認めるべきとする要件も含めて、慎重な検討が望まれる。

- ・ 保険法と保険監督法との交差，重複を避ける必要がある。保険契約の締結，募集については，保険業法，同施行規則に詳細な規定があるし，重要事項の契約者への情報提供についても詳細な規定が設けられているので，仮に保険法において規定するとしても，これらの規律を抽象化した文言にしてリポートするほかないであろう（ 名誉教授）。
- ・ 保険業法や金融商品販売法における規制等との関係を意識しつつ，なお，検討すべきである（東弁）。
- ・ 保険募集に関する規律，また締結後の情報提供に関する規律を保険業法等と別に設けることについては，契約法，監督法それぞれの役割を踏まえ，矛盾のある規定とならないように慎重に検討いただきたい（日本損保協会）。
- ・ 保険契約の募集や締結の際の規律を契約法上に設けることについては，慎重に検討していただきたい（全銀協）。

（理由）

各保険契約における説明義務や書面の交付等については，保険業法をはじめ，金融商品販売法や消費者契約法等において規定されており，既に，銀行等金融機関はこれら監督法令等に基づいて適切な販売体制を構築している。そうした中，契約法である保険法上にも募集や締結時の規律を設けることは，二重規制となるおそれがある。

保険契約の締結後の被保険者への情報提供について

- ・ 契約締結後も被保険者への一定程度の情報提供が好ましく，保険法に規律を設けるべきであるが，これは保険業法において規定する方向も十分存在する（一弁）。
- ・ 保険者は，保険期間が長期の保険契約について，保険契約締結から相当期間を経過したときは（通知から相当期間を経過したときを含む），保険契約者（及び被保険者）に対して，契約締結後に告知をすべき事項に変更が生じたことにより危険が増加したときは保険者に通知をしなければならないこと及び故意又は重過失により通知をしなかったときは保険金の一部が支払われなくなることとを通知しなければならない旨の規律を設けるべきである（日弁連）。

（理由）

保険契約者や被保険者において保険者への通知義務やその内容を長期にわたって認識し続けることが必ずしも容易ではない。危険の増加に関する通知を行わせるためには，長期にわたる契約の経過の中で，保険契約者や被保険者に危険の増加の通知が必要であることを具体的に知らせる必要がある。

## 2 損害保険契約の変動

### (1) 危険の増加 【各契約共通事項】

## ア 故意又は重大な過失によって遅滞なく通知がされなかった場合

保険契約の締結後，当該契約の締結に際して保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項についての事実（1(3)ア参照）のうち，保険者から通知を求められたものに変更が生じたことによって危険が増加したときは，保険契約者又は被保険者は，これを知った後，遅滞なく，保険者に対し，その旨を通知しなければならないものとする。

保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって による通知をしなかったときは，保険者は，保険契約の解除をすることができるものとする。

に定める危険の増加があった後 によって契約の解除がされる前に保険事故が発生していた場合の効果については，1(3)エと同じ。

（注） 片面的強行規定とする方向でなお検討するが， については1(3)エの（注1）から（注3）まで参照。

現行商法の参考条文 第656条，第657条第2項，第3項

### 全体的な意見

- ・ 契約解除の効果についてプロ・ラタ主義を採用することには反対であることを除き，その他の点について特段の異論はない（生保協会，日本生命）
- ・ 告知義務と危険の増加の通知義務とをパラレルな制度として取り扱うことに賛成である（ 名誉教授）
- ・ 通知のインセンティブを確保することが必要である（日本損保協会）
- ・ 基本的には，告知義務と通知義務との連続性を保つ改正方針には異論はない（早稲田大）

### について

- ・ 賛成である（東弁， 弁護士）

（理由）

保険料の額等を調整することを実効あるものとするためには契約者等においてこれを通知すべきものとするのが合理的である（東弁）

- ・ 通知事項の通知義務と整理することは制度の分かりやすさという観点から賛成である（ 教授）
- ・ 賛成であるが，危険の増加があった後遅滞なく通知するものとすべきである（日弁連）
- ・ 賛成であるが，保険契約者等に過度の通知義務を課さないよう，契約締結に際し告知を求める事項や通知義務の対象となる危険の増加の範囲について，ガイドライン等での規制について検討すべきである（一弁）
- ・ 通知すべき内容が明確化されたことには賛成である（全国相談員協会，全国相談員協会関東， 弁護士）

（理由）

通知義務は、危険の増加が常態である生命保険については課せられていない。契約時点で緊張感をもって告知する告知義務とは異なり、保険期間中に通知するものであり、通知内容が何であるかについては、契約時点での説明をたのむしかない。

- ・ 通知を努力義務として、該当する項目を法律に明示していただきたい。契約は長期にわたるものであるから、保険者から適宜、届出が必要な危険増加要因を例示し、該当すれば通知が必要であると契約者に知らせるべきである（ 氏）。

- ・ 通知義務を課すことは必要であるが、その前提として、契約締結時に保険者から保険契約者側に通知義務の意義（内容や重要性）について十分説明して理解を得るとともに、契約締結後も一定期間ごとに保険者から保険契約者に通知して危険の増加に関する応答を求めるべきである（かながわコンシューマー、消費者機構日本、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 氏）。

（理由）

危険の増加の通知義務は一般に知られている義務では必ずしもない。また、長期にわたる保険契約の契約期間の中で、保険契約者がそのことを自覚し続けることは実際困難である（かながわコンシューマー、 弁護士、 弁護士、 氏）。

- ・ 保険期間が1年を超える契約においては、保険者は、少なくとも1年に1回、通知義務の対象たる事実について、保険契約者に対して質問（照会文書を送付）するものとすべきである。この質問がされていることが危険の増加の通知義務違反を理由とする解除の要件とすべきである（近弁連、 弁護士、 弁護士、 弁護士）。

（理由）

通知義務があることは、契約締結後1年以上も経過すると保険契約者の念頭から消えてしまう懸念がある。

- ・ 通知義務を課すことは必要であるが、必要な通知の内容や重要性を契約者に周知徹底すべきである（ 氏）。

（理由）

契約者が長期間の契約の中で通知義務を自覚し続けるのは困難であり、専門家である保険会社が注意喚起をする努力をすべきである。

- ・ 書面による通知を要すべきとか、危険に関する重要な事項の明確化が必要であるとの意見もあった。期間的制限に関しては、15日で充分であるとする意見のほか、実際の調査等を考慮し、「相当な期間」でよいのではとの意見もあった。保険の種類別に規定すべきではとの意見もあったが、それでは余りにも複雑すぎるのではとの批判があった（日本大）。

- ・ 基本的に賛成だが、通知を求める事項の範囲につき保険契約者側にとって合理性のあるものでなければならぬとの要件を付加すべきである（横浜弁護士会）。

（理由）

保険者にリスク選別の機会を与えれば足り、契約を当然失効させるまでの必要はなく、保険加入者側は保険に精通しておらず、どのような事実を通知すればよいか分かりにくいことも多い。

保険契約者等の側から通知させることに合理性はあるが、契約成立時に告知を求めた事項と同様の範囲で一律に通知を求めるといふ運用になるとすれば、改正の趣旨が没却される。保険契約者等の側からすれば、危険の増加となるかどうかの判断が容易でない場合も考えられ、告知時の回答を明確に覚えていないということもあり得る。

#### 及び について

- ・ 賛成である（一弁）

（理由）

危険の増加は、告知義務違反と同じく、危険の測定に影響を及ぼす事実を保険契約の維持等の判断に当たって考慮する制度であるから、両者の規律を同様とするのが妥当である。

- ・ については賛成。についてはA案を採用すべきである（ 弁護士）
- ・ 賛成であるが、例えば、告知を求められた事項について失念していたために通知がされなかった場合などは故意又は重大な過失によるものではないとすべきである（東弁）

（理由）

保険契約には長期間に亘るものも少なくなく、契約者等が告知を求められた事項を失念するということが十分に考えられる。

- ・ 告知義務違反の場合の要件・効果（除斥期間、保険者の悪意・過失、因果関係不存在の場合の特則等）は、告知義務と同様に定められるべきである（近弁連、 弁護士）

（理由）

告知義務は、告知義務と同様、保険者の危険選択及び危険と保険料の均衡を確保させる制度である。

- ・ 契約の解除という効果に賛成である（日本大、保険契約法研究会、 准教授）

（理由）

プロ・ラタ主義の導入等は告知義務とパラレルに関連するものではない。リスクをカバーしていないものが被保険者集団に混じることになり、当初、当該リスクについて引受けを拒否された申込者又は割増しの保険料を負担して保険に加入した者との間で著しい不公平感を生むことになる。

- ・ につき賛成。につき、1(3)エでどのような定めがされるとしても、この場合はB案によるべきである（横浜弁護士会）

（理由）

は、保険契約者等から危険を通知させるインセンティブとするために必要があり、また保険者の判断により解除するという扱いには合理性がある。また、 について、契約締結後危険が増加するまでの間には実際の危険に見合った保険料が支払われており、オール・オア・ナッシングの解決になじまない。

- ・ 告知義務違反があったときは、既に契約が成立していることからして、契約解除では効果が大きすぎる（当初の保険料をもって保険金の削減払がされることにとどめるべきである。）（神奈川相談

員，全国相談員協会，全国相談員協会関東， 氏， 氏）

（理由）

日常生活の中で消費者が忘却・失念する可能性が高い。さらに告知義務とは異なり通知義務は，いまだ消費者に周知されていない。すなわち通知義務違反について契約が解除されるのでは消費者に酷と言うしかない。既に契約が成立しているから当初の保険料をもって保険金の削減払がされるにとどめるべきである（全国相談員協会関東）

- ・ 契約者が契約条件の変更を通知することは大事なことだが，それは事業者側の確認義務でもある。契約者の通知義務違反を問い，それをもって契約解除とすることは酷であり，反対である（オンブズネット）。
- ・ 通知義務違反があった場合の保険金の支払について，プロ・ラタ主義を採用すべきである（消費科学，消費者機構日本， 弁護士）
- ・ 故意又は重過失による通知義務違反があった場合の保険金の支払について，プロ・ラタ主義の考え方（保険金の減額）を採用すべきである（日弁連（ につき賛成）， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 氏， 氏， 氏）

（理由）

- 消費者にとって，危険の増加についてどのような場合に保険者に通知すべきかは不分明であり，通知をしなければ解除することができるという考え方では，保険者との対等な契約関係の維持としては無理がある（消費者機構日本）
- 「遅滞なく」という時間的感覚は難しいし，告知を求められていた事実と結びつかずうっかり通知し忘れた場合に一刀両断的解除は酷にすぎる（消費科学）
- 危険の増加は告知義務と同様，保険者の危険選択とその対価としての保険料の均衡を確保するための制度であるから，告知義務と一貫した要件・効果を定めるべきである（ 弁護士）
- 保険契約者が危険の通知を自覚し続け，危険の増加に際して保険者への通知に思い至ることは必ずしも容易ではなく，通知義務違反の効果を重くすることは保険契約者側に酷である（ 弁護士）
- 契約後の通知義務は契約者に過負担を強いるものである。契約時の告知は一定の緊張感の下での行為だが，通知義務は契約後のことであり，日常生活の中で通知を失念する可能性が高い（ 氏）
- 保険契約が継続的契約であり，長期にわたって存続する場合も少なくないことに鑑みると，保険契約者や被保険者が危険の増加に関する通知義務を自覚し続け，かつ，危険の増加という事態に至ったときに保険者への通知に思いが至る可能性は高いとは言い難い。契約締結に際して告知を求められたにもかかわらず故意に告知をしなかった場合と異なり，通知をしなければならないことを認識しながら通知をしなかった場合は非難の程度は低いと考えられる（日弁連， 弁護士）。
- 保険金が全額支払われないのは酷である（ 氏）

- ・ 通知を義務化して義務違反の効果を重くするのは消費者に酷である（ 氏）
- ・ 通知義務違反の効果として解除しか認めていない点は改められるべきであり，ここにもプロ・ラタ主義を導入して，将来に向かって保険料を増額するなどして契約を存続させることができるよう，再交渉の余地を認めるべきである（近弁連， 弁護士）
- ・ 1(3)エの意見のとおりである。故意・重過失がなく解除権が生じないときに，保険者の担保責任は継続している一方で，危険の増加に対応する保険料を請求できないことになるのは均衡を欠く（日本損保協会）
- ・ プロ・ラタ主義の導入に反対である（早稲田大）

（理由）

特に裁判所における重過失の運用にばらつきがある中で，重過失に独立した意味を持たせることは大変危険である。しかも，一般契約者に，故意なら完全に保険金が支払われないが，重過失なら払われる可能性が残るといふ，極めて基準のあいまいな期待をもたせることになり，告知義務違反の場面で徒にトラブルの種を増やすことになりかねない。さらにいえば，保険会社の側も支払われるパーセンテージを計算することが極めて難しい。

（注）について

- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会）。

（理由）

- 契約者等保護の観点からは，保険者等に軽過失がある場合にまで契約解除を可能とする約定を認めるべきではない（東弁）
- 契約の解除等保険契約者及び被保険者に重大な影響を及ぼす規律である（一弁）。
- 危険の増加に関しての根本的な規定であるとともに，保険契約者等の負担が過大とならないための枠組みである（横浜弁護士会）。

その他の意見

- ・ 現行商法と同じ規律を設けるべきである（ 教授）

（理由）

危険が増加した後に遅滞なく通知すればよいこととすると，危険の増加が一時的であった場合には，危険の増加がなくなった後に通知をするかどうかを決めることができる。そのため，保険事故が発生しなかった場合には，契約者等が危険の増加を保険者に事後的に通知することは期待できず，契約者間に不公平が発生するとともに，保険者は負担したリスクに見合う保険料を得ることができず，保険産業の健全な発達が阻害されることになる。

## イ 遅滞なく通知がされた場合等

アの に定める危険の増加があったとき(アの 及びイの に定める場合を
------------------------------------

除く。)は、保険者は、保険契約者に対し、相当の期間を定め、将来に向かって、危険の増加に応じたものとするのに必要な限度で保険料の増額その他の契約内容の変更をすることを承諾するかどうかをその期間内に確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して承諾する旨を確答したときは、その時から催告の内容に従って契約内容の変更がされたものとみなすものとする。

の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して確答せず、又は承諾しない旨を確答したときは、確答しなかったときはその期間の満了時に、承諾しない旨を確答したときはその確答の時に、それぞれ契約の解除がされたものとみなすものとする。

アの に定める危険の増加があった場合において、増加した危険が保険契約の締結時に存在していたとすれば保険者が保険契約を締結しなかったであろうときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

(注1) 契約の解除の効力については、4(4)参照。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第656条、第657条第1項、第3項

#### 全体的な意見

- ・ 賛成である(東弁、一弁、横浜弁護士会、 弁護士)。

#### (理由)

保険料の増額その他契約内容の変更によって対応可能な場合には契約を維持することが保険契約者の利益にも保険者の利益にもなり、妥当である(東弁、一弁、横浜弁護士会)。

- ・ 賛成である(確答の時点から契約内容が変更されるものとすべきである。また、危険の増加があった後契約解除前に保険事故が発生したときには、解除前の保険契約に基づいて保険金が支払われるべきである。)(日弁連)。

#### (理由)

保険契約者及び被保険者においては、解除されるまでは保険契約が継続しているものとするのが通常であり、別途の保険契約を締結するなどの対応を保険契約者側に期待するのは困難であり、保険金を得られないとすれば、保険契約者側にとって酷な結果となる。また、保険契約者は危険の増加に当たって適切に通知を行ったのである。

- ・ 特段の異論はない(生保協会、日本生命)
- ・ 契約存続の場合には保険者が追加保険料を徴収できるようにする必要がある、そのための手続を整備すべきである(一弁)。

#### 本文の規律について

- ・ 保険料を増額させて契約を継続させるか否かの選択権を保険契約者に与えること、保険契約者が承諾しないときに契約が解除されたものとみなすとともに、危険の増加が保険者の引受許容範囲外であるときは保険者に契約解除権を認めることに賛成である（ 名誉教授）。
- ・ について、危険の増加の制度として保険契約者の継続を認める以上、危険が増加した後に発生した保険事故について保険の対象として扱う方が合理性がある。生じ得るタイムラグも催告に回答を求める期間を合理的なものとするにより不必要に長期間とならないようにできるし、増額する保険料の算定の際に危険が増加した時点からの算定をすることによって、全体として適切な危険の負担を求めることが可能となる。また、変更された条件に同意するかどうかの判断をまず保険契約者がするものとするべきである（横浜弁護士会）。
- ・ の判断の基準時は契約締結時とすべきである（横浜弁護士会）。  
（理由）  
危険の増加の制度は、契約締結時に考慮されなかった危険が生じた場合に、危険を元の契約関係に組み入れるものである。現行商法第656条及び第657条の「著シク」という文言について同様に解されている。
- ・ について、危険の増加があった時から保険料の増額その他の契約内容の変更という効果が生じるようにすべきである。また、危険の増加後、追加保険料の支払に至るまでの一連の手続の各場面ごとに保険者の責任を明確にすべきである。  
さらに、 について、保険契約の解除の効力は、少なくとも保険契約者又は被保険者が危険の増加を知った時までには遡及するものとするべきである（料率算出機構）。
- ・ 保険契約者が請求に応じない場合は任意解除が可能なので、催告をして承諾ということを細かく規定しなくてもよいと考える。変更の内容があらかじめ一義的に定められているならば、形成権として働かせることが合理的であるが、そうでない場合は合意によるほかないと考える。  
催告に関する規定を設ける場合には、次の点を要望する。  
まず、 について、変更があらかじめ一義的に定められ、形成権として効力を発する場合は、危険の増加があった時から契約内容の変更がされたものとみなすとするべきではないかと考える。そうではなく、合意による場合でも保険料の増額の計算は危険の増加の時を基準とすべきと考える。  
また、 について、解除は将来に向かって期間満了又は確答の時から効力を生じることでよいが、既発生事故は免責にすべきではないか（日本損保協会）。
- （理由）  
承諾・不承諾（不確答）いずれの場合であっても、保険料増額の効果が及ばないにもかかわらず従前どおり保険責任を負うとするのでは保険集団の維持ができなくなる。

（注1）について

- ・ 反対である（早稲田大）。
- （理由）

の催告の手続中に発生した事故や の契約の解除までの間に発生した事故について、解除の将来効が原則とされているが、少なくとも、契約者の側が意図的に危険を著しく増加させた場合には、危険著増の時点から保険者が保険金を支払わなくてもよいとしなければ、告知との関係で平仄がとれないのではないかと考える。

- ・ については、契約者に選択の機会が与えられていた上で解除となるものであることを考えると、既発生事故については免責とすることが合理的と言えるのではないかと考える（日本損保協会）。

（注2）について

- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会）

（理由）

- に規定する事由がないにもかかわらず、契約を解除することを可能とする約定を排除する必要がある（東弁）。
- 契約の解除等保険契約者及び被保険者に重大な影響を及ぼす規律である（一弁）。
- 危険の増加に関しての根本的な規定であるとともに、保険契約者等の負担が増大とならないための枠組みである（横浜弁護士会）

その他の意見

- ・ 危険の増加があったときは、保険者は、保険契約者に対し、保険料の増額その他の契約内容の変更を申し出ることができるが、その際には、保険契約者に対し、契約内容の変更が必要となる合理的理由を説明し、保険契約者との間で契約内容の変更に関して誠実に交渉する義務を負うとすべきである（近弁連， 弁護士）

（理由）

保険契約は継続的契約であり、事情の変更があった場合には、一方的にその契約内容が変更できるものとすべきではないし、解除は交渉決裂の最後の手段と位置付けられるべきである。

（危険の増加関係後注）

- 1 ア及びイの規律の内容については、ア及びイの解除権の行使可能期間を定めること、アの に定める事実の変更が保険契約者又は被保険者の意思によって生じた場合かそうでない場合かで区別すること（例えば、前者の場合にはアの の通知を保険契約者又は被保険者において危険が増加すべきことを知った後遅滞なくすべきとするか等）を含め、なお検討する。
- 2 現行商法第656条及び第657条の規定のうち危険の変更による契約の失効等の規律は、削除するものとする。
- 3 保険契約の締結後の他の保険契約（1(3)の（危険に関する告知関係後注）参照）の通知に関する規律については、なお検討する。

後注1について

\* 全体的な意見等

- ・ 異論はない（生保協会，日本生命，明治安田生命）。

\* 意思による危険の増加かどうかで区別することの当否等について

- ・ 危険が増加する前にあらかじめ通知させるようにすべきとの指摘に反対である（最判平成5.3.30民集47・4・3384の趣旨参照）（中央大）

- ・ 保険契約者等の意思によって危険が増加した場合について，特別の規定を設ける必要はない（近弁連， 弁護士）

（理由）

意思によって危険が増加したか否かの判断を保険契約者にさせることは無理があり，相当ではない。

- ・ アの に定める事実が保険契約者又は被保険者の意思によって生じたか否かによって規律を分けるべきではない（日弁連，東弁，横浜弁護士会）

（理由）

- 危険の増加は，多くの場合保険契約とは関係なく生じるものであり，このような事情の変更が保険契約者又は被保険者の意思に基づいたか否かによって保険契約上の規律に差を設けることは合理的ではない。危険の増加の原因となる行為を準備する段階で通知義務を課すことは，保険契約者や被保険者に酷である（日弁連）

- 危険の変更が契約者又は被保険者の意思によって生じた場合であっても，どの時点で，危険が増加すべきことを知ったと言えるかは明確ではない（東弁）

- 意思によるものかどうかの区別があいまいな場合も考えられる（横浜弁護士会）

- ・ 意思による事実の変更の場合であっても，事前の通知をする時間的余裕がない場合や事前に明らかにすることができないような場合も考えられるので，遅滞なく通知しなければならないとするにとどめるべきである（一弁，横浜弁護士会）

- ・ 保険契約者等の意図に基づく危険の増加の場合には，遅滞ない通知かどうかの判断がより厳格にされることが考えられ，そのような対応で十分である（横浜弁護士会）

- ・ 自ら意図して危険を増加させながら通知をしなかった場合は，危険の増加時から免責とすること，あるいは免責に相当するような通知を促すインセンティブを設けていただくことが，通知制度の維持，ひいては保険集団の維持のために必要だと考える。

また，危険の増加が一時的である場合にも保険契約者等において通知するインセンティブを失わせないためには，危険の増加が生じる前に通知する義務を課すべきである。

ただし，このような場合であっても，軽過失であって，保険者がより高い保険料を徴収することで引受できるときは，免責ではなく保険料追加徴収ということは許容できると考える（日本損保協会）

- ・ 危険の増加が自らの意思による場合には、保険契約者又は被保険者において危険の増加すべきことを知った後遅滞なく通知すべきこととし、通知しなかった場合には、危険の増加時から保険者を免責とすべきである（料率算出機構）。
- ・ 危険の増加が保険契約者又は被保険者の意思によって生じたかどうかで区別する必要があり、危険の増加が意思によって生じた場合には、危険が増加するときは遅滞なく通知をしなければならないとすることによって、危険が増加した時から増加した危険に対応した保険料を収受することができるようにすべきである（ 教授）。

\* 除斥期間について

- ・ 解除権の行使期間は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間及び危険の増加があった時から5年間とすべきである（日弁連、近弁連、東弁、一弁、神奈川相談員、 弁護士、 氏）  
（理由）

危険の増加により保険者が解除権を行使し得る場合であっても、危険の増加が生じた後相当期間が経過したときは、保険契約者や被保険者の側は保険金が支払われるものと信頼するのが通常である。告知義務違反の場合にも解除権の行使に期間制限が定められていることとの均衡も考慮すべきである（日弁連、東弁）

- ・ 解除権の行使可能期間を定めることについて賛成であり、保険料の増額等の契約内容の変更についても行使可能期間を定めるべきである（横浜弁護士会）  
（理由）

告知に関する契約解除権につき行使可能期間が定められていることとの対比からすれば必要である。

- ・ 将来に向かっての保険料の増額等については期間制限を設けないこととしていただきたい（日本損保協会）  
（理由）

アの による解除権については5年の除斥期間を定めることについて異論はないが、危険の増加の時から5年を超えて保険期間が残存している長期契約を想定すると、危険の増加があった時から5年を経過すれば、将来に向かっての保険料の増額さえもすることができず、危険の程度と保険料の額とがずれたまま契約が存続することは相当ではない。

- ・ 通知義務違反にかかる解除権や保険料変更権に除斥期間を設けることは適切ではない。通知すべき事項が確認できれば、保険料の精算を行った上で保障を継続することを前提とし、保険料の精算では対応できない程度の危険増加があった場合には契約の解除をすることができる制度とする必要がある（日本共済協会、J A共済連、J F共水連、全労済、全国交運共済生協、教職員共済、全水道共済）  
（理由）

長期の建物契約を締結した保険者は、通知義務によるほか契約後の用途・構造等の変更を知る方

法はないことから、もし除斥期間が設定されれば、その期間毎に全物件調査を行う必要が生じ、実務的な負担が大きく、結果的に保険料にも影響する。また、用途変更等は保険契約者しか知り得ない内容であり、除斥期間が設定されていれば、適切に通知しようとするインセンティブは働かず、適切に通知義務を果たした者との不公平感が甚だしくなる。

- ・ 告知義務制度とは異なり、除斥期間を設けることに反対である（保険契約法研究会， 准教授）

\* その他の意見

- ・ 現行商法第656条及び第657条の規定のうち保険契約者側に帰責事由のある危険著増や悪意の通知懈怠の場合の契約の当然失効の規定を削除することには反対である（ 名誉教授）。

（理由）

札幌地判平成2.3.26判時1348・142の事例のように、商法第641条を適用できそうであるが、いまいちそれが困難であるギリギリのケースにおける伝家の宝刀として、これらの規定を残しておくことが合理的である。

後注2について

- ・ 賛成である（近弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 弁護士）

（理由）

- 現行商法の規律は不合理である（近弁連， 弁護士）
- 危険の変更は結局危険の増加をいうと解されている（一弁）
- ・ 特段の異論はない（生保協会，日本生命，明治安田生命）

後注3について

【規律を設けるべきであるとの意見】

教授

（補足）

- ・ 他保険契約の告知義務と同様の観点から検討すべきである（一弁）

【規律を設けるべきではないとの意見等】

- ・ （少なくとも生命保険契約及び傷害・疾病保険契約について）規律を設けるべきではない（横浜弁護士会，生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命，早稲田大）。

（理由）

- 保険契約者等に過度な負担を求めることになるおそれがある（第一生命，明治安田生命）
- 本来は要件事実のみを規定すべき法条項に，間接事実を取り込んでしまうことにつながり，いずれかの当事者に著しく有利な扱いを正当化してしまうことになりかねない。なお，モラル・ハザードを防止するために，いわゆる主観的危険の著増という概念を否定するものではないが，法によって何らかの間接事実を画定してしまうことは，この証明責任の負荷バランスを崩すことに

なる（早稲田大）。

- ・ 特に保険契約が長期間にわたる場合，保険に加入していたこと自体を失念しているような事態も考えられ，保険契約者にとって過重な負担となる。他方で，保険者にとって他保険の存在を知ることとは，危険を増加させる事情を知ることと比べて必須とはいえない。不正請求を防止するためには，契約内容登録制度等の方策を採ればよい（横浜弁護士会）

【その他の意見】

- ・ 他保険の通知義務については，他保険の告知義務にも増して許容される余地はなく，このような約款規定が無効であることを法定すべきである（近弁連， 弁護士）。

(2) 危険の減少 【各契約共通事項】

保険契約の締結後，(1)アの において通知を求められた事実に変更が生じたことによって危険が減少したときは，保険契約者は，保険者に対し，将来に向かって保険料の減額を請求することができるものとする。

（注1） 減額請求があった場合の保険料の返還については，4の（損害保険契約の終了関係後注）2参照。

（注2） 片面的強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第646条

全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，早稲田大， 名誉教授， 弁護士）。
- （理由）
- 減少した危険に対応して契約内容を変更することが合理的である。また，危険の増加において契約内容の変更は変更の承諾を行った時点からとされていることとの均衡から，将来に向かっての減額請求とすることは適切と考えられる（日弁連）
  - 危険の増加の場合との均衡を保つことになる（東弁，一弁，横浜弁護士会）
  - 現行商法の「特別ノ危険」という文言は不明確である（一弁）
- ・ 危険の減少を通知義務の要件とし，通知を受けた共済者側が共済掛金の精算を行うことが可能となる規定とすることが適切である（JA共済連，JF共水連）

（理由）

契約者は，構造や用途の変更があったこと自体は容易に認識できるものの，それによって危険が減少し，共済掛金の減額請求権が生じているのかについては，容易に判断できるものではない。実務上，構造・用途の変更を通知義務の対象とし，その結果必要があれば，共済掛金の変更を行う制度としている。

- ・ 危険が減少したことを保険契約者が通知したときは，保険契約者は，危険の減少の事実があった時から遡って，保険料の減額を請求することができるものとするべきである（近弁連， 弁護士）。

（理由）

客観的に危険が減少していた場合には、その事実が生じた時から、保険料は対価的均衡を欠いて高額であったことになる。

- ・ 危険の減少について、契約締結時及び保険期間中に保険者からの十分な情報提供と説明を義務付けることが必要である。併せて年次ごとに保険者からの質問による変化の把握等による確認が望まれる（消費者機構日本）。

（注2）について

- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会）
- （理由）
- 契約者に危険に応じない高額な保険料の支払を強いることは妥当でない（東弁）。
  - 危険の増加と対照をなす基本的な制度であり，保険契約者の保護が必要である（横浜弁護士会）。
- ・ 片面的強行規定とすることは不適切と考える（全労済）

（理由）

上記J A 共済連及びJ F 共水連の意見の理由と同じ。

### (3) 超過保険

保険金額が保険価額を超えている場合において、保険金額を減額すれば保険料も減額することとなるときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。

損害保険契約の成立の時以降、保険金額が保険価額を超えていたときは、保険契約者は、保険者に対し、その超えていた金額に相当する保険料の返還を請求することができるものとする。ただし、保険契約者が損害保険契約の成立の時に保険金額が保険価額を超えていることを知り、又は重大な過失によってこれを知らなかったときは、この限りでないものとする。

（注1） は、契約の成立時から保険金額が保険価額を超えていた場合及び契約の成立後に保険金額が保険価額を超えることとなった場合のいずれの場合も、その超過部分の損害保険契約が有効であることを前提とした規律であり、いずれの場合にも適用されるものである。

（注2） による減額請求があった場合の保険料の返還については、4の（損害保険契約の終了関係後注）2参照。

（注3） 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第631条，第637条

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（東弁，一弁，NACS，オンズネット，保険契約法研究会， 名誉教授，

准教授， 弁護士， 氏）。

- ・ 基本的に賛成できる（消費者機構日本）。

（理由）

- について，契約成立後，保険価額が保険金額に達するか，又は上回った場合には，保険価額の変動が想定範囲内のものであり，保険金額の設定が不当に高いものではなかったということの現れであること等から，保険料を返還させないことが合理的である。保険料に相当するサービスを現実に享受していた部分についてまで保険料の返還請求が認められるのは不合理であること等から，保険料の返還の対象を保険期間中の各時点において保険金額が保険価額を超えている部分に限定することは妥当である。民法第95条との整合性の確保という見地から，重大な過失の場合に保険料の返還請求を認めないことは妥当である（一弁）。
- 保険契約者の重過失がある場合にも超過部分に関する保険料の返還を認めるときには，税の繰り延べなど，保険制度とは関係のない方法で，超過保険の制度を悪用するものが現れてくるのではないかと危惧する（保険契約法研究会， 准教授）。

（補足）

- ・ 保険金額及び保険料の一部減額請求も認められるべきである（東弁）。
- ・ 重過失を含め，どういう場面を適用除外とするかについては，検討を尽くすべきである（オンブズネット）。
- ・ 保険者からの情報提供や説明がない限り保険契約者が保険価額を正確に知ることは困難である（ 氏）。
- ・ 超過保険と気付かずにいる保険契約者に対し，毎年契約確認のお知らせに注意喚起をするなど，どのような対応が可能かの検討を望む（NACS）。

【その他の意見】

- ・ について，基本的に賛成であるが，現行商法第637条の「著しく減少」の概念を入れて，減額できるのは保険金額が著しく超過している場合に限られることが明確になる表現にすべきである。 について，現在でも，民法の一般則に則り，保険会社・代理店に過失がある場合（保険会社・代理店の価額評価の誤りによる場合や，保険金額設定につき不適切な説明を実施した場合等）は始期に遡って超過部分の保険料を返還する実務を行っているため， のように特別の規律を設ける必要性は小さいと考える。成立時に遡及する減額請求権について，規律を設けるのであれば，故意の立証が困難なことから，無重過失を要件とすることが必要と考える。 の「超えていた金額」についての立証負担は請求側にあるものと理解している（日本損保協会）。
- ・ には賛成するが，減額請求権を行使した場合の保険金額を制限する趣旨か，制限しない趣旨かを明確にすべきである。保険契約者において保険価額が把握できなければ保険契約者は減額請求権を行使すべきか否かの判断ができないことから，契約締結に際して保険価額の計算方法及び保険金額と保険料の対応関係を告知する義務を保険者に課すべきである。 については，契約成立後に目的物の価額が上昇して保険金額に達した場合（又はこれを上回った場合）であっても，保険料の返

還を認めるべきである。「その超えていた金額」に関し、保険価額が契約成立時の価額を上回っていた部分についても、控除は認めるべきではない。保険料の返還請求を認めるべき期間については、適切な期間制限を設定すべきである。「重大な過失」のないことを保険料の返還の要件とすべきである。保険者からの減額請求権については認めるべきでない（日弁連）。

- ・ の規律を設けることに賛成する（適切である）（神奈川相談員， 弁護士， 弁護士， 氏）
- ・ につき基本的に賛成。ただし，単に保険者又は保険者の使用人等の説明を聞いたことによって知っていた，又は，知らなかったことについて重大な過失があるとされることがないようにすべきである。その他につき，いずれも賛成（横浜弁護士会）。

（理由）

について，将来に向けての保険料の減額のみならず，過去において保険金額が保険価額を超えていた場合の保険料の返還についても定めることは，危険に見合った保険料の負担を求める保険法の趣旨からして望ましい。危険に見合った保険料の負担を求めるという観点からは，保険金額が保険価額を上回っている期間があれば，それに対応する保険料の返還を認めるという対応が望ましい。しかし，保険価額の算定は必ずしも容易ではなく，また，変動するものである。一時期でも保険金額が保険価額に見合うものとなっていたのであれば，その保険金額は目的を達していたといえ，この場合まで返還請求を認める必要性は薄い。現行法第643条のとおり，悪意又は重過失とすることは基本的に妥当である。しかし，保険金額については保険契約者には十分な知識がなく，保険者側の説明に基づき設定することも多い。保険金額が保険価額を上回っていることを客観的資料から認識していた（又は重大な過失によって知らなかった）などの合理性のある場合に限る必要がある。

- ・ 超過分の保険料の返還規定を設けるべきである（消費者情報ネット）
- ・ 超過保険の保険料の返還を請求できるとすべきである（ 氏）
- ・ 保険の掛け過ぎの場合には，保険契約者は超過部分の保険料を返還できるとすべきである（神奈川相談員，かわさきコンシューマー， 弁護士， 弁護士， 氏）
- ・ 「保険者が契約成立時期に超過保険の取扱いに関する情報提供及び説明を怠った場合には，保険者は保険契約者の故意・重過失を問えない」ような規律化も必要と考える（かわさきコンシューマー）
- ・ 保険契約者が超過保険であることを認識していないで超過保険を契約していた場合，消費者が超過分に相当する保険料を返還請求できるとすべきである（全国相談員協会，全国相談員協会関東）。

（理由）

超過保険の実状は，代理店の言うままに保険金額を設定していて，消費者が気が付かないままに超過保険になっていることがほとんどである。その意味で消費者に重い重過失はなく，超過保険の保険料に相当する金額を合理的に返金させる制度整備が不可欠である。

- ・ について，ただし書の「重大な過失」は削除すべきである。また，超過保険を防止するために，保険者に対し適切な説明と確認を行うことを義務付けるべきである。保険者が悪意・有過失の場合

や、保険契約者が超過保険の効果を知らずに契約した場合等の規律についても検討すべきである。保険料返還請求権の行使期間については、「保険契約者が損害保険契約の成立の時以降、保険金額が保険価額を超えていたことを知ってから3年」とすべきである（近弁連）。

- ・ の本文について、超過保険契約が有効であるのに、保険料の返還を請求し得るという点について法理上説明し得るか、同じく の本文について、保険契約締結時に超過保険であることについて善意無重過失である保険契約者は民法の錯誤無効を主張できる余地があるのであれば、これとの関係はどのように考えるべきなのか等について疑問がある（早稲田大）。
- ・ 目的物が経年による価値の漸減がある建築物のような物である場合には、契約者が保険料の減額を請求するのではなく、減損価値と算定基準を熟知している保険者が、保険料の減額の通知をする方向に規律を修正する必要がある（消費者問題研究所）。

（注3）について

- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，消費者機構日本）。
- ・ 取引信用保険の規律としては馴染まないため、信用保険を対象外とするか、「片面的強行規定」ではなく、「任意規定」とすることを要望する（アトラディウス）。

（損害保険契約の変動関係後注）

現行商法第650条の規定（保険の目的物が譲渡された場合の規律）は、削除するものとする。

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，日本損保協会， 名誉教授）。
- （理由）
- 現行商法の規律を維持すべき必要性はない（東弁）。
  - 現行商法の規定は現時点では合理性を失っている。また、同条第2項の規定については、危険の増加の一般的規定で十分である（横浜弁護士会）。
  - 実務的にも現行商法の規定に従った処理は異例である（日本損保協会）。
  - 今日では有益無害な規定である（ 名誉教授）。
- ・ 現行商法の規定を削除することは妥当であるが、目的物の譲渡の扱いについて合理的なルール（何らかの指針あるいは基準となるべき任意規定等）を定める必要がある（近弁連）。

（理由）

現行商法第650条は現在時代遅れのものとなっていることは否定できない。もっとも、目的物の譲渡に関する規律については、現在用いられている約款では、譲渡の意味が法律上の譲渡概念と異なっていたり、消費者の認識との間にずれが生じていたりするなどの問題がある。

### 3 保険事故の発生による保険給付

#### (1) 保険者の損害てん補責任

保険事故が保険期間中に発生したことによって損害が生じたときは、保険者は、保険金額の限度において、金銭の支払その他の給付によりその損害をてん補する責任を負うものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

本文の規律について

【賛成であるとの意見】

日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 名誉教授，早稲田大

(補足)

- ・ 一定の期間内に生じた損害に限定する約定も許容されるべきである(東弁，一弁，横浜弁護士会)。

【その他の意見】

- ・ 損害額が保険金額未満の場合につき損害額を全額給付するの可否につき解釈基準を明確にしておく必要があると思われる( 弁護士)
- ・ 現物給付を認めることに反対する( 弁護士， 弁護士)。

(注) について

- ・ 任意規定とすべきである(日本損保協会)。
- ・ およそ損害をてん補する責任を負わないという約定を許容するものでないのであれば、任意規定とすることに賛成する(東弁)。

(2) 損害発生のお知らせ 【各契約共通事項】

保険契約者又は被保険者は、保険事故の発生によって損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

(注1) 保険契約者又は被保険者が保険者による保険給付のために必要な説明その他の協力をしなければならない旨の規律を設けることについては、これを怠った場合の効果を含め、なお検討する。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第658条

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である(日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 名誉教授， 弁護士，日本大)
- ・ 基本的に賛成する(生保協会，日本生命，明治安田生命)

(理由)

到達まで求める必要性はない(横浜弁護士会)。

(補足)

- ・ 通知義務や協力義務違反の効果として保険者の免責を認めることは妥当でなく、(7) のような場合に、保険者が遅滞の責任を負わないとすべきである（一弁）。
- ・ 通知を怠った場合の効果について法定すべきである。最判昭和 62.2.20 民集 41・1・159 の判例法理を規定すべきであるとする（早稲田大）。
- ・ 義務違反の効果については慎重に検討すべきである（日本大）。

#### 【その他の意見】

- ・ 損害発生のお知らせを義務化する必要はない。むしろ、通知を受けなかったことにより被った損害を超えて保険金支払義務を免れることはできないことを規定すべきである（近弁連）。
- ・ 損害発生は一般には、保険金請求者側で発生するものであることから、損害発生のお知らせを義務付けることは、保険制度の維持から必要だと考える（保険契約法研究会， 准教授）。
- ・ 通知を求める趣旨を実現するには到着を前提とした規律であることが適当である。保険契約の性質により通知の時期の意義が異なると考えられるため、「事故発生を直ちに通知」としている自動車保険の約款についても有効であるとする。このような考え方が認められるのであれば、任意規定という前提で、「遅滞なく」とする規定に異論はない（日本損保協会）。

（注1）について

#### 【規律を設けることに賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（規律を設けるべきである）（日本損保協会，生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命，保険契約法研究会， 准教授， 氏）。
- ・ 努力義務として規定するのであれば賛成する（一弁）。

（理由）

- 個人情報保護法の施行により、被保険者側の協力が得られないと保険金支払に必要な書類の取り付け、調査に困難を生じるケースが増えているので、契約者・被保険者の説明義務または協力義務の規定を法定すべきである（日本損保協会）。
- 生命保険契約，傷害・疾病保険契約においては、保険金の支払に際して事実の確認が必要な場合があるが、確認の対象が人の身体やその状態であり、医療機関よりセンシティブな情報を収集する必要があるが、保険契約者等の同意や協力が必要不可欠である。しかし、昨今プライバシー意識の高まりから保険契約者等の協力が得られないとか、医療機関より個人情報保護法を理由に回答を拒否される等、現に支障が生じているケースも散見される。適正かつ迅速な保険金支払を確保する観点から規律を設けるべきである（生保協会，日本生命，明治安田生命）。
- 適正かつ迅速な保険金支払いは保険者のみならず保険契約者の利益ともなることから、規律を設けることが望ましい（第一生命）。
- 説明・協力義務を課すことも、迅速な保険金支払にとって必要な事柄であり、規定を置くことは有意義なことと考える。保険者が当該規定について不当な支払拒絶をするようなケースは、保険業法等の監督規制で防ぐか、私法一般の権利濫用で防止すればよい（保険契約法研究会， 准教授）。

- 保険実務において、個人情報の保護やプライバシー保護の観点が過大に強調されて、保険契約者等の調査協力義務が機能しない局面が発生することがあり、また、保険を不正に利用するケース(モラル・リスクの事例)では、保険契約者等の調査協力義務が履行されないことが多くあり、原則的な調査協力義務を法定することの意義は大きく、必要と考える。調査協力義務を法定して義務違反について保険者の免責効果を認めることと、証明責任とは関係がないと思われる( 氏)。

(補足)

- 通知義務や協力義務違反の効果として保険者の免責を認めることは妥当でなく、(7) のような場合に、保険者が遅滞の責任を負わないとすべき(一弁)。
- 義務違反の効果については、例えば、保険者の遅滞とみなさない等、消費者にとって不利益の少ない形でよいと考える(下記(7) の規律とも関連する論点であるが、例えば、保険者の遅滞とみなさないなどが考えられる。)(日本損保協会)。
- 調査協力義務違反の効果としては、保険者の免責とする必要はないが、「調査協力義務が履行されるまでは、保険金の支払が請求されても保険者は履行遅滞の責めを負わない」とする必要があると考えている(生保協会、日本生命)。

【規律を設けることに反対であるとの意見】

日弁連、東弁、横浜弁護士会、全国相談員協会関東、神奈川相談員、 弁護士、 弁護士、  
 弁護士、 氏、 氏、 氏

(理由)

- 法律の規定として一般的義務とするのは保険契約者側にとって過度の負担となる。また、この義務違反によって保険者の免責という効果をもたらすことは明らかに行き過ぎである。保険事故の発生に関する通知がされれば、保険者から適切な質問をすることによって多くの場合は必要な情報が得られると考えられる(横浜弁護士会)。
- 「保険給付のために必要な説明その他の協力」の内容が不明瞭であり、また、免責事由に関する証明責任が契約者側に転換されるおそれがあり、かかる規律を設けることには慎重であるべきである(東弁)。
- 仮に説明義務を法定したとしても、同義務を怠った場合の効果について解除ないし法律上の免責を認めることは行き過ぎであると考えられ、逆に解除権や法律上の免責を認めないとすれば、単に説明義務を法定してもそこに実質的な意味はないと考えられる(日弁連)。
- 保険金支払の遅延や拒絶の口実として用いられることが懸念される。むしろ保険会社に保険契約者及び被保険者に対する信義誠実義務を課す規定を設けるべきである(神奈川相談員、 弁護士、 弁護士、 氏)。
- 消費者は保険金を支払ってもらうために、保険会社から必要と言われる情報は提供しているのが通常であり、消費者と保険会社の格段の情報格差、交渉力格差があることを踏まえれば、あえて保険法で消費者に説明義務や信義則を課すことまでは必要がないと考える(全国相談員協会関東)。
- あえて保険契約者や被保険者の説明義務・信義誠実義務を新たに規定する必要はなく、むしろ、

保険会社に説明義務・信義誠実義務を規定してもよいと考える（ 氏）。

（注2）について

- ・ 約款において「遅滞なく」より短い一定期間の通知期間を設けることも許容されるべきである（横浜弁護士会）。
- ・ 任意規定とすべきである（一弁，日本損保協会）。
- ・ 任意規定とすることで特段問題がないものと考えられる（東弁）。

### (3) 損害発生及び拡大の防止

保険事故が発生した場合には，保険契約者及び被保険者は，損害の発生及び拡大の防止に努めなければならないものとする。この場合において，損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用は，当該費用の額と保険者がてん補すべき損害の額との合計額が保険金額を超えるときであっても，保険者の負担とするものとする。

（注1） 一部保険の場合の損害防止費用の負担については，(5)と同様の規律とするものとする。

（注2） 任意規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第660条

本文の規律について

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁， 名誉教授，早稲田大， 弁護士）
- ・ 基本的に賛成（横浜弁護士会）。

（補足）

- ・ 損害の「発生及び拡大」の防止であることを明記することは，規定の明確性の観点から適当である（一弁）。
- ・ 約定により費用を限定する場合には，それに対応する損害防止義務も縮減されるべきである（横浜弁護士会）。

#### 【その他の意見】

- ・ 保険金額を超えるときでも保険者の負担，という点について，費用をどの範囲で支払うかということは（支払わないことを約定することも含めて）保険料の多寡に影響する問題であり，現行の自動車保険や火災保険の約款も，保険料に妥当に反映されていれば不当条項にはあたらないと考える。このような理解でよければ任意規定とすることを前提に，本文の規定に異論はない（日本損保協会）。

（注2）について

- ・ 任意規定とすべきである（一弁，日本損保協会）。

- ・ 損害防止義務には公益目的もあるが、絶対的ではなく、てん補すべき損害の額との合計額が保険金額を超えない範囲で保険者が損害防止費用を負担すると定める約定も許容されると考えられる。しかし、費用を限定するのであれば対応する損害防止義務も縮減されるべきである（横浜弁護士会）。
- ・ 片面的強行規定とすべきである（東弁）。

（理由）

実際に、保険事故が発生し、契約者等が損害の発生及び拡大の防止に努める場面においては、そのためにどの程度の費用が生じているのかを判断できないのであるし、契約者等がこれを理由に損害発生及び拡大の防止を行わないというモラル・ハザード上の問題が出てくるおそれもある。

#### （4）てん補すべき損害額

##### ア 損害額の算定

保険者がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地におけるその時の価額によって定めるものとする。

損害の額の計算に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

（注） 任意規定とする方向で、なお検討する（いわゆる新価保険（保険の目的物の再調達価額によって損害額を算定する旨の約定をいう。）等も許容される。）。

現行商法の参考条文 第638条

本文の規律について

##### 【賛成であるとの意見】

日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，早稲田大， 名誉教授， 弁護士

##### 【その他の意見】

- ・ 分損であっても損害の額は「保険価額を限度」ということが明確になるような表現を加えるべきである（日本損保協会）。
- ・ 損害額の計算に必要なものに限らず、事故の存否等の確認・調査に必要な費用も保険者の負担であることを明示すべきである（近弁連）。

（注）について

- ・ 任意規定とすべきである（東弁，一弁，日本損保協会）。
- ・ 基本的には目的物の時価が損害額と考えられるが、目的物の再調達価額を損害額とする必要がある場合もあり、その旨を約定によって定めることも認められるべきである（横浜弁護士会）。

##### イ 評価済保険

アの にかかわらず、損害保険契約の当事者が保険価額を定めたときは、保険者がてん補すべき損害の額は、当該保険価額によって定めるものとする。ただし、保険者は、当該保険価額がアの の価額を著しく超えることを証明した

ときは、保険契約者に対し、てん補すべき損害の額の減少を請求することができるものとする。

のただし書の場合には、保険契約者は、保険者に対し、その減少した金額に相当する保険料(被保険者が現に損害保険契約の利益を受けた部分を除く。)の返還を請求することができるものとする。

(注) は任意規定とし(ただし、 のただし書の規律に反する約定が利得禁止原則により効力を否定されることもあると考えられる。)、 は片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第639条

本文の規律について

【賛成であるとの意見】

日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 名誉教授，早稲田大

(理由)

について、保険契約者は減額されたてん補額の支払しか受けることができないことから、その減額された金額に相当する保険料の返還請求を認める必要がある。ただし、その範囲につき、協定保険価額が実際の保険価額を著しく超えていなかった期間については、保険の利益を受けていたと考えられることから、その部分を除くべきである(横浜弁護士会)。

(補足)

- ・ 「てん補すべき損害の額の減少」は実際の保険価額までの減少を認めるものである旨を明記することも検討の余地がある(一弁)。

【その他の意見】

- ・ のただし書を設けることに賛成する(日本損保協会)。

(理由)

不当利得として許容できない程度の差異が生じたときは、事情変更の原則として減額することが適当と考える。

- ・ のただし書に「保険契約締結後に発生した事由により」を追加すべきである(近弁連)。
- ・ のただし書を設けることに反対( 弁護士)。

(注)について

- ・ ( は任意規定、 ) は片面的強行規定とすべきである(東弁，一弁，横浜弁護士会)。

(理由)

は超過保険に通ずる問題であり、保険契約者保護のために片面的強行規定とする必要がある(横浜弁護士会)。

- ・ 特段の問題はないと考える(日本損保協会)。

## (5) 一部保険

保険事故による損害が生じた時点において保険金額が保険価額に満たない場合には、保険者は、次のとおり損害をてん補する責任を負うものとする。

A案 保険金額の保険価額に対する割合により損害をてん補する。

B案 保険金額の限度において損害の全部をてん補する。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する(A案とB案とでは保険料の算出方法が異なるため、いずれの約定をすることも許容される。)

現行商法の参考条文 第636条

本文の規律について

### 【A案に賛成であるとの意見】

一弁、法友会、日本損保協会、外国損保協会、料率算出機構、損保労連、日本共済協会、J A 共済連、J F 共水連、全労済、全国交運共済生協、教職員共済、全水道共済、上智大、日本大、早稲田大、保険契約法研究会、教授、准教授、氏

(理由)

- 実損てん補方式が導入されると、比例てん補方式と比較して、支払われる保険金は多くなる反面、結果として保険料の増大につながることから、契約者にとって必ずしも有利とはいえない(日本共済協会、J A 共済連、全労済、全国交運共済生協、教職員共済、全水道共済、上智大)。
- 実損てん補方式が原則となると、現行の保険料の見直しがされ、約1.7倍強の保険料の引き上げが生じる。現行の比例てん補方式を原則としながら、顧客に実損てん補型の商品と比例てん補型の商品との選択を加入時に行えるような販売体制を整えることで対処した方が、多くの消費者にとっては、高額な保険料負担を回避することになるのではないかと考える(保険契約法研究会、准教授)。
- 実損てん補方式が導入されることにより、保険価額に見合った契約締結が促進されず、経済的に最も逼迫する全損時に十分な保障が受けられないという事態が生じることも懸念される(日本共済協会、J A 共済連、全労済、全国交運共済生協、教職員共済、全水道共済、上智大)。
- B案を採用した場合には、付保割合に応じて共済掛金算定の基礎を設定する必要があること、また、他の共済契約等の有無によっても付保割合が変わってくることで、共済期間中に付保割合は変動することから、共済掛金の算定について非常に困難であるとともに、場合によっては、共済契約者に相当な負担(割高な共済掛金)を求めざるを得ない状況が考えられる等の問題が考えられる(J F 共水連)。
- 分損の場合、全部保険に相当する保険料を負担した保険契約者と一部保険に相当する保険料しか負担していない保険契約者との間に差が生じることは論理的合理性を有する。一般消費者の誤解の危険性は、契約締結時の説明方法を工夫することにより極小化することが可能である(一弁)。
- 確かに比例按分主義(A案)は一般消費者にとって分かりにくい点、また消費者の保険金額まで支払われるはずであるという合理的な期待にそぐわないといった結果が招来されるおそれがあるが、これらの懸念は契約時における保険者側が説明を十分に尽くすことにより解決され得る問題と考えられる(早稲田大)。

- A案は保険料を払った割合に応じて保険金を支払うという合理的な制度であり、保険契約者に対しては、確実に保険料の引き上げにつながるB案とするまでもなく、契約時の説明責任を果たすことにより克服できる問題であるとする（法友会）。
- 家計分野においては付保割合条件付き実損てん補特約が普及していることから、理論的整合性を曲げてまでB案を原則とする必要性はない（教授）。
- 企業の火災保険その他の物保険を考えると、今日でも比例てん補を約款に規定した商品がスタンダードである。B案が原則となると、現行料率体系の見直し、保険料の引上げが必至となる。これまで比例てん補の問題解消のために、個人向け火災保険では例えば「価額協定保険特約」等を開発してきたが、この特約は事前の価額評価が不適正だと比例てん補原則に戻るという形で、約款には比例てん補が残っている。B案では過少申告があっても実損てん補することとなるため、今まで以上に保険価額を厳格に把握する必要性が生じる結果、契約者にも負担が増える可能性が高い（日本損保協会）。
- B案を採用する場合、契約者間の保険料負担の公平性を確保するためには、料率体系が複雑となり、契約者にとって分かりにくさが生じる（料率算出機構）。
- 比例てん補方式が世界的な基準となっている（日本大、保険契約法研究会、准教授）。

（補足）

- ・ カバーする割合等を契約者に分かりやすく表示することを義務付けるべきである（氏）。
- ・ 任意規定とすることを前提として、A案に賛成。ただし、保険業法等に、この点に係る保険者の説明義務を明記すべきである（横浜弁護士会）。

【B案に賛成であるとの意見】

日弁連、近弁連、東弁、弁護士、弁護士

（理由）

- A案は消費者の誤解を招く可能性とその保護に欠ける可能性が高い（弁護士）。
- 消費者は分損の場合でも保険金額まで損害のてん補を受けられると考えるのが通常である（近弁連、東弁）。
- B案の場合には保険料が割高になってしまうという問題点もあるが、一般消費者は保険料と保険金額を考慮しながら選択をすると考えられるので、不測の事態が生じるおそれはない。保険会社に保険加入時の説明責任を課したとしても、保険会社が保険契約者に十分な説明責任を果たすことは期待できない（近弁連）。

（補足）

- ・ A案の場合にも保険料が割安になるというメリットはあるので禁止する必要はない。ただし、任意規定とする場合であっても、A案と同様の内容の保険の場合には、保険証券に「一部保険なので保険金額が全額支払われない場合があります」等の注意書きの記載を義務付けるべきである（近弁連）。

【その他の意見】

- ・ A案、B案の二者択一ではなく、任意規定としていずれも許容すべきである（全国相談員協会、全

国相談員協会関東)。

(理由)

A案, B案を並立させることができれば, 消費者は保険料が割安の保険を選択することも可能になり, 他方, 実損てん補が今後主流となったときに, 自分の保険が保険法にない事態も回避できる(全国相談員協会関東)。

- ・ 現行の規律を見直す必要はないと考える。商品が多様化している近年, 保険価額の無い保険契約が多くなっており, 新たに規律を策定するベネフィットは少ない(ACCJ)。
- ・ 一部保険の必要性はある。制度が単純であることも必要であるが, 逆に, 私的自治の一環として契約内容設定の自由は増進されるべきである。契約者に分かりやすく説明する方法は必要であろう(教授)。

(注)について

- ・ 任意規定とすべきである(日弁連, 近弁連, 東弁, 一弁, 日本損保協会, 外国損保協会, 日本大, 保険契約法研究会, 准教授)。
- ・ 任意規定としてのA案採用の許容は保険者ごとに異なる制度設計を可能とし, 保険者が保険料の低廉な制度を強調することにより契約者の誤解を招く可能性と保護に欠ける可能性が高いので反対する(弁護士)。

## (6) 重複保険

### ア 各保険者がてん補すべき損害額(各保険者と被保険者との関係)

二以上の保険者が同一の保険の目的物に発生した保険事故によって同一の被保険者に生じた損害をてん補する責任を負う場合には, 各損害保険契約における保険金額の合計額が保険価額を超えるときであっても, 各保険者がてん補すべき損害の額は, 各損害保険契約に基づき当該保険者がてん補すべき損害の額(以下「独立責任額」という。)とするものとする。

(注1) 被保険者は, 損害の全部のてん補を受けたときは, これを超えて保険給付を受けることができない。

(注2) 保険者は, 保険契約者又は被保険者に対し, 上記場合に当たるかどうか及び他の保険契約(1(3)の(危険に関する告知関係後注)参照)の内容や保険金の支払の有無の通知を求めることができるものとする。ことについては, 通知がされなかった場合の効果をもどのような場合に定めるかと併せて, なお検討する。

(注3) 任意規定とする方向で, なお検討する。

現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，近弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 名誉教授）。
- ・ 基本的に賛成できる（消費者機構日本）。

（理由）

- 現行商法の規律は，超過保険の超過部分を無効とする法制と同様に不合理であり，維持すべきでない。また，現在の保険実務がとる独立責任額按分主義に比べ，中間試案のとる独立責任額連帯主義は，被保険者にとり， 保険金請求が簡便であり， 一部の保険者の保険金支払義務不履行の場合にも損害のてん補が受けられる可能性が大きい（横浜弁護士会）。
- 現在の実務においては独立責任額按分主義を採用する例が多く，この場合，被保険者が損害額のすべてのてん補を受けるためには保険者全員に対して請求をしなければならないが，中間試案は必ずしも保険者全員に対して請求をする必要がない点で被保険者に有利であり，かつ妥当である（一弁）。
- 重複保険の場合，保険者は独立責任額を基準に保険料を徴収しているのであるから，独立責任額に基づく支払義務を負わせても何ら酷ではない（東弁）。

（補足）

- ・ 重複保険となる事態を回避するため，保険者は保険契約者に対し，重複保険となっていないか否かについて確認，説明すべきである（近弁連）。
- ・ 保険者は，重複契約となっていないかどうか，損害を超えたてん補を受けることができないことを確認，説明する義務を法定すべきである（消費者機構日本）。

【反対であるとの意見等】

- ・ 独立責任額連帯方式の導入には反対である（JA共済連）。
- ・ 独立責任額連帯方式の導入には賛成できない（上智大）。
- ・ 独立責任額連帯主義は採用すべきではない（ACCJ）。
- ・ 各保険者がてん補すべき損害額は，各自の独立責任額の割合に応じて損害額を按分した金額とすることが，世界的な慣行に即した考え方である（外国損保協会）。

（理由）

- 保険者（共済者）にとっては，従来にない実務が発生することと併せて保険者（共済者）で有責・無責の判断や損害額の算定基準が異なる場合，損害のてん補方法に違い（比例てん補と実損てん補）がある場合の求償関係をどのようにするのかなどの問題がある（上智大）。
- 複数の保険者や共済者の間で，有責・無責の判断や損害額の認定が異なる場合には，これらの間での調整が困難となり，紛争が生じるおそれがある（JA共済連，上智大）。
- 一社が各保険会社分を含めて被保険者の損害額をてん補した後，各保険会社に負担分を求償することになった場合，一社がクレジットリスクを背負うことになり，過度の負担となる。これまでの実務上，独立責任額按分主義で特に重大なトラブルは生じておらず，不必要かつ過度な規制は避けるべきである。現行の規律を見直す必要はないと考える。商品が多様化している近年，保険価額の無い保険契約が多くなっており，新たに規律を策定するベネフィットは少ない（ACCJ）。
- 契約者貸付けを行っている場合や質権を設定している場合には，他の保険者や共済者から求償を求

められたときに、貸付金の回収や質権者への優先弁済をめぐる紛争が生じるおそれがある（JA共済連，上智大）。

【その他の意見】

- ・ アの規律については、イの求償関係が支障なく成立することが重要であるとする（早稲田大）
- ・ 現在の実務で採用されている独立責任額按分主義による支払が適切である（日本共済協会，全労済）  
（理由）

各保険者間で有責・無責の判断や損害額の算定基準が異なる場合、損害のてん補方法に違い（比例てん補と実損てん補）がある場合の求償関係をどのようにするのかなどの問題もあり、実務上混乱をきたすことにもなりかねない。

- ・ 現行の独立責任額按分主義を変更すべきではないとする（JF共水連）  
（理由）

共済金請求を受けた共済者は、他の共済者の加入内容を確認するとともに共済金支払有無の確認等を行なった後でないと、共済契約者に共済金等を支払うことは困難と考えられ、その結果、共済金の支払いが遅延することにもなりかねない。独立責任額連帯主義を採用した場合には、他の共済契約等の内容についての通知を義務付ける必要があり、この通知が正確に行われなかった場合に契約を解除することになれば、これまで支払うことができた共済金等の支払ができなくなるケースが考えられる。契約者貸付けを行っている場合や質権を設定している場合には、他の保険者や共済者から求償を求められたときに、貸付金の回収や質権者への優先弁済をめぐる紛争が生じるおそれがある。

- ・ 利用者の分かりやすさや現行実務への影響等を踏まえて、見直しの必要性和利用者のメリットとのバランスを慎重に検討すべきである（損保労連）。

（注1）について

- ・ 賛成する（日本損保協会）。

（注2）について

- ・ イの求償の規定が設けられた場合、A社が支払った後に、B社とC社に求償したが、B社とC社は事故の通知すら受けていない場合は、損害の額や免責に該当しないかどうかなど、支払った後では被保険者に再度確認できないという問題がある。求償の規定を機能させるために、事故時に被保険者から他の保険契約を通知してもらう必要があると考える。効果については、事故時には被保険者は他の保険契約の存在を自ら確認・調査するインセンティブが働くため、契約時よりも明確に認識していることが多いことを考えると、応分の効果を定めても不当とは思われない。例えば、保険金の支払前であれば独立責任額按分による按分額を限度に支払うといった制限や求償権の確保を確認するためにかかる期間は保険金支払を留保できるなどの制限は当然加えるべきである（日本損保協会）

- ・ 通知義務を定めることは必要であるが、通知義務違反の効果として直ちに免責が認められるべきではなく、効果についての明文の規定は不要である（一弁）。
- ・ 通知義務に違反した場合の効果としては、故意又は重大な過失により通知を怠った被保険者は、保険者に対する保険金請求権の一部（独立責任額のうち按分額を超える部分）を失い、既に保険金を受領した後は、その部分の返還義務を負うものとするのが考えられる（日弁連、東弁）。
- ・ 保険者が通知を求めることができる相手は、保険金を請求した被保険者に限定することでよいと考えられる（日弁連）。
- ・ 他保険契約の通知は、重複保険処理のために必要な面はあるが、告知義務を課した上で、違反に対し制裁を課するような規定は無効とすべきである。他保険契約の通知がなかったことにより、保険者に実損が生じた場合には、その限度で賠償（控除）を認めれば十分である（近弁連）。
- ・ 複数の保険契約を持つ保険契約者へ、他の保険者（契約）からの保険金支払の有無の通知を求めることは、保険者の本来業務としての適正な支払義務の手續（調査等）を免じ、モラル問題の発生を誘発することも考えられることから、慎重な検討が必要である（消費者機構日本）。

（注3）について

- ・ 任意規定とすべきである（一弁、日本損保協会）。

（理由）

保険者間の求償の問題を含めて、自由かつ柔軟な設計の余地を残しておくのが望ましい（一弁）。

- ・ 任意規定とすることに反対である（ 弁護士）。
- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連、東弁）。

（理由）

- 被保険者の不当な利得を防ぎ、給付と保険料との関係で保険者も不当な利得が生じない制度設計の規定とすべきであり、任意規定には反対である（ 弁護士）。
- 保険者は独立責任額を基準に保険料を徴収しているから、本来、独立責任額を支払うのが当然であり、片面的強行規定とすべきである（東弁）。
- 独立責任額按分主義を採用する特約、その他保険金請求権者側に不利な特約は無効とすべきである（日弁連）。

#### イ 保険者の求償権（保険者間の関係）

アの場合において、保険者が自己の負担部分（各自の独立責任額の割合に応じた損害額を按分した金額をいう。）を超えて損害のてん補をしたときは、当該保険者は、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償することができるものとする。

（注1） 求償に関する規律の具体的内容（求償を認めるべきではない場合があるか等）については、なお検討する。

(注2) 被保険者が保険事故の発生後、一部の保険者に対する保険金請求権を放棄したとしても、他の保険者に対する保険金請求権をも放棄する意思でない限り、他の保険者の責任や求償権の範囲には影響を及ぼさないものとする。

(注3) 任意規定とする方向で、なお検討する(ただし、求償に関する約定をしたとしても、他の保険者の求償権の範囲には影響を及ぼさないと考えられる。 )。

現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である(日弁連、東弁、一弁、横浜弁護士会、 名誉教授)。
- ・ 保険者間の求償を法定することが、迅速な支払となり、消費者利便ともなると考える(消費者機構日本)。

【その他の意見】

- ・ 保険者間の公平性が図れる規定とすべきである( 弁護士)。

(注1)について

- ・ 連帯債務者間の求償について定める民法第443条の規定などを参考に具体的な規律を定めるべきである(日弁連、一弁)。

(注2)について

- ・ 内容については賛成であるが、規定を設けることも検討の余地がある(一弁)。
- ・ 被保険者の合理的意思に合うものと考えられるため、賛成である(東弁)。
- ・ 異論はない(日弁連)。

(注3)について

- ・ 任意規定とすべきである(日弁連、一弁)。
- ・ 任意規定とすることで差し支えない(東弁)。

(7) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

保険金の支払について期限の定めがないときは、保険者は、保険金の支払の請求を受けた後、保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。

保険金の支払について期限の定めがある場合であっても、その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは、保険者は、その相当な期間を経過した時から、遅滞の責任を負うものとする。

保険契約者又は被保険者が 又は の確認を故意に妨げ、又はこれに欠くこと

のできない協力を正当な理由なく拒み、これによってその確認が遅延することとなったときは、保険者は、その遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。

(注1) の「相当な期間」に関し一定の日数を法定することについては、なお検討する。

(注2) は任意規定とし、及び は片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし(民法第412条参照)

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である(一弁, 名誉教授)。
- ・ 基本的に問題はないと考える。ただし、の「期間が経過していないことを証明」する保険者の負担が過度なものでないことを望む。また、の必要な期間には、事故・損害の公的証明や診断書、修理見積書などの取付けに要する期間が必要な期間として含まれるべきであるから、これらを発行する者の事情で遅延しても遅滞の責めは負わないと考えてよいのではないか(日本損保協会)。
- ・ , とも試案に賛成する。については、契約者側の悪意が認められるので、保険者の履行遅滞責任の免除は当然のことであり、その他に保険金請求権を喪失する等の不利益条項を規定すべきと考えるので、試案程度のペナルティ規定には反対する( 弁護士)。
- ・ につき、規定の趣旨には賛成。ただし、規定振りに関し、「保険者は、被保険者から保険金の支払の請求があった時は、直ちに保険金を支払わなければならない。」旨の規律を本文として明記すべきである。及び につき、賛成(横浜弁護士会)。
- ・ 保険金の支払時期を法定するのは賛成である。保険金の支払いについて期限の定めがないときの「必要な期間」、保険金の支払いについて期限の定めがある場合の「相当な期間」の設定について、さらに慎重な検討が必要である(上智大)。

(理由)

- 「保険事故発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間」「その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間」というアローアンスを設けた試案に賛成である( 名誉教授)。
- 原則的規律と例外的規律とが、民法と新保険法という別個の法律をまたぎ、例外的規律のみが新保険法に規定される場合には、一般国民にとって原則的規律がどのようなものであるかが分かりにくくなる(横浜弁護士会)。

【反対であるとの意見等】

- ・ につき、たとえ契約者等による確認の妨害等がなくとも、保険者の確認のための相当な期間を客観的に観念することは、容易ではない。このような法的安定性を欠く特別な規律を保険法だけに規定することは馴染まず、契約法一般の規律により対処すべきものとする。したがって、は格別、の規律の導入に反対する( 教授)。
- ・ 保険金請求の後、直ちに支払うとすべきである(神奈川相談員, 弁護士, 弁護士, 氏,



ある。保険契約者又は被保険者に、調査への協力義務を課すことには反対する（ 弁護士）。

（理由）

保険契約者や被保険者の側には、調査が終了しなければ保険金を支払ってもらえないのであるから、保険金支払を受けるために調査に協力するインセンティブが通常働きうるので、このような義務を法定することは必ずしも必要ない。かえって、このような義務を課すことは、保険者側に支払遅延の口実を与えることになりかねない。

#### 【その他の意見】

- ・ 「相当な期間」について、一定の日数を法定したり、保険種類ごとに「相当の期間」を判断することとし、具体的な保険事故の態様や免責事由等を考慮することのない規律とすることは、現実の支払確認に支障を生じることが考えられ、反対する（法友会）。

- ・ の「相当な期間」に関して一定の日数を法定することを検討されたい。仮に、かかる法定が困難であれば、「相当な期間」とは何かにつき、裁判規範たり得るような明確な基準を設けられたい（最高裁）。

（理由）

の「相当な期間」について、一定の日数が法定されれば裁判規範として明確である。仮に一定の日数が法定されない場合には、明確な基準が設けられなければ、裁判規範性として問題が生じ得る。

- ・ について特段異論はない。 において、本文 と同じ「確認」という文言が使われているが、その実質的な意義については、 とは異なり、免責事由の存否等を含むものとする必要があると考える。 について、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約においては、保険契約者、被保険者又は保険金受取人による調査妨害や調査拒否がなくても、一定の場合には、保険者は遅滞責任を負わない規律とすべきである。保険契約者、被保険者又は保険金受取人による調査妨害や調査拒否がなくても、保険契約者側や病院等の都合で調査に時間がかかる場合があり、このような場合にも保険者が一律に遅滞責任を負うことになると、結局は保険契約者全体の負担となり、保険契約者間の公平性を欠くおそれがある（生保協会、日本生命）。

- ・ については、特に異論はない。 及び（注1）については、一定の日数を法定するなど、硬直的な規律となった場合、不十分な情報をもとに保険金を支払わなければならない事態が生じるおそれもある。保険者が一律に遅滞責任を負うことになると、必要な調査を継続することが困難になり、結果的に保険契約者全体の利益に合致しないことになると考える（明治安田生命）。

- ・ については賛成である。 について、「相当な期間」は保険金受取人が著しく不利益を被らない限りにおいて、保険契約の種類、保険事故の内容、さらには免責事由の内容等に照らして、柔軟な運用を行うことが保険契約者や保険金受取人等の利益になると考える。硬直的な運用を行うことは本条文の趣旨に反して、保険者による迅速・正確・公正な保険金支払を妨げる懸念がある。 について、保険契約者等が保険者の確認を「故意に妨げ」ない場合においても、保険契約者や病院側の都合で調査に時間がかかるケースもあり、そのような場合において保険者が遅滞責任を負うことは、結果とし

て保険契約者全体への負担を強いることとなりかねない点も十分配慮すべきである（ACCJ）。

- ・ について、賛成する。 について、保険契約者等による妨害行為等がなくとも、病院や警察等の第三者の事情で確認作業が遅延する場合も多く、これら第三者の事情による遅延の場合にも保険者に遅滞の責を負わせるべきでない（弁護士）。
- ・ の「保険金の支払に当たり確認が必要な事項」に含まれる事項に関して、支払事由に該当する事実、免責事由に該当する事実、告知義務違反を基礎付ける事実など、適正な保険金の支払のために必要な確認も含まれることを明確にすべきである（アフラック、弁護士）。
- ・ について「保険事故」について、解釈によっては、事故という生の実事それ自体を指すものと誤解され、「支払事由に該当する、故意によらない事故」と解釈されないおそれがあるため、この旨を明記すべきである（弁護士）。
- ・ の「必要な期間」及び の「相当な期間」はいずれもあいまいであるため、なお検討を要する（オンブズネット）。
- ・ 約款に約定している期限をメルクマールとすべきであって、調査により支払の決定が遅れた場合は、約定している期限から遅延損害金を支払うべきである（全国相談員協会、全国相談員協会関東）。

（理由）

保険会社が必要な調査を行うこと自体は、適切な保険金支払のために是認するものだが、その結果、支払うことが決定された際には、約款記載の期限の翌日から遅延損害金が発生するとすべきである（全国相談員協会関東）。

- ・ について、必要な調査内容・期間は個別具体的な保険事故ごとに異なるのが実態である。画一的、硬直的な規定は適正な保険金支払いを阻害する要因となり、保険制度の健全かつ適切な運営に支障をきたすおそれがあるので、こうした実態を踏まえた規律とすべきである。 については賛成するが、保険契約者、保険者の双方に落ち度がなくとも、医療機関等の都合により必要な調査に時間がかかる場合もあり、そのような場合にまで保険者に遅滞の責任を負わせることは問題である（第一生命）。
- ・ 実際の損害調査の面や、損害発生の通知と関係して、一律に期間設定をすることには反対との意見である。故意の事故招致等の疑いのある事案は、保険者に慎重な調査を行わせることが必要であり、仮に支払を期間で強制すると、保険金を支払った後に返還を求めるケースが十分予想され、しかも実際的には返還請求が功を奏さない場合が多いのではと思われる。なお、 については賛成である（日本大）。
- ・ について、保険契約者又は被保険者が 又は の確認を故意に妨げたときに免責とする約定は許容されると考える（料率算出機構）。
- ・ 保険金の支払の請求があった場合に、保険者が保険事故、損害の有無及び保険金額等の確認をし、あわせて免責事由の存否や危険に関する告知における契約の解除の可否等についても確認することが、適正な保険金の支払のために必須と考えられること等から、（保険金の支払いについて期限の定めがないときの「必要な期間」、）保険金の支払について期限の定めがあるときの「相当な期間」

の設定について、慎重な検討が必要と考える（日本共済協会，JA共済連，JF共済連，全労済，日本生協連，全国生協連，全国交運共済生協，教職員共済，全水道共済，）。

- ・ 保険契約の性質から，保険会社においてもモラル・リスクのある保険金支払を排除すべき社会的要請もあると考えられ，一律に調査権が制約されるべきではないと考えられる。したがって，保険金の支払にあたっての調査の当否については，当事者間の衡平を考慮したうえでの事実認定の問題であると考えられ，一律に支払時期が定められるべきではないと考える（ 弁護士ら）。
- ・ の「相当な期間」について，具体的な日数を法定すること等には疑問がある。具体的な日数を法定化する趣旨が家計保険・消費者保険の場合の保険金不払い問題を回避することにあるならば，その役割は機動的に改正し得る保険業法等に任せ，業法等によって保険会社を監督するほうがかえって保険消費者の保護に資するようと思われる。 を「相当な期間」と規律し片面的強行規定であるとした場合，消費者契約法10条の規定との関係が問題となり得るようと思われる（早稲田大）。

（注1）について

【一定の日数を法定することに賛成であるとの意見】

最高裁，日弁連，近弁連，東弁， 弁護士， 弁護士，保険問題研究会， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士  
（理由）

- 及び のような抽象的な規定では，保険者の恣意により，不当に保険金の支払が遅延されるおそれがあり，妥当ではない。また，保険金の支払が遅れば，保険者は，その期間分の金利を利得することになるが，これも必ずしも公平なことではない（東弁）。
- 保険金を請求する立場からは，遅滞の時期は明確であることが必要である（ 弁護士）。

【一定の日数を法定することに反対であるとの意見】

一弁，法友会，日本損保協会，生保協会，朝日生命，アフラック，かんぽ生命，第一生命，日本生命，  
明治安田生命，日本生協連，日本大，保険契約法研究会，早稲田大， 教授， 名誉教授， 准  
教授， 弁護士， 弁護士  
（理由）

- 確認のための「相当な期間」は個別具体的な保険の種類によって異なるため，一定の日数を法定してしまうと，適正な調査が完了しないまま保険金を支払うことが強いられるおそれがある（一弁）。
- 保険金支払の範囲（有無責）及び支払額の確定に必要なと認められる期間は，保険種類や事故・損害の種類によって，確定に必要な調査が大きく異なるため，一律の期間の明示は困難である。期間を明示して保険金支払債務の履行期を厳格にすると，十分な調査がされないまま支払額を確定する必要が出てくるため，かえって消費者利益を損なうことや，不適切な請求が見過ごされる（モラル・リスクの問題）おそれがある（日本損保協会）。

- 実務上、保険種類・保険事故が異なる場合はもちろん、同一保険種類の同一保険事故であっても、具体的な保険事故の態様や免責事由等に照らして、必要な調査内容・調査期間が変動し得ることを前提として考えるべきものとする（生保協会、朝日生命、日本生命）。
- 同一保険種類の同一保険事故であっても、具体的な保険事故の態様や免責事由等に照らして、必要な調査内容及びその期間は異なる（弁護士）。
- 保険金受取人が著しく不利益を被らない限りにおいて、保険契約の種類、保険事故の内容、免責事由の内容等に照らして、柔軟な規律を設けることが、保険契約者や保険金受取人等の利益になると考える（アフラック）。
- 硬直的な規律が設けられた場合、当該規律の趣旨に反して、保険者による迅速・正確・公正な保険金支払を妨げるおそれがある（アフラック、日本生協連）。
- 保険契約者等が保険者の確認を故意に妨げない場合でも、保険契約者や病院側の事情で調査に時間がかかるケースもあり、そのような場合においても保険者が遅滞責任を負うことは、結果として保険契約者全体への負担を強いることになりかねない点も十分配慮することを希望する（アフラック）。
- 保険の種類によって一定の期間を定める場合も、保険業法、保険業法施行規則等で柔軟に対応できるようにすべきではないか。不当な支払拒否などに関しては、保険業法で厳格な処罰を保険者に科すこととすればよいと考える（保険契約法研究会、准教授）。
- 一定の期間経過後でも調査が終了しない案件であっても、例えば、30日、60日経過すれば保険金の支払を義務付けられるとなると、その期間経過後は違法な状態が継続することとなり、その利息等の支払に関しては会計監査上も問題が生じるとの指摘がある（保険契約法研究会、准教授）。
- 保険の種類や必要な調査の内容も多様であり、保険金の支払先が被保険者本人でないこともあり得るので、一定の日数を法定することには反対である（名誉教授）。
- 一定の日数を法定することにより、保険者が相当期間の履行遅滞に陥ることになるおそれがあり、また、ことを避けようとする、請求に際する証明書類等の内容をより詳細なものとせざるを得ない等、請求人に過度な負担を強いるおそれがあり、結果として顧客保護にかけるおそれがある（かんぼ生命）。
- 被保険者は損害調査等への協力義務を負うと解するところ、期間を明示して保険金支払債務の履行期を厳格にすると、その分被保険者の協力義務の負担も大きくなるため、消費者利益につながるとは限らない（日本損保協会）。

#### 【その他の意見】

- ・ 具体的日数をもって「支払期限」を定めた場合においては、例えば、モラル・リスクが強く疑われるような場合等、適正な保険金支払のために慎重な調査を要するケースについても、当該調査を終えていない中で、具体的日数として定められた「支払期限」が到来したとして保険金支払請求訴訟を提起されたときには、保険金の支払が強制されるという論理的帰結になると考えられる。当該調査を終えた結果、免責事由に該当する等の理由により保険金を支払うべきではなかったことが判明した場合、この帰結はいわば「不適切な支払」を強いられたということであり、規律を設けよう

とする趣旨・目的に沿わないものと考えられる。以上のような問題があることを踏まえて、規律のあり方については慎重な検討を望む(住友生命)。

- ・ 具体的日数をもって「支払期限」を定めた場合、適正な保険金支払のために慎重な調査を要するケースについても保険金支払請求訴訟が提起されたときには保険金の支払が強制されるという論理的帰結になること等から、規律の在り方については慎重な検討を望む( 弁護士, 弁護士)。

(注2)について

- ・ 及び のみならず、 も片面的強行規定とすべきである(東弁)。
- ・ は任意規定、 は片面的強行規定とすべきである。 について、記載事由以外の事由によって保険者の遅滞の責任を免責することが認められないという趣旨であれば、片面的強行規定とすることに賛成である(一弁)。
- ・ と は、片面的強行規定とすべきである(日弁連)。
- ・ は任意規定とし、 及び は片面的強行規定とすることで特段の問題はないと考える(日本損保協会)。
- ・ 上記の点に十分配慮することを前提として、 が片面的強行規定とされることに異論はない(生保協会、日本生命、明治安田生命)。

その他の意見

- ・ 請求案内(請求用紙の交付)を怠り、支払時期を引き延ばすことを防止する方策も必要である(保険問題研究会、 弁護士, 弁護士)。

#### (8) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

保険金請求権及び保険料返還請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

保険料請求権は、1年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

(注1) 及び の消滅時効は、「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)から進行することとなる。

(注2) 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第663条

について

#### 【2年間とすべきであるとの意見】

教授、日本損保協会

(理由)

- 時効期間を延長した場合、特に損害保険実務においては1年契約が主流であるにもかかわらず書類の保存期間を延長する等、煩瑣な対応が必要となる( 教授)。
- 現行商法第663条に従って2年という実務が定着している(日本損保協会)。

(補足)

- ・ 変更する場合には、自動車損害賠償保障法の直接請求権と保険金請求権の時効期間は一致させることが適当であり、同法第19条の時効の規定も変更されることが適当と考える。保険料の返還請求権に「保険契約に基づく保険契約者の請求権」も含まれることを明確化すべきである(日本損保協会)。

【3年間とすべきであるとの意見】

日弁連、近弁連、東弁、一弁、二弁、横浜弁護士会、 弁護士、 弁護士、保険問題研究会、  
弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、  
 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、  
 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、  
 弁護士

(理由)

- 今回の改正において、責任保険契約や傷害・疾病保険契約を典型契約として規定することが予定されていることから、不法行為に基づく損害賠償請求権や医師の診療報酬債権の時効期間がいずれも3年間とされていることをも考慮し、保険契約者等の権利に関する時効期間は3年間とすべきである(日弁連)。
- 現行商法第663条は、企業取引の迅速結了及び保険事業の財務状況の明瞭性確保という、専ら企業法的観点(B to B)から短期消滅時効制度が定められているものと解されるが、今般、商法から独立した法典としての新保険法(保険契約法)を制定するに当たっては、企業法的観点のみならず、消費者保護の観点(B to C)をも加味した、より広い視野からの私法的規律から、消滅時効期間について、3年間に延長することに賛成する(横浜弁護士会)。

(補足)

- ・ 保険金請求権以外に、解約返戻金、未経過保険料返還請求権などの保険者に対する請求権についても同様に解するべきである(二弁)。

【その他の意見】

- ・ 2年か3年に統一すべきである(上智大)。
- ・ 保険契約者等の保護の観点から、約款上3年や5年の時効期間を定めることが許容されるべく、例えば片面的強行規定として2年間の事項を規定することが考えられる( 教授)。
- ・ 消滅時効期間を約款上5年とする約定の有効性が確保されるよう検討すべきである(かんぽ生命)。
- ・ 保険契約者保護の観点から、消滅時効期間を3年とする現行約款の規定が無効とならないようにすべきである(第一生命、明治安田生命)。
- ・ 契約法上、時効期間が2年であっても、約款により3年に期間を伸長することは、保険契約者保

護に資するので、無効にはならないと考えている。しかし、時効期間を2年として強行規定とされた場合に当該約款規定が無効となるのであれば、契約法上、時効期間を3年とすべきである（生保協会、日本生命）。

- ・ 団体年金保険契約の消滅時効については、約款や協議により、厚生年金保険法等に準拠して5年の消滅時効としているものがあり、このような特別法との関係にも配慮した規律とすべきである（生保協会、第一生命、日本生命、明治安田生命）。
- ・ 保険金請求権以外に、解約返戻金、未経過保険料返還請求権などの保険者に対する請求権についても同様に解すべきである（二弁）
- ・ 保険法が前提としていない請求権についてまで包括的な短期消滅時効の規定を置くことは、保険契約者の権利行使を不当に制約するおそれがあり、反対である。 の解釈などで決すれば足りると考えられる（日弁連）。

について

- ・ 賛成する（日弁連）。
- ・ 強行規定とすることを前提として、賛成（横浜弁護士会）。
- ・ 特に問題はない（東弁）。

（注1）について

- ・ 異論はない（日弁連）。
- ・ 消滅時効の起算点を法定すべきである（早稲田大）。
- ・ 起算時期については民法の抽象的規定ではなく、具体的時期を定めることが望ましい（ 弁護士）
- ・ 消滅時効の起算点に関し、権利行使可能時の解釈は個別事案に応じてされる必要がある（料率算出機構）。
- ・ 消滅時効の起算点は保険金請求者が保険金請求権発生的事实を知った時とし、保険者において調査確認の未了を理由として保険金の支払延期を求めた場合には、調査確認作業の終了時から時効期間の進行が始まるとすべきである（近弁連）。
- ・ 消滅時効の起算点は、保険金請求者が保険契約の存在及び保険事故発生的事实を知った時とすべきである（ 弁護士）。
- ・ 事故の確認・調査の期間については、消滅時効は進行しないとすべきである（保険問題研究会、  
弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、  
弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、  
弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、  
士、 弁護士）。

（注2）について

- ・ 強行規定とすることに異論はない（一弁）。
- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連）。
- ・ 約款で（注1）の「権利を行使することができる時」について明確化することは許容されるべきである（日本損保協会）。
- ・ 保険者が自ら法律上の保険金請求権の消滅時効期間を延長する約款を定めることは現行法でも有効とされており（生命保険における約款がそれにあたる）、特段これを否定すべき理由はない。他方、被保険者等保護の観点からは、法律上定められた消滅時効期間を短縮する合意（約款）は無効とすべきである（東弁）。
- ・ 取引信用保険は、企業の重要な財産である売掛金の損害に関するものであり、保険事故の発生から2年（3年）も保険金請求がないことは考えられず、国際的に使用されている信用保険約款の一部ではさらに短期の消滅時効の期間を定めているものもあること等から、信用保険を対象外とするか、「強行規定」ではなく、「任意規定」とすることを要望する（アトラディウス）。

#### (9) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意又は重大な過失

(イ) 被保険者の故意又は重大な過失

(ウ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱

(注1) 現行商法第641条の「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」は、法定の免責事由として掲げない方向で、なお検討する。

(注2) 「地震、噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由として掲げることについては、なお検討する。

(注3) 任意規定とする方向で、なお検討する（ただし、保険契約者又は被保険者の故意によって生じた損害をてん補する旨の約定が公序良俗に反する場合もあると考えられる。）。

現行商法の参考条文 第640条、第641条

本文の規律について

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連、近弁連、横浜弁護士会、早稲田大、 名誉教授、 弁護士）。
- ・ 任意規定とされることを前提として、基本的に賛成する（生保協会、日本生命）。

(補足)

- ・ 故意の対象（損害か、保険事故か）や保険契約者又は被保険者と密接な関係にある者（被保険者の役員等）の故意の扱いなど、解釈上疑義の生じうる点の規律の追加について更に検討を加えるべきとも思われる（横浜弁護士会）。
- ・ 保険者が立証責任を負うことを法定すべきである（早稲田大）。

- ・ 故意性の立証責任を保険契約者側に負担させることを明示的に禁止すべきである（近弁連， 弁護士）。

【反対であるとの意見】

- ・ 「重大な過失」を免責事由とするのは反対である。仮に免責事由とする場合でも明確な定義規定を設けるべきである（ 弁護士）。

（理由）

現在の裁判実務では重過失の意義が広く緩やかに解釈されており，保険契約者の利益が著しく損なわれている。保険金の不当な不払の原因を温存，追認，助長することになる。

【その他の意見】

- ・ 異論はないが，「被保険者」に保険金請求権の譲受人や質権者を含むかにつき更に検討すべきである（一弁）。
- ・ 「重大な過失」については，「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」（国際海上物品運送法第 13 条の 2 参照）などと置き換えることも検討すべきである（日弁連，東弁，一弁）。

- ・ 「重大な過失」について，その解釈，運用を厳格に行うべきである（二弁）。

- ・ (ウ)について，テロ行為の被害を除くべきである（ 弁護士）。

（理由）

いわゆるテロの被害について生命保険等の保険金が支払われるか否かはまちまちである。国内で大規模テロを想定することはあまり考えられず，海外で巻き込まれる場合を主として想定すると，保険会社の支払い能力に支障が生じるというようなことは考えにくい。既存の保険制度を活用し広く国民一般に負担を求める形で，テロ被害者の補償をなすのが適当であると考えられる。

- ・ 傷害保険を含めて故意免責を抗弁事由としている点に賛成。保険者が約款で立証責任を契約者側に転換することを明確に禁じるべきである（ 弁護士）。
- ・ 保険者が約款の規定により故意性の立証責任を契約者側に転換する可能性があり，この点を明確に禁ずべきである（保険問題研究会， 弁護士， 弁護士）。
- ・ 故意によらない事故であることの立証責任を保険者が負うものとし，この規定を片面的強行法規とすべきである。片面的強行法規が妥当する範囲として，一定規模の事業者に限るべきである（ 氏ら）。

（注 1）について

- ・ 賛成である（横浜弁護士会）

（理由）

免責に関する新保険法の規律について任意規定とし、また、免責事由が約款において自足的に規定されている実務の現状からすれば、契約自由にゆだねれば足りる。

- ・ 法定の免責事由とする必然性はない（一弁）。
- ・ 特に異論はないが、あえて削除する必要があるのかという考え方もある（日弁連）。
- ・ オールリスク型約款の免責条項には入れていることが通常であるため、従来どおり規定することを検討すべきである（日本損保協会）。

（注2）について

【免責事由として掲げるべきであるとの意見等】

- ・ 地震保険の付保率が2割程度にとどまっていることや大地震の後に地震保険訴訟が提起されていることから、地震免責を法文上規定することが望ましい（教授）。
- ・ 地震国である日本の損害保険契約における典型的な免責事由として「地震、噴火（及びこれらによる津波）」が免責となることを掲げるべきである（日本損保協会）。

【免責事由として掲げることに反対であるとの意見等】

- ・ 免責事由として掲げることに反対である（横浜弁護士会）。

（理由）

免責に関する新保険法の規律について任意規定とし、また、免責事由が約款において自足的に規定されている実務の現状からすれば、契約自由にゆだねれば足りる。

- ・ 法定の免責事由とすべきではない（一弁，東弁）。
- ・ 地震による損害をカバーする地震保険契約も存在することを考慮すると、特にこれを法定免責事由とする必要性はないものと考えられる（日弁連）。

（注3）について

- ・ 保険契約（約款）に法定事由以外の免責事由を定めるときには、免責事由が明確に定められていること、免責事由が保険契約者及び被保険者の保険に対する合理的期待に反するものではないことを要件とし、保険者は保険契約者及び被保険者に対して当該免責事由について説明する義務を負うべきである（弁護士）。
- ・ 免責を主張する保険者側が詳細な約款を作成する実務の現状に照らし、免責事由の種類ないし範囲の定めについては、故意免責を強行規定と見るべきほかは、基本的に契約自由にゆだね任意規定とし、個別に公序良俗違反等を検討すれば足りると考える（横浜弁護士会）。
- ・ 任意規定とすることで差し支えない（東弁）。
- ・ 任意規定とすることでよいが、あまりに広範な免責規定は問題である（日弁連，一弁）。
- ・ 任意規定とすべきである（日本損保協会，生保協会，第一生命，日本生命）。

（理由）

各々の保険商品の設計趣旨やその時の社会情勢等を踏まえて適切と思われるものを任意に設定

することができるようにすべきである（生保協会，第一生命，日本生命）。

#### (10) 損害発生後の保険の目的物の滅失

保険の目的物について保険事故による損害が生じた場合には，その後に保険事故以外の原因によって当該目的物が滅失したときであっても，保険者は，その損害をてん補する責任を免れないものとする。

（注） 強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第659条

本文の規律について

##### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，早稲田大， 名誉教授， 弁護士）。
- ・ 強行規定とすることを前提として，賛成（横浜弁護士会）。

（理由）

- 保険契約者及び被保険者の保護の観点から，当然のこととして削除するのはなく，強行規定として維持すべきである（一弁）。
- この規律を強行規定とするのであれば，適用場面が極めて限定されとしても被保険者の利益保護の意義を有するといえる一方，あえて削除すべき積極的な理由はない（横浜弁護士会）。

##### 【反対であるとの意見】

教授

（理由）

規定を置かなければならない理由がないので削除すべきである。

##### 【その他の意見】

- ・ 現行商法第659条は当然のことを規定しており，この規定を設ける必要があるか疑問である（日本損保協会）。

（注）について

- ・ 強行規定とすべきである（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会）。

#### (11) 残存物代位（全損が生じた場合の保険の目的物の代位）

保険の目的物の全部が滅失した場合において，保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の全部をてん補したときは，保険者は，当該目的物について被保険者が有する権利を当然に取得するものとする。ただし，保険者がてん補すべき損害の額が保険価額に満たない場合には，保険者が取得すべき権利は，保険者がてん補すべき損害の額の保険価額に対する割合によるものとする。

（注） 任意規定とする方向で，なお検討する（ただし，この規律に反する約定が利得禁止原

則により効力を否定されることもあると考えられる。)

現行商法の参考条文 第661条

全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁， 名誉教授，早稲田大， 弁護士）
- ・ 任意規定とすることを前提として賛成である（横浜弁護士会）
- ・ 実務では利得禁止の観点から限定的ではあるが残存物代位を行っており，規定を設けることに意義はあると考える（日本損保協会）

（補足）

- ・ 「保険の目的物の全部が滅失した場合」という文言は，経済的効用を失った場合などが含まれることが不明確であるから，その点が明確となるように文言について工夫すべきである（日弁連，一弁，日本損保協会）
- ・ 「保険者がてん補すべき損害の額が保険価額に満たない場合において」との文言は，(12)の「保険者がてん補すべき損害の額が被保険者の損害額に満たない場合において」という文言と共通にすべきではないかと考える（日弁連）

（注）について

- ・ 任意規定とすべきである（括弧内のただし書については異論はない。）（日弁連，東弁，一弁，日本損保協会）

（理由）

- 実務の約款では，残存物の除去義務が発生することを考慮し，保険者の選択で残存物の権利を取得しない旨を定めているのが通例である（日弁連，日本損保協会）
- 保険の態様によっては残存物の価値が定型的に低廉となる場合等，当然に代位が生じることが適当ではない場合も考えられる。残存物代位を強制すること以外の方法によって被保険者の利得を防止することも可能である（一弁）

(12) 請求権代位（被保険者の第三者に対する権利の代位）

保険事故による損害が生じたことにより被保険者が第三者に対して権利を取得した場合において，保険者がその損害をてん補したときは，保険者は，そのてん補した損害の額の限度において，その損害に係る権利を当然に取得するものとする。

にかかわらず，保険者がてん補すべき損害の額が被保険者の損害額に満たない場合において，被保険者の有する権利の額が被保険者の損害額を下回るときは，保険者は，被保険者の有する権利の額から被保険者がてん補を受けていない損害の額を控除した額（保険者がてん補した損害の額がこれに満たないときは，その額）の限度において， に定める権利を当然に取得するものとする。

保険者が 又は により被保険者の有する権利の一部を取得した場合には、被保険者の権利を害しない範囲内においてのみその権利を行使することができるものとする。

(注1) 現行商法第662条の規定のうち保険契約者の第三者に対する権利についても代位の対象とする規律は、削除するものとする。

(注2) 規律の性質については、(11)の(注)参照。

現行商法の参考条文 第662条

#### 全体的な意見

- ・ 賛成である(日弁連, 近弁連, 東弁, 一弁, 早稲田大, 名誉教授)
- ・ から までについて賛成である(横浜弁護士会)
- ・ 任意規定であれば, 本文の規定で特段の問題はない(日本損保協会)。
- ・ に賛成である( 弁護士, 弁護士)。

#### (理由)

- について, 損害保険による二重利得を防ぐという請求権代位の趣旨からすれば, 差額説が妥当である(現在の保険実務にも合致する。)(日弁連, 近弁連, 東弁, 横浜弁護士会)。
- 損害賠償義務を負う第三者に一定の資力があつた場合でも, 当該資力と保険料負担とは関係がない以上, 当該資力から受ける賠償金額について保険料負担に比例した調整の要請が働くべき理由はない。また, 比例説の帰結は, 被保険者の過失を保険者の免責事由としていない法の趣旨に反する(横浜弁護士会)。
- ・ の「被保険者の権利を害しない範囲内においてのみ」という文言については, 第三者に対する権利が被保険者と保険者において競合した場合に被保険者の権利行使を優先させる趣旨が充分読み取れると考えられるので, 異論はない(日弁連)。

#### (補足)

- ・ 比較法的にみて, 被保険者は有責第三者に対して有する権利の保存若しくは行使について必要な手続を怠り, 又は保険者の同意を得ないでその権利を放棄したときは, 保険者は有責第三者から受けることができた額については, 損害をてん補する責任を免れるとか, 故意の場合を除き, 有責第三者が被保険者の同居の家族その他被保険者と生計をともにする者である場合には, 保険者は, 取得した権利を行使することができず, 損害をてん補する責任を免れることはできないという趣旨の規定を定めるべきである( 教授)。

#### (注1)について

- ・ 賛成である(日弁連, 東弁, 一弁, 横浜弁護士会)。

#### (理由)

- 請求権代位の制度目的(被保険者の利得防止)は, 被保険者の第三者に対する権利について認めることで達成される(日弁連, 一弁)。

- 保険者に対する過剰な保護といわざるを得ない（横浜弁護士会）。

（注2）について

- ・ 任意規定とすべきである（日弁連，一弁，日本損保協会）。

（理由）

- 損害保険の約款では，代位求償権不行使の特約（賃貸建物火災保険や車両保険等）を定めている場合や特別に比例説による損害てん補を採用する場合があります，それらの特約は有効と考えられる（日弁連）。
- 対象となる請求権の性質次第では，被保険者以外の者が債権者となることが望ましくない場合（例えば，被保険者が親族等に対して請求権を有する場合）も考えられる。請求権代位を強制すること以外の方法（対象となる請求権を放棄させる方法等）によって被保険者の利得を防止することも可能である（一弁）。
- ・ については，多くの国民生活に影響し，被害者の権利を保護する必要から，強行法規とすべきである（ 弁護士）。

その他の意見

- ・ 損害てん補型の人保険の規定を定める必要はないか。また，理論的にみれば，たとえ定額給付型の人保険であっても，死亡給付を除いた給付の部分については，損害保険の考え方（死亡給付に関する利得禁止原則とは異なる利得禁止原則）が及ぶ可能性もあるのではないか。それゆえに，この部分についても，請求権代位に関する規定のように，損害保険に関する規定を及ぼす必要はないか（その場合，損害概念が現状の理解よりも広がるのではないかと考える。）（ 教授）

（保険事故の発生による保険給付関係後注）

- 1 保険金の請求や支払に関する保険者の責務（例えば，保険契約者側に対する説明等）について契約法上の規律を設ける必要があるかについては，なお検討する。 【各契約共通事項】
- 2 保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として，一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律や保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規律を設けることについては，なお検討する。 【各契約共通事項】

後注1について

【規律を設けるべきであるとの意見等】

- ・ 保険者の説明義務を規定すべきである（二弁）。
- ・ 保険者に対し，保険金の請求や支払に関し，保険金請求者等（賠償責任保険における被害者を含む）に対する説明義務及び調査に当たっての誠実公正義務を課す規律を設けるべきである（近弁連）。
- ・ 契約法である保険法に以下のような規定を設けるべきである（東弁）。

保険者は，その委託を受けて保険契約の締結を媒介した者が保険募集について保険契約者に加

えた損害（ に掲げる損害を含む。）を賠償する責任を負うものとする。ただし、保険者が、その者に対する委託及び損害の発生防止につき注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではないものとする。

保険者又は保険募集を行う者は、保険契約者に対し、次のいずれかに掲げる行為をしたときは、これによって生じた保険契約者の損害を賠償する責めに任ずるものとする。

- A 虚偽の事項を告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
- B 一の保険契約の契約内容につき、他の保険契約の契約内容と比較した事項その他その判断に影響を及ぼす重要な事項であって誤解されるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為
- C 保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項につき、保険者に対し虚偽のことを継ぎ、若しくは告げないことを勧め、又は告げることを妨げる行為
- D 将来における契約者配当、社員に対する剰余金の分配、資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する保険金、返戻金その他将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させる恐れのあることを告げ、若しくは表示する行為
- E 不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為
- F 威迫し、又は業務上の地位等を利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為
- G 保険契約に係る保険の種類又は保険者の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあるものを告げる行為
- H 保険業法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回ができない保険契約について、その旨の説明を書面の交付により行わないで保険契約の申込みをさせる行為（法令の規定により説明義務が定められていない場合を除く。）

契約者が の規律により損害の賠償を請求する場合において、 のいずれかに掲げる行為により保険契約を締結した場合には、払込済保険料（契約者が信用供与を受けて保険料の支払に充てることが予定されている契約については、当該信用供与に係る利子の金額を含む。）から契約者又は受取人が既に受け取った保険金その他の経済的利益を控除した金額を、既に成立している保険契約を消滅させた場合には、当該保険契約を消滅させなければ得られた保険金その他の経済的利益から当該保険契約に係る保険料相当額を控除した金額を、それぞれ損害の額と推定する。

【規律を設けることに反対であるとの意見】

日弁連、一弁、ACCJ、日本損保協会、生保協会、生保文化センター、朝日生命、かんぽ生命、住友生命、第一生命、日本生命、富国生命、三井生命、明治安田生命、ニッセイ研究所、生保労連、上智大、教授、教授、教授、名誉教授、教授、弁護士、弁護士、弁護士ら、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士ら、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士ら、弁護士

(理由)

\* 保険契約者からの情報提供の必要性

- 保険事故の発生は保険者が認知することは困難であるので、契約者側から保険者への通知が必要である(弁護士)
- 保険金の請求や支払に際して、保険事故発生の有無・内容について保険者が把握することはできないため、まずは保険契約者側から保険事故の発生に関する情報をもらうことが必要である(生保協会, 住友生命, 日本生命, 明治安田生命)。
- 保険事故が発生したのか、どのような保険事故であるのかについては、通常、保険契約者と何らかの人的関係が存在する保険金請求者側にその証拠及び資料が存在しており、保険金請求者から提出してもらう必要がある。また、仮に、保険者の責務が規定された場合、その効果がどのようなか疑問である(弁護士)

\* 契約法としての規律を設けることの当否

- (何らかの規律を設けるとしても) 監督法の規律によるべきであり、契約法の規律には馴染まない(日弁連, 三井生命, 上智大, 教授, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士)
- 保険者は、業務運営に関して監督法によって適切かつ着実な運営がされるよう規律されているのであって、あえて契約法に一般条項的なこのような規律をすべきではない(弁護士)
- 保険契約者側に対する説明等について契約法上の規律を設ける必要はなく、これは保険業法上の問題として処理すべきである(上智大)
- 監督法においてベストプラクティスを求めるレベルで規律することが妥当である(弁護士)
- どのような請求の仕方をするかは、消費者の自衛にゆだねるのが本来であるから、保険者としては、保険相談窓口の拡充強化を図るといった業法的対応で足り、契約法上の義務にするのは無理である(名誉教授)。
- 「保険会社向けの総合的な監督指針」において、保険金等の請求手続等に関して、十分かつ分かりやすい説明や請求漏れを未然防止するための方策を講じることが求められている(生保協会, 朝日生命, 住友生命, 日本生命, 明治安田生命)
- 保険業法等において、保険金請求権者等に対する分かりやすい説明等を求められていることから、契約法における規定の必要性は低い(かんぽ生命)
- 保険業法における監督規制によって保険金支払に関する体制整備が求められており、契約法において独自の規定を設けることは二重規制となる(法友会)
- 保険金の保険金の支払事由やその請求手続については、保険会社が契約締結段階で保険契約者に交付する「契約のしおり」に分かりやすく明記して周知されている(弁護士)
- 保険募集や保険金の支払の際には、消費者に契約の内容や手続について正しく理解してもらうことが必要であり、「生命保険の契約にあたっての手引」や「生命保険Q & A」などの小冊子を発行するなど、これまでも周知活動に努めてきたところである(生保文化センター)

- 違反した場合の法的効果をどのように考えるかの問題も新たに発生し得るところであり、徒に実務を混乱させる可能性がある（ 弁護士）
- 法的要件・効果の設定が困難（不可能）な規律を保険契約法のみを導入することは、我が国の民事法（契約法）の体系的整合性にかんがみ、妥当でない（ 教授）。

\* 保険金請求権者側の責任

- 権利の行使は、当該権利を有する者が自らの意思と責任において行うべきであるとの原則は、保険金の請求においても維持されるべきである（ 弁護士ら）。
- 契約法上、債権者が権利の行使を行わない場合に、債務者において債権者に対し権利行使を催告すべき義務は一般的には認めがたく、具体的な法律関係の下において、付随義務としての教示義務が認められる場合があるものと考えられる。かかる教示義務が認められるか否かは、保険契約の複雑性の程度、募集時・契約締結時の説明内容等の諸事情を考慮して判断されるべきであり、一律に保険法で規律することには馴染まないものと考えられる（ 弁護士）。
- 他の契約者の負担において、権利の上に眠る契約者側を保護する必要はない。契約者側による権利行使、すなわち、保険事故の発生を認識し保険者に対して請求手続をとることは、契約者側の自発的意思や判断にもとづいて行われるべきであり、保険者には、契約者側に保険事故の発生を認識させ請求手続を案内する義務を負わせるべきではない。契約者側の手許に保険証券と契約のしおりがある以上、保険事故と権利内容の理解は決して困難ではないし、不明な点があれば保険者に問い合わせれば足りることである（ 弁護士ら）。
- 保険会社のサービスの問題を法律上の義務にするのは行き過ぎであり、自立した市民社会の成長を妨げる（ 弁護士）
- 適切な保険金の支払のためには保険契約者等の協力も不可欠であり、保険者の責務のみを契約法で規律することはバランスを失っている（ 教授）。

\* 事案に応じた解決の可能性

- 個々の事案ごとに（請求の有無の事実認定や信義則、損害賠償等により）妥当な解決を図ることが可能である（法友会、生保協会、住友生命、日本生命、ニッセイ研究所、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら）。
- 保険者の帰責事由にも契約者等に生じ得る損害にも様々なものがあり、一律の要件・効果を設けることは困難である。帰責事由があれば損害賠償責任を負担するというのであれば、個々に一般則により損害賠償を負うと言うことに他ならないし、第1（注2）のように、一般的な保険契約の当事者の協力規定を設けることの方が適当と考える（日本損保協会）
- 保険の性質・態様は多様であり、一律に保険者側の帰責事由の有無によって保険者の責任を規律することは妥当ではない（一弁）
- 保険契約の種類及び内容並びに保険事故の態様等により、請求や支払について保険者に求められる

責務は異なる（ 弁護士）。

- 消費者への説明は一般的なものから個別の状況に応じた具体的なものまで様々なものがあると考えられる。そのような中、消費者を保護するという意図で、このような規律が置かれ違反の効果を定めることにより、却って、消費者へのきめ細かな説明が不足することにつながるよう配慮すべきである（生保文化センター）。
- 例えば請求案内義務についても、民事基本法として必要な規定かどうか疑問であり、義務違反の効果を定めることも困難であることから、個々の事案に応じて民法の規律により解決を図ることで十分である（第一生命）。

\* プライバシー等への配慮の必要性

- 保険金請求者から保険者への照会は多種多様であり、被保険者が病名を医師から告げられていない場合や被保険者のプライバシー配慮が必要な場合もある。これらのきめ細かい保険者の対応は、保険者の経営姿勢にゆだねるのが適当であり、保険者の個人に対する不当な対応は、消費者保護法や損害賠償等によって保護することが可能である（ 弁護士）。
- 保険金請求権者からの保険者に対する照会は様々であるし、被保険者に病名の告知がなされていない場合等、プライバシーへの配慮が必要な場合もあることから、個別のケースに応じて柔軟な対応が必要である（生保協会、朝日生命、かんぽ生命、住友生命、日本生命、富国生命、明治安田生命、 弁護士、 弁護士、 弁護士）。
- 同一の被保険者であっても、重大な疾病についての給付金やいわゆるリビング・ニーズ特約のように、被保険者自身が認識していない病名や余命にかかる請求権もあり、そのような場合の取り扱いが問題になることも想定される（ 弁護士ら）。
- 保険金請求権者からの照会は様々であり、契約法上、一律に義務を保険者に課すことは適当ではない（かんぽ生命）。
- 顧客の状況に即した対応が求められることもあることから、保険金の請求や支払に関する保険者の責務について保険法上に規律を設けることについては、募集現場の円滑な実務確保の観点から適切でないと考える（生保労連）。
- 保険者に請求勧誘義務の類を課すと、被保険者の身分関係や保険事故発生について保険会社側からあえて告げることになるため、却って契約者側の利益を害する可能性もある（ 弁護士）。
- 請求段階での保険者による案内が被保険者の機微情報にかかわることが避けがたい場面があり、特に傷病名を告知されていない被保険者に対して保険者がその告知をしてしまうといった混乱が予想される。請求段階で、契約者側からの問い合わせに対し、保険者が誤って保険事故に該当しない旨案内したため、契約者側も該当しないと誤信したような場合には、一般の債務不履行または不法行為責任を問題とすれば足りる（ 弁護士ら）。

\* その他

- 契約法上別個の契約である他の保険契約の説明について規律を設けることは契約法の範囲外であるとする（日本損保協会）。
- 同一の被保険者についての別個の保険契約に関して保険者に責務を負わせることは行き過ぎであり、個別事案ごとの判断を行うことが妥当な解決に資する（ 弁護士ら）。
- 仮に、請求に関して保険者に義務を課す場合には、保険金支払の履行期とも密接に関係すると思われる、その関係も考慮した上で検討すべきものと思われる（ 弁護士ら）。
- 特約の内容に応じて支払事由が異なり、法的には別個の独立した契約とされているものであって、1枚の請求書にまとめることには技術的にも困難が伴う。保険者の法的義務として「保険者が被保険者から保険金の請求を受けたときに同じ被保険者を当事者とする保険契約の保険金の請求について説明」する義務を一般的に法定することは、他の契約類型では例を見ない過剰な規制であると思料する（ 弁護士）。

#### 後注2について

- 一定の範囲の保険について、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律や一般先取特権を認めることは検討されてよい（東弁）。
- 一定の範囲内で差押え禁止を求める。ただし、差押え範囲については適切な額を検討すべきである（ 氏ら）。
- 反対する（一弁， 弁護士）。
- いずれも疑問がある（日弁連）。

#### （理由）

生命保険金が常に受取人の生活保障にかかわるとは限らず、金融資産的な要素が強い場合もあり、一律に保険金請求権を差押禁止にすることには疑問もある。また、「一定の範囲で」というのも、具体的にどのような形で差押禁止の範囲を決定するのか、その規律を定めるのは簡単ではない。被保険者等にのみ特に優先的に保護する必要性や正当性があるのか債権者平等の原則との関係で疑問もあり、安易に一般先取特権を認めるべきではないと考えられる。

- 保険金請求権等について、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律を設ける必要性については疑問があるが、仮に設ける場合には、その禁止の範囲が明確になるようにされたい。保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として、保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規律を設けることについては、慎重に検討されたい（最高裁）。

#### （理由）

保険契約を締結する目的及び保険契約者と被保険者との関係は様々であり、すべての場合につき生活保障の観点からの保護が必要というわけではなく、また、その考慮が必要な場合には、民事執行法153条による対応が可能である。なお、一般的に差押禁止債権とするとしても、その全額を対象とするのは相当でないから、範囲を限定することになるだろうが、その場合には禁止の範囲をあらかじめ限定しておかないと、保険金請求権差押えの申立てを受けた執行裁判所の判断に困難が生じることにな

る。保険金請求権等については、既に生命保険会社に対して保険金請求権等を有する者は一般先取特権を有するとされているものの、これを各種保険契約共通の一般的な規律とすると、例えば損害保険金請求権における損害額や各種保険の免責事由の有無等、必ずしも類型的な判断になじまない部分があって、簡易迅速に判断できないことが想定されるなど、現行の民事執行手続の下で円滑な手続進行をしつつ立法の意図する結果を実現できるかどうかは疑問がある。

- ・ 共済事業以外の事業を兼営している場合には、同一の組合員が複数の破産債権を取得することが想定される。破産処理において、債権者平等の原則に反するものと評価されることにならないか疑問があり、破産法制との関係・整合性を十分に検証すべきである（JA共済連、JF共水連、全労済）。
- ・ 金融財産としての保険金請求権は差押えの対象として社会的にも重要な役割を果たしており、一部とはいえ保険金請求権の差押えを禁止することは、現実的ではないと考える。また、差押えられた部分の特定が困難など実務的な問題点も多く、規律を設けることには反対である（生保協会、日本生命）。
- ・ 必ずしも保険契約者の保護に資するものとはいえず、また「一定の範囲」の特定が困難であるといった実務的な制約も多いため、差押禁止に関する規定を設けることに反対する（第一生命）。
- ・ 一般先取特権については、「保険契約者等の権利であることのみをもって一律に先取特権を定めることは、債権者平等の原則との関係で困難であるとも考えられる（保険事業以外の事業を実施している保険者も保険法の適用対象となることからすると、保険法においてあらゆる保険者に適用される一般的な規定として保険契約者等の先取特権を定めることは一層困難である。）」との整理に賛成する（日本損保協会）。
- ・ 一般先取特権については、保険業法の規律として検討すべきであり、保険契約法の規律として検討すべきでない（教授）。

#### 4 損害保険契約の終了

##### (1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

保険契約者は、いつでも保険契約の解除をすることができるものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第653条

全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連、近弁連、東弁、一弁、横浜弁護士会、第一生命、早稲田大、弁護士）。
- (理由)
- 保険契約者が保険を必要としなくなった場合に保険契約を維持する必要はない（実務上も任意解除権を認めているのが通例である。）（日弁連、東弁、一弁、横浜弁護士会、早稲田大）
- (補足)
- ・ 保険金請求権に対して利害関係を持つ者が存在する場合には、これらの者の同意を求めるなどの措置を法条化することも考えられる（早稲田大）。
  - ・ 任意規定とされることを前提として、特段異論はない（生保協会、日本生命）。

- ・ 本文の規定で特段の問題はない（日本損保協会）

（注）について

- ・ 任意規定とすべきである（日弁連，近弁連，東弁，横浜弁護士会，日本損保協会， 弁護士）
- （理由）
- 保険の種類によっては，契約の拘束力を認める方が合理的な場合も考えられる（横浜弁護士会）。
- ・ 任意解除を不当とする事例があるとするれば，任意規定とするのが妥当である（一弁）

## （2）重大事由による解除（特別解約権） 【各契約共通事項】

保険者は，次に掲げる場合には，保険契約の解除をすることができるものとする。

- （ア） 保険契約者又は被保険者が保険金を取得し，又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に損害を生じさせ，又は生じさせようとした場合
- （イ） 被保険者が当該保険者に対する当該契約に基づく保険金の請求について詐欺を行った場合
- （ウ） その他の当該保険者との信頼関係を損ない，当該契約を存続し難い重大な事由がある場合

による保険契約の解除がされた場合には，保険者は， に掲げる事由があった後に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

- （注1） による解除権の行使可能期間を定める必要があるかについては，なお検討する。
- （注2） において，例えば，他の保険契約（1(3)の（危険に関する告知関係後注）参照）との保険金額の合計額が著しく多額であり，かつ，これによって保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合を解除事由として掲げることについては，なお検討する。
- （注3） は， による契約の解除の効力が将来効であることを前提としている（(4)参照）。
- （注4） 片面的強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

全体的な意見

- ・ 賛成である（ 弁護士）
- ・ 規定を新設することについて賛成である（日本損保協会，第一生命，明治安田生命，日本大，早稲田大 ）
- ・ 本文の規律については賛成である（生保協会，日本生命， 教授）
- ・ 基本的に賛成である（一弁）

（理由）

- 善意の保険契約者の利益になる（第一生命）
- モラル・リスクを排除し，保険制度の健全性を維持するために必要である（生保協会，日本生命，明治安田生命，早稲田大，教授）
- ・ 免責事由がある上に規定を設ける必要があるか疑問であることから，規定を置くことに反対である（氏）
- ・ この制度は，伝家の宝刀として設けられる必要があるので，みだりに抜いてはいけないという歯止めと一旦抜いたら切れ味が鋭い刀であることが必要なので，両者の要求を同時に満足できるようバランスのいい要件と効果を規定することが肝要である（名誉教授）
- ・ 規定の新設に賛成であるが，告知義務違反ではもはや問えないような内容を重大事由解除によって保険者が問題にすることが考えられ，保険会社による解除権の濫用に対する手当てが必要と思われる（日本大）

の(ア)，(イ)について

- ・ モラル・ハザード排除のための規定であり，(ア)及び(イ)については賛成である（日弁連，東弁，横浜弁護士会，全国相談員協会，全国相談員協会関東）。

の(ウ)について

- ・ (ウ)のような包括条項を設けることに賛成である（日本損保協会）
- ・ ある程度包括的に定めざるを得ない点は理解することができるが，保険契約者側に大きな影響を与えるので，(ア)及び(イ)を定めて解除事由事例を具体的に示し，(ウ)の包括的な部分の解釈の指針とすることが求められる（早稲田大）
- ・ (ウ)のような包括的な規定を置くことはやむを得ないが，文言の内容を明確化するなど十分に検討すべきである（一弁）。

（理由）

保険契約においては，当事者が信義誠実にしたがって行動することが強く要請されていることから，それに反するような当事者間の信頼関係を損なう事情が発生した場合には保険者からの解除権を認めるべきである。ただし，制度趣旨を明確にする趣旨から文言を明確化するなどの方法（例えばガイドラインの作成）を検討すべきである。

- ・ 現行約款の内容を否定する規定を設けるのであれば反対である（保険契約法研究会，准教授）。

（理由）

重大事由解除は保険者との信頼関係の破壊を前提とするものであることから，属人的な性質のものと理解でき，これに該当する場合には，契約の解除が認められてしかるべきである（特約だけでなく本契約についても解除が認められるべきであるし，複数の契約があった場合には全部の契約について解除を認めるべきと考える。）。濫用等については，保険業法による監督規制や私法の一般法理で対応ができるのではないかと考える。

- ・ (ウ)の要件は抽象的で広すぎるので、((ア)と(イ)と同程度の背信性が認められる場合とするなど)要件を限定すべきである(全国相談員協会, 全国相談員協会関東, 弁護士, 氏, 氏)。(理由)
  - 保険会社が信頼関係破壊を口実に、様々な場面で濫用するおそれがある(全国相談員協会関東, 氏)。
  - この包括規定で、著しい重複保険を対象にしようとの提案があるが、そもそも著しい重複保険とはどの程度を指すのか、消費者にはその境界線が全く見えず、保険会社の裁量、恣意的運用を安易に許すことにつながる危険性がある(全国相談員協会関東)。
- ・ 濫用のおそれがあるため、故意による事故招致と不正請求行為を行った場合に限るべきであり、安易に包括的な解除事由を認めるべきではない(保険問題研究会, 弁護士, 弁護士)。
- ・ (ウ)の規定を置くことには反対である(日弁連, 近弁連, 東弁, 横浜弁護士会, 神奈川相談員, 弁護士, 弁護士, 弁護士)。(理由)
  - 免責事由に加えて規定を設ける必要があるとは思われず、このような規定を置くことにより保険会社の支払拒絶の口実として用いられることが懸念される(神奈川相談員, 弁護士)。
  - 保険者からの解除は限定的なものとし、かつ、その要件も明確であるべきである(横浜弁護士会)。
  - 明確性に反し、その運用いかんによっては保険契約者及び被保険者の合理的期待に反する事態を招来するおそれがある。保険金不払問題の実態に鑑みても、保険者の支払拒絶の口実となるような規定は可及的に避ける必要がある。仮に規定を置く必要があるのであれば、最低限、故意に保険事故を発生させた場合や保険金請求に詐欺を行った場合と同程度の背信性が認められる場合など要件をもっと限定すべきである( 弁護士)。
  - 濫用を規制する必要性がある。要件としては、解除を認めるに足りる内実を有しているものに限定し、かつ、明確に定める必要があり、(ウ)の規定については、包括的に過ぎ、要件が極めてあいまいである。著しく多数の重複契約を締結したような場合は、保険制度の本来の目的を逸脱するものとして、端的に公序良俗違反として無効とすれば足り、その他裁判例で認められた事案はいずれも、(ア)及び(イ)に該当する事案であり、(ウ)のような規定を設ける必要性がない(近弁連, 弁護士)。
- ・ (ウ)は抽象的な要件が掲げられているのみであり、このような解釈の余地を広く残した解除権を保険者に与えることは保険契約者の地位を不安定にするものであり、望ましくない。仮に包括条項を入れるのならば、(ア)及び(イ)に匹敵するほどの重大な事由に限定する表現とすべきである(日弁連)。
- ・ (ウ)については、表現が抽象的であり、かかる事由による解除を認めることは契約者等の利益を不

当に害するおそれがあり、賛成できない。例えば、保険金を詐取する目的で犯罪行為を行なったときとか、他の保険につき(ア)又は(イ)に該当する事由があったときなど、要件の絞込みが必要と考えられる(東弁)。

について

- ・ 賛成である(日弁連, 東弁, 横浜弁護士会)。

(理由)

モラル・リスク排除のためには、このような効果を認めることが妥当である(東弁)。

- ・ 解除原因となる重大事由と因果関係のない事故についても遡及的に免責とすることは論理的帰結ではない。免責だけが遡及するのであれば、因果関係法則を設け、重大事由とは因果関係のない保険事故については保険金を支払う規律とすべきである(近弁連)。

- ・ 免責的な遡及効(遡及の効果)は認めるべきではない(保険問題研究会, 弁護士, 弁護士)。

(理由)

保険者が保険料を取得しておきながら保険金の支払を否定することは行き過ぎである(消費者契約法第9条第1号参照)。

- ・ (「」に掲げる事由に関する保険事故によって」とするなど)違法行為の原因となった保険事故にかかる保険金請求についても免責される旨の規定とすべきである(一弁, 弁護士, 弁護士)。

(理由)

で想定されている保険金の請求についての詐欺は、その多くが保険事故発生後の給付請求時に行われるものと考えられ(診断書の偽造・改ざんが典型である。),かかる場合にも給付義務を負うとすれば、重大事由解除の実効性が著しく減殺され、保険金受取人のモラル・リスクを誘発することが明らかである( 弁護士)。

- ・ 例えば、疾病による10日間の入院であったのに、100日入院したとして請求書を提出した、普通死亡であったのに災害死亡として請求書を提出したという場合に、保険金請求権者側の態様によっては、保険制度の健全性を維持する観点から、モラル・リスク対策上、10日間の入院や普通死亡についても保険者を免責とすることに理があるケースも現実的にはあり、この旨の約定の有効性が確保されるべきである(住友生命, 弁護士, 弁護士)。

(注1)について

- ・ 除斥期間を設ける必要がある(近弁連, 保険問題研究会, 弁護士, 弁護士)。

弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士）。

（理由）

これを設けないと保険契約者の地位を不安定にする。特に免責的效果のみを遡及させると、いつまでも契約を解除せずに保険料を取得し続けるという極めて不当な結果を招くことになる。

- ・ 解除権行使可能期間を定めるなど解除権行使の時的限界を明確に定めて解除権の行使を絞ることがバランスを取る上で重要であるように思われる（早稲田大）。
- ・ 解除事由があることを知りながら保険料を取得する状態を続けることは相当でないから、解除権の行使可能期間を定めるべきである。知ってから1か月という除斥期間が適切であるかは検討を要する（日弁連）。
- ・ 解除事由があることを知りながら保険料を収受し続けることには問題があるため、解除権の権利行使期間を定める必要はあるが、保険者がどの時点で重大事由を認識したかの認定には困難があり、解除行使期間の定め方については慎重な検討が必要である（東弁）。
- ・ 行使可能期間に関する規律を設けるべきでない（一弁，横浜弁護士会，生保協会，かんぽ生命，第一生命，日本生命，富国生命，早稲田大， 名誉教授， 准教授）。

（理由）

- 極めて悪質な契約について保険金を払わざるを得なくなることになってしまう（ 名誉教授）。
- 告知義務とは異なり，除斥期間を設けること自体規定を設ける趣旨に反する（ 准教授）。
- 重大事由による解除であることからすれば行使可能期間を設けることは適切ではなく，民法の規定にゆだねれば足りる（横浜弁護士会）。
- 悪質な保険契約者等を排除することを目的とする規律であるから，告知義務違反と異なり，保険契約者を長く不安定な地位に置くことが問題となるとは思われず，また起算点を明確にすることも困難である（第一生命）。
- 徐々に当事者間の信頼関係に問題が生じ，破壊に至るものであり，保険契約の解除が認められるほどの信頼関係の破壊に至ったと評価できるか困難な場合も多い。また，行使期間を短期間に限定すると，将来解除が認められないリスクが生じることから，保険者が比較的早い段階での信頼関係の破壊を主張する可能性もある。現行法の解釈であっても行使期間は5年であることから，特に不都合はない（一弁）。
- 告知義務違反による解除とは異なり，重大事由解除は信頼関係が破壊されている場合であり，民法上のルールと別個に除斥期間を設けることは適切ではない。また，重大事由の発生は事後的かつ段階的に判明するのが通常であることから，起算点を明確に定められず，結局のところ法的な安定は図られない（生保協会，日本生命，富国生命）。
- 信頼関係が破壊されたかどうかの事実確認には通常相当の期間が必要である（かんぽ生命）。
- 生命保険約款では詐欺無効条項が一般的に普及しているが，時間的制限はなく，同様の詐欺的モラル・ハザードを対象とする特別解約権についても期間的制限を設けるべきではない（早稲田大）。

(注2)について

- ・ 著しい重複で保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合については重大事由解除の規定が適用できることが明確となるよう、明文で追加していただきたい(日本損保協会)。
- ・ 契約法上、信頼関係が破壊されているといえる場合には の(ウ)によって解除できることを前提として、特段異論はない(生保協会、日本生命)。
- ・ の(ウ)に包含されると考えられるから、法定の解除事由として掲げる必要はない(第一生命)。
- ・ 例えば、平成5年にA保険とB保険を締結し、平成6年にC保険とD保険とE保険を締結し、平成7年にF保険を締結した事案(各保険は保険会社を異にする。)で、平成6年のE保険を締結した段階でこれらの集積が危険分散の限度を超えとの評価が可能な場合において、平成7年のF保険締結後の保険事故に対しては、A保険、B保険を無視してその評価は出来ないのであるから、契約者の付保当時の事情にかかわらず、A社、B社は の(ウ)に基づく解除を理由に保険者免責を主張し得べきと考えている( 弁護士)。
- ・ 間接事実を特別解約の事由として積極的に容認することには反対である。もしこれを少しでも法規定に掲げてしまえば、保険者側に協力的な武器を与えてしまうことになる。間接事実をもって特別解約事由に当たるとするのであれば、裁判官を説得できるだけの活動を行うべきであり、そのバランスを特別解約権の行使においてのみ崩す必要はない(早稲田大 )。
- ・ (注2)のような事由を重大事由解除の原因とすることには反対である(日弁連、東弁)。  
(理由)
  - 保険金額の合計額の多額が契約時に明らかである場合は、保険者にとって契約するかどうかの判断の問題であって、解除事由とすることは不当である。保険金支払時までに明らかになる場合は、損害保険では保険金を按分で支払うこととなり保険者にとって利益となるだけであり、生命保険では、他保険の状況にかかわらず保険者の支払う保険金は同額であるから、いずれも解除事由とすることは相当でない。保険金殺人等が疑われる場合は、それにむけた証明をすべきであって、保険金多額はその間接事実の一つにはなりえても、それ自体で解除事由とするのはいかにもバランスが悪い(日弁連)。
  - 損害保険については、被保険者が多重請求を行なった場合には、他の保険に加入していない旨の虚偽の告知を行って保険金を請求するのが通常であり、これは の(イ)に該当するし、生命保険については、保険金額が多額であるというだけでは(例えば、そのことが保険金殺人の意図を推認させる間接事実の一つとなるにしても)、保険制度の目的に反するとはいえない(東弁)。
- ・ 契約が重複していることのみでは保険者にとって何ら不利益を及ぼすものではないから、独自の解除事由とするまでの必要はない(横浜弁護士会)。
- ・ 損害保険契約においては、重複保険の問題として処理すれば足りる(一弁)。

(注4)について

- ・ 片面的強行規定とすべきである(日弁連, 横浜弁護士会)

(理由)

以外の重大事由解除事由を約款で設定できなくすべきである(日弁連)

- ・ 第3の4(2)の(注)に関して生存保険が規律の対象とされることを前提とすれば, 片面的強行規定とする方向で特段異論はない。ただし, 他の合理的な理由により定められた約款上の解除規定は否定されないことを確認したい(生保協会, 日本生命)
- ・ 片面的強行法規とすることは当然であるが, モラル・リスク排除という観点からは, 全面的強行法規とすることも検討されるべきである(東弁)。
- ・ 任意規定の方向で検討すべきである(アフラック)

(理由)

保険者の免責事由も重大事由による解除も不正請求等のモラル・リスクを回避する趣旨の規定であるため, 一方を任意規定, 他方を片面的強行規定すべきではない。

- ・ 片面的強行規定とすることに反対である。少なくとも保険者において合理的な理由から重大事由解除事由を定めた場合, 当該事由に該当することをもって解除することは, 保険法に予定される本件規定に抵触するものではなく, 有効である旨を確認させていただきたい( 弁護士)

(理由)

片面的強行規定として制定されると, モラル・リスクを排除すべく合理的な理由から重大事由解除規定を追加したような場合にまで無効と解されてしまうおそれがある。保険者の任意解除権を定めることを排除するために片面的強行規定としようと考えているのであれば, それは消費者契約法第10条による個別的な判断によって解決すべきものである。従来の実務運用を否定しかねない規定を立法で設けるのであれば, そのような立法事実があるのかについて, 極めて慎重に検討すべきである。

- ・ 片面的強行規定とする趣旨については, 保険者による解除権の概念整理も含め, 明確化すべきである(一弁)

(理由)

の(ウ)で包括的な規定が置かれているため, について片面的強行規定とする意味はないし, についても当然のことを定めているだけで, 片面的強行規定とする意味がない。遡及効のある重大事由解除や保険者の任意解除権等の他の解除権の設定は新たな解除類型であるから, 重大事由解除を片面的強行規定とするか否かとの観点で議論すべきではなく, 条文の体裁としては, 原則として保険者の任意解除権を認めないこととして(保険契約者の任意解除権と対比できる。), 例外として, 告知義務違反や重大事由解除に該当する場合に解除を認めるとの規定として規律する方が分かりやすい。

その他の意見

- ・ 重大事由解除をするには、必ず訴訟手続によらなければならないものとするべきである（ 弁護士）

（理由）

重大事由解除は、その効果が非常に大きなものであり、その反面濫用の危険が高く、実際に濫用されてきた実情がある。

- ・ 保険契約者は、保険者が保険金不払等の不祥事を起こし、信頼関係を維持し得ない場合には、裁判所に対し、保険契約の解除を請求することができる時、保険者は保険契約者から既に受領した保険料を全額返還しなければならないものとするべきである（ 弁護士）。

（理由）

信頼関係破壊の法理を言うのであれば、保険契約者にとっても同じである。保険会社側に不当不払をさせないような公平な法規制が必要である。

### (3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

保険者について破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

による解除がされなかった保険契約は、破産手続開始の決定があった日から3か月を経過したときは、その効力を失うものとする。

（注1） 及び のほか、保険契約における関係当事者の倒産に関する規律を設けるかについては、現行商法第652条の規定（第三者のためにする保険契約における保険契約者の破産の規律）の実質的内容を維持するかを含め、なお検討する。

（注2） 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第651条、第652条

本文の規律について

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連、東弁、一弁、横浜弁護士会、第一生命）。
- ・ 特段異論はない（生保協会、日本生命）。

（補足）

- ・ 3か月という期間については検討の必要がある（日弁連）。

#### 【その他の意見】

- ・ 各地区の協同組合と全国連合会が共同で共済契約を締結し、連帯して共済責任を負う事業方式を採用している場合に、1つの共済者のみが破産した場合にこの規定が適用されないようにすべきである（JA共済連、JF共水連）。
- ・ より広範な包括規定を設けるべきである。保険契約における関係当事者すべてについて、しかも倒産処理手続全体を視野に入れて規定する必要があると考える（早稲田大）。

(注1)について

- ・ 十分な検討が必要と思われる(横浜弁護士会)。
- ・ 商法第652条の規律は削除することでよい(日本損保協会, 早稲田大)。

(理由)

現行商法第652条は使用される可能性が極めて小さい。被保険者が契約の維持を求めるなら, 破産管財人に解約返戻金相当を支払って契約譲渡を受けることは妨げないのではないか(日本損保協会)。

- ・ 民事再生法第49条の適用の排除について検討する必要がある。商法第652条の規律は削除する前提で検討すべきである(一弁)。
- ・ 商法第652条を維持するか変更するかも含め, 関係当事者の倒産に関する規律は検討する必要がある(日弁連)。

(注2)について

- ・ 強行規定とすべきである(日弁連, 東弁)。
- ・ 強行規定とすることに異論はない(一弁)。
- ・ 保険契約者の利益を守り, 法律関係の画一的かつ早期安定の観点から妥当(横浜弁護士会)。

#### (4) 解除の効力 【各契約共通事項】

保険契約の解除をした場合には, その解除は, 将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(注) 片面的強行規定とする方向であるが, この当否を含め, なお検討する。

現行商法の参考条文 第645条第1項, 第651条第1項ただし書, 第653条, 第65

7条第1項ただし書

全体的な意見

- ・ 賛成である(近弁連, 東弁, 横浜弁護士会, 日本損保協会, 弁護士)。

(理由)

- 保険契約は継続的契約である(東弁)。
- 現行約款と合致している(日本損保協会)。
- ・ 賛成であるが, 告知義務違反を理由とする解除の場合については, 別個に検討する必要がある(日弁連)。

(理由)

保険契約は継続的契約であるから, その解除は将来に向かってのみ効力を生ずるのが原則となる。ただし, 保険者が告知義務違反を理由として保険事故発生後に保険契約を解除する場合, 契約当初から保険金は支払われない関係にあり, また, 既に保険事故が発生して保険金請求権が具体化してもそれは消滅するので, 効果は遡及していると解されている。生命保険及び積立保険の約款には解

約返戻金を保険契約者に返還する旨が規定されているほか、実務では保険料を返還することも多いようである。

- ・ 解除効を将来効に統一する方向に基本的に賛成である。保険料不払による解除について、民法第541条の適用により催告を要すると解した場合、解除に遡及効があると解される余地を残しかねないので、明確な手当てが望ましい（一弁）。
- ・ 基本的に賛成である（早稲田大）。
- ・ 告知義務違反や重大事由による解除に関する規律において、解除の効力発生前に発生した保険事故について保険者が免責されることを前提として、特段異論はない（賛成である。）（生保協会，第一生命，日本生命）。

（注）について

- ・ 初回保険料の口座振替に関する特約や保険料分割払特約において、保険料不払の場合、翌月末日まで払込みの猶予期間を設ける一方、猶予期間内に払込みがない場合には払込期日（初回保険料口座振替の場合は初日）に遡って解除とし、その間の事故は免責としている実務が定着しているため、この実務が維持できるようにしていただきたい（任意規定とするなど）（日本損保協会）。
- ・ 保険期間の開始後一定期間経過後まで保険料の支払を猶予し、その期間が経過しても保険料が支払われなかった場合等には、契約の当初にさかのぼって契約の解除をすることにしている取扱いが許容されるようにすべきであるとの観点から検討すべきである（東弁）。

（理由）

契約者が保険料の支払義務を免れるという意味において利益がある。

- ・ 保険料支払猶予期間経過後の解除については、当初の保険料不払時点まで遡る責任不担保的效果を許す必要がある（早稲田大）。
- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連，近弁連，一弁， 弁護士）

（理由）

- 実務上使用されている約款を前提として立法をすべきではない（近弁連， 弁護士）。
- 片面的強行規定とすることによって支払猶予の約定が許容されなくなると解する必要はない（一弁）。

（損害保険契約の終了関係後注）

- 1 現行商法第655条の規定（保険者の責任開始前に保険契約の任意解除がされた場合等に保険者が返還すべき保険料の半額を取得することができる旨の規律）は、削除するものとする。
- 2 いわゆる保険料不可分の原則を画一的に採用することはしないものとする。したがって、保険期間満了前に保険契約が終了したときは、保険者は、原則として、未経過の期間に相当する保険料（ただし、その額について合理的な約定は許容される。）を返還する責任を負うこ

とになると考えられる（これに伴い，現行商法第654条の規定は削除する。）保険期間満了前に保険料の減額請求がされたときの保険料の返還についても，同様である。

- 3 保険料不払による契約の解除の保険契約者に対する催告（民法第541条参照）を不要とする約定の効力に関する規律を設ける必要があるかについては，なお検討する。 【各契約共通事項】

後注1について

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，早稲田大， 名誉教授）
- ・ 特段の問題はないと考える（日本損保協会）

後注2について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，早稲田大）
- ・ 保険料可分原則を前提とすべきである（ 名誉教授）
- ・ 約款上，保険料不可分の原則を採用することが禁止されるものではなく，「返還すべき保険料の額を合理的な範囲で約定することは許容される」ことを前提とすれば，特段異論はない（生保協会，日本生命，明治安田生命）。
- ・ 返還すべき保険料の額を合理的な範囲で約定することは許容されることを前提として賛成する（第一生命）。
- ・ 保険料不可分原則は，理論的に正当性を保ち得ないと考える。したがって，責任負担期間との関係において保険料の対価性をそれぞれの契約において考察し，加えて契約締結コストの控除等も参入した上で，個別の契約ごとに合理的処理をすれば足る（早稲田大）

【その他の意見】

- ・ 既経過期間中に保険金の支払が行われ保険契約が終了した場合など，一定の場合には，未経過の期間に相当する保険料を返還しないことも合理的な約定として許容されると考える（料率算出機構）
- ・ 保険の性質上保険料の分割が難しいものもあり，保険料不可分の原則自体は契約によっては採用する必要がある。「未経過の期間に相当する保険料（を返還する責任を負う）」については，「保険契約者が支払った保険料の総額から，保険契約の終了までの期間の保険料の額として相当な金額を差し引いた残額」という趣旨であると考え。この考えに基づくのであれば，返還する保険料について合理的な約定は許容されるとの整理に異論はない（日本損保協会）。
- ・ 保険料不可分の原則を保険法によって維持しない場合，保険数理上，年払保険料の契約等について料率を維持することができず，保険会社の財務の健全性を著しく害する事態が生じることはないだろうか。仮に保険料不可分の原則を一部採用しないにせよ，結果的に契約者全体の不利益となることのないよう，実務上の影響に十分配慮されることが望ましいと考える（ 弁護士）

後注3について

【規律を設けるべきであるとの意見等】

- ・ 規律を設けるべきである（日弁連，東弁）。
- ・ 保険料不払の場合の保険契約者への催告の規定は導入すべきである（オンブズネット）。
- ・ 無催告解除の約定は容認し難い。原則は催告を必要とすべきである（一弁）。

（理由）

- 催告を不要としてみたところで，解除の意思表示は必要である。したがって，無催告解除特約が有効とされても，保険者にとってさほどのメリットはないと考えられる。他方で，無催告解除が有効とされた場合，保険契約者にとっての影響は大きい。無催告解除により遡及効を有する解除が認められるとすれば，保険契約後に保険事故が発生したような場合であっても保険料不払であることを理由として催告なしに解除され，保険金を得る機会が奪われるという事態が生じうることとなる（日弁連）。
- 保険契約は長期間に及ぶ契約であり，保険料の支払も長期間に亘るのが通常であるから，その支払を失念するというのもままたりがちなことであり（特に口座振替の場合），そのような場合に無催告解除が認められるというのは契約者に酷である（東弁）。
- 支払う意思はあったのに，支払が行われていなかったような場合まで解除になることは防ぐべきである（オンブズネット）。

【規律を設けることに反対であるとの意見】

A C C J，法友会，日本損保協会，生保協会，朝日生命，アフラック，住友生命，第一生命，日本生命，明治安田生命，ニッセイ研究所，保険契約法研究会，早稲田大， 弁護士， 弁護士， 弁護士ら， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 名誉教授， 弁護士， 弁護士， 准教授， 弁護士ら

（理由）

\* 民法との関係

- 無催告解除の約定自体は民法上一律に無効とされるものではなく，保険契約について一律に規制することは過剰な制約である（法友会， 弁護士ら， 弁護士）。
- 保険契約は当該契約者と相手方の衡平だけではなく他の多数契約者間の公平性の維持も強く求められる点で，賃貸借契約とは異なる（ 弁護士ら）。

\* 実務における対応

- 現在の保険実務では払込猶予期間等の措置が講じられており，現実に法改正をすべき不都合は存在しない（ 弁護士ら）。
- 募集時に特に説明を要すべき重要事項として，契約の失効について注意喚起情報で説明を行うべきことを監督指針上で規定しており，また，契約の失効前に保険契約者に対する通知を行う態勢となっているかという点が検査マニュアルでのチェックポイントとされており，実務上も葉書に加えて募集

人による口頭での催促等がされているので、現状においては、予め失効制度が説明された上で、催告解除が行われているものと評価できる（ 弁護士）。

- 実務上、保険料払込猶予期間を設けたり、はがきを郵送するなどしており、生命保険については、自動振替貸付や契約の復活等の制度も設けられている（日本損保協会、生保協会、朝日生命、アフラック、かんぼ生命、住友生命、第一生命、日本生命、明治安田生命、ニッセイ研究所、保険契約法研究会、早稲田大、 准教授、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士）
- 約款上、保険料払込猶予期間を設けていることや、保険料の払込が無い場合は、契約者に対して複数回通知を行っており、消費者保護に十分配慮した実務を行っているため、通知の方法を「催告」という特定の方法に限定する規定を設けるべきではなく、保険者が自由に選択できるようにすべきである（ACCJ、アフラック）
- 生命保険契約においては、一般に保険料不払の場合にも、一定の支払猶予期間を設ける等を実施して、契約の存続と善意の契約者保護を図っている。また、未払保険料を裁判手続で請求することは実施せず、契約の存続は保険料支払という契約者側の意思にゆだねている。これらの運用実績は保険契約者側からの理解を得て、失効をめぐる紛争も多発していないことからも定着していると考えられる（ 弁護士）

#### \* コストの負担

- 保険料負担による契約解除前の催告を一律に義務付ける規律を設けることは、保険団体の費用負担を増すことになることから反対である（ 名誉教授）。
- 保険料支払という保険契約者として当然負うべき義務を自己の不注意で行わなかったごく一部の者のために、保険契約者全体が無用なコストを負担する結果を生ずることとなり、消費者・契約者保護にとっても、過度な保護と考える（保険契約法研究会、 准教授）。
- 催告の事実を証拠化するためには、配達証明郵便等によるなどコストがかかり、結果的に保険契約者全体の負担になる（生保協会、朝日生命、住友生命、第一生命、日本生命、明治安田生命、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら）。

#### \* その他

- 契約の失効制度は、多数存在する保険契約について、その失効時期を明確にし、画一的な取扱をすることで、個別に解除等を行うよりもコストを抑え保険契約者全体の負担を軽減するとともに、保険契約者間の公平性確保にも資するものである（生保協会、日本生命、 弁護士、 弁護士）

#### 【その他の意見】

- ・ 十分な検討をすべきである（横浜弁護士会）。

## 5 火災保険契約に固有の事項

## (1) 保険証券の記載事項

火災保険契約（火災によって保険の目的物について生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。）の保険証券には，1(7)の に掲げる事項のほか，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物が建物の場合にあつては，その建物の所在，構造及び用法

(イ) 保険の目的物が動産の場合にあつては，その動産を収納する建物の所在，構造及び用法

(注) 規律の性質については，1(7)の(注2)参照。

現行商法の参考条文 第668条

### 【賛成であるとの意見】

日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会

(理由)

現行法の規律を維持するものであり，保険の目的物を特定し，明確にする上で必要である（横浜弁護士会）。

### 【その他の意見】

- ・ 損害保険契約共通の規定を置けば十分であり，各保険契約ごとに規定を設ける必要はないと考える（日本損保協会）。
- ・ 火災保険契約に固有の保険証券の記載事項は不要であるとする（早稲田大）。

## (2) 消防・避難による損害のてん補

消防又は避難のために必要な処分によって保険の目的物について損害が生じた場合には，当該目的物に火災が発生していないときであっても，保険者は，その損害をてん補する責任を負うものとする。

(注) 任意規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第666条

本文の規律について

### 【賛成であるとの意見】

日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会， 名誉教授， 弁護士

(理由)

現行法は解釈上の疑義が生じるところ，保険の目的物に火災が発生していない場合も保険給付の対象となることを明確にするものであって妥当である（横浜弁護士会）。

### 【その他の意見】

- ・ 本条に「現に保険の目的物に火災が発生したか否かにかかわらず」との文言を設けるに当たり，なお検討すべき点があるとする。本条においては，「危険普遍の原則」を定める665条の規定との関係において，火災損害の範囲を巡る因果関係論の観点から議論をするのか，もしくは660条に

いう被保険者の損害防止義務等との関係で議論するのか等を検討することが必要であると思われる（早稲田大）。

（注）について

- ・ 任意規定とすべきである（一弁，日本損保協会）。
- ・ 任意規定として維持することに賛成（ 名誉教授 ）。
- ・ 強行規定とすべきでないか，今一度検討すべきである（東弁）。

（理由）

任意規定とすると，損害のてん補を受けられないとの理由で契約者等が消防活動を行なわないというモラル・ハザード上の問題が生じるおそれがある。

（火災保険契約に固有の事項関係後注）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 現行商法第665条の規定（火災による損害のてん補の規律）は，削除するものとする。</li><li>2 現行商法第667条については，6(1)参照。</li></ol> |
|---|

後注1について

【賛成であるとの意見】

日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，日本損保協会， 名誉教授

（理由）

実際には，火災保険には地震，戦争，核燃料物質などの免責事由がある一方，火災の他，落雷，破裂，爆発など様々な損害を補償しており，現行商法第665条とは乖離しているため，削除することが適当と考える（日本損保協会）。

## 6 責任保険契約に固有の事項

### (1) 保険金からの優先的な被害の回復

<p>責任保険契約（被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。）の被保険者について破産手続開始，再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合には，被害者（被保険者が損害賠償の責任を負う相手方をいう。）は，〔一定の要件〕の下で，保険金から優先的に被害の回復を受けることができるものとする。</p>
---

<p>（注1） 「一定の要件」の具体的内容については，判決，裁判上の和解等により被保険者の損害賠償責任が確定したことやその確定が保険者の関与の下で行われたことを要件とすること等が考えられるほか，そもそもこの規律を認める場面を，強制保険（法令により被保険者が責任保険契約の締結を義務付けられているもの）に限定すべきとの考え方，被害者が個人の場合やその生命又は身体に損害が生じた場合に限定すべきとの考え方等があることを踏まえて，なお検討する。</p>
---

(注2) 被保険者について法的倒産手続が開始する前であっても、この規律を認めるべき場面があるかについては、なお検討する。

(注3) 被保険者が複数の被害者に対して損害賠償責任を負い、その損害賠償額の合計額が保険金額を超える場合に関する規律については、なお検討する。

(注4) 被害者が保険金から優先的な被害回復を受けるための法的な枠組みとしては、大別して、次のような2つの考え方があるが、どのような枠組みを採用するかについては、(注1)から(注3)までとも関連して、なお検討する。

( ) 被害者は、保険金額の限度において、被保険者が支払うべき損害賠償額の支払を保険者に対しても請求することができるものとする考え方

( ) 被害者は、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする考え方

(注5) 被害者による保険金からの被害回復の実効性を確保するための規律、保険者の二重弁済の危険を防止するための規律、保険者が被保険者に対する抗弁(免責事由や支払限度等)を被害者にも対抗することができるようにするための規律その他の必要な規律を設けることについては、(注4)に関しどのような枠組みを採用するかとともに、なお検討する。

(注6) 規律の性質については、なお検討する。

現行商法の参考条文 第667条

本文の規律について

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である(近弁連, 東弁, 二弁, 日本大, 教授, 教授, 名誉教授, 弁護士)
- ・ 改正の方向には基本的に賛成する(日弁連)。
- ・ 基本的に賛成。ただし、制度設計するについては、更に十分な検討が必要である(横浜弁護士会)。
- ・ 被害者救済から一定の場合に、保険金からの優先的弁済を受けること自体を認めることには賛成するが、その範囲については、制限を設けておくことが必要である(保険契約法研究会, 准教授)。

(理由)

- 本来、責任賠償における保険金は最終的には、被害者に支払われるべきものであるが、被保険者につき破産手続開始決定等があった場合は、保険金は破産財団等を構成し、他の一般債権者への配当等に回されてしまうことになる。このような事態は、責任賠償の趣旨に反するものであるから、一定の手当てが必要である(東弁)。
- リスクの多発する現代会社では、不法行為等によって被害を受けた者の保護を図ることが極めて重要であり、このような中で、責任保険が持っている被害者救済の側面は決して過小評価されるべきものではない(教授)。

(補足)

- ・ 公正、的確な責任確定のためには破産管財人及び破産裁判所に依拠せざるを得ない。破産という集団的処理における問題であり、責任保険の保険金を別除すること、被害者らに優先的に配当を受けう

る地位を与えること、被害者間で債権額に応じて公平な配当がされることを立法の骨子とすべき（弁護士）。

- ・ その要件は、必要以上に限定すべきではない（近弁連）。
- ・ 被害者が複数存在する場合の取扱い、保険者の二重払の防止等、他の手当とともに設けるべきである（日本大）。

#### 【その他の意見】

- ・ 破産等の手続においては債権者平等が大原則であるが、賠償責任保険の保険金請求権は、被害者が損害を受け、賠償請求権を取得したことによって始めて生じる債権であり、これによって他の債権者が利益を受けることは不合理だとする考え方には十分理由があると考えられる。したがって、債権者平等に対する例外として特別な枠組みを用意することの合理性は認められるものとする。特別先取特権による保護を前提に（注3）、（注5）等にある手続上の問題への対応も検討すべきである（日本損保協会）。
- ・ 責任保険の保険金の被害者への直接支払いは、公共の福祉の観点から被保険者の精神の自由より公共の利益が大きいとして個別の立法により定める場合のほか、被保険者が被害者への支払を認める場合か確定判決等により被害者の被保険者に対する損害賠償請求権債権の行使が法律上許容される場合に限り認められるべきものとする。また、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合に、被害者が一般の破産債権者等より優先的に救済を受けることが衡平に適うとするならば、それは保険の反射的效果によるべきではなく、例えば人の生命・身体に関する損害賠償請求権に先取特権を認めることにより達成すべきである（外国損保協会）。
- ・ 被害者救済の観点からは、保険金からの優先弁済規定を設けることに十分な理由があると思われるが、被害者が複数存在する場合の取扱い、保険会社の二重払いの防止など、他の手当とともに設けるべきではないかと思われる。また、破産法253条との関係から、どの程度の優先弁済権として規定するかの手当も必要である（日本大）。
- ・ 責任保険が被保険者の被害者に対する賠償負担の軽減と被害者の迅速確実な救済とを同時に実現すべき仕組みを作るべきである（名誉教授）。
- ・ 保険に加入している者の意思に関係なく被害者が保険者に対して直接の保険金の支給を請求すること、これに対して保険金の支払を行うことはすべきでない。直接請求を認めれば、保険に加入した者は付保情報を公開し、被害者はその情報をもとに支給を受けやすい形で訴えを提起するといった事態を招くおそれもある（経団連）。
- ・ 被害者の直接請求権は導入すべきではない。保険会社にとって、リスクコントロールがほとんど不可能になり、不正請求を助長するおそれもあり、市場の安定性を害する。また、補償請求処理にかかる費用が増大し、ひいては保険料の上昇につながるため、契約者利益を阻害する（ACCJ）。
- ・ 被害者からの直接請求は、被保険者であり、かつ保険契約者である企業の経営に与える影響が大きい（顧客との良好な関係の維持、事故の再発防止、企業の秘密保持等）ため、被保険者が破産手続に至った場合等、極めて限られた範囲でのみ法制化されるべきものとする（日商）。

- ・ 制度を導入するとしても、被保険者の損害賠償責任の適正な確定への保険者の関与、被害者が複数いる場合の取扱い、保険者の二重弁済の危険等の問題が解決できる限定的な場面での実施が必要と考える（日本共済協会，JA共済連，全労済，全国交運共済生協，教職員共済，全水道共済）。
- ・ 制度の導入には意義があるが、限定なしで導入することについては問題が多い。保険契約の存在を知っているかどうかで一般消費者間に不公平が生じる。被害者直接請求権はある程度判例が確立してから認めることが適当である（損保代理業）。
- ・ 一般論としては債権者平等の原則が適用されるべきであり、その例外として被害者に優先的な救済を認めるべき場面は限定すべきである（教授）。
- ・ 被保険者の保険加入の事実を被害者が知る方法等の問題があることから、具体的な要件については、実務への影響を検証した上で慎重に検討すべき（損保労連）。
- ・ 趣旨には賛成であるが、実現は難しい（一弁）。
- ・ 試案では、東京地判平成 14.3.13 判時 1792・78 の解決には役立たない。試案においては、被保険者の損害賠償責任の適正な確定に保険者としてどう関与するのか、被害者が複数いた場合は保険者としてどのような取扱いをすべきか、さらには保険者が二重弁済の危険を負うことがないか等、解決すべき問題点がなお残されている。この問題は、破産法の立法で解決すべきある（上智大）。
- ・ （注4）の（ ）（ ）ともに現行の民事執行手続や倒産手続の下で円滑な手続進行をしつつ立法の意図する結果を実現できるかどうかについては様々な疑問があり、このような規律の採用の是非や、仮に採用する場合の法的枠組みや要件については慎重に検討されたい（最高裁）。

#### （注1）について

- ・ 差押えの対象となる保険金請求権（保険者の保険金支払債務）が確定するには、被保険者の損害賠償責任とその額の確定を要件とする。特別先取特権の実行は、その存在を証する文書を添えて債権差押命令を裁判所に申し立てることによって開始し、その文書において、被保険者の保険金請求権の前提となる損害賠償責任の額を証明する必要があるため、保険金請求権確定のための要件は充足される。ただし、紛争の本来の当事者でない保険者が実質的な当事者となる問題と被保険者による不誠実な訴訟追行を防止するために、「判決、裁判上の和解等により被保険者の損害賠償責任が確定したこと」及び「その確定が保険者の関与の下で行われたこと」を差押え手続きの要件に加えることが必要と考える。特別先取特権による場合であれ直接請求権による場合であれ、（注3）のような多数被害者の問題を少なくするには、その対象を限定することが有効だと考える。また、債権者平等原則にもかかわらず、被害者への補償に優先充当すべき根拠は、上記のとおり、保険金請求権が被害者の損害を条件に生じているからであるが、その中でも生命・身体に関わる損害に限るという整理は不合理とはいえないと考える（日本損保協会）。
- ・ この規律を認めるべき場面は、本来は強制保険に限定すべきである。任意保険の社会的役割を過大評価することは、保険産業の健全な発展の妨げになる（教授）。
- ・ 強制保険に限定するか、被保険者について法的倒産手続開始もしくは被保険者の所在不明の場合に

限るべき。ドイツ保険契約法の新法第115条第1項では、強制保険（1号）、保険契約者の財産に関する倒産手続開始等（2号）及び保険契約者の居所不明（3号）の場合に被害者の直接請求権を認めるものとしている（教授）。

- ・ 強制保険及び不法行為に基づく生命・身体への賠償責任及びこれと同視し得る程度の被害者の保護を図ることが求められるものに限定してもよいのではないか（弁護士）。
- ・ 保険産業のコスト増大による保険料の引き上げ等の弊害を免れるためには、確定判決、裁判上の和解・調停により賠償額が確定している場合に限定すべき。被害者に身体的な損害が発生したこと等を要件とすることも検討すべき（教授）。
- ・ 保険者は責任関係の直接の当事者でないため、責任の有無や額を決める段階で示談代行や訴訟遂行の代替を義務付けられるとコストなど困難な問題があるので、「一定の要件」というしぼりをかけて、その範囲での被害者の救済を図るべきであろう。保険加入が強制されている責任保険においては、当然に被害者の簡易迅速な実現が要求されるが、任意加入の責任保険においても、ある程度まで被害者の確実迅速な救済を図る手当てを施すべきである（名誉教授）。
- ・ 被害者救済を目的として被害者から保険者に対する保険金直接請求権を認めるための要件は厳格にすべきである。そもそも当事者でない保険者が被保険者の賠償責任の有無やその額の算定、被害者の特定等を行うことは極めて困難であり、救済対象範囲が拡大することによる保険コストの増加は、それを抛出する各企業側にとっても不利益となる（法友会）。
- ・ 判決や和解・調停等（その他の債権確定手続や裁定手続等を含む）により被保険者の損害賠償責任が確定したことが要件とされるのはやむを得ないと思われる（日弁連）。
- ・ 判決が確定した場合、裁判上の和解もしくは調停が成立した場合、損害賠償責任の額について被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合、損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合、損害賠償額が保険金額を超えることが明らかになった場合を「一定の要件」としてもよいのではないか（一弁）。

（注2）について

- ・ 被害者保護の機能をより有効にするために、人身傷害にかかわるものについては、被保険者が破産申立等の手続開始がされた場合に限定せずに、被害者から保険者に対する直接請求を認めるべきである（二弁）。
- ・ 被保険者について法的倒産手続が開始した場合はもちろんのこととし、それ以前の段階においても被害者が直接保険者にアプローチできる途を開くことが望まれる（名誉教授）。
- ・ 「破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合」を対象とするのは適切なアプローチと考える。法的枠組みが特に必要とされるのは、破産等の法的倒産の場合である。保険金が一般債権者への配当に充てられ、被害者を優先させる手段がないからである。本規律が破産等の手続と整合的であり、その申立てに対して中立であるべきと言った観点を考慮するべきではあるが、このような観点から見た場合、特別先取特権による方が問題は少ないと思われる（日本損保協会）。

- ・ そもそも法的倒産手続が開始される前にもこのような規律を認める必要があるかについては、疑問である（一弁）。
- ・ 被保険者について倒産手続が開始していない場合には、被害者は保険金請求権の差押え、債権者代位権の行使等ができることから、被害者の優先的な救済を図る必要があるのは、このような自助努力ができない倒産等の場合に限るべきである（教授）。
- ・ 被害の回復のための特別な規定を設けるのは、被保険者について破産手続、再生手続又は更生手続の開始決定があった場合に限定すべきである。法的倒産手続以外の場合には、債権者代位や債権差押えなど、他の法的手段により被害の回復を図ることが可能であり、保険契約者がモラル・マネジメントの一環として任意で契約する賠償責任保険に特別な法的枠組みを規定する必要性は低い（法友会）。
- ・ 破産手続開始決定等があった場合に限らず、保険者に対する直接的な請求権を責任保険一般の制度として立法化することには反対（教授）。

（注3）について

- ・ 保険金の範囲内で各被害者が按分比例により取得する外ない（一弁）。
- ・ 保険金の分配法に関する規定があつてよいではないか（消費科学）。
- ・ 配分については倒産手続を担当する裁判所に関与させるべきである（教授）。
- ・ 多数被害者相互間の公平な救済と、順次的に判明した被害者の迅速な救済とのジレンマに陥るが、保険者側の事務処理の困難をも斟酌して、折衷的な解決ができる旨の規定にするほかはないであろう。一定の期限を定めて、その期限までに判明した権利者の中で保険金を配分することとしたい（名誉教授）。
- ・ 特別先取特権に基づく差押え手続きの場合は、民事執行法上の手続に従って執行裁判所が配当することになるので、既存の規律に従うことができる。多数の被害が漸次顕在化して行く場合に保険金を複数の被害者に公平に分配する仕組みとしては、現行の差押え手続きでは十分でないと考えられるが、少なくとも民事執行法による規律が定められ、裁判所による配当手続きに依拠することはできる。これに対し、保険者が被害者の届出を募って保険金を管理し配分することは難しく、先に請求権を確定させた被害者による請求を他に被害者があることを理由に拒んだり、支払いの留保を主張したりできない以上、「早い者勝ち」を免れることはできない（日本損保協会）。

（注4）について

【（ ）の枠組みを採用すべきであるとの意見】

一弁，二弁

（理由）

より直接的な被害者から保険者に対する直接請求権を認めるべきである（二弁）。

【（ ）の枠組みを採用すべきであるとの意見】

日本損保協会，保険契約法研究会，教授，教授，准教授，弁護士

(理由)

- 直接請求権を認めた場合、多数債権者が存在する場合、保険者は誰にどれだけ保険金の支払をすればよいのか、不安定な立場に置かれることになる。また条件闘争などが生じることとなり、保険者が無用な紛争に巻き込まれ、このようなコストは、いずれは将来の責任保険の加入者の保険料負担に跳ね返ってくる。被保険者が倒産した場合には、当該責任保険における保険金請求権を「特別の先取特権」として認めることによって、公平でかつ迅速な処理がされるのではないかと(保険契約法研究会、准教授)。
- 任意に締結される責任保険契約については、被害者保護の視点とともに、保険契約者・被保険者の意思の尊重、保険契約者・被保険者の経済活動を阻害しないようにするとの観点からの検討が必要であり、被保険者の保険金請求権に対する特別先取特権による枠組みの方が相対的に影響は少ない(日本損保協会)。
- 第三債務者である保険者の保護は、執行異議や取立訴訟における反論等により、一定程度確保されるのではないかと(弁護士)。
- 特定の物件に担保権をつけている場合には債権者は別除権を有する。これらとの比較において保険金請求権は破産者等の一般財産から排除されることにする立法が必要であると考え。さらに、被保険者が破産手続開始決定等に至るまでの段階を含めて、一般的に被害者が保険金から支払を受けられるための制度(特に保険者への直接的請求)が提示されているが、このようなものを構築するのは不相当と考える(教授)。

#### 【その他の意見】

- ・ 被害者の被保険者に対する損害賠償請求権を核とするか、それとも被保険者が保険者に対して有する保険金請求権を核とするかの2つの方法があるが、責任保険の責任関係解決の手段性を重視して、前者を採用する方が妥当と考える(名誉教授)。
- ・ ( )を採用した場合には、(注3)にあるとおり、被保険者が複数の被害者に対して損害賠償責任を負い、その損害賠償額の合計額が保険金額を超えるときに、優先的に被害の回復を受けることのできる被害者の範囲や、その配分方法をどのように定めるか、問題がある。( )の考え方を採用した場合、民事執行手続において、被害者は「担保権の存在を証明する文書」を裁判所に提出して保険金請求権の差押命令の申立てをすることになるが、執行裁判所は提出された損害賠償責任の存否や損害額といった非定型的な事項の認定をせざるを得ないところ、これは簡易迅速に類型的な判断をする執行手続にそぐわない。先取特権に基づく債権差押命令は、債権者の提出する証拠のみに基づいて発令され、債務者の弁明の機会が抗告審だけに限定されることになり、損害賠償請求権の存否を的確に審理できる仕組みとなっていない。特別の先取特権は、破産手続と民事再生手続では別除権として扱われることになるのに対して、会社更生手続では更生担保権とされるため、法的倒産手続によって扱いが異なることになる(最高裁)。
- ・ 直接請求権を認める場合には、適用場面や破産手続と調整等について、なお慎重に検討すべきである。特別の先取特権を認める場合には、債権者平等の原則や債権者代位権との関係等について、なお

慎重に検討すべきである（早稲田大）。

（注5）について

- ・ 保険者の被保険者に対する抗弁は被害者に対してもすることができるとしなければ不公平である（一弁）。
- ・ 特別先取特権は、保険金請求権についての優先権であるから、約款上の免責事由や支払限度額については、特段の規定を置くことなく被害者にも主張できることとなる（日本損保協会）。

（注6）について

- ・ この規律は保険契約に関与しない被害者を保護するためのものであることからすると、これに反する被害者に不利な約定は無効とする方が趣旨にかなう（日弁連）。
- ・ 契約当事者でない被害者の権利にかかわる規定であるが、保険の種類によってはこの規律の対象とするのが必ずしも適切でないと考えられる場合（D&O保険等）があり、保険約款や商品設計において一定の自由度が認められる規律とすべきである（日本損保協会）。

## （2）保険者の免責

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

（ア）保険契約者の故意

（イ）被保険者の故意

（ウ）戦争、内乱その他これらに準ずる変乱

（注） この規律については、3(9)の（注2）及び（注3）参照。

現行商法の参考条文 第640条、641条

- ・ 賛成である（日弁連、東弁、横浜弁護士会、早稲田大）。
- ・ 特に異論はない（一弁）。

（損害保険契約に関する事項関係後注）

- 1 1から5まででは、主に、物を保険の目的とする損害保険契約（いわゆる物保険）を念頭に置いた記載をしており、6では、責任保険契約に固有の事項を掲げているが、ほかに責任保険契約に固有の規律を設けるか、物保険及び責任保険契約以外の損害保険契約（いわゆる権利保険、費用保険、損害てん補方式の傷害・疾病保険契約等）についても固有の規律を設けるかについては、なお検討する。
- 2 運送保険契約に関する現行商法第669条から第672条までの規定は削除する方向で、なお検討する。
- 3 損害保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては、なお検討する。

#### 後注1について

- ・ 責任保険契約について、現行約款に定めがある保険者の代理権及び無断承認禁止条項に関して、法文の規律の必要がないか検討すべきである（日本損保協会）。
- ・ 被害者から保険会社に対し直接請求のできる保険については、被害者からの請求権の時効期間を症状固定から3年とすべきである。また、任意保険会社との交渉中は、保険契約者（加害者）との間でも、時効は進行しないとの取扱いを明文化すべきである（ 弁護士）。
- ・ 「責任保険」を「賠償責任保険」とすべきである（ 教授）。

#### （理由）

責任保険には再保険などの賠償責任保険以外の責任保険もあるが、中間試案の記述はすべて賠償責任保険に関するものである。

- ・ 権利保険、費用保険、損害てん補方式の傷害・疾病保険契約につき、少なくとも保険法における位置付けを明確にしておくべきである（一弁）。
- ・ 人身傷害補償保険のような損害てん補方式の傷害保険について、求償の場面で問題が起こらないよう明文の規律（求償権の範囲の規律）を置くべきである（近弁連， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士）。

#### （理由）

- 人身傷害補償保険は急速に普及しており、保険契約に関する規律を考えるに当たっては無視できない存在である（近弁連， 弁護士， 弁護士， 弁護士）。
- 現在の実務では、保険者が保険金を支払う際に、被保険者（交通事故被害者）から加害者に請求しないと誓約させる同意書（協定書）を取り付けているが、保険者の賠償基準と裁判基準とは異なっており、更に加害者に対して請求することができることが多いはずであるが、事実上、被保険者の加害者に対する損害賠償請求の途が閉ざされることになる。そのようなおそれがないよう明文の規律が必要である（近弁連， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士）。
- 任意自動車保険約款の廃止、自由化の後、少なくとも従前より増して保険会社の説明義務の履行が必要であるとともに、責任保険分野における被害者保護の為の強行法規の法制化が必要となった。人身傷害保険は、中には完全補償と宣伝し、保険のアドバイザー等も同様の説明をするなどしたが、実際は完全補償ではない（ 弁護士）。
- 人身傷害補償保険のような損害てん補方式の傷害保険については、現在、求償の範囲について訴訟で争われるなど困難な問題が生じている。なお、損害てん補方式の傷害保険についても念のため差額説（3(12)の 参照）の規定を置くべきである（ 弁護士）。
- ・ 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に関しては規制が必要である（近弁連）。

#### 後注2について

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁， 名誉教授）。
- ・ 削除する方向でよいと考える（日本損保協会）。

後注3について

- ・ 保険契約の成立の総則規定として、保険料の支払に関する規定（保険料の支払時期、支払場所、いわゆる責任開始条項等、責任開始前後の保険料の不払に関する規律）を定めることを提案する（教授）。
- ・ 保険約款について、保険契約の特質を考慮した包括的な規制条項を設けるべきである。具体的には、保険給付の内容・要件は明確で、保険契約者に理解しやすいものとすべきこと等を定めるべきである（保険問題研究会、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士、匿名）。
- ・ 約款の有効性に関する基準、解釈基準を保険契約法において明確に定めるべきである。保険者の地位は、信託における受託者の地位に共通する面があるため、少なくとも分別管理義務・帳簿作成義務は、保険者に保険契約法上これを課すことが検討されてもよいのではないかと（弁護士）。
- ・ 保険金の支払時における規律（「適正な」支払いかどうか、保険金請求の申請を受けたときの再確認（他に契約もれはないか）、支払ルールの開示等）の必要性について検討が必要である（オンブズネット）。
- ・ 目的物が経年による価値の漸減がある建築物のような物である場合には、契約者が保険料の減額を請求するのではなく、減損価値と算定基準を熟知している保険者が、保険料の減額の通知をする方向に規律を修正する必要がある（消費者問題研究所）。

### 第3 生命保険契約に関する事項

損害保険契約と共通の事項については、「第2 損害保険契約に関する事項」参照。

（生命保険契約に関する事項関係前注）

1(1)のとおり、生命保険契約には死亡を保険事故とする契約（死亡保険契約）と生存を保険事故とする契約（生存保険契約）とがあり、各項目の規律は基本的に両者に共通の規律であるが、死亡保険契約のみに関する規律については、その旨を（注）に記載している。

- ・ 死亡保険契約と生存保険契約について、基本的に共通の規律とすることに賛成である（生保協会、日本生命）。
- ・ 死亡保険契約と生存保険契約の両者の規律が異なった場合、生死混合保険について無用の混乱を招きかねないことから、可能な限り共通の規律とすることが望ましい（第一生命）。
- ・ 保険実務の予測可能性の観点から、生死混合形態の契約については、具体的にどの規律が適用されることになるのかより明確にすべきである（弁護士）。
- ・ 死亡保険契約と生存保険契約に共通の規律としつつ、個別の対応が必要な事項を個別に規定する

ことに特に異論はない（一弁）。

## 1 生命保険契約の成立

### (1) 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

（注1） 「その他の一定の給付」は、労務や役務（サービス等）の提供等の金銭の支払以外の方法による定額の給付（保険契約において、保険給付の内容が定められ、又は保険給付の内容を客観的な基準で確定することとされている場合における給付をいう。）である。このような規律とすることの当否や他の規律との関係については、なお検討する必要があるため、〔 〕を付している。

（注2） 被保険者が傷害又は疾病を原因として死亡した場合に一定額の保険金を支払う契約（以下「傷害・疾病の死亡給付に関する契約」という。）の契約法上の位置付けについては、第4の（傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注）1参照。

現行商法の参考条文 第673条

#### 全体的な意見

- ・（基本的に）賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命， 弁護士）。

#### （注1）について

【「その他の一定の給付」を明記することに賛成であるとの意見等】

- ・ 「その他の一定の給付」を明記することに賛成である（経団連，ACCJ，生保労連，アフラック，第一生命研究所， 名誉教授， 教授）。

#### （理由）

- 介護サービスの提供や老人ホームへの入居権の付与等金銭の支払とは異なる保険給付を高齢化社会が要求するものと予想される（東弁， 名誉教授）。
- 多様な保険商品の供給によりユーザーの選択肢を広げることになる（一弁，経団連）。
- 消費者ニーズを踏まえた今後の商品開発等において、例えば、介護サービスや葬儀，老人ホーム入居権の提供等も考えられ，消費者サービスを一層向上させることになる（生保労連）。
- 介護・疾病等の分野において役務提供を受けるニーズが顕在化することが予想される。「一定の」との要件があれば，損害保険契約との契約類型上の弁別は可能であるし，現在既に現物給付も明確に是認されている損害保険契約にあっても「保険金」といった用語が使用されており，用語の見直しが必要になるとの指摘は失当である（ 教授）。
- 保険契約の内容が定額の給付として確定できるものであって不合理なものでなければ，多様な需

要を満たすことにもなり、保険契約者にとっても便宜である（横浜弁護士会）。

- 保険契約者保護の観点から、現物給付の生命保険契約や傷害・疾病保険契約にあらかじめ保険法の適用があることを明確にしておく必要がある。また、将来的には、保険契約者のニーズにこたえるために保険会社が関連会社等との提携により現物給付を含めた保険商品を提供する可能性もあり、こうした契約を念頭に置くことにより、高齢化社会に対応したサービス提供の促進にも役立つ（ACCJ、生保協会、アフラック、第一生命、日本生命、明治安田生命、第一生命研究所、弁護士）。
- 高齢化社会の進展により生命保険契約等の社会的役割が増し、また契約者のニーズが多様化していく中、現物給付を行う新たな保険契約の登場が期待される（第一生命研究所）。
- ・ 消費者保護を図りつつ、消費者の幅広いニーズをくみ取ることができるような制度とすることについて賛成である（生保文化センター）。
- ・ 個々人のライフスタイルが多様化する中、将来のリスクへの備えとしての生命保険契約による給付内容が多様化することは望ましい（明治安田研究所）。

（理由）

子供を持たない共働き夫婦や未婚者の増加といった家族の在り方、就業形態等のライフスタイルの多様化が進んでおり、必然的に備えるべき将来のリスクも多様化している。特に単身者にあっては、身内による介護が期待できないことから、老後における介助リスクへの対処として、有料老人ホームへの入居を望む傾向も少なくない。このような状況から、将来のリスクへの備えとしての保険によって得られる給付についても、個々人のライフプラン等に応じて多様な給付を選択できることは、消費者利益に資し望ましい。

- ・ 現物給付を給付内容とするものについて保険法の規律の適用外とすることは、契約者の保護を欠く懸念があり、慎重な検討が必要である（ 弁護士ら）。

（補足）

- ・ 給付内容が保険料と見合ったものであるかを判断することが困難な場合も予想されるので、この点への配慮が必要である（ 弁護士）。
- ・ 損害や損害額と給付額との連動を回避するために「一定の」の語を加えて定額給付としての制約を明定することも考えられるが、生損兼営禁止が大幅に緩和されている21世紀を見据えると、定額性にこだわることはない（ 名誉教授）。
- ・ 給付の内容が支払われた保険金に見合ったものであり、社会的に合理的、かつ、相当な内容であって、事前に保険契約書に記載して客観的な基準で確定されるものであることを要すると考える（具体的内容について法務省令で定めるべきである。）（日弁連、一弁）。
- ・ 現物給付を前提とした場合に、保険金受取人の指定や変更に関する規律がその適用になじむのかという問題はあるが、これらは基本的に任意規定とすることで検討されている以上、これらの規定との調整について格別の問題は生じないと思われる。

実際にこのような現物給付の保険商品が販売される場合、給付内容の相当性や保険料との均等性の

確保について業法上の規制を検討すべきである（東弁）。

【「その他の一定の給付」を明記することに反対であるとの意見等】

- ・ 「その他の一定の給付」を明記することに反対である（共済懇話会，神奈川相談員，教授，弁護士，弁護士，氏，氏，神奈川保険医協会医療，保団連，氏，氏，氏ら）。

（理由）

- 「一定の給付」が支払った保険料と見合っているのかが担保されるのか疑問がある。金銭給付よりもインフレリスクを伴うが、監督は誰がするのか。条文化することで生命保険の商品開発に拍車をかけることになりはしないか（氏）。
- 保険は現金で支払われるのが基本であり、現物給付はさらに多くの問題を発生させる可能性が高い（神奈川相談員，氏）。
- 「その他の一定の給付」とはあまりにも抽象的にすぎ、自己の金銭至上主義のために善意者を食い物にする予測できない事態が生ずる可能性がある。結局は金銭で購入できる給付にすぎないと考えられる。大企業の新規事業への参加、倒産という現実があり、これは一般消費者に不利益を押し付けたものであることを理解した上での改正を望む（弁護士）。
- 社会保障としての医療保険制度や介護保険制度の範囲にまで営利事業を広げることになるが、このことは社会保障を営利事業の延長線に置くものであり、憲法第25条第2項にも反する重大問題である（共済懇話会，氏）。
- 私的保険による現物給付は社会保障や福祉の空洞化をもたらす（教授）。
- 現物給付は健康保険が採っている療養給付（治療・医療サービス）を患者に提供する方法と同じであり、健康保険の根幹、療養の給付が崩されかねない。また、公的な保険と民間の保険との競争が始まり、現場の混乱も想像に難くない。しかも、民間保険の現物給付システムは、既往症の告知義務や加入審査、医療機関の囲い込み、保険会社優位の運用等多くの問題をはらんでおり、公的な健康保険とは決定的に異なる（神奈川保険医協会医療）。
- 保険会社が利益を追求するあまり意図的に保険給付の制限を持ち込もうとする経営姿勢が是正されたとは言い難い状況であり、こうした民間保険に医療や介護サービス提供の現物給付を認めると、保険加入者や医療機関、介護事業所の双方に混乱を招くことが危惧される。公的医療保険と民間保険とは大きく異なっており、公的医療保険の給付抑制を一層強めることにつながり、医療崩壊の現実を加速させる（保団連）。
- 保険契約は長期契約であるから、保険期間中に大きな経済変動があることも予想され、給付が困難な場合もあり得る。また、サービスが保険料に見合ったものか、サービス内容が適正か（老人ホームの快適さ等は測定不可能である。）という問題があり、新たな消費者問題を発生させることになる（弁護士）。
- 「一定の給付」であるサービスや権利の質が不明ないし未確定であることが問題である。長期契約が多い生命保険において、金銭以外の給付をする場合には、インフレ、物価変動等により、契約

時にイメージしたような現物（サービス）が受けられないことによるトラブルが多発することが予見される。また、規定の設け方によっては、保険会社の経営の健全性が損なわれて、最悪の場合には破綻等の事態を招いて契約者に大きな損害を与える可能性もある。

保険会社が契約者に金銭以外の物を給付したいというのであれば、金銭給付をした後にグループ会社や提携企業等が消費者ニーズの高い現物を消費者に提供すればよいだけの話であり、わざわざ保険契約として認める必要はない（ 氏）。

- ・ 発生するデメリットをしのぐニーズは見当たらず、混乱を招くだけである。これは信託（法）の枠組みで対応可能である（ 氏ら）。

#### 【慎重に検討すべきであるとの意見等】

- ・ 慎重に検討すべきである。これを認める場合には、給付が適切かつ確実に行われるための規定を整備すべきである（ 弁護士， 弁護士）。

（理由）

給付に瑕疵があった場合の責任や給付の内容が適正なグレードを欠いていた場合の受取人の保護に関する規定等の契約法上検討すべき課題が残されているように思われる（ 弁護士）。

- ・ 具体的には、サービスや権利の質が不明ないし未確定であることが問題となるので、特定商取引法の特定継続的役務提供契約の規定を定める際に考慮された事情が参考にされるべきである。保険給付の時期についても、他の保険給付の例外とならないように定めるべきである（ 弁護士）。
- ・ 生命保険契約の定義規定を拡大することには消極的意見が多い（中央大）。
- ・ なお検討を要する（オンブズネット）。

（理由）

保険法で給付の範囲を限定すべきである。仮に導入を認めることになれば、長期にわたる契約だけに、現物給付をいかにして担保できるのかについて保険業法での規律が必須である。

- ・ 損害保険契約との区分が不明確となる表現とすることには反対であり、定額給付であることが明確な規定としていただきたい。一定の金額の範囲内で現物給付をする（例えば、3000万円の範囲内で老人ホームの権利を提供し、残額があれば金銭給付）ようなものであれば検討の余地はあるが、将来の市場リスクや不動産リスクを取るようなものを認める趣旨であれば責任準備金等、保険業法への影響も考えられるため、慎重な検討が必要である（日本損保協会）。

## (2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

（注1） 同意を書面でしなければ契約の効力を生じないものとするについては、なお検討する。

(注2) 被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合の規律の在り方については、なお検討する。

(注3) 「一定の場合」(被保険者の同意を効力要件としない場合)の具体的内容については、被保険者の同意が求められている趣旨を踏まえつつ、なお検討する(保険契約者と保険金受取人と被保険者との関係、保険事故の内容、保険契約者が他人を被保険者とする死亡保険契約を締結する合理性の有無、被保険者の同意を個別的に求めることの必要性・合理性、イの規律が認められる範囲等を踏まえて、検討する必要がある。)

(注4) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注5) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項

本文の規律について

- ・ 賛成である(近弁連、生保協会、第一生命、日本生命、明治安田生命、ニッセイ研究所、 弁護士)
- ・ 異論はない( 弁護士)
- ・ 死亡保険契約の効力発生には被保険者の同意を必要とすべきであり、例外を設けるべきではない(神奈川相談員、 弁護士、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏)。  
(理由)
  - 保険金殺人防止のために、例外を設けるべきではない(神奈川相談員、 弁護士、 氏)
  - 消費者相談では、知らないうちに保険がかかけられていたという相談が多い( 氏)
  - 契約者と被保険者が違う場合には、モラル・ハザードが起きやすい( 氏)
  - 子供を被保険者として親が子供を殺す事件等世間を騒がせる事件が度々起きており、保険金殺人防止のために被保険者同意は必要である( 氏)
- ・ 保険金目的の殺人事件をマスコミ等によく見かけるので、被保険者の同意は重要なことである( 氏)
- ・ 昨今の保険金殺人被害を防止するためには、被保険者の同意を得ることは必須条件とすべきである。ただし、学資保険における場合の未成年者は除外しなければならないと思うが、保険金額の上限を定める必要がある(消費者情報ネット)
- ・ 被保険者の同意を認めることに賛成であるが、同意の方法については更に検討を尽くしていただきたい(東京地婦連)
- ・ 被保険者の同意は欠かせない。これにより保険金目当ての殺人の問題解消に大きな役割を果たすと期待できる(匿名 )
- ・ 被保険者の同意は必須とすべきである( 氏)  
(理由)

被保険者の同意なく、被保険者の事故で第三者が金銭を受け取ることができるのは不当利得ではないか。

- ・ 基本的に賛成である（かわさきコンシューマー、消費者機構日本）

（理由）

- 事件の被害者が知らないところで生命保険の被保険者になっていたことを報道で知ることがある。契約の原則に照らしても、被保険者が自分かけられる保険契約について同意を必要とすることは当然である（かわさきコンシューマー）
- 被保険者に知らせずに生命保険契約が締結されていたという苦情例がある。契約時に保険者は保険契約者の申告のみによる被保険者の確認であることを知っていたり、被保険者の本人確認がないことを募集人は知っていたりするという状況であることが一般的に多いのが問題と考えられる（消費者機構日本）。

- ・ 被保険者の同意の確保を行うべきである（全国相談員協会）

- ・ 生命保険契約に被保険利益の存在を位置付け、確認を要することを明記すべきである（教授）

（理由）

保険がらみの犯罪や反社会的行為が頻発しており、これを放置することは日本における法の支配と保険制度そのものを崩壊させることになりかねない。

- ・ 従前から改善の必要が指摘されてきた他人の生命に保険をかける取扱いを容認し、さらには法律上の定義に組み込むことは重大な問題であり、反対する。他人の生命に関する保険契約についての厳正な規定を盛り込むべきである（共済懇話会、氏）

（理由）

貸金業者が貸付先の者に保険金をかけ、自殺に追いやって保険金を受け取る事件、企業が従業員を対象に保険をかけ、従業員が事故にあった場合に支払われる保険金を企業が收受する事件、保険金殺人事件等の他人の生命に対する保険契約に対する取扱いが放置されてきた問題への対処が必要である。

〔一定の場合〕について（（注3）関係）

【全体的な意見等】

- ・ 生命保険契約については、被保険者同意を取得することを基本に考えている（生保協会、日本生命）
- ・ 被保険者の同意を得るとする案に賛成であり、「一定の場合」の範囲は極力限定すべきである（オンブズネット）
- ・ 本文の規律については賛成である。被保険者が事前に確定していない保険等の被保険者の同意を事前に得ることが不可能な保険については、期間や場所、保険の対象者等を制限した特別な保険を限定列挙の形で別条で規定すべきであり、本文の規律としては、被保険者の同意がなければ契約の効力を生じないという大原則を明記すべきである（日弁連、一弁）

(理由)

- 自己の生死に関して保険金が支払われるという重大な権利関係の創設に関し、被保険者の同意を全く要しないというのであれば、被保険者が希望しない保険契約が勝手に創設されることを容認することとなり、重大な人権侵害となるおそれがある(日弁連)
- 現行商法第674条の趣旨からすれば、同意を要しない場合はあくまで例外であり、同意を得ることが困難であり、社会的要請が大きいものに限られるべきである(一弁)
- 本文については賛成であるが、ただし書の適用範囲についてはできる限り限定すべきである(東弁)

(理由)

〔一定の場合〕については、たとえ保険契約者等と被保険者が親族関係にある場合であってもモラル・リスクの問題は否定できないことから、例外を認めるべきではないという意見が大勢であったが、保険契約の締結時に被保険者が確定していない死亡保険契約については、当該契約内容の合理性・必要性が認められることを要件に例外を認めることもやむを得ないと考えられるほか、いわゆる団体生命保険契約については、従業員全員の同意がなければ契約を無効とされるのでは実務上支障が大きいとの意見もあった。

そのため、従業員を被保険者とする団体生命保険契約については、遺族補償を主たる目的とするなど契約内容の妥当性を前提として、一定の要件のもとに被保険者の同意の要件を緩和することも考えられなくはないが、その場合でも最低限労働組合や労働者の過半数代表者による同意等を効力要件とすべきであり、同意自体を不要とするのは行き過ぎであると思われる。

- 賛成であるが、〔一定の場合〕については、同意を必要とする趣旨に反しない合理性のある場合に限定すべきであり、その基準を明確化すべきである(横浜弁護士会)
- 「一定の場合」には被保険者の同意を効力要件としないことに賛成である。「一定の場合」が余りゆるやかにならないように歯止めを工夫することが望まれるが、自動車搭乗者傷害保険等の保険加入時に被保険者が不特定であるため同意を採ることができないものや、保険期間中に家族に変動が生じても自動的に被保険者として含まれる商品については、同意を効力要件としないのが妥当である。空港のカウンターや自動販売機等で傷害保険に加入する場合等も黙示の同意があるため弊害が生じないと考えられるので、「一定の場合」の中に加えることができるであろう( 名誉教授)
- 現行商法とほぼ同じ規定であり、例外的に定型的に問題が生じ得ない場合には同意を不要するものであり、賛成である(近弁連)
- 原則として被保険者の同意は必要だが、搭乗者傷害保険や遊園地等の団体保険等の被保険者の同意が確保しづらい保険もある( 氏)

(理由)

契約者と被保険者とが違う場合には、モラル・ハザードが起きやすく、自分の知らない間に保険に入っていたというトラブルもある。

- 被保険者が特定できないなど、どうしても技術的に取れない場合を除いて、他人の生命の保険に

については被保険者同意を取る原則を貫くべきである（全国相談員協会関東）

（理由）

モラル・ハザードや本人が知らない間に保険がついていたという事態は防がなければならないが、消費者トラブルでは、知らないうちに保険がついていたという苦情が少なくない。搭乗者傷害保険、遊園地の団体傷害保険等被保険者の同意がどうしても確保しづらい保険も存在するが、家族傷害保険等は同意を確保しようとするれば容易に確保できるものである。

- ・ 同意主義の下では、被保険者同意がない限り契約の有効性は認めないというのが鉄則となるべきであり、その枠内の中で同意の求め方に軽重の工夫があってよいと考える。損保傷害保険における被保険者同意がとりづらい事例は事実そのとおりであるが、被保険者に対し自分がこの瞬間から付保されるのだと知らしめることはいかなる場合でも必要であり、それを可能とする工夫（例えば遊園地入口での公開掲示等）に更なる努力が求められると考える。

被保険者が保険金受取人となる場合の同意不要制度は、同意主義の包括的な網に部分的な穴を開けることであるが、法は同意主義の本来の姿を包括的に打ち出すべきである（ 元教授）

- ・ 傷害保険の商品特性を背景として、保険金は本来的には被保険者に支払われるものであるが、死亡保険金は被保険者に支払うことができないので、法定相続人に支払うのが最も自然な形であると考えられることから、ほとんどの契約において死亡保険金受取人指定は行われず、被保険者本人の同意を取り付けていない。このことによって被保険者に特に不利益は生じていない。広く被保険者の同意を求めることは、実態と乖離した非効率なことである。真に、同意取得が求められるケースについて、さらに検討を進めるべきである。

特に家族を被保険者とするような場合には、同意を否定するケースはほぼ考えられず、モラル・リスク防止効果はほとんど期待できないと思われる。また、家族間でトラブルが頻発しているものでなく、契約者から被保険者に説明するという現行実務で支障は生じていない。こうしたことから、家族間の同意取付けを義務化することには、極めて慎重であるべきと考える。

また、同意がなければ契約無効で免責となるのは、効果が強すぎるのではないか。既契約の継続時を含め同意取得は契約者を通じて行うこととなるが、契約者が同意取付けを失念した場合には、被保険者又はその法定相続人が必要な補償を受けられないという事態が生じる。同意がなかった場合の効果については、こうした契約者等の不利益も十分考慮し、一定の救済を含めた規律とする必要があると思われる。

同意の効力要件の例外とされる「一定の場合」について、自動車保険契約の搭乗者傷害条項や遊園地等の施設の入場者やイベントの参加者を被保険者とする契約、学校の児童・生徒やスポーツ団体等の構成員の全員を加入させる契約、企業の従業員全員を被保険者とし、その就業中・海外出張中の災害を補償する契約のうち被保険者の法定相続人を保険金受取人とする契約については、保険契約者が被保険者について保険契約を締結する合理性があると考えられ、「一定の場合」とすることが適当と考える。また、クレジットカードや商品に付帯している傷害保険や、旅行者やサークル等のグループの代表者がその全員を被保険者として契約を締結する場合（海外・国内旅行傷害保険

契約等)についてもこれらに準ずるものとして、「一定の場合」とすることが適当と考える。

さらに、家族をまとめて被保険者とする家族傷害保険契約を締結する場合や、海外・国内旅行保険契約において家族を被保険者としたり、家族が他の家族を被保険者とする契約を締結したりする場合(受取人はいずれの場合も被保険者の法定相続人)のケースにも何らかの例外措置を要望する。家族傷害保険等、家族を被保険者とする傷害保険の多くは、企業の福利厚生として従業員が任意で加入する団体契約である。仮に家族全員の同意を取るとすれば、契約時に世帯主(団体契約の場合は従業員)が同居、別居を問わず家族全員の同意を集める必要があり、単身赴任の場合や大学生の子弟が下宿しているような場合には、加入者に多大な負担をかけることになる。何百万人も加入者・被保険者に過大な事務負担を課し、同意漏れによる補償漏れのリスクを生じせしめることは保険の流通における過剰な規制であり、反対する。被保険者同意の取付けはモラル・リスク等防止の唯一の手段ではなく、保険会社の引受選択、保険監督等による引受保険金額の制限といった他の方法でモラル・リスクを防止することが可能であり効率的と考える。

海外において、利益主義をとっている英米では家族を被保険者とする傷害保険について一般的に同意は不要、フランスでは傷害保険について同意不要と解されているし、ドイツのある保険会社では、被保険者の相続人が保険金を受け取る場合には同意不要となっているようである(日本損保協会)。

- ・ 同意によって保険犯罪が減少するとの法社会学的知見が存在するならば格別、被保険者の同意に過度に期待することは適当でなく、社会的公正と保険の果たす社会的役割との均衡や保険者のアンダーライティングの規律性にも留意し、現行の規律を維持することを提案する(外国損保協会)。

(理由)

被保険者の同意を求める理由は、生存保険契約について同様の同意を求めないことから、いわゆる保険犯罪の抑止にあると考えられる。損害保険会社では、契約類型や契約状況に応じて、被保険者の同意、他保険の告知、契約の必要性の判定等、様々な方法により契約締結の可否を判断することにより、損害保険制度の悪用の抑止に取り組んでいる。

現行の同意の規定で、既に一定の犯罪抑止効果は認められることから、現行以上に規定の厳格化を行ったとしても、大幅な犯罪抑止効果の向上は期待できず、規律の厳格化によって保険契約者、被保険者及び保険者に、過度に煩雑な手続を求めることにより、消費者の利便性が損われることとなる。

- ・ 死亡保険金給付を持つ契約の場合においても、契約時に被保険者が特定しない(入替りがあり得る場合も含む。)形式のものについては同意不要とすべきである。なお、死亡保険金額を法定してそれ未満は同意不要とすることは不相当である( 弁護士 )

(理由)

これらの場合はそもそも契約締結時に被保険者の同意を取り付けることが不可能であるし、また道徳的危険の余地も乏しい。被保険者の同意に過度の価値を置くのはあまり現実的とはいえない。一方、道徳的危険の防止については、利益主義、親族主義を採用するという方法もあり得ることは

周知のとおりである。

死亡保険金額を法定してそれ未満は同意不要とすると、複数の契約の約定保険金額の合計額が法定額の限度を超える場合はどうするかといったような難問が生じ、更に複雑な迷路に陥ってしまう。

- ・ 保険契約の締結時に被保険者が特定していない契約（自動車保険の搭乗者傷害条項、施設入場者やイベント参加者を被保険者とする契約等）や家族をまとめて被保険者とする家族傷害保険等については、「一定の場合」に該当することとすべきである（損保代理業）。

（理由）

契約締結時に被保険者が特定していない契約については、被保険者の同意を得ることが実務的に困難である。家族傷害保険等については、被保険者の同意を得ない方式で、長年にわたって実務が定着しており、かつ、その結果、傷害保険が広く普及し、多数の被保険者が保険金支払の恩恵を受けるなど、国民経済的にも大きく貢献している。これは、世帯主が家族を代表して契約締結を行う形式が国民のニーズにかなっているからと思料される。もし被保険者の同意を必要とした場合には、契約手続と所要日数の増加を招くことになり、保険代理店の募集意欲のみならず保険契約者の付保意欲を減退させ、保険普及の阻害要因となる可能性が大きい。

企業等の団体契約においては、被保険者が職場で加入している場合が多く、福利厚生制度の補完としての効用を果たしており、この場合に被保険者の同意を必要した場合にも、手続的な理由により加入者の加入意欲が阻害されることになる。

- ・ 〔一定の場合〕の具体的内容については、利用者の利便性の確保の観点から、現行の実務の実態を十分に踏まえて検討すべきである（損保労連）。

（理由）

被保険者の同意の取付けには契約者に一定の負担が生じることや、モラル・リスク対策上の効果も限定的と考えられる。

- ・ 団体保険と個別保険を分離した規定にすべきであり、団体保険についてはその利用形態から緩やかに解することに理由はあるが、個別契約についてはこれを厳格に考えるべきである。

もっとも、傷害保険契約について、一定の場合に被保険者の同意を不要とすることに賛成である。被保険者に対するモラル・リスクの生じ得ない傷害保険も多く、また個別の同意を得ることが不可能な場合も多い。生命保険契約とは別個の基準で設定することを同意要求の例外として認めるべきであるとの意見も強い。現在頻発している保険金殺人事件を見る限り、被保険者同意ですべてを解決できるわけではなく、保険種別、保険金額等による総合的な手当てが必要であるように思われる（日本大）。

- ・ 例えば家族傷害保険契約（団体保険契約）のような任意加入型の契約は、その制度趣旨からも、個別に被保険者の同意を得る必要がないものである。被保険者の同意についても一律的に効力要件とすべきではなく、個々の保険契約に応じて検討すべきである（法友会）。

- ・ 〔一定の場合〕については、（注3）に掲げられた事由を踏まえ、適正かつ柔軟に検討すべきである。少なくとも保険契約者の利便性が不当に害されることがあってはならず、被保険者と同居し、

かつ、生計を一にする家族が保険契約者となる場合には、家族の財産の維持・形成等の観点から契約を締結することに合理性があることなどから、被保険者の同意を不要とすべきである（ 弁護士ら ）。

- ・ 現行保険実務を踏まえた上での法定が望ましい（上智大）
- ・ 損保商品と生保商品とは商品特性が異なることから、人保険として一括りにし、単純に生保商品と同様のレベルで被保険者の同意を求めることは適切ではない（ A I U ）

（理由）

損保商品は、生保商品と異なり、短期のパッケージ型で、死亡だけの単独商品はなく、保険期間が1年の継続契約で契約件数も多い。煩雑な処理は契約者の利便性を損なうし、募集の事務処理上の困難を伴う。欧米の法律でも損保商品の生保商品は区別されている。

また、被保険者同意の取得に困難を伴う商品があるほか、インターネット、通販、販売機等の多様な販売方法が普及し、定着しており、販売方法からして被保険者の同意を取得困難なものがある。

さらに、例えば、海外旅行保険は手軽さ、即時性が求められているし、被保険者同意を取り付けた場合でもモラル事故が防げる訳ではなく、モラル事故については保険者としても被害の防止に努めており、一定の成果をあげている。極めて例外的なモラル事故がクローズアップされ、大半の善良な契約者の利便性が損われる危険性がある。

- ・ 無記名の団体保険、海外旅行保険等の同意を得ることが実務上不可能又は極めて困難な商品については、特に問題も起こっていない現状において新たに制限を設けるべきではない。他人が被保険者となる保険契約は社会的ニーズとともに既に定着しており、モラル・リスクが増えるなどの明らかな証拠がない限り、契約者の利便性及び経済的合理性の観点から、生命保険等の既に被保険者同意を必要としている商品は別として、被保険者同意は不要とすべきである（ A C C J ）。
- ・ （原則として被保険者の同意を求めることに賛成であるが、）共済団体の契約の中には、船主が漁船の乗組員のすべてをその漁船の乗組員数により一括して被共済者とする契約（漁業労働災害共済契約）や、いわゆる釣り船の搭乗者の傷害補償を行うための契約（遊漁船等共済契約）、イベント参加者の傷害契約等、共済契約を締結するときに被共済者の確定が困難なものがある。したがって、これらの現状と実務を踏まえた上での法定が望ましい（これらの契約を「一定の場合」に含めていただきたい。）（日本共済協会、J F 共水連、全労済）
- ・ 共済契約の中には、 イベント参加者や農作業中の事故を対象とする傷害共済等、共済契約を締結する時に被共済者の確定が困難な契約や、 組合員で構成されている団体の構成員全体を被共済者とする普通傷害共済（団体の活動に起因する事故に限定しないもの）等であって、被共済者の相続人を受取人とする契約、 就業規則等の裏付けがあり、従業員等に一定の周知が図られている全員加入型の団体定期生命共済といった契約があり、このような契約については、被共済者の同意の例外となるよう規律すべきである（ J A 共済連 ）。

（理由）

これらの契約は、契約者が被共済者のために締結することの必要性や合理性があり、特段被共済

者の同意を得なくてもモラル・リスクを誘発するものではない。また、同意について厳格な適用が求められた場合、これらの契約については、実務上同意を採ることができず、本来必要な保障を得ることができない事態にもなりかねない（日本共済協会，JA共済連，JF共水連，全労済）

- ・ 被保険者の同意を必要とする規律の適用範囲については、共済の現状と実務を踏まえて慎重に検討することを要望する（日本生協連）

（理由）

被共済者の家族（同居の親，扶養又は同居する子，配偶者）の死亡に対して共済金を支払う契約が適用対象となり，同意について厳格な適用が求められた場合には，契約締結時に共済事故の対象となる家族全員の同意を得ることが困難な場合がある。また，契約締結後に家族の構成等に変化が生じた場合にその家族の同意を得ることが困難な場合もある。

- ・ 被保険者の同意を必要とする適用範囲については，現状と実務を踏まえた上での法定が望ましい（全国生協連）

（理由）

生活協同組合は家族を中心とした生活の協同組織体であることから，生協共済では死亡共済金について遺族救済の観点からあらかじめ受取人を一定の親族の範囲に限定し，その範囲で順位を定めている契約があるが，こうした契約は締結することの必要性や合理性があり，特段被共済者の同意を得なくてもモラル・リスクを誘発するものではないと考えられる。また，同様に被共済者の家族の死亡も共済事故とする共済契約があるが，この場合，共済期間中に家族に変動が生じることもあるため，同意について厳格な適用が求められると，実務上同意を得ることができないことも考えられる。

- ・ 例えば家族傷害保険において保険契約者と被保険者が生計を同じくする家族・親族であれば，被保険者の同意は必要ないと思う（教授）

（理由）

現実にはいわゆる保険金殺人が傷害保険で生じている事例はまれであるように思われる（報道される事例のほとんどは被保険者の同意を得ている生命保険で生じていると思う。）

- ・ 〔一定の場合〕に家族を被保険者とする傷害保険を含めるべきである。これに対し，団体構成員の団体への帰属意識が希薄なもの（クレジットカード団体）を〔一定の場合〕に含めることには反対である（弁護士）

（理由）

例えば，黙って夫に保険を付保し，けがをさせ保険金を受け取るなどのケースは極めて稀なケースである。保険法上は，家庭間においては通常同意があることを前提としてよいのではないかと。

確かに，団体構成員全員に付保するもの（カード団体における海外旅行傷害保険等）については，あえて被保険者から同意を得る必要まではないと考えられるが，通常の個人向け保険と同様のものを被保険者募集として販売している場合もあるところであり（カード団体における傷害保険販売等に顕著），そのような団体について，被保険者に対する同意を一律不要と規定することは保険契約

者保護に欠ける結果となるおそれがある。

- ・ 家族傷害保険契約については、被保険者の同意を不要とすべきである（ 教授）

（理由）

旧来の家族価値観や家族関係が崩壊又は変貌しつつある現代に、「家族」の被保険者同意を求めることは、遺棄された妻や婚姻費用遅滞の状態に置かれた配偶者等の婚姻弱者に不利に作用することが考えられる。被保険者同意の効力要件の拡張が保険を利用した犯罪等の歯止めとなるかどうかは疑わしく、被保険者同意の効用のみに着目することには問題が多い。

- ・ 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合等一般に被保険者が同意をする蓋然性の高いケースについては、円滑な契約締結という契約者利益にも配慮し、被保険者の同意を契約の効力要件とすべきでない（料率算出機構）

- ・ 傷害保険契約についてはこの規律を適用すべきではない（ 教授）

（理由）

傷害保険を付保した上で被保険者を殺害し、死亡保険金を取得するとの企みが成功する確率は極めて低いと考えられるし、受取人が法定相続人である場合には被保険者が同意をしないということは考えにくく、モラル・ハザードに対する抑止効果として多くを望むことはできない。また、別居の家族等も含めて家族全員の同意の取付けを義務付けるとすれば、保険者のコストだけでなく、事務手続に関する契約者の負担も相当なものとなると考えられる。ごく一部の懸念のために大多数の契約者・被保険者に実務的な負担を強いたり、保険の付け忘れが出たりするような仕組みは導入すべきではない。

- ・ 実際に傷害保険で保険金殺人、保険金傷害はどの程度あるのか、はっきりと把握できるものがあるのか。個別の契約の場合とはかく、特定の又は不特定の一定のグループに属する者のすべてを被保険者とする契約を被保険者の個別の同意なしに締結することが必要となる場合がある。

被保険者の同意を得ることを要するか否かに関しては、同意をとる手続に合理性はあるか、契約を締結するための手間の増加から生ずる保険料の増加、保険契約者の不便はないか、同意を得ればモラル・ハザードはなくなるかなどの点を総合的に考慮しなければならない。

家族・親族につき個別的な同意をとることなく包括的に被保険者とする契約に関しても同じであり、本人の同意を要件としてもモラル・ハザードを抑止できない。ただし、被保険者がその意思によって契約関係から離脱する余地は広く残した方がよい（ 教授）

- ・ 任意加入型の団体保険契約として締結される家族傷害保険契約や海外・国内旅行傷害保険契約については「一定の場合」に含めてよいと考える（ 教授）。

（理由）

一般に、世帯主が同居の親族や別居の未婚の子供の万が一の傷害事故に備えて保障を配慮しておくことはごく自然なことであり、保険契約者が被保険者について保険契約を締結する合理性があるといえる。保険契約の内容も、特に保険金額に関して世帯主とその配偶者・子供・祖父母等について相応の配慮がされている実務を考慮すると、モラル・リスクの観点からも特に同意を求める必要性はない

と考える。むしろ、同意の要求はこの保険商品の最大の特徴である顧客の利便性を損ないかねない。一般に、家族傷害保険契約の場合、世帯主以外の被保険者の同意が得られる蓋然性は高い。

また、海外・国内旅行傷害保険についても、一般に、家族を被保険者としたり、家族が他の家族を被保険者としたりすることはごく自然なことであり、必要性・合理性があるといえる。モラル・リスクは保険に内在的ないわば病理現象であり、どのような保険にも多かれ少なかれ見られるものであり、同意を求めたからといってその危険が軽減されるわけではなく、むしろ同意の要求により保険の利便性が損なわれかねない。海外旅行保険のモラル・リスクを高めている主たる要因は、死亡保険金額が大きいことにあるようにも思われ、モラル・リスクの防止は、専ら監督法の商品審査の在り方にかかっているといっても過言でない。我が国では国による商品審査が行なわれていることは、契約法の規律を考えるに当たり十分考慮されるべきである。

- ・ 家族をまとめて被保険者とする家族傷害保険等について「一定の場合」に含めるべきである（損保代理業）。

（理由）

現行の実務が長年にわたって定着しており、これは世帯主が家族を代表して契約締結を行う形式が国民のニーズにかなっているからだと思料される。もし被保険者の同意を必要とした場合には、契約手続と所要日数の増加を招くことになり、保険代理店の募集意欲のみならず保険契約者の付保意欲を減退させ、保険普及の阻害要因となる可能性が大きい。

- ・ 海外傷害保険のような家族全員を被保険者とするときに被保険者同意を要求するのは現実的とは思われなく、例外規定を認めるべきと考える（保険契約法研究会、准教授）。

（理由）

モラル・ハザードが起きにくい内容の保険においてまで、一律に被保険者同意を要求することは、かえってこれまで保険の利益を享受していた消費者・保険契約者等から保険加入の機会を奪うことになり、冷静な判断が求められると考える。

- ・ 人保険においても、不特定人のためにする保険に関する考え方を取り込むことができるのではないか。すなわち、例えば、不特定の者が入場するテーマパークが第三者の傷害保険に加入する場合、不特定人のためにする、不特定人の傷害保険という理解をすれば、第三者である被保険者の個別同意を不要とすることも可能ではないか（教授）

- ・ モラル・リスクが類型的に存在しないと思われる三大疾病保険・がん保険等についても被保険者同意を不要とする規定を検討してはどうか（弁護士）。

- ・ 例外規定を定めるとするならば、書面を要しない同意を認める場合とそもそも同意を要しない場合とを分けて規定すべきである（早稲田大）。

（理由）

ドイツ保険契約法では通常の葬儀費用を超えないことを書面による同意を要しない要件としているが、日本においては、これに代わる要件として、例えば生計を一にする同居の親族であるなど一定の要件を明確に規律する必要があると考える。改正ドイツ保険契約法は、企業の老後保障分野に

おける団体生命保険も例外として定めているが、日本においてこのような明確な除外規定が〔一定の場合〕に含まれ得るか検討すべきである。

【企業における家族傷害保険契約に関する意見】

- ・ 職域生協あるいは企業の福利厚生制度として採用されている団体保険制度又は自動継続の制度運用を行っている団体保険制度の場合は、同意の取付け対象から除外していただきたい（全国電力生協連，中部電力生協，関西電力生協，四国電力生協，九州電力生協）。
- ・ 福利厚生として位置付けされている団体保険，家族傷害保険については同意取付けの対象外としていただきたい（東電生協）。
- ・ 団体保険契約における被保険者の同意取付けに対しては，強力に反対する（中国電力生協）。
- ・ 企業の福利厚生制度として採用している団体保険制度又は自動継続として運営している制度においては，同意取付けの対象外としていただきたい。家族傷害保険のように被保険者を特定していない商品や，死亡保険金受取人の指定を行っていない商品は，同意取付けの対象外としていただきたい（北陸電力生協，三越，松下総合保険）。
- ・ 企業・職域を括りの中で福利厚生制度を目的として事業を展開している団体等の組合員については，同意がないことで懸念されるモラル・リスクは生じ難いと考えられることから，法の見直しにより組合員が受けるサービスが低下しないよう，契約者及び家族の同意の取付け対象から除外していただきたい（沖縄電力生協）。

（以上の意見の理由）

現行の団体傷害保険の制度は定着し，従業員の家族にも周知され，トラブルやモラル・リスクは発生していない，多数の従業員とその家族について毎年全員の同意を得ることは困難であり，契約の利便性を失わせ，過大な負担を課すことになる，被保険者の同意がない場合には契約が失効してしまい，被保険者が補償を受けられない事態が生ずるという問題がある，加入手続きが煩雑になることにより加入者数が減少したり，保険会社における手続きが煩雑になることにより割引メリットが縮小されたりするおそれがある，そもそも，家族間で同意が行われない事態はほとんど想定できず，仮に同意を必須としてもモラル・リスクを防止する効果も期待できないと考えられるなどというものであった。

- ・ 団体募集の家族傷害保険においては，被保険者の同意の取付けは必要ないと考える（きらら）  
（理由）

現在，ITによる募集の展開を図っている。団体保険は福利厚生そのものであり，利便性は極めて重要である。加入に当たっての簡便性を担保することができなければ，福利厚生施策としては十分に成立しない。

- ・ 企業の福利厚生制度の一環として保険契約者が会社となっている団体契約の傷害・疾病入院保険やグループ生命保険については，被保険者の同意は不要としてほしい（キヤノン）

（理由）

このような保険は，保険の範囲が社員本人，配偶者や子・親を想定した親族に限られており，ま

た保険金額も上限がある。このような保険について、毎年の募集・契約申込みの度に社員に配偶者や家族の同意を取り付けさせるのは、福利厚生制度の一環としての保険にはふさわしくない。

- ・ 家族傷害保険契約については、被保険者の同意を不要としていただき（エムエムシー、菱進）（理由）
  - 家族傷害保険は、多くの企業において従業員の安定した生活設計の一助（福利厚生施策）と位置付けられており、加入を奨励しているが、被保険者の同意が必要となれば、加入時の被保険者全員の申込書記入・捺印取付け、家族構成変動時の通知手続等の手続が煩雑となり、家族傷害保険のメリットや利便性・簡便さがなくなり、この保険の役割は大きく薄らいだものとなる。家族傷害保険では、モラル・リスクの立ち入る余地はほとんど排除されている。死亡・後遺障害が担保されているものの比較的低額の保険金額であり、生命保険等の補償の中心を死亡保険金としている保険とは本来ニーズが異なるから、家族傷害保険の死亡給付部分のみをモラル・リスクの視点で議論することは大いに違和感を覚える（エムエムシー）。
  - 消費者は家族傷害保険を傷害保険と捉えており、この保険は従業員を加入者とする任意加入型の団体保険であるケースが多く、企業サイドも福利厚生の一環として期待している。また、保険期間中に家族が増加しても手続の必要がなく、自動的に補償対象となることから大変重宝されている。家族が全員同居していなくても、簡易に加入できる。家族全員の同意を要求することは、今日まで広く一般大衆に普及したこの保険の大きなメリットである利便性を大きく欠くことになり、消費者サービスが大きく低下する。昨今、利便性からインターネットで保険契約の申込みをする消費者が増えているが、家族傷害保険では家族の同意取付けが難しい。全国で極々少数の事例を挙げて、社会生活における最後のより所である家族・配偶者間にモラル・リスクを持ち出すことは、社会通念上違和感がある（菱進）。
- ・ 団体契約で法人が契約者となって従業員が任意で加入するもの又は保険金受取人が被保険者本人若しくはその法定相続人のものは、同意書の取付けの対象外とするのが妥当である（春秋社）（理由）

団体契約は団体割引の適用や簡便な加入手続が特徴となっており、加入者が家族を含めて加入する場合には、家族の全員から同意書を取り付け、それを団体側がとりまとめるのは、加入者及び団体に過重な負担を強いることになるし、保険期間の途中で家族が増える都度加入者に同意書の提出を義務付けるのは現実的に困難と思われる。また、未成年の子供等の家族の同意書を出す意味があるかどうかも疑問である。

団体契約の場合には、意図的に多額の補償をかけることはできない。企業の福利厚生制度である団体傷害保険における個別同意の取得義務化については、慎重に対応し、同意取得の例外的取扱いとしていただきたい。また、更新に関しても大きな事情変更がない限り、前年契約の自動更新を許容する仕組みになっており、今後もこれは尊重されるべきである。
- ・ 保険商品の内容や対象となる母集団の性格等を細かく分類し、規律の在り方を検討すべきである（ 氏）

(理由)

単身赴任、海外留学や非同居の親等のように事情により物理的距離の離れた中であっても、生活リスク軽減のために保険をかけることは極めて自然なことであり、同意取得が絶対必要であるとすると、その取得のためのコスト、時間、労力のあらゆる面で企業の福利厚生制度としてのメリットである手続的な簡便性が毀損されることになる。一部の悪意者のために、圧倒的多数である善意者に著しく手間を強いる結果となることは極力避けるべきであり、モラル・リスクは真に刑事的、民事的な問題として捉えるべきである。

- ・ 家族傷害保険において被保険者の同意を必要とすることについては、消費者保護の観点からも、従業員のメリットが喪失しないよう検討いただきたい(西濃運輸)。

(理由)

福利厚生の一環として総合保障制度を導入しており、家族傷害保険はその制度の大きな柱である。被保険者である家族全員の同意なしで申込みが完了することは、グローバル展開している企業の従業員にとっては、自動継続と併せ手続の簡便さから非常にメリットのあることである。家族全員の同意が必要になると、加入手続が実務上困難となり、制度の存続も危ぶまれる。

- ・ 団体保険は同意取付けの対象外としていただきたい。また、同様に家族傷害保険のように被保険者を特定しておらず、死亡保険金の受取人の指定を行っていない商品も対象外としていただきたい(UCS)。

(理由)

グループ社員の福利厚生制度として総合保障制度を採用しており、団体保険はその制度の大きな柱であるが、家族全員の同意が必要となると実務上加入手続が困難となり、制度そのものの存続が困難になると思われる。また、消費者保護の観点から、従業員にとって必要かつ最低限の保障として導入している制度が手続の不便さから敬遠されるおそれがある。家族の家計を支える従業員の大切な福利厚生制度を存続させるためにも、家族傷害保険等を同意取付けの例外とする必要がある。なお、これまで同意に関する苦情はない。

#### 【旅行傷害保険に関する意見】

- ・ 旅行傷害保険については〔一定の場合〕に該当する取扱いにしていきたい(全国旅行業)。
- ・ 旅行傷害保険においても被保険者の同意の手続の手続が必要となることについては疑問がある(日本旅行業、JTB)。

(理由)

- 観光立国推進基本法が施行され、旅行を通じて観光振興を行うこととしているが、旅行に係る傷害保険の被保険者全員の同意が必要となると、中小・零細な会員の負担が大きくなるのみならず、営業現場の混乱が予想されるとともに、旅行者の旅行の手控えが懸念される。

旅行特別補償保険は、旅行業者が付保するもの(旅行者は無記名)であるし、旅行傷害保険も旅行者本人が自らのために付保するものであり、家族モラル・リスクの発生の余地はないと思料される(全国旅行業)。

- そもそも家族そろって旅行に行くことに同意しているという前提を踏まえれば、そのような場合にモラル・リスクの可能性が高いとは考えられない。さらに、その場合には海外旅行傷害保険に加入することについても暗黙の同意があるとも考えられる。その一方で、モラル・リスク防止のために同意の取付けがどの程度実効的なのか必ずしも明らかではない。
- 国土交通省の通達や外務省のホームページでは、海外旅行者に海外旅行傷害保険への加入を勧奨することとされており、旅行会社では、旅行申込みと同時に旅行保険を奨めることが多い。しかし、だいたい旅行会社には家族を代表した方のみが来訪しており、家族の一人一人について同意が必要とされるとその場で契約を締結することはできないこととなり、その後に家族の同意を取って手続をすることは極めて困難な実務となる。結局保険に加入しないまま旅行に出発してしまうケースが増加するおそれがあり、保険加入の阻害要因になると考えられる（日本旅行業，JTB）。
- 海外旅行中の様々なリスクをカバーする海外旅行傷害保険の手続において、特に家族そろって海外旅行をする場合には家族タイプ（セットで加入することで保険料が割安となるもの）で契約することが多い。家族が他の家族を被保険者とする場合に全くの他人を被保険者とするのと同じく同意を必要とすることについては疑問がある（日本旅行業）。
- 修学旅行や企業の研修旅行において、学校・企業等が保険契約者となる団体用の旅行傷害保険についても被保険者の同意を必要とすることがリスク防止に効力があるとはそれほど考えられず、逆に学校・企業等が同意を集約する労力・時間を考え、保険契約を締結しない可能性がある（JTB）。
- ・ 旅行傷害保険における被保険者の同意取付けの厳格化については、現実的な動向も考慮いただき、総合的な観点から結論を出していただくことを希望する（ 氏）

（理由）

旅行保険の付保は旅行者の保護と社会責任の観点から不可欠といってよいものであり、旅行傷害保険のファミリータイプについて家族全員の同意が必要とされることによって、付保率の低下につながるものが危惧される。これは家族を対象とするものであるため、悪質な意図をもって付保することは極めて少ないと思われ、同意取付けを厳格化する根拠には乏しいと思われる。保険代理店としても手続に負担がかかるため積極的に勤めなくなったり、加入希望者の手続不備により出発前加入ができなくなったりするケースも想定される。

（注1）について

【書面によるものとすべきであるとの意見等】

- ・ 書面によるものとすべきである（東弁，二弁，オンブズネット，神奈川相談員， 教授， 氏）。
- （理由）
- 同意の明確化・確実性を重視し、法的安定性の確保のために必要であるし、個別の事実認定に当たり、同意の書面性を要求する方が被保険者の保護を図る上で有用と考える（二弁）。

- 保険がらみの犯罪や反社会的行為が頻発しており、これを放置することは日本における法の支配と保険制度そのものを崩壊させることになりかねない( 教授)。
- 被保険者による同意の有無を明確にし、被保険者を保護する必要がある。特に、死亡保険の保険金支払の場面では被保険者自身に同意の有無を確認することができないことに鑑みると、同意に書面を要求する必要性・合理性は高いと考えられる一方、書面による同意を効力要件としても実務上の不都合は特に生じないと考えられる(もっとも、電磁的記録等で被保険者の同意を得る方式を認める需要が実務上存在するのであれば、それらの方式による同意を認めることはやぶさかでない。)(東弁)。
- ・ 原則として書面によるものとすべきである(早稲田大, 氏)。  
(理由)  
契約締結前に被保険者がその同意事項に関する本質的内容を書面により明確に説明を受け、かつ、被保険者が自己決定に基づき、その内容に納得して同意するために必要である(早稲田大)。
- ・ 同意は書面主義とすべきであるが、団体定期保険等については別途検討の必要がある( 弁護士)。
- ・ 現行の保険契約の取扱いと同様、文書による同意を基本とし、それ以外の方法による場合には、公平な第三者による認証を要するなど厳格な方法を遵守させる必要がある(日弁連)。
- ・ 同意は書面によらなければならないものとすべきである。現状ではインターネット上において本人であることを確認することは困難と思われるので、インターネット上での同意は否定すべきである(一定額以下の保険についてはこれで代替することができる)とするとも考えられる。)(一弁)。
- 【(保険法において)書面に限定することには反対であるとの意見等】
- ・ 書面によるものとするに反対である(ACCJ, 生保協会, アフラック, かんぽ生命, 第一生命, 日本生命, 富国生命, ニッセイ研究所, 教授, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 横浜弁護士会, 日本損保協会, 弁護士ら)。
- ・ 慎重に検討いただきたい(明治安田生命)。
- ・ 書面による同意を要求することには慎重であるべきである(近弁連)。  
(理由)
- 同意は契約の基本事項を被保険者に了知させるために必要とされるのであるから、口頭等による説明でも十分可能であるし、書面性と契約の効力を直結させることは被保険者等に不利となる場合もあり得る。契約法上は、どのような方法で被保険者の同意を確認するかは保険者にゆだねればよい(教授)。
- 被保険者が十分に理解した上で承諾している場合にまで保険契約を無効とするのは相当でない(横浜弁護士会)。
- インターネット等の電磁的方法も今後ますます普及し、信頼性も向上していくと予想されるため、書面ということをあえて法文で縛るべきではない。保険者がどのようにして同意を確認するかは監督法上の規律にゆだねることを前提として、契約法上は被保険者の同意があったかどうかという個別具体的な事案の認定によって被保険者の保護を図るべきである(日本損保協会)。

- 遺言による変更等の場合には契約者側において被保険者同意が取得されるが、書面の採り忘れ等は往々にして考えられ、書面同意を求める規律が契約者保護に資するものであるかについては疑問がある（弁護士）。
- 保険契約についてのみ書面契約性を要求する合理性が見出せない。直接の契約当事者ではない被保険者の同意のみを書面で要求し、保険契約者と保険者の申込み及び承諾については書面を要求しないとするのは奇異である。  
同意の意味はあるものの書面に瑕疵がある場合には同意が無効となる可能性が生じ、かえって被保険者の保護に欠ける結果となることは容易に想像可能である（弁護士ら）。
- 実務上、団体生命保険契約では、通知同意方式等の書面によらずに同意を取得する場合もある（ACCJ、生保協会、アフラック、第一生命、日本生命、富国生命、明治安田生命、ニッセイ研究所、弁護士）。
- 同意の方法を書面に限定することは、インターネット等の電磁的方法による同意があることを考慮していない（ACCJ）。
- 現時点においても電磁的記録による署名等の手段が採られており、今後の先進技術に対応できず消費者のニーズに対応できないおそれがある（弁護士）。
- 一律に書面が必要とされると、将来的に実務の多様化（電子化等）が制約され、保険契約者のニーズにこたえられないなどの懸念がある（ACCJ、生保協会、かんぽ生命、日本生命、富国生命、明治安田生命、ニッセイ研究所、弁護士）。
- 将来的にはインターネット等による保険募集が拡大することが予想されことを考慮すれば、将来の実務のみならず、消費者利便を制限することになる（アフラック）。
- 民事基本法の中において方式に関する定めが置かれることは、特段の政策的課題がない限り見られず、生命保険契約等についてそのような課題はない。現行法の下におけるのと同様に監督法上の規律にゆだねるのが適当である（ニッセイ研究所）。
- 現行の実務で保険契約者の保護に欠ける事態は生じておらず、また必ずしも厳格な要件を設けることが保険契約者の利益につながるとも考えられない（第一生命）。
- 硬直的な規律となった場合には、結果的に保険契約者における事務負担・コストの増加につながる懸念がある（明治安田生命）。
- 書面による同意を必要とした場合、書面の作成を失念したことによってかえって被保険者の意思に反して保険金が支払われないという事態が生じかねない。書面を要求しても、弊害のすべてを防ぐことができるわけでもない（近弁連）。

#### 【その他の意見】

- ・ 被保険者の同意を要する趣旨については基本的に賛成であるものの、特に企業が福利厚生として導入している団体保険制度については、同意取付けの方法を書面に限定しない等の運営実務上の配慮をお願いしたい（トヨタ）。

（理由）

社員の福利厚生制度の一環として、団体定期保険及び普通傷害保険・家族傷害保険を採用しているが、保障の対象者は家族限定としており、モラル・リスクの発生は極めて低いと考えられる。また、募集段階においても家族の同意の上で申込みをすることを周知しており、書面により改めて同意を取り付ける必要は低い。

現在の運営において、被保険者の同意を書面にて取り付けることが必要となると、海外勤務者等の書面取付けに時間を要する場合を中心に、海外の郵便事情や不慮のトラブル等により、募集期間内に契約手続が完了できず、結果として必要な保障を得ることができなくなるといった影響も予想される。

(注2)について

- ・ 未成年者及び成年後見人等の法律手続に代理人等を必要とするような者の場合につき、被保険者の同意について規定しておく必要がある(かわさきコンシューマー、消費者機構日本)。
- ・ 未成年者の同意については、そうした保険の在り方も含めて検討していただきたい(東京地婦連)。
- ・ 被保険者が未成年者である場合にも、保険金殺人が発生しやすいことを考慮し、同意を要件とすべきである(神奈川相談員、弁護士、氏)。
- ・ 未成年者や障害者を被保険者とする保険契約においては、被保険者の法定代理人及び被保険者本人の同意(ただし、被保険者本人が意思無能力である場合を除く。)を要件とすべきである。ただし、保険金額が葬祭費用相当額を超える保険契約を締結する際は、被保険者の特別代理人の同意を必要とすべきである(弁護士)。

(理由)

未成年者や障害者が被保険者として犠牲者となるようなモラル・ハザードは保険法により防止策を講じる必要がある。高額な保険契約については、モラル・ハザードの危険が高まる。

- ・ 15歳以上20歳未満の未成年者を被保険者とする死亡保険契約では、未成年者の特別代理人及び被保険者本人の同意を要件とすべきである(弁護士、氏)。

(理由)

このような要件を課せば、未成年者が犠牲となる保険金殺人等を適切に防止するとともに、その自己決定権も尊重できる。

- ・ 被保険者が未成年者であっても同意を必要とすべきである(氏)。
- ・ 被保険者が意思能力のある未成年者である場合は、当該未成年者と親権者等の法定代理人の双方の同意が必要と考える。これに対し、意思能力のない未成年者を被保険者とする場合は、親権者等法定代理人の同意でよいと考える(教授)。
- ・ 被保険者を未成年者とする保険の是非も含めて、また、認めるとするのであれば、その規律(例えば、一定額までの保険契約しか認めないなど)を検討すべきである。同意の問題に収れんすべきではない(オンブズネット)。
- ・ 民法や労基法を考慮して、被保険者が15歳以上の未成年者である場合には、未成年者本人及びその親権者等法定代理人の同意を得ることとし、被保険者が15歳未満の未成年者である場合に

は、その親権者等法定代理人の同意を得ることとすべきである（日弁連）。

- ・ 意思能力のある未成年者については本人が同意した上で法定代理人がこれに同意するとすべきである。意思能力のない未成年者については法定代理人が代理して同意するとすべきである（一弁）。

（理由）

法定代理人が保険契約者兼保険金受取人、未成年者である子が被保険者となる場合といえども、典型的な利益相反関係にあるとはいいいにくいし、特別代理人を選任することは実際的でもない。しかし、利益相反関係の問題は残るから、意思能力のある未成年者の同意を要求すべきである。

- ・ 制限行為能力者の同意については、法律行為に関する民法の規定に準じるものとすべきである。なお、例えば、保険契約者である親が被保険者である子を代理したとしても、実質的には双方代理には当たらないと解される場合が多いであろう（横浜弁護士会）。
- ・ 親権者等の法定代理人の権限に関する問題は、保険契約における被保険者同意の問題に限られず、医療行為に関するインフォームドコンセント等、広く私法分野に存在する問題であり、民法における議論にゆだねるべきである（法友会、ニッセイ研究所）。
- ・ 未成年者等の制限行為能力者を被保険者として保険をつける必要性や合理性が認められるので、本人による同意に代えて親権者等の法定代理人による同意をもって足りることとすべきである（ 名誉教授）。
- ・ 未成年者（18歳以上20歳未満）の従業員については、十分な判断能力も認められることから、未成年者本人の同意のみを要件とすべきである（経団連）。
- ・ 各種の必要性を考慮し、制限を強化しすぎないことが望ましい（ 弁護士）。
- ・ （被保険者が未成年者である場合に同意が必要であることには賛成であるが、）親権者等の法定代理人の同意による保険加入を認めるべきである（ACCJ、アフラック、三井生命）。

（理由）

同意の法定代理が認められないこととなると、制限行為能力者の保険加入がほぼ不可能となってしまいう可能性があり、保険契約者の多様なニーズにこたえることができない（三井生命）。

- ・ 未成年者の同意は親権者の監護権に基づく被保険者同意権の行使であると解されるし、親権者が契約者及び受取人であっても、親子の愛情を基礎として締結するものであり、利害の対立が生じているものではないと解される（ 弁護士ら）。
- ・ 現行実務上、（15歳未満の）未成年者等の制限行為能力者については、親権者等の法定代理人の同意により取り扱っており、特段問題は生じていないため、慎重に検討すべきである（生保協会、住友生命、日本生命、富国生命、明治安田生命、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士）。

（理由）

未成年者を被保険者とする保険は保険料が安価であり、成年になるまで親が保険料を支払うと、子供への親の思いが実現するとの現実的な要請もある（ 弁護士）。

- ・ 現在の実務上の取扱いに特段の問題が生じておらず、また被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合も保険保護が必要であることはいうまでもないから、直接の規定がないことで解釈上の疑

義が生じているということであれば、親権者等の法定代理人による同意を被保険者の同意とみなす旨の規定を立法することで法的安定性を高めることが望ましい（第一生命）。

- ・ 被保険者が未成年者である場合には、実務上行われている親権者又は後見人の同意をもって被保険者の同意に代える旨の規定を設けるのが相当である（ 弁護士）

（理由）

現在の実務上の取扱いで特段の問題が生じていないこと等からすると、親権者等による同意が身上監護権に基づく行為として有効と解するのが妥当であり、その旨の直接の規定がないことで解釈上の疑いが生じているのであれば、その旨の規定を立法することで法的安定性を高めることが適当である。

- ・ 被保険者が制限行為能力者の場合における法定代理人による同意に関する硬直的な規律は望ましくない（明治安田研究所）。

（理由）

制限行為能力者の場合に法定代理人が同意できないとなると、契約成立後に被保険者が制限行為能力者になってしまった場合には、保険金受取人の変更等の同意が必要な手続きが行えないことになり、不都合が生じてしまう事態が生じるおそれがある。一方で、例えば10代後半の未成年者のように十分な事理弁識能力がある者についてまで同意の代理を認めることは、合理性を欠くように思われる。

- ・ 被保険者の同意は一身専属権ではなく、親権者等の法定代理人の監護権の範囲内にあるものとして、その代理行使になじむものであり、未成年者の人格権といった考え方も未だ我が国では成熟せず、これをもって親権者等の代理権の行使を否定・制約する論拠とするにはなじまない。また、モラル・リスクの発生の懸念への対処としては、かかる事例はそもそも免責となり親権者は利得し得ないのであるから、免責の趣旨を周知することにより基本的には対処可能である（ 教授）。

- ・ 保険法において特別の規定を設けるよりも、民法の一般的解釈の場面により他の契約等との整合性を図りつつ決するのが妥当であり、それで足りる（ 弁護士ら）。

- ・ 親権者の同意を得ることでモラル・リスクの懸念は少ないと考えており、このような同意の有効性が確保されるよう検討いただきたい（かんぼ生命）。

- ・ 被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合について、現在の実務の取扱いを認めていただきたい（生保労連）。

（理由）

募集現場における実務において、被保険者が15歳未満である場合には、親権者等の法定代理人の同意があることを自署してもらう取扱いを行ってきており、現状では特段の問題が生じていない。

- ・ 現行実務で特に問題は生じておらず、特段の規律を設ける必要はない（朝日生命）。

- ・ 制限行為能力者が被保険者となっている場合、扶養者に同意の代理権を否定するような改正は、その扶養者等にとって保険制度の利用を著しく制限することにならない特段の配慮が必要となるのではないかと考える（保険契約法研究会、 准教授）。

（理由）

被保険者同意のみにモラル・ハザードの事前予防を担わせることは非現実的である。

- ・ 未成年者，特に15歳未満の者の死亡は，契約者等との関連でいえば，そのほとんどが無理心中であり，直接的にはモラル・リスクと関連がないし，真にモラル・リスクのおそれがあった場合，保険者免責か刑法で対応するのが正論である（ 弁護士）
- ・ 未成年者等の同意に関しては，誰がどのように同意を与えるべきかという問題だけではなく，金額による制限を加える必要があるという意見も強く主張された。現在頻発している保険金殺人事件を見る限り，被保険者同意ですべてを解決できるわけではなく，保険種別，保険金額等による総合的な手当てが必要であるように思われる（日本大）
- ・ 現行法の同意主義による未成年者の規律は，特に変更すべき不都合は認められず，新たな立法措置は不要である（中央大）。
- ・ 被保険者の死亡保険契約の本質的内容及び同意の意味を認識できない未成年者を被保険者とする場合は，親権者の同意を認めない方向で規律するよりも，むしろ親権者と未成年者との間に利益相反が発生しないための措置が要請される。例えば，未成年者が同意のための意思能力が備わったと客観的に認められる年齢に達したときに改めて同意を求める方法，その意思により契約から離脱できる権利を保障する方法及びその年齢に達する前に死亡事故が発生したときは，一定の保険金額に減額した保険金を支払い，徴収しすぎた保険料については無利息で返還する等の方法が検討され得る（早稲田大）

（注4）について

- ・ 賛成である（横浜弁護士会，生保協会，日本生命，明治安田生命）。
- ・ 人格権保護の観点から，生存保険契約についても同意がなければその効力を生じないものとするところが望ましい（ 氏ら）。
- ・ 生存保険契約においても被保険者の同意を効力要件とすべきである（日弁連，一弁， 元教授）  
（理由）

被保険者に無断で保険をかけても有効であり，かつ被保険者の意思で離脱することもできないという枠組みを維持することは被保険者の人格権を軽視するものといえよう（ 元教授）

- ・ 同意を求めない理由はモラル・リスクが典型的に存在しないためということであれば，確認させていただきたい（ 弁護士）。

（注5）について

- ・ 賛成である（日弁連，一弁，横浜弁護士会，オンブズネット，生保協会，日本生命，明治安田生命，JA共済連，JF共水連）。

（補足）

- ・ 改正法施行時の既存契約が無効となることのないよう，法施行後の締結契約に適用という取扱いとしていただくことが必要である。また，団体契約で自動更新となっているものについても同様として

いただきたい(日本損保協会)。

## イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

被保険者は、〔一定の場合〕には、将来に向かって契約関係から離脱することができ、この場合には、死亡保険契約はその効力を失うものとする。

(注1) 「一定の場合」としては、例えば、被保険者が同意をする前提となっていた事情を欠くに至ったような場合(保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせようとした場合、被保険者と保険契約者又は保険金受取人との親族関係が終了した場合等)が考えられるが、その具体的内容については、重大事由による解除の規律(4(2)参照)との関係を含め、なお検討する。

(注2) この規律を実現するための具体的な法律構成については、「一定の場合」の内容とも関連して、なお検討する。

(注3) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注4) 規律の性質については、これに反する約定で被保険者に不利なものは無効とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

本文の規律と(注1)について

### 【本文の規律を設けることに賛成であるとの意見等】

- ・ 被保険者は死亡保険の契約関係からいつでも無条件で離脱することができるべきである(日弁連, 神奈川相談員, 全国相談員協会, 全国相談員協会関東, 早稲田大, 教授, 弁護士, 氏, 氏, 氏, 氏)
- ・ 方向性に賛同する。また、一步踏み込んで無条件での離脱を認めることも検討されてよいと考える( 弁護士)
- ・ 基本的には自由に離脱を認めるべきである( 氏, 弁護士, かわさきコンシューマー)
- ・ 離脱を認めることに賛成である(オンブズネット, 消費者情報ネット, 東京地婦連, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏, 匿名)
- ・ 離脱することができる場合に特段の限定を設けるべきではない。仮に設けるとしても、離脱を困難ならしめるような限定的な要件とすべきではない( 弁護士)

(理由)

- 被保険者の自己決定権を尊重すべきである(日弁連, かわさきコンシューマー, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 氏, 氏)
- 消費者トラブルの中には被保険者をやめたいが契約者が手続をしないというものがある(全国相談員協会関東, 氏)
- 生命保険契約のような長期契約では事情変更があり得る(日弁連, オンブズネット, 全国相談

- 員協会,全国相談員協会関東, 弁護士, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏)。
- 被保険者が将来に向かってその地位をやめたいときに, 保険契約の法的安定性を失うという理由で, 被保険者の意思を縛ることは許されない。また被保険者が離脱することに条件付けをすることは, 保険会社に申出の相当性を判断させるという, 非常にセンシティブな作業を行わせることにつながり, むしろ離脱の条件を制限しないことが制度の安定性を確保し得ると考える(全国相談員協会関東, 氏)。
  - 夫が妻に保険をかけている場合に夫婦関係が悪化し, あるいは離婚に至った場合等には離脱を認める必要がある(神奈川相談員, かわさきコンシューマー, 弁護士, 弁護士)。
  - 離婚や親子関係の悪化等の場合に離脱することができないと, 不測の事態が起こる可能性がある( 氏, 氏, 氏, 氏)。
  - 離婚や親子関係の危機等で身の危険を感じて被保険者をやめたいのにやめられないという消費者苦情が少なくない( 氏)。
  - 保険契約者は解約権を有しており, 保険契約は保険契約者の意思によりいつでも消滅し得るものであることを考えると, 法的安定性は必ずしも離脱をすることができる場合を限定することの決定的理由にはならない。また, 被保険者が被保険者であり続けることを望んでいない場合に, 契約締結時には同意していたことを理由に, その意思に反して被保険者であり続けさせることは, 被保険者にとって不幸であるし, 社会的にも賛同を得られることではない。これは理由のいかんにかかわらずと思われ, 被保険者の離脱の意思を最大限に尊重するという価値判断は法的安定性の要請に優越する。保険契約者は被保険者を被保険者とした責任もあるのであり, 無条件の離脱を甘受すべき立場にある( 弁護士)。
  - 「一定の場合」に限定したとしても保険者は被保険者の事情を客観的かつ適切に確認することはできない( 弁護士, 弁護士)。
  - 保険金目当ての殺人の問題解消に大きな役割を果たすと期待することができる(匿名 )。
  - 自己の意思に反して付保されないという被保険者の立場は最も保護されるべきである。また, 条件を付した場合, その条件が成就されているかをめぐって関係当事者間の争いに保険会社が巻き込まれることも考えられ, 被保険者による無条件の離脱を認めることが適切である( 教授)。
  - 被保険者の人権にも配慮する必要がある( 氏)。
- ・ 賛成であるが, [一定の場合]を広く認めることは反対である(一弁)。  
(理由)  
同意を与えたこと的前提の消滅が明らかな場合には離脱を認めてもよいと考えられるが, これを無限定に認めてしまうと, 不明確な基準により離脱を認めることになり, 保険者の事務処理の不都合, ひいては事務処理費用の増大による保険料の増加等により, 最終的に保険契約者が不利益を受けるおそれ大きい。
  - ・ 賛成であるが, [一定の場合]は制限的に規定されるべきである(横浜弁護士会)。  
(理由)

被保険者の意思による離脱を認めるのが相当であり、合理的であるが、一旦は契約が有効に成立した以上、法定安定性の観点から、離脱がやむを得ないと合理的に判断される場合に限定されるべきである。

(補足)

- ・ 要件を明確化すべきである(早稲田大)。

(理由)

保険者による重大事由解除がされない場合であっても、被保険者の生命に危険が生ずるおそれがあると客観的に認められるとき、保険契約者と被保険者が離婚したとき、法人契約において被保険者が法人の役員を退任したとき等、明確にすることによって、この規律の実効性及び法的安定性を図るべきである。

- ・ 保険契約者が不測の損害を被る場合が考えられるが、そのような場合には、その契約内容に従って適宜解約返戻金を設定するなど、その不利益を回避できる方策を考慮すべきである(日弁連)。

【本文の規律を設けることに反対であるとの意見等】

- ・ 離脱や同意の撤回という法的構成の制度を設けることには反対である(近弁連)。

(理由)

妻が保険契約者、夫が被保険者、子供が保険金受取人となっている場合に、夫婦が離婚するに当たり、夫が子供の養育費を支払うという条件があったケースにおいて、万一、離婚した夫が子供の成人までに死亡した場合には、養育費の支払ができないが、保険契約があれば死亡保険金を子供が受け取ることができる。しかし、被保険者が同意を自由に撤回できるのであれば、離婚した夫が妻の知らないところで離脱し、妻や子供の利益を害する結果になる。

- ・ 規律を設けることに反対である(ACCJ, 生保労連, 教授, 弁護士)。

(理由)

- 被保険者の同意といった単独行為に一方的な撤回を認めることは、契約関係を著しく不安定なものとし、いたずらに紛議を生じさせる原因となりかねない。〔一定の場合〕という要件設定は極めて困難であり、いかなる要件を設定しようが、要件の第一次的判断権者である保険者にとり申出者の生活圏内で生じている事態について速やかに判断を求めるのは酷である(教授)。

- 要件それ自体が不明確である上、保険者からは事情が把握できないにもかかわらず、保険契約がその効力を失うのでは、保険者が契約上極めて不安定な地位に置かれることになる。また、被保険者は契約の締結に同意している以上、契約関係の安定の要請からすれば、被保険者の意思をもって法律関係を変動させるべきではない(弁護士)。

- 被保険者に離脱の権利を認めると保険契約を著しく不安定とするし、保険契約者の権利を制限することになる。離脱権付与に見合うだけの利益があるとは考えられず、保険者の煩雑な実務負担によるコスト増加は結果として保険契約者全体が保険料負担として被ることになる(ACCJ)。

- 生命保険募集人として保険契約者と配偶者の間でいかなる事情があったかなどについて厳密

に確認する術はない（生保労連）。

- ・ 制度趣旨は理解できるが、実務運用上の問題が整備されない状態で立法化すべきではない（弁護士ら）

（理由）

実務運用上、いかなる資料の提出により要件が満たされたとするのかなどが問題であり、被保険者の申出以上の資料提出を要求することは現実的には困難と考えられる。かといって単なる申出でよいとすれば、その内容が事実と反していた場合には契約者や受取人の利益を害するし、かかる場合に失効の取消（復活）を認めていたのでは、契約当事者間の法的安定性を害する。

制度自体の妥当性についても、例えば離婚後に慰謝料や養育費の支払が継続されているような場合に、直ちに被保険者の離脱を認めてよいのかという問題があるし、そのような個別事案における結果の不当性を避けようとするれば、やはり同様の問題に直面する。

親族関係終了については、契約者が了解した上での契約者・受取人変更手続にゆだねるのが適切であろうし、故殺未遂についても、重大事由解除の規律にゆだねれば足りる。

#### 【その他の意見】

- ・ 同意の撤回を認める必要があることは理解できるが、保険会社の調査義務の有無とも関連して難しい問題である。被保険者による気まぐれな同意の撤回をどのようにして防ぐかなど、慎重な検討が必要である（日本大）
- ・ 一定の要件の場合に制限して契約関係の離脱を認めるべき要請があるのは理解できるが、誰に対して、どのような要件で認めるかについては、慎重な対応をお願いしたい（保険契約法研究会、准教授）

（理由）

被保険者は誰に対して離脱の意思表示を行えばよいか問題であり、保険者に対して離脱の意思表示を行うこととなれば、例えば自己の生命に危険が及んでいるとして、それを理由に保険者に対して離脱の意思表示をしたとしても、警察調査権を有しない保険者はそれが要件に該当するか否かを判断するのは困難である。

〔一定の場合〕に離婚を含めるとしても、離婚には様々な場合もあり得る。被保険者に自由に離脱を認めるとなれば、それまで保険料の負担してきた保険契約者や、万一の場合には、保険金で生活保護を期待していた保険金受取人の利益を害する結果もあり得る。

- ・ 契約関係が著しく不安定になるおそれがあることから、規律の必要性は慎重に検討すべきである（第一生命）
- ・ 規律を置く趣旨が認められる場合があり得ることは首肯し得るが、保険者の法的安定性の確保、被保険者の法的位置付けを含め、現行商法との整合性やその異同について、十分な理論的検討を行うべきである。

保険金受取人は保険契約者が原則として自由に変更できるところ、他の手段により保険契約を存続させることをまず優先すべきである。また、費用対効果についても十分に検討し、最小限の対応

で最大の効果を得られるよう制度設計すべきである（ニッセイ研究所）。

- ・ 趣旨は理解するが、保険契約には貯蓄性が高い商品等のように保険契約者の財産という側面があり、被保険者の意思により一方的に消滅させられることは妥当でない。特に解約控除期間中である場合や特別勘定商品で運用実績が芳しくない場合等消滅に伴う払戻金額が著しく少ない場合もある。また、保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせようとした場合等に〔一定の場合〕を限定するとしても、そのことの立証は難しいのではないか（三井生命）。
- ・ 趣旨は理解できるが、契約当事者以外の意思を受け入れることで契約関係が不明確になることから、保険者が事由の有無を客観的に判断できるような明確な規律となることが望ましい（アフラック）。
- ・ 規律を設けることにより契約関係が不安定になる懸念がある（富国生命）。
- ・ 契約者との関係等、実務を想定した上で慎重に検討いただきたい（朝日生命）。

（理由）

契約関係が不安定になる。例えば、被保険者が契約関係から離脱した後の契約の効力をどう考えるか（復活の可否等）、保険契約者が解約返戻金の受領を拒否した場合の取扱い等の様々な課題がある。

- ・ 保険契約には多数の利害関係者がいるため、そのバランスを十分に考慮し、トラブルの生じないような制度としていただきたい。また、消費者にとって分かりやすく、利用しやすい制度とすることにも配慮いただきたい（生保文化センター）。
- ・ 規律を設けるに当たっては、被保険者の法的位置付けを含め、各規律間の整合性について十分な理論的検討を行うべきである（法友会）。
- ・ このような趣旨の規律を設ける必要性自体は認められるが、「離脱」の法的構成が不明確であり、なお検討すべきである（東弁）。
- ・ 趣旨については基本的には異論はないが、保険契約が失効するという重大な効果が生じることから、保険制度の目的に沿って適正に運用される必要があり、〔一定の場合〕についても、契約を失効させる事由として適切なものが規定されるべきである。要件について実務上どのような認定がどのような形でされるのかも含め、適正な運用が確保されるような規律としていただきたい（明治安田生命）。
- ・ 被保険者に離脱する権利を認める方向は賛同するが、被保険者の権利の拡大は、契約者の権利と相反する部分もあるので、慎重な規定ぶりが求められる（教授）。
- ・ 要件は厳格に定められるべきである。例えば、契約当事者である保険契約者の保護の観点からは、〔一定の場合〕の範囲が必要以上に拡大することは適当でない（第一生命）。
- ・ 一定の場合に離脱を認める趣旨は理解できるが、契約当事者でない被保険者の離脱を広く認めてしまうと法的安定性を欠くおそれがあるため、〔一定の場合〕については限定的とし、かつ、認める要件の明確化が必要と考える（日本損保協会）。
- ・ 趣旨に異論はないが、信用保険のごとく、形式上の契約者は債権者であるが、実質上夫婦又はそ

の一方が契約者でそれぞれ夫婦である場合、単に離婚があったのみで、一方配偶者である被保険者の同意の撤回を認める必要もない。とすれば、保険契約の存続が被保険者にとって耐えられず、その存続を認めることが客観的にも合理的かつ妥当でないと考えられる場合のみこれが認められるという構成とすべきであり、その具体的内容は結局のところ、重大事由による解除事由となるのではないかと考える（ 弁護士）

- ・ 保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせようとした場合を離脱事由とすることについては理解できるが、保険者としては、被保険者と保険契約者又は保険金受取人との間でこれに該当するような事情があったかについて確認する手段を持たないことから、保険者が当該事由の有無を客観的に確認することができるよう、明確な規律としていただきたい（生保協会、かんぽ生命、住友生命、第一生命、日本生命、富国生命、明治安田生命、 教授、 弁護士、 弁護士、 弁護士）
- ・ 被保険者と保険金受取人との親族関係が終了した場合については、保険契約者は保険金受取人を適当な者に変更することもでき、被保険者の意思により契約を終了させる必要はない（生保協会、日本生命）
- ・ 例えば、契約者による保険金受取人の変更と離脱の意思表示が同時に行われた場合にはどちらが優先するのかといった問題があると思われるため、保険金受取人の変更権との関係を整理いただきたい（住友生命、 弁護士、 弁護士）
- ・ 被保険者の同意を必要としない場合のうち、保険契約者の家族を被保険者とする場合については、同意を不要とすること自体相当でないと考えられるし、団体生命保険契約については、被保険者の同意を不要とする要件を厳格かつ妥当なものに定めていれば、あえて離脱を認める必要はないと考えられるため、結論としてはアのただし書に相当する場合の離脱に関する規律はそもそも必要ない（東弁）
- ・ 一定額以上の高額な死亡保障がない保険商品や、傷害・疾病保険（三大疾病保険・がん保険等）といった典型的にモラル・リスクのおそれが低い保険商品については、規律が適用されないこととするなど適切な限定を付すべきである（ 弁護士）

（注2）について

- ・ 被保険者が契約から離脱した後も、あたかも保険契約の効力が継続しているかのような状態になる余地が残るとか、被保険者の意思により一旦失効した契約が復活するなど、契約関係を不安定にする法律構成は避けていただきたい（生保協会、住友生命、日本生命、 弁護士、 弁護士）
- ・ 被保険者に契約の解約権を与えるという方法も考え得る（ 弁護士）
- ・ 被保険者が保険者に対して書面により離脱を希望した場合には契約が失効するものとするべきである（ 弁護士）
- ・ 「離脱」という用語が法的に何を意味するのか不明確であるとの意見が多く、少なくとも被保険者が同意をしている場合には、端的に「同意の撤回」として規律すべきであると考えられる（東弁）

- ・ 仮に被保険者の意思に従って手続を行うとしても、被保険者の意思と保険契約者の意思が異なっていた場合には、円滑な実務が阻害されることもあることから、手続はあくまでも保険契約者の意思に基づくべきである（生保労連）。
- ・ 被保険者から保険契約者に対して保険契約の解除の申立てを認める制度を設ける方が合理的である（近弁連）。
- ・ 離脱という法的構成が適切であるかは慎重に検討すべきである（ 弁護士ら ）  
（理由）

契約の直接の当事者ではない被保険者の意思によって契約の消長が決められることの理論的整合性をどのように図るべきか疑問である。

離婚や被担保債権の消滅の場合は保険契約又は担保権設定時の条件として取り込むことで同様の効果を得られると考えられ、かかる方式によるのが望ましい。また、被保険者が殺害されそうになった場合については、離脱を認めることで解決する問題といえるのか十分な検討が必要である。

- ・ 被保険者が保険契約者に対して保険契約の解約を請求する等の制度を設けることも検討いただきたい（保険契約法研究会， 准教授）。
- ・ 離脱の方法については、更に検討を尽くしていただきたい（東京地婦連）。
- ・ 保険契約者の意図にかかわらず保険契約が勝手に解除されていることも、場合によっては防ぎたいこともある。離脱の手法については一層の検討を望みたい（オンブズネット）。
- ・ 離脱は保険者への意思表示が必要であること等意思表示の相手方・離脱の時点・離脱の効果について明確にすべきと考える。なお、被保険者への情報提供義務を課すことは慎重に検討いただきたい（日本損保協会）。
- ・ 被保険者の意思で将来に向かって解約することができるというルールでもよい（ 氏）。
- ・ 被保険者の意思に直接的な効果を認めるべきである（横浜弁護士会）  
（理由）

離脱が相当な場合にのみ離脱を認める以上、被保険者が保険者に契約の解除を請求できるにとどまるとするのは迂遠であり、負担が大きい。

（注3）について

- ・ 賛成である（横浜弁護士会）  
（理由）  
生存保険契約については特に弊害はないと考えられる。
- ・ 特段異論はない（生保協会，日本生命）。
- ・ 生存保険を除外する必要はないから反対である（日弁連）。

（注4）について

- ・ 賛成である（日弁連，横浜弁護士会）。

- ・ 特段異論はない（生保協会，日本生命）
- ・ 無条件に離脱を認める場合でも，団体信用生命保険，質権を設定した保険契約等の一定の保険契約については，別途の考慮が必要である。ただ，現在でも，質権設定契約上，保険契約者が契約の解約をしないとの約定をしているのと同様の約定を被保険者がすることで解決するのではないかと（ 弁護士）。

（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注）

（一定年齢未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を無効とすることについては，なお検討する。

【規律を設けるべきであるとの意見等】

- ・ 親が子の命を対象にかける保険は，保険金額の高低にかかわらず無効とすべきである（消費科学）（理由）  
 現在のような無差別な未成年者に対する死亡保険の存在によって，親の子殺しといった悲しい事件を誘発させてはならないし，未成年者の場合は被保険者の同意そのものがあり得ない。ただし，騎手や歌舞伎役者，特殊な技能の修練中といった特異な条件をもつ場合については，未成年者であっても，損害賠償の対象として考慮することはあり得るとは考える。
- ・ 15歳未満の未成年者を被保険者とする死亡保険契約は禁止すべきである（ 弁護士， 氏）（理由）
  - 本人の意思とは関係なく保護されるべき立場である15歳未満の未成年者の死亡により保険金が払われる制度は，社会の在り方として望ましくない（ 弁護士， 氏）。
  - 現状では生死混合保険である学資保険が普及しているが，死亡保障部分はなくともその需要には十分こたえられる（ 弁護士）
- ・ 15歳未満の者を被保険者とする死亡保険契約について一定の制限をすべきである（近弁連）（理由）  
 被保険者が未成年者の場合，行為能力との関係もあり，有効に同意できるかという意味からも問題となる。未成年者であるという理由だけで一律に制限することは適切とは思えないが，幼児や小・中学生等を被保険者として多額の死亡保険契約を締結する必要性もあまり感じられない。
- ・ 子供を対象とする保険契約に上限を設け，過大な契約を禁止すべきである（ 教授）（理由）  
 保険がらみの犯罪や反社会的行為が頻発しており，これを放置することは日本における法の支配と保険制度そのものを崩壊させることになりかねない。
- ・ 未成年者に高額な死亡保障はつけるべきではない（ 氏）
- ・ 一定年齢までの未成年者の死亡保険契約を禁じたり，保険金額を葬祭費用に限定するといった制限された規律とすべきである（二弁）（理由）

未成年者を被保険者として死亡保険契約を締結する必要性はそれほど多くなく、むしろ濫用される危険性がある。

- ・ 保険業法上の規制を設けることも視野に入れつつ、規制を設けることを積極的に検討すべきである（東弁）

（理由）

一般的にさほど高額な死亡保障は必要でなく、一方で高額な死亡保険契約の締結を認めるとモラル・リスクの懸念が生じることから、これを制限すべきであるという意見が大勢であった。なお、制限の在り方としては、保険法と業法のいずれにおいて規律するのが実効的かという観点から、なお検討を要すると考えられる。

- ・ 未成年者を被保険者とする死亡保険契約については、市場にニーズがある以上、公序良俗に反する場合を除き有効であるが、モラル・ハザードを防止し、生命保険契約の主たる趣旨は遺族の生活保障であるということからすれば、一定の範囲で限定すべきと考える。例えば、冠婚葬祭費用（概ね300万円から500万円まで）とすることや、15歳以下の子供を被保険者とする生命保険契約を禁ずるといった方法が考えられる（一弁）。

- ・ 立法論としては、少なくとも一定年齢（例えば14歳）未満の未成年者の死亡保険契約について、その加入できる保険金額に上限（世人の常識から見ておかしくない範囲内（例えば1000万円以内））を設けるべきであるが、これを保険法で定めるべきかは、更に検討する余地がある（教授）。

（理由）

近時、未成年者殺害による保険金詐取の事例が多発しており、このような保険契約においてはモラル・リスクが高いことがうかがえる。比較法的に見ても、日本法のように全く無制限の契約締結を認めている立法例は極めて異例だといわざるを得ない。子供の死亡によって親が何千万円の保険金を取得すること自体、諸外国の例を見ても、極めて異常だと言わざるを得ない。

【（保険法において）規律を設けることに反対であるとの意見等】

- ・ 規律を設けることに反対である（経団連、法友会、ACCJ、日本損保協会、生保労連、JAIFA、生保協会、朝日生命、アフラック、かんぼ生命、住友生命、第一生命、日本生命、富国生命、三井生命、明治安田生命、第一生命研究所、ニッセイ研究所、日本共済協会、JA共済連、JF共済連、全労済、日本生協連、全国生協連、上智大、中央大、教授、教授、教授、教授、弁護士、名誉教授、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士ら、弁護士、弁護士、弁護士ら、弁護士ら、弁護士、弁護士ら、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士ら、弁護士ら）

（理由）

- 子供に対する保険・共済による保障については、幅広く世間に浸透し、受け入れられてきている。また、子供に対する保護者の考え方・ニーズ等を考慮して契約されていることから、保険金

額の上限を一律に決定することはできない(このような規制は子供の命の価値の上限を定める側面も持つものである。)(日本共済協会,JA共済連,全労済,全国生協連,日本生協連,上智大)。

- 共済契約者が契約を締結する動機には色々なものがあるし,死亡保障だけで考える性質のものではない(JF共済連)。
- 未成年者に殊更に高額な保険金額の傷害保険を勧めるものではないが,未成年者といえども一定の収入や社会的地位を有する者は存在するため,保険法で一律に無効の規定を設けるのは適切ではない。なお,限度額を設定することは人保険における保険金額の決定方法そのものを見直す問題に発展しかねないものであり,モラル・リスク誘発の観点だけで決められるものではない。

被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合の規律の在り方については家族を被保険者とする傷害保険(死亡保険)の一形態として同意原則の何らかの例外措置を要望する(日本損保協会)。
- モラル・リスク等については,モラル・リスクを防止する法理論(重大事由による解除,詐欺無効等)により解決すべきであり,死亡保険金の金額を制限したからといって親の子殺しがなくなるわけではない(上智大)。
- 未成年者を被保険者とする生命保険契約は,我が国の現状において相当な需要が存在する。モラル・リスクの弊害への対応は,現状の法律及び約款の免責事由の存在等,保険監督法による行政規制及び保険会社の自主規制等が十分に機能している。私人間の取引は,自由な需要と供給の合致にゆだねるのが原則であり,社会的に是認できない特段の弊害がある場合にのみ法は介入すべきである。しかも,その介入は,介入目的を確実に実現できるものであるのみならず,必要最小限でなければならない。未成年者を被保険者とする生命保険契約は,他のモラル・リスクが問題となる場合と比較した場合に,我が国の現状を変更すべき特段の不都合も生じていない(例えば,故殺の可能性は社会的・道徳的に大問題であるから,生命保険契約の保険金額に強行法的な上限を設けるべきであるとの見解は現に主張されているのであろうか,また妥当なのだろうか。)(中央大)。
- 親が子供に保険をかける理由は一様ではなく,また,団体生命保険契約では,被保険者の勤続年数で加入金額を定めるといった実務がされているが,被保険者である未成年(18歳以上20歳未満)の従業員の保険金額に上限額が設けられた場合,同じ勤続年数の従業員間で取扱いに不公平が生じることとなる(経団連)。
- 保険募集人として契約者のニーズ等を把握した上で慎重に取扱いを進めている。そもそも,国民の生命保険加入に向けたニーズは契約者ごとに千差万別であり,一律的な規律はなじまない。規律を設けることによって,多くの契約者の多様な要望に適切にこたえることができなくなることを強く懸念する(生保労連)。
- (15歳未満の)未成年者を被保険者とする死亡保険契約についても,本来その時々での保険契約者側のニーズ(自由な判断)により締結するかどうかや保険金額が決定されるべきものである(法友会,ACCJ,生保協会,朝日生命,アフラック,住友生命,第一生命,日本生命,富国

- 生命，明治安田生命，第一生命研究所，ニッセイ研究所，日本生協連， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士ら， 弁護士， 弁護士， 教授）
- （15歳未満の）未成年者の保険については，現に極めて多くの契約が存在する。万一，これらがすべて無効ということになると，契約者にも非常に大きな混乱を招くおそれがある（生保協会，朝日生命，住友生命，日本生命，富国生命，明治安田生命，ニッセイ研究所， 教授，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士ら）
  - 生命保険会社の実務においては，主として高額の死亡保障のニーズに対応した商品は15歳未満の未成年者を被保険者とする場合には販売しておらず，また販売している商品については，各社において保険金額に上限を設けた上で，個々の事案ごとに慎重に審査しており，保険金受取人についても一定の配慮を行っている（ACCJ，生保協会，生保労連，朝日生命，アフラック，住友生命，日本生命，富国生命，三井生命，第一生命研究所，ニッセイ研究所， 教授，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士， 弁護士ら， 弁護士ら， 弁護士， 弁護士ら）
  - 未成年者の同意については，親権者の同意を得ており，モラル・リスクの懸念は少ないと考えられ，規律の必要性は低いと考えられる。また，契約の大半は学資保険への加入であり，このようなニーズにこたえることができる規律とすべきである（かんぽ生命）
  - 保険加入者側の事情が多様であり，葬式費用を上回る保険金額の保険に加入する必要性が認められることもあるので，当事者間の冷静な判断にゆだねるべきである（ 名誉教授）
  - 元来，保険者はモラル・リスクを排除しようとするインセンティブを有している（第一生命研究所， 弁護士）
  - モラル・リスクについては，一般のモラル・リスク対策だけでは足りず，特に未成年者だけが問題となる場合に検討すべきである（ニッセイ研究所）
  - 保険法に基づいて一定の部分の契約の効力自体を否定すべきとする根拠が薄い（明確でない。）（ 弁護士ら， 弁護士， 弁護士ら）
  - 保険金目的殺人に関するモラル・リスクの問題は，親が成人した子供を殺す場合，子が親を殺す場合や夫婦間で殺人が行われる場合にも同様に存在しており，問題が生じていない被保険者が未成年者である場合だけを取り出して保険金額に制限を課すことは，規制の合理性を欠いている（そのバランスが十分に整理されていない。）（ 弁護士ら， 弁護士）
  - 保険金額の規制は営業の自由を制限するものであるところ，新たな規制を導入する必要性は認められず，その合理性にも問題があることから，憲法第22条第1項に違反する疑いがある（ 弁護士ら）
  - 保険加入者側の事情や価値観によっては，相応の保険金額の保険契約に加入することが必要となる場合も想定され，様々なニーズがある場合がある（第一生命，三井生命， 弁護士ら）
  - 一般の生命保険契約と比べてモラル・リスクが顕著であるといった問題も見られない（第一生

- 命，第一生命研究所，中央大， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士，  
 弁護士， 弁護士ら， 弁護士ら， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 教授）。
- 現時点で未成年者に保険をかけることが社会的に問題になっているとは思われない（ 弁護士， 弁護士ら， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士ら， 弁護士， 弁護士）。
  - ある契約類型についての社会的ニーズが認められないとの理由で契約を無効とすべきであるとの議論は聞いたことがない。社会的ニーズがなければ法が規制するまでもなく実際に行われることはないが，ニーズの多少に応じて法律が合意の効力を決定できる理由は見出せない。また契約法で契約の上限額を規制する例もあまり一般的ではないと思われる（ 弁護士）。
  - 未成年者を被保険者とする死亡保険契約の必要性がないとの意見は単なる疑問の表明にすぎず，契約の一部無効という厳格な法規制を導入する根拠にはおよそなりえない（ 弁護士ら）。
  - 我が国において親や祖父母が未成年者を被保険者とする死亡保険契約を締結することは様々の目的・需要ないし期待等があるのであって，それに対置されて懸念されるモラル・リスクや人格権侵害が果たして実体のあるものであるかは極めて疑問である（ 弁護士）。
  - 我が国の道徳観，犯罪の状況，捜査能力等を考えると，親が子を殺して不当に利得するなどということが起こるとは思われない（ 弁護士）。
  - 今後も未成年者に対する保障ニーズは多様化していくと考えられる（明治安田生命）。
  - 需要側では経済環境，価値観等の多様化が進展しているにもかかわらず，供給側で画一的な規制を設け，市場に提供される商品に制限を加えることは，健全な市場の発展を阻害する要因になりかねない（第一生命研究所）。
  - モラル・リスクに対しては保険者の免責や重大事由による解除等の規律や刑事法で個別に対応するのが筋である（経団連， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士ら， 弁護士， 弁護士， 弁護士ら）。
  - 国民が死亡保険に加入する目的は生活保障に限られない。また，被扶養者をもたない者を被保険者とする死亡保険が典型的にモラル・リスクが高いとする考え方は誤りである（ 弁護士ら）。
  - 消費者が死亡保険が付されていることを認識することなく未成年者を被保険者とする死亡保険に加入するとか，死亡保険を不要と考えつつ商品選択の幅が狭いことなどから加入を余儀なくされるという問題は，販売勧誘ルールや保険商品の多様性確保により解決されるべき問題である（ 弁護士ら）。
  - 一定の金額を超える部分を無効とする旨の強度の規制を契約法のレベルで導入することは消費者の契約の自由，保険締結の自由を侵害することになり不当である（ 弁護士， 弁護士）。
  - 死亡保険契約は，通常高度障害をも保険事故としており，高度障害の危険は年齢にかかわらないのだから，未成年者に対する保障が制限されることは大きな問題である（ 弁護士）。
  - 現在多数の未成年者の死亡保障保険が締結されている実情を無視すべきでない（ 弁護士， 弁護士ら， 弁護士ら， 弁護士）。

- 保険契約者には、将来子供に養ってもらおうことを前提に人生設計を立てている人もおり、子供に不慮の事態が生じた場合のダメージを保険により軽減したいというニーズが存在する。それにより老後の蓄えに向けるべき資金を教育等子供への投資に振り向けることが可能となり、社会が活性化し質が向上するという面もある。高齢化・少子化の中で直視すべき現実がある（ 弁護士）。
- 多くの保険契約では、子供の年齢の若いうちから親が死亡保障保険をかけておき、成年に達した後本人にそれを引き継ぐこととすると、本人が成年に達した後死亡保障保険を契約するより掛金が安くなり、有利になる制度となっている。また、場合によっては、成年に達した際に、保険保護を受けられない健康状態となっている可能性も否定できない。親は、万一の際に子がきちんとした療養を受けられ、支障のない生活ができることを願い、さらには子が将来独立し、配偶者や子供に恵まれた場合に、親がかけた保険契約が子の配偶者や子供の生活保障となることも期待して契約するのである。子供に死亡保障保険をつけるのは親の愛情の現われなのであって、親がこれによって何らかの利得を得ようなどと考えるわけがない（ 弁護士）。
- 保険金額に上限を定めると、様々な消費者のニーズに対応することができず、消費者の商品選択の余地を狭めることになる（ 弁護士）。
- 契約者のニーズをしっかりと受け止めて保険募集を行っており、そのことを理解いただいた結果が現在の販売状況に表れていると考えている。契約者のニーズにこたえられなくなるような改正はすべきでない（ J A I F A ）。
- 未成年者を被保険者とする死亡保障のある商品の需要や保険金額の上限設定等については、監督法上の保険契約の内容の規律として考慮されるのが適切である（ 教授）。
- 保有契約件数に比してモラル・リスクが顕在化した例は非常にまれであることから、実務上の対策が功奏していると推察される。一定の保険金額以上を無効とすることにより、富裕層の貯蓄ニーズ等への対応ができなくなり、法令で一律に規定する弊害の方が大きい（ 教授）。
- ここで問題になるのは契約の動機であるが、契約法でこの制限を規律することについては、単なる金額で制限することに加えて加入の動機を各別に言及する必要がある、それを規律化することは困難である。主務官庁の監督に基づく保険会社各社の基準にゆだねることの方が実態的である（ 教授）。
- 子供に保険をかけて、その保険金を狙う親が子を殺す事例は、今後とも多く発生するとは思われない。保険加入の限度を制限することによって、その種の犯罪を敢行するごく一部の例外的な親の非違行為まで防止することができるとは思えない（ 弁護士）。
- 貯蓄的保険であれば、それなりにニーズがあるから、モラル・リスクを考慮しつつ、消費者の選択と当事者間の合理的判断、市場原理にゆだねてよい（ 弁護士）。
- 保険契約に加入する動機は多種多様であり、公序良俗違反等の顕著な弊害が認められない限り、保険加入の必要性の判断は市場において行われるべきである（ 教授）。
- 保険者が自発的にモラル・ハザード防止に取り組むインセンティブが期待できる。仮にモラル・ハザードを問題にするのであれば、保険者の取組体制の適否を規制するアプローチで検討を行うべ

きである（ 教授）。

- 子供にかかる保険金額は個々の家庭ごとの判断にゆだねるべき事項である（ 弁護士）。
- 規制の方法としても、禁止する以前に、合理的理由がある場合には認めるとか、受取人を制限するとか、資産に応じた上限を設けるなど、より制限的でない規制がまず検討されるべきところ、それは市場の原理の中で、社会の要請に応じて、保険会社が各々試行錯誤すべきことである（ 弁護士）。
- 「一定年齢未満」とは具体的に何歳が妥当であるのか、上限の保険金額は幾らが妥当であるのかを合理的に説明することは困難である（ 弁護士ら、 弁護士ら）。
- 仮にモラル・リスク対策その他の観点から規制を設ける合理性が認められるのであれば、保険法ではなく、監督法において検討されるべきことである（ ACCJ、アフラック、ニッセイ研究所、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士、 弁護士、 弁護士ら、 弁護士、 弁護士ら）。
- 仮に金額制限が妥当であったとしても、どの金額であれば妥当であるかは社会経済や貨幣価値等様々な要因により変わり得るものであり、保険法においてこれを規律することは極めて硬直的なものになるため妥当でない（ 弁護士）。
- ・ 未成年者の被保険者同意に関して、保険金額を一定額に制限して、親権者が代わって同意をするという場合、複数の保険契約に加入するようときには、どのように対処すればよいのか。加入時に他保険契約の告知義務を課すとか、加入後には他保険契約の通知義務を課すことで対処することとすべきなのか。あるいは、未成年者が被保険者となっている契約に関しては、別途、未成年者被保険者登録制度というものを業界全体に課すことを考えているか（保険契約法研究会、 准教授）  
（理由）

子供保険等の貯蓄目的で未成年者を被保険者とする保険商品が現実存在する。これら全てを否定するのは現実的ではない。現代社会における家族関係の問題と保険法による規制の問題は別問題として考える必要があるのかもしれない。

- ・ 現行商法上規定はなく、保険金額の上限を規定する考え方は、未成年者を被保険者とする高額の生命保険付保の必要性もあることから、社会の要請に合わないのではないか。未成年者を被保険者とする死亡保険契約の主要な問題点は、そのような保険の成立要件として、誰の同意を要するのかをきちんと定めておく点にあると考える。幼児や小学生以下の年少者を被保険者とする生命保険が保険金殺人の助長等のモラル・ハザードを惹起しないような保険法の立法が強く望まれる（日弁連）。

#### 【慎重な検討が必要であるとの意見等】

- ・ 各保険者が約款設定時に保険金額の妥当性について検討すれば足りるとも解され、あえて法定化までする必要があるかについては、なお十分な議論を要する（全国交運共済生協、教職員共済、全水道共済）。
- ・ 消費者の幅広いニーズに正しくこたえることが生命保険事業の発展に不可欠であり、規制の趣旨・目的とその効果・影響を十分に考慮し、よりよい規律となるよう検討いただきたい。また、現在、未

成年者を被保険者とする保険契約は相当数のものがあり、これらに影響するとなれば、消費者に不安を与えることも考えられることから、この点について配慮いただきたい（生保文化センター）。

- ・ 一定金額以上の契約を一律に禁止するといった規律を設けることについては慎重であるべきである（明治安田研究所）。

（理由）

親が子供に対して持つ期待は、老後の生活費支援や老後の世話、同居や近居による人間的触れ合いなど多様で、その裏返しである子供の死亡に係るリスクも葬儀費用にとどまらない。このようにライフスタイルが多様化している中では、そのリスクの大きさ、求められる資金の額についても、一律の設定は決して妥当とは思われない。具体的な金額の設定にも大きな困難が想定される。加えて、生命保険契約がきわめて長期にわたることから、求められる資金額の将来的変動は不可避である。以上の事情から、一定の金額をもって一律に定めることはおよそ適当でなく、実際に金額を設定することも困難なように思われる。

### (3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

第2の1(3)と同じ。

（注） 契約の解除がされた場合の保険契約者に対する保険料積立金等の支払については、4(5)参照。

なお、片面的強行規定とは、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約においては、基本的にこれに反する約定で保険契約者、被保険者又は保険金受取人に不利なものが無効とされる規定をいうが、その意味については個々の規律ごとに検討する必要がある。

現行商法の参考条文 第644条第2項、第645条、第678条

### (4) 第三者のためにする生命保険契約 【各契約共通事項】

保険金受取人が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を享受するものとする。

（注） この規律については、第2の1(4)の（注1）及び（注3）参照。

現行商法の参考条文 第647条、第675条第1項本文、第683条第1項

- ・ 賛成である（日弁連、東弁、一弁、横浜弁護士会、生保協会、第一生命、日本生命）

（理由）

保険金受取人が第三者ということはよく見られる事例であり、こうした場合に第三者の意思を成立要件とすることは、契約の成立が不当に遅滞することも想定される。保険金詐欺の可能性もほとんど想定できないので問題ない（一弁）

### (5) 保険金受取人の指定

保険金受取人は、保険契約の締結時に、保険契約者が保険者に対する意思表示

によって指定するものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第675条第1項

#### 全体的な意見

- ・ (任意規定とされることを前提として)賛成である(日弁連, 東弁, 横浜弁護士会, 生保協会, 第一生命, 日本生命, 早稲田大)

(理由)

- 法的安定性が高まるし、遺言による保険金受取人変更に関する規律が新たに定められることにより、相手方のない意思表示と解釈する必要性は減じる(早稲田大)
- 誰を保険金受取人とするかについては保険契約者の意思にゆだねるべきである(日弁連)
- 保険契約者の意思を尊重することになるし、指定の相手方を法定することにより、法律関係が明確になり、保険者の二重払の危険が回避されて手続的にも明確化されることになる(横浜弁護士会)
- ・ そもそも、他人のためにする死亡保険のみしか存在が認められず、自己のためにする死亡保険というは存在しないこととなるのか。例えば、契約締結時には、被保険者の法定相続人又は遺族が存在したが、その後、法定相続人又は遺族に該当する者が全て保険者よりも先に死亡して、存在しなくなったようなケースでも、自己のためにする保険契約というものはないとして、保険者は保険金の支払をしなくてもよくなるのか、これらの事案なども想定した上で、慎重に検討いただきたい(保険契約法研究会, 准教授)
- ・ 基本的に賛成である(一弁)

(注)について

- ・ 任意規定とすることに賛成である(日弁連, 一弁, 日本損保協会)

(理由)

保険金を受け取る者を一定の範囲に制限する約定を許容すべきである(一弁)

#### その他の意見

- ・ 保険契約者が保険契約の締結時に保険金受取人の指定をしなかった場合について、企業の弔慰金規程等の例のような明文の規定を設けるべきである(東弁)

(理由)

保険金受取人の指定がされず、法律又は約款の規定により被保険者の相続人が保険金受取人となる場合であって、相続人が2人以上ある場合には、民法第427条の規定により各人平等割合で受け取ることになるという結論は実質的妥当性を欠く場合が多いと考えられる。なお、保険金受取人の範囲を定めるだけのために、ここまで大仰な規律を設ける必要があるのかという意見もあった。

- ・ 保険金受取人の指定が明確でない場合について法律で細かく規定を設けるよりは、具体的事例に

応じて保険契約者の意思を合理的に解釈する方がより妥当な結論が得られると考えられる（日弁連）。

- ・ 指定がない場合は保険契約者を保険金受取人とみなす旨の規定を設けるべきである（一弁）  
（理由）

指定がなく、指定がない場合の定めについて約款にも規定がない場合の指定方法について、保険契約者の合理的意思を解釈することは容易ではなく、紛争が長期化するおそれもある。

#### (6) 遡及保険 【各契約共通事項】

第2の1(5)と同じ（ただし、「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とし、(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者又は保険金受取人」とする。）

（注） この規律については、第2の1(5)参照（(イ)の範囲については、いわゆる責任遡及条項を念頭に置きつつ検討する必要がある。）

現行商法の参考条文 第642条、第683条第1項

- ・ 生存保険において被保険者が契約前に死亡した場合には、契約は無効と考えられる。生死混合保険において、死亡保険と生存保険を分離して考え、死亡保険部分は遡及条項により有効だが生存保険部分は不能として無効とする考え方について考察が必要ではないか（元教授）
- ・ 賛成であるが、(イ)については、契約の申込後相当期間内に承諾の通知がされたときに無効とする必要はないと考える。保険料の詐取の防止は業法で規制すればよい（日弁連）。

#### (7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

第2の1(6)と同じ（ただし、(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とする。）

現行商法の参考条文 第643条、第683条第1項

#### (8) 保険証券 【各契約共通事項】

保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券を交付しなければならないものとする。

保険証券には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

- (ア) 保険契約の種類
- (イ) 保険事故
- (ウ) 保険金額
- (エ) 保険料及びその支払の方法
- (オ) 保険期間

- (カ) 保険契約者の氏名又は名称
  - (キ) 被保険者の氏名
  - (ク) 保険金受取人の氏名又は名称
  - (ケ) 保険契約の締結の年月日
  - (コ) 保険証券の作成の年月日
- (注) 及び については、第2の1(7)の(注1)及び(注2)参照。

現行商法の参考条文 第649条第1項, 第679条, 第683条第1項

(生命保険契約の成立関係後注)

保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律については、第2の1の(損害保険契約の成立関係後注)参照。 【各契約共通事項】

## 2 生命保険契約の変動

### (1) 保険金請求権の譲渡等

保険事故の発生前にする死亡保険契約に基づく保険金請求権の譲渡又は質入れは、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

死亡保険契約における保険契約者の変更(保険契約者が保険契約者としての権利義務を第三者に承継させることをいう。)についても、と同様とするものとする。

(注) 及び については、1(2)アの(注1)から(注5)まで参照。

現行商法の参考条文 第674条第2項, 第3項

- ・ 賛成である(日弁連, 東弁, 一弁, 横浜弁護士会, 生保協会, 第一生命, 日本生命, 早稲田大, 弁護士)
- (理由)
- 保険契約者及び保険金請求権者が誰であるかは被保険者にとって重要な事項であり, かつ, モラル・ハザード防止のためにも必要不可欠である(日弁連, 東弁, 一弁)。
- ・ 契約締結時に被保険者の同意が不要とされる場合においては, 保険契約者の変更についても被保険者の同意を効力要件とすべきではない(料率算出機構)
- (理由)
- この場合には被保険者の同意を必要とすることに合理性がない。
- ・ 同意とはいかなるものかの制限規定があってほしいと考える。ローンその他の貸借の保証として請求権の委譲が行われることも多いと考えるが, その際の同意には, 譲渡相手によってかなり制限・条件をつけてよいのではないか。それが明文化されることで脅迫的行為は減少するのではないか(消費科学)
- ・ 約款上保険金を受け取るべき権利の譲渡禁止条項を規定した場合に, その有効性が確保されるよ

う検討いただきたい(かんぽ生命)。

## (2) 保険金受取人の変更

### ア 保険金受取人の変更に関する通則

保険契約者は、保険事故が発生するまでの間、保険金受取人の変更をすることができるものとする。

他人を被保険者とする死亡保険契約の保険金受取人の変更は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(注1) によって第三者が保険金受取人となったときに当然に保険契約の利益を享受することについては、1(4)参照。

(注2) 現行商法第675条第2項の規定(保険契約者が死亡した場合の規律)は、削除するものとする(したがって、保険契約者が死亡したときは、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を表示していた場合を除き、により、その相続人が保険契約者として保険金受取人の変更をすることができることとなる。 )。

(注3) については、1(2)アの(注1)から(注3)まで参照。

(注4) は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注5) は任意規定とする方向で、なお検討する。 は強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項、第675条、第677条第2項

#### 全体的な意見

- ・ 賛成である(近弁連、東弁、一弁、横浜弁護士会)。

(理由)

- 生命保険契約は保険期間が長期にわたることが多く、契約締結後の事情変更があり得ることを考慮すれば、保険契約者の意思尊重の観点から望ましい(近弁連、横浜弁護士会)。
  - 実務上の慣行及び常識に沿ったものであり、妥当な規律と考えられる(東弁、一弁)。
- ・ 基本的に賛成である( 弁護士)。

#### について

- ・ 賛成である(日弁連、早稲田大)。

(理由)

- あらかじめ保険金受取人の変更権を放棄するなどした場合以外には、一般的に保険金受取人の変更を不可とすべき理由はなく、むしろ、生命保険の契約期間が長期であり、その間に事情が変更することもあること等から、保険契約者の意思を尊重すべきである(日弁連)。
  - 現行保険実務の実態に則している(早稲田大)。
- ・ 任意規定とされることを前提として賛成である(生保協会、第一生命、日本生命、明治安田生命)。

について

- ・ 賛成である（日弁連，生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命）

（理由）

- ・ 死亡保険における被保険者にとって，保険金受取人が誰であるかは重大な事項である（日弁連）
- ・ 被保険者の同意を得る方法について，何らかの規制があるべきではないか。親族・他人を問わず人の命を担保にすることのないよう，十分な配慮をお願いしたい（消費科学）
- ・ に関しては，保険契約の締結時においては被保険者の同意を不要とせざるを得ない場合も想定できるものの，家族保険について被保険者の同意を不要としない立場からは，他人を被保険者とする保険金受取人の変更について，あえて当該被保険者となる者の同意を不要とすべき場面は想定できない（団体生命保険の被保険者の範囲を変更する場合には，保険料その他の契約条件も変わるようになるため，再契約をすればよいものと解される。）ので，例外を認める必要はないと考えられる（東弁）

（注1）について

- ・ 保険契約締結時において保険金受取人を指定する場合，当該受取人になる者の同意を要しないこととの均衡から，賛成である（日弁連）
- ・ 任意規定とされることを前提として賛成である（生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命）

（注2）について

- ・ 賛成である（日弁連，近弁連，一弁，横浜弁護士会）。

（理由）

- 保険契約者が死亡した場合は，その相続人がその地位を承継する（近弁連，横浜弁護士会）。
- 保険契約者の相続人は，相続によって新たな保険契約者の地位を承継したのであるから，被相続人にある保険契約者が変更権を放棄していない以上，保険事故発生前に受取人を変更できることにつき，何らの不都合はない（日弁連）
- 保険契約者の相続人による解除等は可能であるから，実質的に受取人の変更を不可能とする意味は乏しい（一弁）
- ・ 任意規定とされることを前提として賛成である（生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命）
- ・ 現行商法の規定を削除すると，保険料が全額一時払によって既に支払われている場合の処理に疑問が生じる。この場合は，保険契約者の意思は確定していると解すべきではないかとの意見があった（日本大）。

（注4）について

- ・ 賛成である（日弁連，一弁，横浜弁護士会，生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命）。

(理由)

生存保険では、生命保険のような深刻な問題(モラル・リスクの問題)がない(日弁連、一弁、横浜弁護士会)。

(注5)について

- ・ 賛成である(生保協会、第一生命、日本生命、明治安田生命)。
- ・ 保険金受取人の変更を想定していない商品もあるため、については任意規定とすべきである(第一生命)。
- ・ については強行規定とする必要性はなく、を強行規定とすることに賛成である(一弁)。
- ・ 保険金受取人の不変更を必要とすべき場合があるので、を任意規定とすることは合理的である。ただ、合理的な理由もなしに保険約款で一律に変更禁止とするようなことは妥当ではない。また、を強行規定とすることは賛成である(日弁連)。
- ・ 保険契約者の意思を尊重するため、は任意規定とすべきである(横浜弁護士会)。

その他の意見

- ・ 死亡保険金受取人が保険金受領を辞退した場合には契約者の自己のためにする保険契約とする趣旨を規定すべきである( 弁護士)。

#### イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

A案 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によって、するものとする。

B案 保険金受取人の変更は、保険者、保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者に対する意思表示によって、するものとする。  
保険金受取人の変更は、その通知を発した時に、その効力を生ずるものとする。

保険金受取人の変更は、保険契約者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) のA案を採用すると、通常は、保険金受取人の変更の意思表示の到達によっての「通知」もされたことになると考えられる(B案を採用した場合において、保険者に対する意思表示によって保険金受取人の変更をしたときも、同様である。)が、その意思表示が到達しなかったときは、保険契約者が改めて保険者に対して保険金受取人の変更をした旨の通知をする必要がある。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第675条第1項、第677条第1項

について

【A案に賛成であるとの意見等】

- ・ A案に賛成（B案に反対）である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，生保協会，ACCJ，アフラック，かんぼ生命，第一生命，日本生命，明治安田生命，生保労連，日本大，早稲田大，教授，教授，教授，弁護士，弁護士，日本損保協会）

（理由）

- 保険金受取人の変更は当事者に重大な影響のある行為であり，その行為の存否及び内容についてできるだけ明確化を図ることが望ましい（教授，教授）。
- B案は，保険契約者が死亡直前に保険金受取人又は保険金受取人になるべき者に対して意思表示をする事案を考慮したものと考えられるが，保険金受取人変更の効力発生が発信主義の原則によるものとする規律が同時に行われることにより，保険者に当該意思表示が到達する前に保険契約者兼被保険者が死亡したとしても，その効力に影響がないため，この問題は解決可能である（早稲田大）。
- A案を採用すると旧受取人の利益（法的安定性）が損われるとの意見もあるが，保険金受取人の地位はあくまでも期待権にすぎず，それほど法的に保護されるべきものとはいえない（教授）。
- A案の場合には，明確かつ安定的な規律になるのに対し，B案の場合には，仮に保険契約者兼被保険者が死亡直前に，保険金受取人になるべき者に対し保険金受取人変更の意思表示をしたときは，保険契約者が改めて保険者に対して通知をしなければならないことになり，手続としては煩雑であり，かつ，保険契約者が通知を保険者になさないまま死亡した事案においては，無用な紛争の発生を招く可能性がある（早稲田大，教授）
- 重大な法律関係の変動をもたらすので，意思表示の相手方を契約当事者である保険者に限定した方が，法律関係が簡明となる（日弁連，横浜弁護士会，ACCJ，生保協会，アフラック，かんぼ生命，日本生命，明治安田生命，弁護士）
- B案は，保険金受取人の変更の意思表示が複数回行われた場合にどの意思表示が有効か争いになる可能性があり，法的安定性を欠くという問題があるほか，約款で保険金受取人の範囲が限定されているような場合，保険者以外の者に対し，約款上保険金受取人に指定することのできない者を保険金受取人に変更する旨の意思表示をしてしまっても，保険契約者がそのことに気付く機会は通常ないため，保険者以外の者に対する保険金受取人変更の意思表示を認めることが必ずしも保険契約者の意思を尊重することにつながるとは限らない（東弁）
- B案では，保険金受取人が変更されたことを保険者が確認することは難しく，対抗要件としての通知が存在するだけで，効力発生要件は備わっていないという事案が発生する可能性があり，かえって法律関係を複雑にする可能性がある。仮に保険者への通知で変更の効力も発生したと考えるのであれば，B案を採る意味は乏しい（一弁）
- 相手方のない意思表示とした場合は法律関係が複雑になる。B案は，相手方のある意思表示とした趣旨とは合致しない。A案はそれほど保険契約者の意思を制限するものでもない（横浜弁護士会）
- B案を採用した場合には，保険金受取人変更の意思表示は書面でしなければならないものとし，さらに意思表示をした日付も記載すべきものとせざるを得ないと考えられるが，そのような規律は

一般人にとっては煩雑である上に、遺言としては法律上無効な書面が保険金受取人変更の意思表示であると主張されるなど、新たな問題を引き起こす可能性もある（東弁）

- B案では、旧保険金受取人の地位が長期間不安定であり、保険金に関する差押債権者も後に判明した保険金受取人変更によって不測の損害を被るおそれがあるため、保険金に関わる関係者の法的地位の安定性に欠ける。保険者への対抗要件として保険金受取人変更を保険者に通知する必要があることから、保険金受取人の変更通知を保険者に限定しても特段の不都合はない（日弁連）
- 形成権という法的性質との関係でも適合的である（横浜弁護士会、生保協会、日本生命、明治安田生命）
- 保険金受取人変更をめぐる紛争を避けるためである（第一生命、教授、弁護士）
- A案の方が法律関係が安定する（早稲田大、弁護士）
- 殊に契約者と被保険者が同一の場合には、B案では被保険者の死亡後に新受取人と主張する者が登場することになり、無用な紛争を誘発しかねない（弁護士）
- A案は契約者の感情・常識とも整合的である（教授、弁護士）
- B案は保険者による正確・迅速な保険金支払業務の支障となるおそれがある（アフラック、ACCJ）
- B案では保険金受取人の変更時点が不明確と思われる。そのため意思表示をした時点と保険者への意思表示の到達時点とにタイムラグが生じることとなり、それによって保険者が二重請求・二重払等のトラブルに巻き込まれるおそれがある（日本損保協会）
- 多額の金銭が動く話であるので、法的な安定性を考えると、保険会社を相手方とした意思表示としておいた方がよい（日本損保協会）。
- 保険金受取人が誰かは生命保険契約における要素であり、その指定行為と同様に変更も契約の相手方である保険者に対する意思表示によって行うのが極めて自然である。また、特に死亡保険金は時に高額になり、その帰属先の変更に相当程度の慎重さが要求されることは社会通念にも合致する（弁護士）
- B案によると、例えば契約者の意思に基づいて保険会社として手続を進めたが、事後的に契約者以外の者から異なった意思表示を契約者より受けていたと主張された場合に手続の混乱をきたすことが考えられる（生保労連）
- 保険会社の二重払の危険防止という視点からはA案がよいが、アメリカにおけるインタープリダー（競合権利者確定手続）のような制度を導入することによって、保険金帰属を争う者間での権利確定をすべきではないかとの考えから、B案を支持する者もあったが少数である（日本大）。

（補足）

- ・ 意思表示の方法は書面によることとすべきである（弁護士）

【B案に賛成（A案に反対）であるとの意見等】

- ・ B案に賛成である（近弁連）

（理由）

なるべく自己の自由な意思に従い簡単に保険金受取人を変更できることが保険契約者の意思尊重の観点からは望ましい。

- ・ 契約者が意思表示の到達、未達を知る方法はあるのか。変更通知をもらった保険者は直ちに契約者に到達の連絡を入れる必要があると考えられるが、この点の担保はどこにされるのか。また、通知と到達との間に（手違い等によって）時間差が生じた場合で、その間に保険事故が発生してしまい、変更前の受取人から請求権が行使された場合はどうなるのかを考えると、A案ではカバーできないように考える（消費科学）

【その他の意見】

- ・ A案にもB案にも反対である（中央大，保険契約法研究会， 准教授）

（理由）

- 誰に対しても変更の意思表示をしてもよいとの従来の学説の多数説で不都合はないものとする。誰を保険金受取人にするかに関する保険契約者の意思を尊重すべきである（中央大）。
- 保険者の二重払の防止と、保険契約者の意思の尊重をどれだけ調整するかという観点から考えれば、保険者への通知は、保険事故発生後は一切認めない、仮に認めるのであれば、現行の供託制度について、例外を認め、新旧受取人間で保険金帰属につき争いが生じてしまった場合には、保険者に供託を認めるということにして、後は、新旧受取人間で、裁判で徹底的に争わせるという別の角度からの検討も考えられるのではないかと（保険契約法研究会， 准教授）

， について

- ・ 賛成である（日弁連，近弁連，東弁，横浜弁護士会，生保協会，日本生命，明治安田生命，教授）

（理由）

につき、被保険者である保険契約者が死に臨んで保険金受取人を変更する場合、少しでも早く変更の効果を付与することが保険契約者の意思にそうし、今日の高度に発達した通信手段等の状況を考え合わせると発信主義を採用しても特に不都合はない。また、 につき、保険者の二重払を防止する必要がある（日弁連，東弁，横浜弁護士会）

- ・ 意思表示の効力発生要件と対抗要件とを区別する規律は必要である（早稲田大）
- ・ 到達主義の原則を変更する必要が認められないので、 には反対である（ 弁護士）

（注1）について

- ・ 特段異論はない（生保協会，日本生命，明治安田生命）

（注2）について

- ・ 任意規定とすべきである（一弁，横浜弁護士会，日本損保協会，生保協会，第一生命，日本生命，明治安田生命，早稲田大， 弁護士）

(理由)

- 保険商品によっては、約款上、保険金受取人の変更を想定していない場合もある(生保協会、第一生命、日本生命、明治安田生命)。
- 任意規定でないとした場合には、実務運用を変更させ、いたずらにコストを発生させることはもとより、二重弁済の危険等の本来無用である実務上の問題を生じさせることになりかねない(弁護士)。
- 保険金受取人の変更について任意規定としたことを前提とすれば、任意規定とするのが妥当である(横浜弁護士会)。
- ・ 強行規定とすべきである( 教授)。

## ウ 遺言による保険金受取人の変更

イの にかかわらず、保険金受取人の変更は、遺言によってすることができるものとする。

による保険金受取人の変更は、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が〔全員で〕、又は遺言執行者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) どのような場合に による保険金受取人の変更をする旨の意思表示があったといえるかを法文上明確にすることについては、なお検討する。

(注2) 他人を被保険者とする死亡保険契約においては、被保険者が死亡するまでの間(遺言の効力が発生した後(民法第985条参照)でもよい。)に被保険者の同意(アの参照)がなければ、保険金受取人の変更の効力は生じないこととなる。なお、被保険者の同意は誰に対してすることになるのかについては、なお検討する。

(注3) は任意規定とする方向で、なお検討する。 も基本的には任意規定とする方向で、なお検討する(ただし、遺言に関する規律に反する約定は許容されない。 )。

現行商法の参考条文 なし

について

### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である(日弁連、近弁連、東弁、横浜弁護士会、第一生命、早稲田大、 名誉教授)。

(理由)

- 高齢化社会における遺言の重要性や、保険金受取人が誰であるか知られたくないようなケースなど、遺言を利用した保険金受取人の変更を認めることは、保険契約者の意思を尊重する観点から望ましい(近弁連、横浜弁護士会)。
- 保険契約者の意思を最大限に尊重することができる(日弁連、 名誉教授)。
- 高齢化社会において遺言の重要性が増すことを考えると、遺言による保険金受取人の変更を認める実益は十分にあると考えられるほか、方式が厳格に法定されその日付も明らかにされること

となっている遺言による変更であれば、法的安定性を害する可能性も少ない(東弁)

- ・ 異論はない(生保労連, 生保協会, 日本生命, 明治安田生命)
- ・ 反対はしない(かんぼ生命)
- ・ 基本的に賛成である(一弁)

(補足)

- ・ 事後的に遺言者の真意を確認することができないため、保険者が二重弁済を迫られることのないよう、手続の安定を図る必要がある。できるだけ、遺言によらないで生前に保険金受取人の変更をするようインセンティブが働く工夫も必要である( 名誉教授)
- ・ 保険者の二重弁済の危険や相続人間の紛争を回避する観点から厳格かつ明確な要件を設けるべきである(第一生命)
- ・ 保険金支払については適正性・迅速性が求められており、保険金受取人の利益が損なわれないような規律としていただきたい(明治安田生命)
- ・ 規律を設けることに反対するものではないが、(注1)や(注2)の問題について引き続き明確な規定となるよう検討をお願いしたい(日本損保協会)
- ・ 新旧受取人の間でのトラブルの原因とならないよう、また契約者への迅速な保険金支払が阻害されることのないよう、遺言にかかるルールについて一層整備いただきたい(生保労連)

(理由)

実務に鑑みれば、相続人間の利害が対立している場合にトラブルの原因となるおそれがある。

【反対であるとの意見等】

- ・ 反対である(ACCJ, 教授, 教授, 弁護士)

(理由)

- 保険者の実務負担は煩雑なものとなることから、迅速な保険金支払手続に影響を及ぼしかねない。また、関係者間での混乱も強く懸念される(ACCJ)
- 一般的に、遺言については、複数作成されたり、またその内容の解釈を巡って疑義が生ずることも珍しくなく、また特に秘密証書遺言による場合等その内容が当事者に明らかになる時点が相当程度、遺言者の死亡より遅れることもまれではない。こうした中であっては、遺言による受取人変更を認めた場合、保険金の迅速支払の要請の中、真正の受取人ではない対抗要件具備者に保険金が支払われ、その後になって親族間(相続人間)での保険金受取人を巡る紛議が多発することは、想像に難くない。また、遺言についてはその要式行為性から、全体の効果が覆滅した場合、その中の一部である保険金受取人変更の効力も併せて失われ、かえって契約者の意思に反する結果がもたらされることもあると考えられる。

遺言中に受取人の変更に関する意思表示が発見された場合、これを遺言の場を借りた意思表示と解することにより、イのA案の規律に従って効力要件、対抗要件を判定することが妥当と考えられる( 教授)。

- 保険金受取人の変更の意思表示は相手方ある意思表示と考えるイのA案に賛成する立場から

反対である（ 弁護士）。

- 遺言の要式行為性から遺言が無効となった場合には保険金受取人変更も無効となり，被相続人の意思に反するだけでなく，関係する当事者に無用の混乱を与える。そもそも生前行為として保険金受取人変更を認めている以上，遺言によることまで認める必要はない（ 教授）。
- ・ 法定する必要性があるかは相当疑問である。むしろ相続人間の争いを増加させるものであり，反対である（上智大）。

（理由）

遺言による受取人変更の制度を設けたとしても，遺言という厳格な要式が必要とされることや，本来保険金は相続財産でないにもかかわらず，遺言において受取人を変更することができることにより，速やかに保険金を支払うことが難しくなるケースが増加するばかりか，受取人の地位も不安定となり，当事者間でのトラブルが増加する。

- ・ 契約者の意思を尊重することについて異論はないが，この規律が遺言の場合は生前の場合に求められる要件にかかわらず，特例として位置付けられたとするならば，新設に反対である（ 弁護士）。

（理由）

実務では，保険金受取人の変更は，実質上相手方のない意思表示とされ，契約者が遺言，遺書などであれ，受取人変更の意思表示と確認できる限り，契約者の意思に従った対応をしていると理解している。遺言による受取人変更を認めることは，私の全財産を甲に遺贈するとの遺言解釈について，契約者の意思を無視することにならないか。

遺言の規律に従った死亡保険金受取人の変更のみが有効・無効の判断のポイントとされる場合には，保険者は，従前と異なり当該遺言が遺言の規律に従ったものであるかについても判断を求められ，その判断における過失は，有効な保険金支払として免責されないことになり，契約者の意思を尊重した迅速・確実な保険金支払に資することになるのか疑問である。

【慎重に検討すべきであるとの意見等】

- ・ 遺言による受取人変更の制度を設けたとしても，変更について遺言という厳格な要式が必要とされることや，遺言という相続財産等に関する意思表示の形式を借りて受取人を変更できることにより，速やかに保険金を支払うことが難しくなるケースが増加するばかりか，受取人の地位も不安定となり，当事者間でのトラブルが増加すると懸念される。したがって，趣旨そのものを否定するものではないが，契約者に対して通常受取人変更に加えて選択肢を与える必要があるかについては，このような課題等を踏まえた慎重な検討が必要である（日本共済協会，JA共済連，JF共水連，全労済，日本生協連）。
- ・ 生協共済では，死亡共済金についてあらかじめ受取人を一定の親族の範囲に限定し，その範囲で順位を定めている契約がある。遺言による受取人変更の制度を設けた場合，遺言の存否の確認や請求手続等の観点で，速やかに保険金を支払うことが難しくなるケースが増加することも考えられる。また受取人の地位も不安定となり，当事者間でのトラブルが増加する可能性も懸念される。このよ

うな現状等を踏まえた慎重な検討が必要である（全国生協連）。

- ・ 方向性自体に反対するものではないが、遺言による保険金受取人の変更を認めることは、保険事故発生後に受取人の指定変更をめぐる紛争が生じやすくなることが懸念され、受取人の判定のため保険者に過度な負担が生じ、二重払のリスクを回避するためにも、保険者への対抗要件等の定めについて十分検討をいただきたい（全国交運共済生協，教職員共済，全水道共済）。
- ・ 規律を設ける趣旨に異論はないが、例えば、遺言の有効性や遺言の解釈について実務上の問題があり、遺言の解釈等をめぐるトラブルに保険者が巻き込まれる可能性等がある。迅速・確実な保険金の支払に支障をきたす懸念があるため、規律の要否、在り方については慎重に検討いただきたい（住友生命， 弁護士， 弁護士）。
- ・ 保険法において、遺言による保険金受取人の変更を遺言の効果として認めることには慎重な対応が必要となるのではないかと（保険契約法研究会， 准教授）。

（理由）

遺言による受取人変更を例外として認めた場合、遺言の形式に瑕疵があったことにより遺言自体が無効となれば、たとえ、遺言書中に受取人変更の意思が明確に示されていたとしても受取人変更の効力を否定することは、一般の消費者にとって納得が得られることとなるのであろうか。現行の実務では、このようなケースも柔軟に対応している場合もあるが、法定されることによって厳格な取扱いが要求されることとなれば、かえって、一般の保険加入者にとって不利益となりはしないかと考える。

保険金の支払がされていない状態で遺言が見つかり、遺言の内容等に争いが生じている場合に、指定受取人から保険金請求がされたときに、対抗要件としての通知がされていないことを理由に保険者が指定受取人に保険金を支払えば免責と単純に考えてよいのか。この場合、遺言の内容を確認するまで支払を猶予した場合、その期間経過後から利息が付くのは常識的に考えておかしいのではないかと考える。

裁判例で問題となった案件でも、遺言による受取人変更として、かなり曖昧な遺言の文言（この文言が受取人変更なのか、遺贈なのか微妙というか、受取人変更ではないだろうと思われる記載）があり、それで郵政公社が裁判に巻き込まれたものもある。

仮に、遺言で認める場合も、受取人変更について明確に記載することと、複数の保険会社と保険契約を締結している場合に、どの保険契約に関するものなのか、受取額等を明確にしておくなど、かなり技術的な面で詰めておかないとにならないと考える。

また、遺言者が正当な精神状態で遺言を作成したのか、だまされて遺言を作成したのではないかと、といったことも問題となる案件もあり、これらも含めて受取人変更については、考えておくことも必要ではないかと考える。

- ・ 法定化することに賛成であるとする立場と、従来の解釈論であってもこれは可能であり、むしろ厳格な遺言法制の規制に服させることによって、遺言者の意思が実現できなくなる可能性も生じ、特に法定化は不要との意見に分かれる。なお、二重払の危険性回避のための競合権利者確定手続のような

制度の導入が必要であるとの意見が強い（日本大）。

について

- ・ 保険契約者の相続人全員又は遺言執行者とすべきである（生保協会，アフラック，第一生命，日本生命，明治安田生命， 研究員）  
（理由）
  - 新・旧の保険金受取人がいずれも相続人であることが多いことから，相続人間のトラブルを回避し，迅速・確実な保険金支払をするために必要である（生保協会，アフラック，第一生命，日本生命，明治安田生命）
  - 変更の意思表示が明確であっても，第一遺言と第二遺言がある場合等には問題が生じるおそれがある。変更の趣旨が明示されていない場合は，遺言者の真意は第三者である保険者には探求が不可能であり，これに保険者が巻き込まれると迅速・確実な保険金の支払が阻害される。共同相続の場合には，対抗要件の充足は変更行為（民法第251条参照）と考えることが現実的な混乱等を避けるために必要である（ 研究員）
- ・ 遺言執行者による通知の場合は問題がないが，保険契約者の相続人全員による通知が必要であるかなお検討を要する。保険者が遺言の内容を確認する過程で，その遺言の内容が明確であり，かつ，実質的には請求権者全員の同意をとる方法により，二重弁済の危険が回避されるのであれば，相続人全員からの通知によらなくても，保険者への変更通知は有効であると解する余地はあると考える（早稲田大）。
- ・ 保険契約者の相続人全員で通知するものとする，共同相続人間での保険金受取人変更の場合には通知が不可能になる（上智大）
- ・ 保険金受取人変更通知を保険契約者の相続人あるいは遺言執行者が行うことについては特に問題はないが，相続人全員でもって変更通知をしなければならぬとすれば，相続人全員あるいはその一部が当該保険金受取に関して利害関係人であったような場合にはスムーズに変更通知がされない可能性がある（保険金支払の迅速性が損われる。）遺言執行者が選任されていなくても，相続人の一人が変更通知を行うのであれば，保険者に対する通知には遺言書を添付させるであろうことから，相続人の一人の通知でもって足りるとしてよいのではないか（日弁連，横浜弁護士会）
- ・ 相続人以外の者が保険金受取人に指定された場合，その者も の通知をし得るものとすべきである（日弁連）
- ・ 仮に が採用されたとしても，相続人の全員からの通知である必要はない（ 弁護士）
- ・ 遺言の効力が生じた後，保険契約者の相続人，受遺者又は遺言執行者が保険者に通知をしなければ，保険者に対抗することができないものとすべきである（東弁）

（理由）

新たに保険金受取人に指定された者が保険契約者の相続人であるとは限らない（内縁の配偶者等もあり得る。）から受遺者も通知できる者に加える必要があるほか，相続人全員による通知を要求

すると、保険者への対抗要件を数年間もの長期間にわたって具備できない事態が頻繁に発生することが容易に想定される。遺言による保険金受取人の変更に対抗要件を要求する趣旨は保険者が遺言の内容を確認して二重弁済の危険を防止できるようにするものである以上、保険者に対する通知は相続人等のうち1人が行えばよいものとすれば足りる。

(補足)

- ・ 遺言による保険金受取人の変更を仮に認めるとしても、遺言ではない通常の保険金受取人の変更を行うインセンティブを設ける必要がある( 准教授)

(理由)

仮に遺言による受取人変更を肯定する場合でも、保険者に対する対抗要件の通知は、保険契約者の相続人全員で行うこととし、相続人間でまとまらない場合には、保険者は、保険金を供託できる仕組みを設けるべきと考える。相続人間の争いに保険者が巻き込まれることがないように、立法的な対応を考えておくことが必要となる。そうしないと、保険金の支払事務に多額の費用や労力がかかり、かえって消費者・契約者に無用な費用負担を生ずるし、十分なサービスの提供が遅れることとなる。

(注1)について

- ・ 少なくとも保険金受取人の変更である旨の明示、対象保険契約、新受取人、受取割合等について必要的記載事項としていただきたい(生保協会、第一生命、日本生命、三井生命、明治安田生命)。

(理由)

- 保険金をめぐる遺族間の紛争を防止し、迅速・確実な保険金の支払をするために必要である(生保協会、日本生命、明治安田生命)。

- 第2の3(7)(第3の2(2))において保険者に迅速な保険金支払を求めることとの均衡を図る必要がある(第一生命)。

- ・ 保険証券記号番号(契約の特定のため)、保険金受取人の指定変更についての意思表示、指定変更後の保険金受取人については、必要記載事項とする旨の規定を設けることを要望する(かんぼ生命)。

(理由)

実務上、遺言による保険金受取人の指定変更において、遺言の内容による指定変更の可否について保険金受取人側とトラブルになる事例が少なくない。

- ・ 生前の意思表示による保険金受取人の変更において、特にその意思表示の内容が法定されていないこととの均衡からして、必要的記載事項の法定は不要である(近弁連)

- ・ 変更の意思表示の解釈は、遺言の解釈に関する民法上の一般理論によるべきであり、法文上明確にすると、逆に規定を設ける目的が達成されない可能性がある(早稲田大)

(理由)

遺言の内容が不明瞭又は不明確であるという事態は遺言一般にあり得ることであり、法文によって一律に決めることは適切でなく、むしろ遺言者の真意を探究して、その趣旨を確定するという現

行民法における遺言の解釈基準にゆだねるべきである。また、これまでこの規律がない中であまいに行われてきた遺言による保険金受取人の変更の意思表示が定型化の方向へと整備されていくことも期待され得る。

- ・ 遺言内容が保険金受取人の変更を記載したものであると解せるか否かは、本来、遺言の意思解釈に属する問題であるから、受取人変更に関する記載内容を法文化することは慎重に検討されるべきであろう。なお、保険金受取人の変更が無効にならないようにするための救済規定を設けることについて異論はない（日弁連）。
- ・ 遺言の記載事項を法定することは、遺言の解釈に関する一般論とも整合しないほか、変更内容の特定に必要な事項が保険商品の内容や事案によって異なり得ることも考慮すると、妥当でない。保険者に対する対抗要件について、約款で必要的記載事項を定めることを認めれば十分であろう（東弁）。
- ・ どのような場合に変更の意思表示があったといえるかは慎重に検討すべきであり、明確に規定すべきである。また、保険者が変更前の受取人に弁済を行った場合の規律についても検討する必要がある。遺言による変更に関し、保険者が弁済することが許される範囲をある程度明確に定める必要がある（一弁）。

（理由）

遺言による変更の場合、例えば、その遺言の有効性の問題については判断が容易でない場合もあるし、遺言の存在は知っているものの、その内容については分からないという場合もあり得る。この場合に、善意無過失でなければ保険者は救済されないとすると、保険者に酷な事例も発生し得る。

- ・ どのような場合に保険金受取人の変更をする意思表示があったといえるか法文上明確にしておくべきである（横浜弁護士会）。

（理由）

保険契約者が死亡して内容の意思確認をできない以上、法律関係の确实性を担保する必要がある。

（注2）について

- ・ 賛成である。被保険者の同意は保険者に対してされるべきである（日弁連）。

（理由）

被保険者の真意を確認したいのは保険金支払者である保険者であるし、被保険者は保険契約者に対して変更の同意を拒否しにくい状況にある。

- ・ 被保険者の同意は、保険契約者が死亡している場合に、相続人が不明という場合もないとはいえないことから、例えば、保険者に対して行うこととして、法律関係の明確化を図ることも考えられる（一弁）。
- ・ 保険契約者は死亡しているので、同意の相手方は変更後の保険金受取人又は保険者とするのが妥当である（横浜弁護士会）。
- ・ 遺言の対象は自己を被保険者とする生命保険契約に限定すべきである（生保協会、第一生命、日

本生命，明治安田生命）。

（理由）

- 他人を被保険者とする生命保険契約の場合，保険契約者が遺言により保険金受取人を指定・変更しても，その相続人による保険契約の解約・失効・保険金受取人変更の可能性がある（生保協会，日本生命，明治安田生命）。
- 他人を被保険者とする生命保険契約の保険金受取人変更を遺言で行うニーズは想定されず，法律構成が複雑となることを回避する必要がある（第一生命）。

（注3）について

- ・ 遺言に関する規律は強行規定とされており，これに反しない限度で任意規定とすることに賛成である（横浜弁護士会）。
- ・ 任意規定とすべきである（日本損保協会，第一生命）。

（理由）

保険金受取人の変更を想定していない商品もある（第一生命）。

- ・ 強行規定とする必要性は乏しい（一弁）。
- ・ 仮に 及び を規定化した場合，これを任意規定とすることは理解に苦しむ（教授）。
- ・ は法的安定性に絡む問題ではないので任意規定でよいが，は対抗問題が絡むことから，誰が保険者に通知をするかは一律に定める方が適切であり，強行規定とすべきである（日弁連）。

## エ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合

保険金受取人が被保険者でない場合において，その保険金受取人が死亡したときは，保険金受取人の相続人を保険金受取人とするものとする。

の場合には，保険契約者は，保険金受取人の変更をしない旨の意思を表示していたときであっても，保険金受取人の変更をすることができるものとする。

（注1） は，現行商法第676条第2項とは異なり，保険金受取人の死亡後保険事故が発生する前に保険契約者が死亡した場合にも，原則としてその相続人が保険金受取人の変更をすることができることを前提としている（アの（注2）参照）。

（注2） の場合の権利の取得割合に関し民法第427条の規定の特則を設けることについては，なお検討する。

（注3） 任意規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第676条

全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連，近弁連，横浜弁護士会）。

（理由）

- つき、保険金受取人が死亡した後、保険契約者が保険金受取人を新たに指定あるいは変更しなかったことは、一般的には、保険契約者が死亡した保険金受取人の相続人をして保険金を受取らせるという意思であったと推測でき、結論も妥当である。  
つき、保険金受取人を変更しない旨の意思表示をしてもそれはあくまで当該保険金受取人に対するものであり、保険金受取人が死亡した以上、保険契約者の意思を尊重すべきである（日弁連）。
- は最高裁判例に従ったものであって、受取人の範囲を明確にする点で妥当である。また、は受取人死亡により受取人の指定が失効してしまう不都合を回避することができる点で妥当である（近弁連）。
- は保険金受取人死亡後保険事故が発生するまでの間の保険金受取人を明確にすることになり、妥当である。また、保険金受取人の指定又は変更は、保険契約者との個人的関係や受取人の個性に着目してされることが多いことからすれば、も妥当である（横浜弁護士会）。
- 任意規定とされることを前提として賛成である（生保協会、住友生命、第一生命、日本生命、明治安田生命）。

について

- に賛成である（一弁、早稲田大）  
（理由）  
現行商法第676条第2項に比べ、保険金受取人を明確に確定でき、また判例及び実務の実態に対応した規律である（早稲田大）。
- 判例を踏まえて明確な規律を設けるべきである（アフラック）。
- に反対である（被保険者死亡の段階における生命保険金の配分ルールを決めさえすればよい。）  
また、被保険者の死亡時に生存している保険契約者及び保険金受取人の相続人又は順次の相続人が保険金受取人となるものとすべきである（ 名誉教授）  
（理由）  
保険事故発生に至るまでは、保険契約者がその相続人の権利を奪って他の者を権利者にすることができるので、保険金受取人の相続人の地位は暫定的で解除条件付きのものにすぎないだけでなく、生命保険金請求権は非相続財産であるというルールにも反するおそれがある。  
生命保険金は保険契約者が支払った保険料の変形物であるし、保険契約者は保険金受取人が死亡した場合には保険契約者の遺族に生命保険金を残してやりたいと考えるのが普通である。今後同時死亡者の発生の場合にも十分もちこたえられる解決になると考える。
- 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合については、保険契約者の自己のためにする保険に転化すると見るべきではないかとの意見もある。保険契約者がそもそも意図しない者に保険金を帰属させるべきではないとも考えられる。特に、生活実態を重視した簡易生命保険や共済等の規定が影響を受けないように配慮する必要がある（日本大）。

- ・ については賛成する意見もあったが、保険金受取人が被保険者又はその直系卑属である場合を除き、保険金受取人の指定は保険金受取人の死亡により失効するものとすべきであるとの意見もあった（東弁）。

（理由）

の規律に反対する意見は、例えば被保険者の配偶者が保険金受取人となっており、被保険者とその配偶者との間に子がいない場合、被保険者の配偶者の父母ないし兄弟姉妹といった被保険者とはかなり縁の遠い人物が保険金受取人となってしまう、保険契約者の合理的意思に著しく反する結果になることを問題視し、保険金受取人の指定は原則として遺贈と同様の性質を持つものと解すべきとするものである。この場合、保険金受取人が死亡したときは、保険契約者によって新たな保険金受取人の指定がされない限り、被保険者の相続人ないし遺族が保険金受取人となることになる。ただし、被保険者の直系卑属の1人を保険金受取人に指定している場合において保険金受取人が死亡したときは、その相続人ないし遺族を保険金受取人とするのがむしろ保険契約者の合理的意思に適うと考えられるため、この場合は例外とすることを提案している。

の規律に賛成する意見は、この程度のことはやむを得ないとし、不都合があれば保険金受取人の変更をすればよいとするものである。ただし、の規律に賛成する意見の中にも、保険金の受取割合については民法の法定相続分の割合にすべきという意見があった。

について

- ・ について賛成である（東弁，一弁）。

（理由）

保険金受取人の指定はその者の個性に着目してされるのが通常である。

（注1）について

- ・ 賛成である（日弁連）。

（注2）について

【民法第427条の特則を設けるべきではないとの意見】

- ・ （任意規定であっても）民法第427条の規定の特則を設けることには反対である（横浜弁護士会，生保労連，アフラック，第一生命， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士， 弁護士）。
- ・ 別段の意思表示がないときは、それぞれ等しい割合で権利を取得するのが公平である（この規定は任意規定とすべきである。）（ 名誉教授）。

（理由）

- ・ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合に保険金受取人とされる者は、保険金請求権を相続により承継取得するのではなく、自己の固有の権利として原始取得するのであり、最高裁判決（最

判平成 5.9.7 民集 47・7・4740) の結論は理論的に妥当と考えられ、あえてこれと異なる規定を保険法において定める必要はない(横浜弁護士会, 名誉教授, 弁護士, 弁護士, 弁護士)。

- 保険事故が発生した時に相続が何度か重なって権利者(旧受取人の相続人又は順次の相続人)が多数になっている場合には、権利者のうち、相対的に被保険者の相続人又は順次の相続人が多い場合は、均等割合が妥当な結論となるし、逆に、相対的に被保険者以外の者の相続人又は順次の相続人が多い場合は相続割合が妥当な結論となる。どちらが妥当か一概にいうことはできず、相続分が均等割合より妥当な結論になるとはいえない( 弁護士)。
- 具体的相続分とすると、これを保険者が把握するのは著しく困難であり、迅速な支払は期待し難いことになるし、過誤払が増えることも予想される。他方で、法定相続分とするのは趣旨(契約者の意思尊重)が一貫しないし、具体的な各場面で妥当な結論となるのかも疑問である( 弁護士, 弁護士)。
- 民法第 4 2 7 条の特則を定めると、それが任意規定とされたとしても最高裁判例の趣旨に従って約款規定を設けていない保険者は約款変更等の負担が生じることになるが、特に問題が生じていない状況において、このような負担を保険者に課し、実務を混乱させ、結果として保険契約者全体への負担を増加させることは妥当でない(生保労連, アフラック, 第一生命, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士)。
- 最高裁判決を受けて各保険者は権利取得割合を約款に定めており、その割合を均等とする会社が大多数を占めており、実務では定着している(横浜弁護士会, 第一生命, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士)。
- 現状では各保険者が約款で規定しており、それで問題は生じていない(横浜弁護士会, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士)。
- 均等割合が保険契約者の意思に合致していないとまでいえるか(相続割合によることが保険契約者の意思により合致するものであるか)疑問がある(第一生命, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 弁護士)。
- ここでの問題は保険契約者の意思が保険金受取人の変更という形で明確に示されない場合の規律であることに鑑みれば、保険契約者の意思をそん度すべき要請は必ずしも強いものではない(保険契約者の意思は不明確である。)( 弁護士, 弁護士)。

【民法第 4 2 7 条の特則を設けるべきであるとの意見】

- ・ 権利の取得割合を相続割合とすべきである(早稲田大 )

(理由)

契約法の基本規律としては、保険契約者の意思を尊重するなどという観点から、相続割合とする方が合理的である。相続人の人数が非常に多く、かつ、保険金受取人との関係が希薄な相続人に対し、平等割合で権利取得せしめなくても、保険金受取人変更をしなかった保険契約者の意思を害することはなく、そのような相続人の保険金に対する期待権を害することにもならない。

- ・ 権利の割合を法定相続分とすべきである（日弁連，近弁連）。

（理由）

- 民法第427条によれば、受取人の相続人の一人に順次相続が発生した場合に、生存している相続人に帰属する割合が減少してしまい不合理である。あたかも相続の効果であるかのよう誤解されるおそれがあるので、保険法の規定により取得するものであることを注意的に規定することが検討されるべきである（近弁連）。
- 死亡した保険金受取人の相続人をして保険金を相続させる特則であるとすれば、相続の考え方でもって処理する方が保険契約者の意思に合致している。また、具体的相続分では容易に取得する割合を定めることが困難である（日弁連）。

【その他の意見】

- ・ 民法第427条に基づいて均等割合とすることにも合理性があり、保険契約者の意思は必ずしも一様ではないと考えられることから、保険契約者が合意した場合には、相続割合とする考え方と均等割合とする考え方のいずれについてもその合意が否定されないような規律とすることが保険契約者の利益にも合致する（明治安田生命）。
- ・ どちらが契約者の意思解釈として合理的かは一様でないため、特則を決定する場合であっても、任意規定とすべきである。また、取得割合を法定相続分ではなく、具体的相続分とした場合、保険金の迅速な支払が害されるおそれがある（日本損保協会）。
- ・ 一概にどちらの立場が適切か判断するのは非常に困難であり、慎重に検討すべきである（一弁）。

（注3）について

- ・ 任意規定とすべきである（日弁連，横浜弁護士会，第一生命，保険契約法研究会，早稲田大，准教授）。

（理由）

- 保険金受取人を特定の者に限定してその変更を認めない必要性があり、保険金受取人を一定の者に限定することなど保険金受取人の指定に関する選択肢を拡大することは保険契約者にとっても妥当なことである（日弁連）。
- 指定受取人の相続人又は順次の相続人のうちで被保険者死亡時において生存する者が受取人となつた場合、その相続人には事実上婚姻関係にある配偶者が含まれないおそれが出てくる。また、平成5年の最高裁判決のルールを立法で変更することを意図しているのであれば、保険契約者の合理的な意思解釈からは、被保険者の遺族が保険金受取人となり、更にできるだけ被保険者に近い者が保険金を取得できる旨の条項を置くことが妥当ではないか。さらに、共済においては、その制度趣旨から共済給付金の受取人について一定の制限が設けられている（保険契約法研究会，准教授）。
- ・ 保険金受取人死亡時の権利者が被保険者の一定範囲内の遺族であることを約款上規定した場合に、約定の有効性が確保されるよう検討いただきたい（かんぽ生命）。

- ・ 任意規定とすることに特に不都合はない（一弁）

#### その他の意見

- ・ 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が同時に死亡した場合の規律を設けるべきである（日本大、保険契約法研究会、早稲田大、研究員、准教授）
- ・ 被保険者が死亡したときに生存している保険契約者・保険金受取人の相続人（順次の相続人も含む。）を保険金受取人とするとの規律を設けるべきである（早稲田大）

#### （理由）

- 大規模災害により多数の同時死亡者が発生した場合に民法第32条の2と相続関係によったときは、結果として公平妥当な結論が導かれないことが多い。保険料負担者である保険契約者の相続人に保険金が帰属しないことが往々にしてある。過去にも一般社会的に納得を得られない結論で紛争が生じていたし、同時死亡に関する判例は存在せず、保険実務上の解釈運用が異なるおそれがある。米国各州は、同時死亡法を制定している（早稲田大、研究員）
- 保険金受取人と被保険者が同時に死亡した場合も、保険契約者が指定受取人を再指定することができない間に、保険事故が発生したケースの一類型と考えることができるので、保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合に準じて取り扱うべきことを立法で明確化しておくことが必要となる。仮に、部会で議論されている現行商法第676条第2項を前提とした改正をする場合であっても、同時死亡という事実のみをもって、民法第32条の2を適用して受取人の範囲を決定することに合理性を欠く。この場合も含めて、相続人の範囲をより保険料の出捐者である保険契約者の合理的な意思に合致するよう立法的な手当てを講ずることが必要であると考え（保険契約法研究会、准教授）
- ・ 保険金受取人と被保険者が同時に死亡した場合の規律についても検討する必要がある（一弁）

#### （理由）

保険金受取人と被保険者との間に相続関係がない場合も考えられ、その場合に民法第427条を適用する立場を採った場合は、保険金受取人の死亡が被保険者の死亡の前後であるかによって結論が大幅に変わる可能性があるから、同時死亡の場合の特則を置くか、保険事故発生の「前」の概念を明確化するなどの措置をとる必要がある。

### (3) 危険の増加 【各契約共通事項】

第2の2(1)と同じ。

（注）被保険者の健康状態が悪化した場合にこの規律は適用されないものとするが、これを明確にすることについては、なお検討する。

現行商法の参考条文 第656条、第657条、第683条第1項

#### 全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連）

- ・ 損害保険契約と同じ規律を設けることには賛成である（日本損保協会）。
- ・ 生命保険については危険の増加の規律の対象から外してほしい（ 氏）。
- ・ 道德危険の増加による契約の解除には賛成であるが、保険会社による恣意的発動に対する手当ての必要性があるとの意見がある（日本大）。

（注）について

- ・ 賛成である（生保協会，日本生命）

（理由）

生命保険契約や傷害・疾病保険契約については、健康状態が変動する可能性を保険料に織り込んでおり、契約内容を変更するというのでは契約の意味がなくなる。

- ・ 被保険者の健康状態が悪化した場合にこの規律が適用されないことを明確にする必要がある（横浜弁護士会，東弁，一弁，第一生命， 氏）

（理由）

- 人保険については健康状態が変動する可能性を保険料に織り込んでいることから、保険契約者に無用の懸念を生じさせることのないようにすべきである（第一生命， 氏）
- 規律を明確化することで不要な紛争を防ぐ必要がある（一弁）
- 保険契約者等が損害保険契約と混同しないように生命保険契約の特殊性を明確にしておくのが妥当である（横浜弁護士会）
- 生命保険契約についてはこの規定を外さないと早くから保険に入る意味がなくなる（ 氏）
- 生命保険における危険の増加に関する規律が適用されるのはかなり例外的な場合に限られ、損害保険と同様の文言とするのは、著しい誤解を与える可能性がある。もし規律を設けるのであれば、その趣旨について誤解を与えないような文言にすべきである（東弁）

その他の意見

- ・ モラル・ハザードの防止の観点から、道德危険に関しては危険の増加を認め、契約解除を肯定すべきである（保険契約法研究会， 准教授）

#### (4) 危険の減少 【各契約共通事項】

第2の2(2)と同じ。

（注）被保険者の健康状態が改善した場合にこの規律は適用されないものとするが、これを明確にすることについては、(3)と関連して、なお検討する。

現行商法の参考条文 第646条，第683条第1項

全体的な意見

- ・ 賛成である（日弁連）。
- ・ 損害保険契約と同じ規律を設けることには賛成である（日本損保協会）。

(注)について

- ・ 賛成である(生保協会, 日本生命)
- ・ 被保険者の健康状態が改善した場合にこの規律が適用されないことを明らかにする必要がある(一弁, 横浜弁護士会, 第一生命)
- ・ 損害保険契約に関する規律とはかなり趣旨の異なる規定であると思われるが, 結論としては賛成である(東弁)

(理由)

(3)の規律の文言が適切に変更されれば, こちらは特に文言を変更しなくてもその趣旨は自ずと明らかになると思われるほか, 約款による通知義務の濫用に歯止めをかけるという観点からは, 有効な規定であると考えられる。

#### (5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続

保険契約者の債権者(いわゆる解約返戻金請求権の差押債権者等)又は破産管財人等が保険契約の解除をしようとし, 又は解除をした場合には, [一定の者]は, 保険契約者の同意を得た上で, 保険契約の解除をすることができる者(保険契約の解除がされた後は保険者)に対して[一定の金額]を支払うことによって, 契約を存続させることができる(契約の解除の効力発生前であれば契約の解除をすることができないものとし, 解除の効力発生後であれば契約の解除がされなかったものとみなす。)ものとする。

(注1) この規律の具体的内容については, その法律構成や適用範囲(どのような契約を適用対象とし, また, いつまでこの手続を採ることができるものとするか等)を含め, なお検討する。

なお, この手続を採った者は保険契約者としての権利義務を承継するものとし, 保険者がこれについて反対の意思を表示した場合にはこの限りでないものとするが, 後者の場合には, この手続を採った者の地位を確実なものとするための規律(例えば, 保険契約者は保険金受取人の変更や保険契約の解除をすることができないものとする事等)を設けた上で契約の存続を認めるものとする。

(注2) 「一定の者」の範囲については, 例えば, 保険金受取人である被保険者の親族(民法第725条参照)とすることが考えられるが, 保険契約者がこれに当たる場合の規律の在り方を含め, なお検討する。

(注3) 「一定の金額」の具体的内容については, 保険契約の解除をすることができる者の利益に配慮した金額又は保険契約を存続させるのに過不足のない金額である必要があることを踏まえて, なお検討する。

(注4) 規律の性質については, これに反する約定で「一定の者」に不利なものは無効とする

方向で、なお検討する。

(注5) 現行商法第683条第1項において準用する同法第652条の規定については、第2の4(3)の(注1)参照。

現行商法の参考条文 第652条, 第683条第1項

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 制度を創設することに賛成である(近弁連, 横浜弁護士会, 日本大, 早稲田大, 名誉教授)。

(理由)

- 生命保険契約は、解約返戻金よりも保険金額の方が高く、また一旦解除すると、再度締結することができなかつたり、保険料が高額になつたりすることがあり、従前の契約を存続する保険契約者の意思ないし保険金受取人の利益は保護されるべきである(近弁連, 横浜弁護士会)。
  - 差押債権者が行う契約の解除によって保険金受取人等が受ける不利益を回避させるために必要な規律である(名誉教授)。
  - 解除とともに保険金額をも当然に喪失させることは、生命保険契約の生活保障等という機能を損なうことになる(横浜弁護士会)。
- ・ 趣旨に賛成である(弁護士)。

(補足)

- ・ 要件の設定に更なる検討が必要である(日本大)。
- ・ 多くの利害関係者の利益が複雑にからむため、簡明な制度を仕組むために多くの工夫が必要である。保険金受取人の立場を重視しつつ、同時に債権者、保険者の不利益や負担をできるだけ少なくして、バランスのよいシステムを構築してほしい(名誉教授)。
- ・ 保険契約者の保険契約に基づく債権が差し押さえられ、又は保険契約者につき破産手続が開始した場合には、保険契約者は、当該差押の効力の発生又は破産手続開始決定の日から〔1か月〕間は、差押債権者又は破産管財人に〔一定の金額〕を支払うことにより、保険契約者の地位を第三者に移転することができるという趣旨の規定にするのが妥当ではないか(日弁連)。

(理由)

制度の仕組みは、同様に実務上の処理を法制度化した破産法上の担保権消滅請求が参考になる。保険契約は、資力ある者のもとで存続すべきであるから、保険契約者の変更には保険者の同意を要するものとすべきである。差押えは解除できたが、保険者の同意を得られないため、保険契約者の地位を第三者に移転できないという偏頗な状況が作出されるのはあまり意義がないと思われることから、保険者の同意は行使の要件とすべきである。

- ・ 規律の趣旨は理解できるものの、被保険者の親族が短期間のうちに必要な金額を準備できるかどうか疑問が残ること、現行法の下でも破産管財人が解約返戻金相当額を破産財団から放棄するなどの運用が行われていることなどに照らすと、その実効性に疑問を差し挟む余地もあるほか、保険実務や執行・破産手続との調整等に関しても問題が生ずる可能性もある。

しかし、生活の基盤となっている生命保険や傷害・疾病保険契約を存続させる方策が拡大されることは望ましいことであり、今後も導入に向けた積極的な議論がされるべきである（東弁）。

【反対であるとの意見等】

- ・ 規律を設けることに反対である（ 弁護士， 弁護士， 弁護士）

（理由）

- 被保険者の死亡が近い場合に権利行使されやすいという逆選択のリスクがあるし、解約返戻金や保険金の二重払のリスクがある。規律が設けられると受取人に対し通知することを要することになりそうであるが、現行実務上、受取人に通知する方法は事実上存在していないと思われるし、受取人の所在を把握したり、通知を実現したりすることには、現状に比して多大なコスト増となることは必至であり、これを保険契約者全体で負担することになりかねない。いずれにせよ、消費者の利益に資する実効的な制度となるか甚だ疑問である（ 弁護士）

- この規律の創設の問題意識については了解するが、法的にも実務においても問題点が多すぎる。少なくとも、実務上破産手続においては、この規律の趣旨に従った運用がされている。また、差押えについては、本来民事執行法で対応すべきものである。さらに、この規律の問題意識からすれば、対象契約も当然一定の範囲内のものとなるのであろうが、現実問題として、特定契約の範囲を限定する条文化が現実には可能か大いに疑問がある。

この規律の法的問題点としては、まず、適用場面を民法第423条の場合を含めたものとしているが、これは契約者と同一の権利行使であり、解除の効力の発生を2週間後に発生せしめるとの考え方を導入することが契約者の本来の解除権行使の場合と整合性をもって説明できるのか極めて疑問である。

また、契約者が解除権を行使した場合と債権者らが解除権を行使した場合とにおいて整合性を持たせるべきだと考えるゆえに、解除権の効力が発生した場合にこの規律の行使により解除がされなかったとみなす法律構成については承知しない。

さらに、介入権行使までの間に保険事故が発生した場合（特に解除の効果発生後）、保険者が介入権の行使を認めるはずはないのであり、介入権の創設を認めるとしても、保険事故の未発生を要件とすべきと考える。

保険実務に混乱を生じさせないような具体的かつ適格な規律が必要である。加えて、債権者らの解除権行使後においても介入権を認める場合、実務上、膨大なコスト増を保険者にもたらすことになる。保険実務上は、債権者らによる解除も契約者の解除と同一で、解除後契約の管理は原則として区別していない。当然、保険料のみに関しても、口座振替による振替案内、集金扱いによる集金対応をもしていない。これらの対応について、具体的かつ合理的な規律を条文化できるのか極めて疑問である（ 弁護士）

- 〔一定の者〕は保険契約者の家族であることが多く、仮に制度を設けたとしても実効性に疑問がある。また、〔一定の者〕において保険契約が解除された（又はされようとしている）事実及び制度の存在を認識できなければ制度の利用は困難と思われるが、効果的な方策があるとは思わ

れない。さらに、破産事件においては、破産管財人が破産者等から解約返戻金相当額の支払を受けるのと引換えに解約返戻金請求権を財団から放棄する取扱いが既に一般化している。制度が導入された場合、その複雑さゆえ、生命保険会社にもたらす事務的、経済的コストは多大であり、その負担を甘受してまで導入すべき制度とは思われない（ 弁護士）

- ・ 破産等の倒産手続について規律を設けることには反対である（最高裁）

（理由）

破産手続においては、現行の破産法下でも、破産財団からの放棄や自由財産の範囲拡張の裁判等により、保険契約の存続を認めることが可能である。一方、中間試案のように〔一定の者〕の権利として、契約締結者の同意を得た上、〔一定の金額〕の支払により生命保険契約の存続を認めると、包括執行である破産手続における財産の処理等の柔軟な対応に支障をきたすことになる。

【慎重に検討すべきであるとの意見等】

- ・ （趣旨は理解できるものの、）保険金受取人は保険契約者の家族である場合が多く、保険契約者が財産的危急にあるときに〔一定の金額〕を負担することは困難であり、規律の実効性には大いに疑問がある。仮に規律を設ける場合、消費者にとって分かりやすい制度とすること、実務が混乱しないようにすること、契約当事者である保険契約者の意思にも配慮することが必要である（ACCJ、生保協会、住友生命、日本生命、富国生命、 弁護士、 弁護士）。
- ・ 実効性には疑問があり、仮に規律を設けるとしても、多くの課題があるため、慎重に検討いただきたい（朝日生命）。
- ・ 規律の導入によるメリットは理解できるものの、慎重な検討を希望する（アフラック）
- ・ 債権者の権利行使の重要性、契約を存続させることによる救済の必要性及び保険者の対応等を考慮し、実務上の混乱が起らないよう検討していただきたい（かんぽ生命）
- ・ 仮に規律を設けるのであれば、対象となる保険契約や〔一定の者〕の範囲を必要最小限に限定し、権利行使の要件や効力発生時期を明確にすることにより、消費者にとって簡明で実務的にも混乱の生じない制度を目指すべきである（第一生命）
- ・ 保険金受取人は同居の親族の場合が多く、差押えや破産といった局面で保険金受取人が契約を存続させることができるケースは想定しづらく、現実の活用場面は限定的と考えられる（三井生命）
- ・ 仮に規律を設けるとした場合には、権利行使する遺族等にとって分かりやすい制度とすることが最も重要であると考えられ、権利行使の要件・効果、効力発生時期についても簡明なものとする必要があると考えられる。慎重に検討いただきたい（明治安田生命）
- ・ この規律を置く趣旨が認められる場合があり得ることは首肯し得るが、規律を設けるに当たっては、（いつでも変更され得る）保険金受取人の法的位置付けを含め、現行商法との整合性やその異同について、十分な理論的検討を行うべきである。保険金受取人は保険契約者が原則として自由に変更できるものであり、そのような保険金受取人に保険契約に関する処分権を与えるのであるから、必要最小限の制度とすべきと考える。また、このような新しい制度については、費用対効果につい

ても十分に検討し、有用な社会的制度としていただきたい（ニッセイ研究所）。

- ・ 規律を設けることには、極めて慎重な検討を要するものとする（ 教授）

（理由）

この規律に類似の立法例は、既にドイツ、スイスの保険契約法に見られるところではあるが、当該国における制度利用例は基本的にないものとされ、これは一般に、一定の者も契約者同様、無資力であることが常態であることに起因するものと考えられる。一方で、当該規律の法制化に当たっては、複数受取人が存在する場合の規律の在り方や、民事執行法制や倒産法制との整合性確保等、法技術面での検討事項は多岐にわたり、かつ困難を極めるものと考えられる。このような高度・複雑な立法化努力を行ったとしても、その制度利用がほとんどないことが容易に推定される以上、かかる規律の導入に実益は乏しいものと考えられる。

- ・ 規律の趣旨は理解できなくもないが、慎重に検討すべきである（ 教授）。

（理由）

現実の場面を考えると、保険契約者と保険金受取人は基本的には血縁関係者（家族）であることが多く、この条項が有効になるのはかなりまれなケースである。また、このケースにおける保険金受取人は、家族以外の人間が保険金受取人である可能性が高く、モラル・リスクの混入の可能性もある。とりわけ、定期保険等の死亡保障性の高い保険種類であれば、解約返戻金が小さいことから、そのリスクは高くなる。そして、保険金受取人が複数いる場合や死亡保険受取人と満期保険受取人とが異なるケース等の複雑な状況も多々あると考えられる。したがって、規定の実効性に比し、一般には理解されにくい複雑な条文構成になる可能性もある。

- ・ この規律については、第三債務者である保険者にも負担を課す規律であることから、保険者の実務運営にも配慮した規律とすべきものとする。また、〔一定の者〕等の要件の検討に当たっては、当該規律による権利行使を悪用し、特定の債権者のみが利益を受けることのないよう慎重な検討を要望する。なお、普及に当たっては、この規律によって権利行使する遺族等にとって分かりやすい制度とすることも重要であるとする（ 弁護士ら）。

- ・ 生命保険は、家族の生活保障という面はあるものの、一部貯蓄性の高い生命保険も存在し、あるいは両者を兼ね備えた性格を有する生命保険もある。貯蓄性の高い生命保険について、これを他の債権と格別の処理をすることについては、その必要性について考慮を要する。

また、実務上は、破産管財人等が生命保険契約を解除する前に、家族等が希望者が解約返戻金相当額を破産財団に差し入れることにより、破産財団から放棄する取扱いをすることも多いと考えられ、家族の生活保障についても一定限度配慮されている。また、差押えの場合も、解約返戻金相当額を差押債権者に支払う方法により債権差押の取下げを交渉することは実務上あり得ることである。法的地位の不安定、手続の複雑性を考えれば、新しい制度を設ける必要性がどの程度あるのか疑問である（ 弁護士ら）。

- ・ 趣旨は理解できるが、債務者（保険契約者）や保険金受取人及び金融機関債権者、加えて破産手続の観点からも規律を設ける必要性は高くないと史料するが、仮に規律を設ける場合には、消費者

に対する執行実務との関連及び公平性（特に、個人住宅資産の執行手続）について十分に検討されたい（ 教授）

- ・ 導入する場合に備え、一旦失効した契約について、保険者が何年間失効した契約を管理するかの要件等の詳細な検討が必要とされると考える（保険契約法研究会、 准教授）

（理由）

介入権者の範囲、失効した契約の管理期間、保険者の二重払の危険を防止する措置、保険契約者の他の債権者との利害調整等の導入する場合の要件をかなり慎重に検討することが必要な制度と考えている。

- ・ 関係者による任意の手続によっても対応可能であると考えられ、制度として規律を設けることの当否については慎重に検討すべきである（ 弁護士ら）

（理由）

その変更が自由である保険金受取人にこのような権限を与えることの当否について、バランスを失する懸念が大きい。また、解除の効力発生後の規律を設ける場合には、解除制度一般との整合性や派生的な法律関係への影響等も問題がある。さらに、債権者による早期の債権回収及び債権処理を実現すべき民事執行制度への重大な制約となり、相当でない。

- ・ 仮に制度を創設する場合でも、民事執行制度の趣旨又はその実効性維持の観点から検討する必要があると思われる。少なくとも、どのような場合に〔一定の者〕がこの権利を行使できるのか、権利行使できる場合の権利行使期間、〔一定の金額〕の内容、この金額が差押債権者等に支払われるための手続の内容等について、できる限り具体的かつ明確に規定されるべきである（全銀協）

- ・ 保険金受取人の法的位置付けを含め、各規律間の整合性について十分な理論的検討を行うべきである（法友会）。

- ・ 保険契約には多数の利害関係者がいるため、そのバランスを十分に考慮し、トラブルの生じないような制度としていただきたい。また、消費者にとって分かりやすく、利用しやすい制度とすることも配慮いただきたい（生保文化センター）

- ・ 契約者にとっても明瞭なルールとし、実務に混乱が生ずることのないよう、慎重な検討をお願いしたい（生保労連）

（理由）

趣旨は理解できるが、制度が複雑なため、契約者にとって分かりづらく、生命保険募集人も混乱するおそれがある。

- ・ 制度について一定の需要があることは事実であるが、背景事情によっては、規律を設けることが必ずしも適当とはいえない事例も存するように思われ、法制化の可否を含め、引き続き慎重に検討すべきである（一弁）

（理由）

保険料分割払の契約で保険契約者が事実上保険料を負担し続けるような場合には、保険料を支払う資産がありながら、債務の弁済をせず、保険契約を維持することが適当かどうか十分に検討する

必要がある。また、一時払の契約で解約返戻金に比して保険金が高額という場合には、債権額に満たない解約返戻金相当額を支払えば、差押えを解除し得るとするのは妥当でない。保険契約者が資産を隠匿していた場合の対処も必要と思われるし、破産手続等の場合についても同様のことが問題となると考えられる。

(注1)について

【解除の効力発生前後で異なる制度を設けることに否定的な意見】

- ・ 解除の効力発生前後で異なった規律が設けられるとコスト増加を招き、結果的に保険契約者全体で負担することになる（ACCJ、生保協会、住友生命、日本生命、弁護士、弁護士）。
- ・ 解除前後で異なる規律とするなど過度に複雑な制度とすると、関係者の混乱を招きかねない（第一生命）。
- ・ 解除の効力発生前後で異なった規律とすることは、複雑な制度となることで遺族等にとって理解しにくいものとなることが懸念される（明治安田生命）。

【解除の効力発生前の規律とすべきであるとの意見】

- ・ 解除の効力発生前の規律とすべきである（生保協会、かんぽ生命、住友生命、日本生命、富国生命、三井生命、ニッセイ研究所、教授、教授、弁護士、弁護士、弁護士ら）。
- ・ 解除の効力発生後の規律を定めることは慎重に検討すべきである（ACCJ、朝日生命、アフラック）。

(理由)

- 解除の効力発生後に契約当事者の同意なく存続を認めるのは契約法上極めて異例であり、契約者の混乱を招きかねない（ACCJ、生保協会、朝日生命、アフラック、住友生命、日本生命、富国生命、ニッセイ研究所、教授、教授、弁護士、弁護士、弁護士ら）。
- 契約の復元に当たり保険者の事務負担増を招くし、保険契約者が解除した保険契約を復元することと債権者等により解除された保険契約を復元することの差異が見受けられず、前者も適用範囲内となり得ることとなる（かんぽ生命）。
- 解除の効力発生後の手続を認めると存続申出手続中に保険事故が発生した場合の対応等法律関係が不安定となる（三井生命）。
- いたずらに法律関係を錯綜させ、また解除後に保険事故が発生し、その後（同時に）介入権が行使される場合を想像すれば足りるように、モラル・リスク顕在化の懸念も強い（教授）。
- 解除後の権利行使を認めたならば、それだけ保険契約は長期間不安定な状態に置かれることとなる（弁護士ら）。
- 保険者が解約返戻金や保険金等の二重弁済の危険にさらされることを防止する措置も必要となる（ACCJ）。
- ・ 既に効力を失った契約の効力を契約当事者ではない者が契約当事者の意思にかかわらず復活させることができる点については、問題がある（法友会）。

(補足)

- ・ [一定の者]が契約を存続させることとした場合には、解約返戻金請求権に対する差押命令事件は終局する旨の規定を明文化されたい。

また、差押えが競合している場合には、[一定の者]において、保険契約者の債権者への支払に代えて、供託することを契約存続の要件とするとともに、執行裁判所においてこれを配当する制度を明文化されたい(裁判所)。

(理由)

通常金銭債権の差押えにおいて差押えが競合した場合との均衡を考慮すると、[一定の者]が保険契約の継続を希望したときも、同様の取扱いとするのが、競合する差押債権者相互間の利益調整としては相当であると思われる。

【解除の効力発生後の規律とすべきであるとの意見】

- ・ 解除の効力発生後の規律とすべきである(東弁, 日本損保協会, 早稲田大, 教授)

(理由)

- 契約解除の前に[一定の者]が[一定の金額]を支払うというのが実際上機能するかどうか疑問である。被保険者が契約の維持を求めるなら、破産管財人に解約返戻金相当を支払って契約譲渡を受けることで現在でも対応可能と考える。解除をした場合に限った方が制度として分かりやすい(日本損保協会)

- 解除の効力発生後の方が、債権者に不利益を与えず、関係者を少なくすることによって無用なトラブルを回避し、手続の迅速化を図ることができる。

解除の効力発生前の規律とすると、債権者にとっては差押禁止債権の実質追加に相当することになるし、差押えが競合する可能性が高まり、その場合の問題点がある。また、質権者等の担保権者を規律の想定範囲を超えて利する可能性があるし、利害関係者の混乱が生じないか、破産手続との関係、民事執行上の他の事案との公平性につき著しい齟齬が生じないかといった観点からの検討も必要である(教授)

- 情報の一元化、手続の確実性、保険金受取人の迅速な保護の要請等を考慮し、保険者と保険金受取人とが直接交渉の方が合理的である(早稲田大)

- 解除の効力発生前の規律については、行使できる期間が2週間と極めて短く、現実的に行使できる場面はほとんどないと思われる。保険契約者の債権者等により解除権が行使される前の段階については、債権者等と介入権者等の任意交渉で決着を付ければよく、わざわざ理論的に無理のある解除の猶予期間を定め、実効性のほとんどない事前介入権を新設する必要性はないと考えられる(東弁)

(補足)

- ・ 通常の契約復活とは異なり、権利行使期間を短期間に制限するとともに、新たな健康状態の告知による審査、責任開始の起算日の変更等を行うことなく、無条件で契約を解除前の状態に回復し、継続して存続するものとみなすべきである(早稲田大)

- 一旦契約関係を終了した上で、新契約が締結されるという法律関係は保険制度へ与える影響が大きいと思われ、保険者の実務において大きな負担なく対応可能か、保険計理に影響しないかなど保険契約者全体（保険制度）への影響につき十分検討し、問題点をクリアーした上で対応する必要がある。また、民法第474条以下の弁済規定への影響についても検討する必要がある（教授）。
- 契約の解除の効力が発生したが、現に解約返戻金が支払われる前の時点においては、この場合も〔一定の者〕が〔一定の金額〕を保険者に支払うことによって生命保険契約の存続の効果が生じ、執行手続としては、保険者から解約返戻金を取り立てることになるのか、この場合には〔一定の者〕は〔一定の金額〕を保険者にではなく差押債権者に支払うことによって契約を存続させることとするのか、検討されたい。

また、保険契約が解除されなかったとみなすとしても、債権差押命令事件の終局という結果もなかったことになるのではないかとの疑義が生ずるおそれがあることから、取立てによる差押命令事件の終局には影響しない旨を明文化されたい（最高裁）。

- 要旨次のような規律にすべきである（東弁）

保険契約者について破産手続開始の決定がされ、又は保険契約者の債権者等が解約返戻金請求権の差押え若しくは生命保険契約の解除権を行使したときは、保険金受取人である被保険者又はその親族（保険契約者を除く。）は、保険契約者及び被保険者（請求をする者が被保険者であるときは、保険契約者）の同意を得て、保険者に対し、解約返戻金等相当額を支払って、当該保険契約の存続を請求することができる。ただし、保険契約者の債権者等により、保険者に対し、当該保険契約の解除の通知がされた日から2か月を経過したときは、この限りでない。

の請求があったときは、保険契約者の債権者等による当該保険契約の解除の通知にかかわらず、当該保険契約は解除されなかったものとみなす。

の請求があったときは、当該請求をした者が当該保険契約の保険契約者となる。ただし、保険者が当該請求に対し遅滞なく異議を述べたときは、この限りでない。

保険者が の異議を述べた場合は、保険契約者は、当該保険契約の解除及び保険金受取人の変更をすることができない。この場合において、 の請求をした者は、保険契約者に代わって保険料を支払う権利を有し、保険者が保険料の不払を理由として当該保険契約を解除するには、 の請求をした者に対し、相当の期間を定めて未払保険料の支払を催告しなければならない。

（理由）

解除の効力発生後に規律を一本化する以上は、権利を行使できる期間が1か月ではあまりに短きに失し実効性に欠ける。

保険者が保険契約者の変更異議を述べた場合の規律については、複雑に過ぎ、保険者に異議を述べる実質的なメリットがあるとも思えず、また法律の規定により特別の権利を創設する以上、ここまでして保険者に異議を述べる機会を与えることにこだわる必要があるかどうかは疑問を感じざるを得ない。保険者に異議を述べる機会を与えなければならないのであれば、介入権を行使した者の権利を保護するための規律を設けるべきである。

- ・ 解除前は契約の解除をすることができる者、解除後は保険者に対し〔一定の金額〕を支払う者とすると、差押えが競合した場合や、解除後でも未だ債権者等に解約返戻金の支払が行われていない場合はどうするのかなどという問題がある上に、このような規律では介入権を行使する者がどちらに金額を支払えばよいのが混乱してしまうと考えられることから、〔一定の金額〕の支払先は保険者に一本化すべきである（東弁）。

【法律構成に関するその他の意見】

- ・ そもそも契約解除の効力の発生の前後による整理よりも、保険者が取立てに応じて保険契約者の債権者に支払ったり、執行供託をしたりした時点の前後で規律を区別すべきではないか、検討されたい（最高裁）。

（理由）

そもそも2週間又は1か月という期間の設定が現実的であるか、また合理性があるかについて疑問がないではない。契約の解除の効力が発生しても、現に解約返戻金を支払う前であれば、保険者ではなく保険契約者の債権者に対し〔一定の金額〕を支払って、契約を継続させることができるとした方が法律関係が簡明になると思われる。

【その他の意見】

- ・ 解約返戻金等や保険金の二重払の危険を防止するための方策が必要である（生保協会、住友生命、日本生命、 弁護士、 弁護士）。
- ・ 介入権者の権利行使や介入権者が競合する際の優劣関係につき、保険契約者の意思に配慮することが必要である（生保協会、日本生命）。
- ・ 被保険者の死亡後に権利行使されるなどの逆選択のリスクを防止するための方策が必要である（生保協会、日本生命、富国生命）。
- ・ 被保険者の死亡が近い場合に権利行使されやすいなどの逆選択リスク防止のための方策が必要である（朝日生命、 弁護士、 弁護士）。
- ・ 保険金受取人が複数指定されている場合等の多様なケースを想定し、その取扱いを明確にする必要がある（第一生命、三井生命）。
- ・ 給付が複数種類ある場合（例えば、養老保険は死亡保険金・満期保険金）の取扱いについて明確にする必要がある（生保協会、住友生命、第一生命、日本生命、明治安田生命、 弁護士、 弁護士）。
- ・ 保険者と保険金受取人が異なる場合には、介入権行使に際して被保険者による同意を必要とすべきである（生保協会、住友生命、日本生命、 弁護士、 弁護士）。
- ・ 契約当事者の変更であるため、保険契約者だけでなく被保険者及び保険者の同意を得ることとしていただきたい（三井生命）。
- ・ 民法の特則として保険者の同意を不要とすべきである（近弁連）。

（理由）

〔一定の者〕が権利義務を承継することにつき、保険者の同意によって結論が異なることは妥当

でない。同意不要とすれば、〔一定の者〕がこの手続を採った後に、契約が解除されたり、保険受取人が変更されたりするおそれなくなる。

- ・ 保険契約の財産的処理が広く行われている現在にあって、生命保険契約の生活保障機能確保のために破産手続や債権回収の遅れなど債権者の権利に支障が生じてはならないと考える（ニッセイ研究所）。
- ・ 保険金受取人の生活保障という趣旨からは、法人契約の場合や死亡保険金以外の保険金受取人の場合については対象外とすべきである（生保協会、住友生命、日本生命、 弁護士、 弁護士）。
- ・ 保険実務が混乱しないよう、権利行使の要件・効果、効力発生時期等について明確にすべきである（生保協会、住友生命、日本生命、富国生命、 弁護士、 弁護士）。
- ・ 仮に受取人の介入権行使を認めるとしても、その期間は明確にし、〔一定の者〕の主観(差押え等がされたことの知・不知)に左右されることのないようにする必要がある。

差押えがされた場合、受取人の権利確保の点でも疑問がある。そもそも、第三債務者ではない受取人は差押命令の送達を受ける立場になく、差押えの事実を当然に知ることはできない。そして、生命保険契約について受取人の承諾は不要なことから、受取人に指定されていることを知らない可能性もあり、保険契約者の意思を無視して(差押えの事実を知らせたくない保険契約者もあり得る。)保険者が受取人に通知をすることも問題である。

差押えがされた場合、受取人の支払方法とその後の手続についても不明であり、検討すべき問題は多数ある。受取人が債権者に支払った場合、その事実を保険者がどのように知るのか、受取人が保険者に通知をした場合でも、差押取下通知が保険者に送付されなかった場合はどうするのか、そもそも、受取人は差押事件の当事者ではないのに、民事執行手続上どのような地位を与えられるのか。執行抗告、第三者異議の訴え等を受取人に認めた場合、その結論が出るまでに保険者の地位はどうなるのか、差押えが競合した場合に、受取人は供託をすることになると思われるが、その後の手続はどうなるのか。民事執行法の制度の整合性についても慎重に考慮を要請したい（ 弁護士ら）

- ・ 第三分野でも短期の傷害保険のように、保険料積立金のない、キャッシュバリューのない商品、かつ、(医療保険等と異なり)再加入が困難でない商品にまでこの制度を適用させる意義は小さいと考えるため、対象外としていただきたい（日本損保協会）。
- ・ 新しい制度の創設であり、具体的内容については様々なケースを想定して慎重な検討が必要である。期間については、制度を創設したことが無意味にならないように現実的に手続を採り得る期間を設定すべきであるが、法律関係の安定性を損なわない限度で慎重に検討すべきである（横浜弁護士会）。
- ・ 逆選択防止の観点から、権利行使が可能な期間をできる限り短くすべきである（アフラック）。
- ・ 仮に〔一定の者〕が手続を採ることができることを知るための方策を設けるとしても、執行裁判所からの通知によることとするのは相当ではない（最高裁）。

（理由）

債権差押命令の申立てをする債権者において、債務者を保険契約者とする保険契約の内容を正確に把握しているとは限らず、〔一定の者〕の氏名、住所等が判明しない場合も多々あるものと考えられる。また、執行裁判所が行う〔一定の者〕への通知のための費用を申立債権者に負担させる根拠はないと思われる。

(注2)について

- ・ 保険契約者と生計を一にする親族を基本とすべきである(早稲田大)

(理由)

規律を創設する趣旨に鑑みると、遺族保障等の不可欠な保障の継続を目的とすべきであり、保険金受取人の範囲を無制限に拡大すべきでない。

- ・ 制度の趣旨は保険金受取人の生活保障にあると考えるので、少なくとも保険金受取人である被保険者の親族とすることが必要であると考え。また、保険金受取人を前提とした場合、第3の2(2)ウやエの規律との関係を明確にしていきたい(生保協会、住友生命、日本生命)。
- ・ 保険金受取人に限定すべきである(ACCJ、日本損保協会、アフラック、弁護士ら)

(理由)

- 保険金受取人でなかった者は、そもそも保険金を取得できるという期待すら有していない(アフラック)。
- 保険契約の解除がされなければ保険金を取得し得た者の権利という想定されている保護法益を超えて〔一定の者〕を広く定義する必要性はない(ACCJ)。
- 受取人以外の者を認めるとしたならば、もともと保険金の請求権を有しない者がたまたま差押え等がされたことにより、受取人となることを認めることになり不合理である。また、このような権利行使は、被保険者の死期が近い場合に最も予想されるところであるが、このようなケースでは複数の〔一定の者〕によるいわば支払競争が起こる可能性もあり、生命保険金が法律上は相続財産とはされていないことから、推定相続人間の紛争を生前から惹起する可能性もある(弁護士ら)。
- ・ 保険金受取人の利益を保護する制度の趣旨・目的からすれば、保険受取人に限定すべきであり、かつ、被保険者の親族に限るべきである(近弁連、東弁)。

(理由)

- 被保険者の親族に広げた場合は、親族の範囲は広く、利害対立も十分考えられるので、複数の者がこの手続を採ろうとして争ったり、相続権もなく、関係も希薄であった者がこの手続を採って、保険契約を横取りしたりすることも考えられ、混乱が生じることは明らかである。保険金受取人が自ら一定の額を出費できないような場合は、借入れをするなどをして対処するしかない(近弁連)。
- 他人の権利関係に介入する私的自治の重大な例外となるものであることに照らすと、一般に保険金取得の期待権を有しており、生活保障の必要性も高いと認められる者に限定すべきである(東弁)。
- ・ 〔一定の金額〕を支払うことができる者の範囲であるから、範囲を厳格に限定する必要はなく、広

く手続を利用できるようにしておいても特段問題はないと思われる（横浜弁護士会）。

- ・ 民事執行手続上疑義が生じない程度に一義的かつ明確に規定されたい（最高裁）。
- ・ 差押債権者又は破産管財人に〔一定の金額〕を支払う者を特に明記する必要はないと考えられる。親族等であれば債務者・破産者から代理権を得ることは容易であろうし、また、代理権を得られないような親族等に保険契約の帰趨をゆだねる必要性は乏しいと考えられる。保険金受取人も原則としてその指定はいつでも変更されるので、その地位は脆弱というべきであり、同様にかかる必要性は乏しかろう（日弁連）。
- ・ 保険契約者自身については、差押え等を受けるのは自らの責に帰する結果であるほか、現行法上も差押禁止債権の範囲の変更や、破産管財人との交渉による財団放棄といった途が開かれており、あえて介入権を認める必要性もないと考えられる。

また、介入権を行使できる者が2人以上存在する場合は、同一の保険契約について介入権の行使が競合した場合の法律関係、解約返戻金等相当額や介入権を行使した後の保険料等の負担割合等、解決困難な問題が多数生じてしまうと予想されることから、全員が共同で行使しなければならないものとすべきである（東弁）。

（注3）について

- ・ 一義的に定まる規律としていただきたい（ACCJ、生保協会、アフラック、住友生命、日本生命、弁護士、 弁護士）。

（理由）

- 〔一定の金額〕の基準時について、解除の効力発生時（解除の通知の到達時）を前提とした場合、〔一定の者〕が（債権者等に対して）解除通知到達時の解約返戻金額を支払っても、保険者への保険料等の支払がなければ契約が失効する場合がある。他方、解除の効力発生時（解除の通知の到達時）を前提としない場合、〔一定の金額〕の支払時と解除の効力発生時の間を保険料期間がまたぐときには、〔一定の金額〕の支払時において、保険料収入の有無、自動振替貸付の有無、配当の有無等が分からず、解約返戻金額を確定することができない（生保協会、日本生命）。
- 例えば解約返戻金の額のほかに未払保険料や契約者貸付がされていた場合の貸付額をも支払うことを要件とするか否かによって〔一定の金額〕が変わると想定される（ACCJ、アフラック）。
- ・ 具体的内容及び算定の基準時並びに権利の行使時期については、民事執行手続上疑義が生じない程度に一義的かつ明確に規定されたい（最高裁）。
- ・ 基本的には解約返戻金の額であることは賛成であるが、いつの時点の額かを慎重に検討する必要がある（近弁連）。
- ・ 検討の方向性に賛成である。制度が利用される様々なケースを想定し、債権者や保険者に配慮した過不足のない金額を検討することが妥当である（横浜弁護士会）。
- ・ 保険の健全性に留意する必要がある（住友生命、 弁護士、 弁護士）。

- ・ 差押債権者及び破産管財人が解約返戻金を目的として解除権を行使するのであるから、解約返戻金相当額とするのが妥当である（日弁連）。
- ・ 保険商品の内容等によっても計算方法は異なってくる可能性があり、一義的に通用する計算方法を法令で定めることはかなり困難である。しかも介入権者がこれを自ら計算することは事実上不可能であると考えられること、日々発生する利息や遅延損害金等を考慮すると、介入権を行使した日付によっても微妙に金額が異なるという結果にならざるを得ず、介入権を行使する側にとっても保険者側にとっても大変な事務負担を余儀なくされることが予想されることから、むしろ法律上は計算方法の基準を示すにとどめ、具体的な金額の算定は合理的な範囲内で保険者にゆだねることとした方が現実的であると思われる。

〔一定の金額〕に解約返戻金相当額が含まれることは勿論であるが、保険者の正当な利益を保護するためには、未払保険料や契約者貸付の残額もこれに含める必要があると考えられる。

権利行使の機会を保障するという観点からは、保険者は、介入権を行使できる者に対し、介入権を行使できる旨やその期限及び介入権を行使する場合に必要な金額を通知すべきものとする規律を設けるべきである（東弁）。

（注4）について

- ・ 制度を創設する以上、制度利用者に不利な約定は無効とすべきであるから、片面的強行規定とすべきである（横浜弁護士会）。
- ・ 任意規定とすべきである（生保協会，住友生命，日本生命， 弁護士， 弁護士）。

（理由）

商品の仕組みや給付目的によっては規律の趣旨が妥当しない場合もあると思われる（生保協会，日本生命）。

### 3 保険事故の発生による保険給付

#### (1) 被保険者死亡の通知 【各契約共通事項】

保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

（注1） この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注2） この規律については、第2の3(2)の（注1）及び（注2）参照。

現行商法の参考条文 第681条

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（日弁連，東弁，一弁，横浜弁護士会，保険契約法研究会， 准教授）。
- ・ 基本的に賛成する（生保協会，日本生命）。

（補足）

- ・ 通知について発信主義が採られているが、通知が到達しないことには、保険者は対処のしようがないと考える（生保協会，日本生命）。
- ・ 保険金請求事由の発生は、請求者側の生活圏内で発生することや、迅速な支払を担保する前提として、通知義務を設けることに合理性が認められる（保険契約法研究会， 准教授）。
- ・ 生存保険について同様の規律を設けないことに異論はない（一弁）。

#### (2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第2の3(7)と同じ（ただし， の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「被保険者の死亡」とし， の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者又は保険金受取人」とする。）。

（注） この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり，生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし（民法第412条参照）

#### (3) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

第2の3(8)と同じ。

（注） 保険料積立金等の請求権の消滅時効については，4(5)の（注3）参照

現行商法の参考条文 第663条，第682条，第683条第1項

- ・ 賛成。ただし，短期消滅時効の起算点を保険法の中に具体的に定めず，民法第166条第1項の権利を行使することができる時としたことについては疑問がある（横浜弁護士会）。

#### (4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は，次に掲げる場合には，保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。

(イ) 被保険者が自殺によって死亡したとき。

(ウ) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。ただし，その者が保険金の一部を受け取るべき場合には，保険者は，その残額を支払う責任を免れることはできない。

(エ) 戦争，内乱その他これらに準ずる変乱によって被保険者が死亡したとき。

（注1） 現行商法第680条第1項第1号の「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」は，法定の免責事由として掲げないものとする。

（注2） (イ)に関し免責の範囲を一定の期間内の自殺に限定することについては，なお検討する。

（注3） この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり，生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注4) 規律の性質については、第2の3(9)の(注3)参照。

現行商法の参考条文 第640条, 第680条第1項, 第683条第1項

本文の規律について

【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である(日弁連, 一弁, 横浜弁護士会, 第一生命, 早稲田大)
- ・ 任意規定とされることを前提として(基本的に)賛成する(生保協会, 日本生命, 明治安田生命)。

(補足)

- ・ 一定期間内の自殺に限定して免責事由とすることは許容されるべきであり、(イ)の自殺を法定の免責事由とすることには反対する(一弁)。
- ・ (ウ)のただし書には賛成できない。複数の者が保険金受取人に指定されている場合において、そのうちの1人が被保険者を故殺したときは、約定保険金全額を故殺者以外の保険金受取人に支払うべきである(早稲田大)
- ・ (ウ)のただし書の部分は、明確さを欠くものと思われる(横浜弁護士会)。

【その他の意見】

- ・ (ア)(ウ)(イ)については提案通りでよい。殺人は重大な犯罪行為であり、殺人を助長しかねない規定や約款条項を置くことは許されるべきではない(保険契約法研究会, 准教授)。
- ・ 例えば、保険金受取人による被保険者故殺の場合には、受取人の指定がなくなるとか、多数受取人がいる場合には、残りの受取人が故殺を行った受取人の受取額を取得できるなどという殺人を肯定しかねないような規定を設けることは許されるべきではない。免責によって保険者が利益を得るとの反論もあり得るが、保険者は責任準備金を返還することになっている。受取人による被保険者故殺を免責とせず、受取人以外の誰かに支払を認めるとなると、当然に保険料が増額することになる(准教授)。
- ・ 精神障害による「自殺」は免責の対象とならないことを法文上明示すべきである(近弁連, 弁護士, 弁護士)
- ・ 精神の障害が寄与した自殺については、プロ・ラタ主義の導入を検討すべきである(近弁連, 弁護士)
- ・ 商法第680条第1項第2号の受取人による故殺免責についての条項は削除し、受取人の指定がなかったものとみなし、他の者(残りの受取人又は「次順位の受取人」)に保険金全額を受け取らせる制度を導入すべきである(近弁連, 弁護士)

(注1)について

【反対であるとの意見】

明治安田生命, 弁護士

(理由)

テロや強盗など生命を賭しての計画的な犯罪行為が後を絶たない現状等にかんがみ、犯罪行為につい

では、引き続き法定の免責事由として維持することが望ましいと考える（明治安田生命）。

（注2）について

【一定の期間に限定すべきであるとの意見】

日弁連，近弁連，東弁，二弁，中央大， 弁護士

（理由）

- 現在の生命保険実務と乖離していることや日本社会における自殺の数の多さ，自殺の原因の多様性を考慮すると，全保険期間中の自殺を免責とすることは相当ではない（二弁）。
- 現行商法の規定についても，被保険者の精神障害中の自殺は免責事由にはあたらないと解されているようであるが，自殺の原因には様々なものがあり，精神障害によるものとまで断定できるとは限らないことから，一律に自殺を免責事由とするのは保険金受取人にとって酷であると思われる（東弁）。
- 自殺防止は重要なことであるが，それは他の施策で努力すべきことであろう（近弁連）。

（補足）

- ・ 免責期間を3年に明示的に限定し，これを片面的強行規定とすべきである（近弁連， 弁護士）。
- ・ 契約締結時から3年程度の免責期間を法定すべきである（東弁）。

【一定の期間に限定することに消極的な意見】

横浜弁護士会，アクチュアリー会，第一生命，明治安田生命，保険契約法研究会， 准教授， 弁護士

（理由）

- 約款による保険者の免責範囲の縮小は有効であるとされているが，それを法定事由とすることについては，自殺を原因とする生命保険金の不当な取得を防ぐためには，より慎重であるべきと思われる（横浜弁護士会）。
- 最判平成 16.3.25 民集 58・3・753 で示されているとおり，自殺免責期間経過後においても免責を認める必要があることから，免責期間を法定することには疑問がある（保険契約法研究会， 准教授）。
- 被保険者の自殺に関しては，これを偶然的事故と捉えることは困難であることに加え，免責の範囲を一定の期間内の自殺に限定することについては，自殺の発生がその時々々の社会・経済環境等に依るところが大きく，その発生確率が収斂すると考え難いため，免責の範囲は，その時々々の状況に応じて判断されるべきものとする（アクチュアリー会）。
- 自殺免責期間についてはその時々々の社会情勢を踏まえて適切に設定していくことについて合理性があると考えられる（明治安田生命）。

（補足）

- ・ 全期間免責とした上で，約款で社会情勢に応じた適切な免責期間を定めることを許容すべきである（第一生命）。

【その他の意見】

- ・ 免責期間を一定期間に限る形で法定することについては、免責の規定が任意規定として位置付けられ、法定免責期間と約款免責期間との長短を含めた相違が生じることが許容されるのであれば、特に異論はない（生保協会，日本生命）。

（注４）について

- ・ 任意規定とすべきである（生保協会，第一生命，日本生命）。

（理由）

各々の保険商品の設計趣旨やその時の社会情勢等を踏まえて適切と思われるものを任意に設定することができるようにすべき（生保協会，日本生命）。

- ・ 被保険者故殺免責は、強行規定として、これに反する約款は無効とすべきである（ 准教授）。

（保険事故の発生による保険給付関係後注）

保険金の請求や支払に関する契約法上の規律並びに保険者に対する権利についての差押え禁止及び保険者の財産に対する一般先取特権については、第２の３の（保険事故の発生による保険給付関係後注）参照。 【各契約共通事項】

#### ４ 生命保険契約の終了

##### (1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

第２の４(1)と同じ。

現行商法の参考条文 第６５３条，第６８３条第１項

##### (2) 重大事由による解除（特別解約権） 【各契約共通事項】

第２の４(2)と同じ（ただし、の(ア)を「保険契約者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に被保険者を死亡するに至らせ、又は至らせようとした場合」とし、(イ)の「被保険者」を「保険金受取人」とし、の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。）

（注） の(ア)は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし

本文の規律について

- ・ の(ア)，(イ)及びについては賛成，の(ウ)については、規定の趣旨としては賛成であるが、解除事由が抽象的である点に疑問があり、解除事由に具体化を持たせる必要がある（横浜弁護士会）。

（理由）

いずれも不当な保険金の支払を防ぐために必要な規定であると思われる。ただし、の(ウ)につい

ては、その事由が抽象的であり、場合によっては保険者側の一方的な都合による保険金不払の口実とされるおそれがないとは言えない。

- ・ の(ア)については、自殺を含めるように読めるが、自殺を含めないようにすべきである。また、の(ウ)については、更に要件を絞り込むよう検討する必要がある。例えば「その他の当該保険者との信頼関係を損ない、保険制度の趣旨、目的に照らして……」などとすべきである（日弁連）。
- ・ 現行商法第656条を中間試案のような規定とするのであれば、解除事由に被保険者による故意の事故発生を加えるべきである（教授）

（理由）

現行商法第656条においては、主観的危険の増加も対象となるとする学説・判例があり、これにより一定のモラル・リスク対策機能が果たしたことは否定できない。このような主観的危険の増加については特別解約権で対応するという整理であれば、前掲札幌地判平成23.3.26のようなケースをカバーするようにする必要がある。

- ・ の(ア)の主体から被保険者を殊更に除外する理由はないから、これを含めるべきである。合理的な理由から重大事由解除事由が約款に定められた場合に、約款規定に定められた事由に該当することをもって契約の解除をすることは有効と理解してよいか、確認させていただきたい（弁護士）。
- ・ 第2の4(2)の（注2）については基本的に賛成であるが、「保険制度の目的に反するおそれ」との文言について再検討すべきである（一弁）

（理由）

重大事由による解除が認められる事案では、契約者の収入からみて過度な保険料を要する数の生命保険契約を締結していることが多く、このような事実は保険金を取得する意思を推認させる事情といえ、かかる事例を解除事由の一事例として例示列挙することは妥当である。ただし、「保険制度の目的」が何を指すかは明確でなく、重大事由解除が認められるような信頼関係の破壊があると評価できる事案では当該目的に反するおそれがあると評価できるのであるから、実質的にも意味がない。

（注）について

- ・ 賛成である（一弁）。
- ・ 死亡保険契約のほか生存保険契約について重大事由が発生した場合、生存保険も解除することもあり得るので、生存保険も規律の対象とするよう要望する（生保協会、日本生命）。
- ・ 年金保険契約の請求に関する詐欺行為等も想定されるため、生存保険契約についても適用があることを明らかにすべきである（第一生命）。
- ・ 死亡保険契約のほか生存保険契約について信頼関係を破壊する重大事由が発生した場合に、生存保険契約については解除することができないとする合理的理由はなく、反対である（弁護士）。

### (3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

第2の4(3)と同じ。

現行商法の参考条文 第651条, 第683条第1項

#### (4) 解除の効力 【各契約共通事項】

第2の4(4)と同じ。

現行商法の参考条文 第645条第1項, 第651条第1項ただし書, 第653条, 第657条第1項ただし書, 第678条第2項, 第683条第1項

#### (5) 保険料積立金等の支払

保険期間満了前に保険契約が終了した場合には, 保険者は, 保険契約者に対し, 将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した〔一定の金額〕を支払わなければならないものとする。

(注1) 「一定の金額」の具体的内容については, 契約の終了事由ごとに検討すべきであり, 例えば, 保険者の破産の場合(3)参照)には, 保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額のうち将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額とすることが考えられ, 保険契約者による任意解除の場合(1)参照)には, 保険契約において保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額(保険契約者が契約の解除をしたこと等によって保険料の計算の前提が維持されない場合におけるその維持のために必要な金額)を考慮した規律を設けることが考えられるが, 現行商法の規律との関係やその実効性を含め, なお検討する。

(注2) どのような契約をこの規律の適用対象とするかについては, なお検討する(なお, 3(4)の(ア)の場合(保険契約者の故意による保険事故招致の場合)には, 法律上は保険者において「一定の金額」の支払責任を負わないものとする。)

なお, いわゆる保険料不可分の原則については, 第2の4の(損害保険契約の終了関係後注)2参照。

(注3) 「一定の金額」の請求権は, [2年間][3年間]行使しないときは, 時効によって消滅するものとする(この規律については, 第2の3(8)の(注1)及び(注2)参照。)

(注4) 片面的強行規定とする方向で, なお検討する。

現行商法の参考条文 第680条第2項, 第682条, 第683条第2項

本文の規律について

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である(日弁連, 第一生命, オンブズネット, 消費者問題研究所, 弁護士, 弁護士, 氏)。
- ・ 基本的に賛成。ただし, 保険契約の終了事由によっては保険者が支払責任を負わないことを明確に規定すべきである(横浜弁護士会)。
- ・ 基本的に賛成する(生保協会, 日本生命, 明治安田生命)。

(補足)

- ・ 保険法に、契約を終えるときは保険料積立分金の支払をすることを明記すべきである。さらに、「一定の金額」の妥当性については保険業法にゆだねるべきである(オンブズネット)。
- ・ 実際に保険契約者がこの規定に基づいて保険料積立金等の支払を請求することができるように、保険者に保険料積立金等に関する情報提供義務を課すこと等を検討すべきである(弁護士、弁護士、氏)。
- ・ 約款の規定では、保険料積立金から費用の賠償として特定金額を控除し、解約返戻金として払戻すとされているようであるが、特定金額算定の根拠、合理性等も、規律の範囲に入れ検討する必要がある(消費者問題研究所)。

【反対であるとの意見】

ACCJ, アフラック, 弁護士

(理由)

- 解約返戻金を無しとするか、保険料積立金に比べて低くすることにより保険料を低廉化する商品は、既に金融行政において認められ、保険契約者にも広く受け入れられている。規律の導入は、保険契約者の多様なニーズに応える商品設計の制限につながり、消費者利益を大きく阻害する可能性がある。仮にこの規律が導入された場合でも、遡及適用されないことを確認したい(アフラック)。
- 保険料積立金等の支払は導入すべきではない。解約返戻金を無しとするか保険料積立金に比し低くすることにより保険料を低廉化する商品が既に多く出回っており、事実として社会に受け入れられている。このような状況で保険料積立金等の支払を片面的強行規定とすることは、消費者利益を阻害するため、当該規定の導入には反対である(ACCJ)。
- 例えば、無(低)解約返戻金商品など、解約返戻金を低くする代わりに保険料を安くすることにより、消費者の多様なニーズに応えてきた保険商品の選択肢を妨げるような当該規定の制定については、一般消費者としての立場から、強く反対する。当該規定が万一仮に規定化される場合でも、これが遡及適用されるものでないことを確認したい。解約返戻金の規定は、民法の不当利得や、消費者契約法第9条第1号にいう「損害賠償額の予定を定める条項」「違約金を定める条項」とは無関係というべきである(弁護士)。

【その他の意見】

- ・ 「一定の金額」の算出方法を一義的に明確に規定されたい。仮に、一義的に明確な規定を設けることが困難であれば、このような規律を設けること自体を見直されたい(最高裁)。

(理由)

- ・ 「一定の金額」の算出方法や要件事実は、裁判規範として客観的に明確に規定される必要がある。
- ・ 保険契約が終了した場合に、保険者が払い戻すべき金額について、裁判規範となる規律を設けるとい趣旨には賛成するが、規律の適用対象及び「一定の金額」の算定方法については、保険数理の専門家の意見も聴いて、妥当性及び実効性のある規律を設けるべきである(東弁)。
- ・ 生存保険について、解約返戻金なしの契約を容認するかを検討すべきである(元教授)。

- ・ 解約返戻金の額について契約者が検証できるよう保険会社に情報開示を義務付けるべき( 氏)。
- ・ 返戻金、転換契約時の転換価格について、計算方法など根拠を開示すべきである( 氏)
- ・ 保険契約者側で解約返戻金の額が適正であることが検証できるよう、保険会社に解約返戻金に関する情報開示を義務付けるべきである( 氏)。
- ・ 解約返戻金について規定することには賛成するが、解約返戻金の額が妥当かどうかは、保険業法で手当てをすべきである(東京地婦連)。
- ・ 明文の規定を設けることについては賛成する。〔一定の金額〕の内容について、裁判規範となるに足りるよう、明確かつ具体的に規定すべき。支払がゼロになる場合も含まれる形で表現されるべき。業法の規制等により、保険契約者に開示されるよう適切な対応がされるべきである(一弁)。
- ・ 保険料等の価格設定に際して、最も重要となるのは、将来の保険事故発生率、利回り見通しである基礎率の設定であり、これに際して、アクチュアリーは、保険期間の長期性、群団性、保険料計算要素の多様性に留意する必要がある。伝統的な商品に関しては、保険料積立金の一部を控除することにより、解約返戻金を設定しており、規律は働いているものと思われるが、最近では、消費者ニーズ、資産運用方法の多様化といった背景もあり、様々な商品の開発が行われている中であって、解約返戻金の設定方法も多様化しており、「一定の金額」を画一的に定めることは困難であると思われる(アクチュアリー会)。
- ・ 規定の文言を慎重に吟味する必要がある。「将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した」という表現が分かりにくい。解約返戻は、保険契約法の領域では、その返戻金の内容を明確にすることを要請されるものではない。むしろ、通常解約の場合の「原理原則」をうたうものにすぎないはずである。だとすれば、「将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した」という多分に技術的色彩を持つ文言を使うことは疑問であり、「保険料のうち契約者に返戻できる部分は」というような平易な文言を用いることが望ましいと考える(早稲田大)。
- ・ 「一定の金額」の具体的内容については、将来の商品開発が制約されることのないような規律とすべきである(かんぼ生命)。
- ・ 無解約返戻金商品や低解約返戻金商品など解約返戻金をなくすことで保険料の低廉化に成功している商品が既に存在するため、商品開発の自由度および保険契約者の選択の幅を阻害しない規定とすべきである(三井生命)。
- ・ 保険契約終了時における「一定の金額」の支払を担保することは、より高い保険料負担と表裏一体の関係にあることから、慎重かつ商品開発を過度に制約することのないような規律が望ましいと考える(明治安田研究所)。
- ・ 「将来の保険金の支払に充てるべき保険料」は保険業法に規定する契約者価額とほぼ同義と考えてよいのか。第三分野でも短期の傷害保険に保険料積立金(契約者価額)はないため、本文の規律は適用されないと考えてよいか明確にすべきである。積立保険における払戻積立金等の規律を契約法におくことは適当ではないと考える(日本損保協会)。
- ・ 考え方は理解するものの、例えば平準保険料方式による無解約返戻金型の商品においても保険期間

中に会計上保険料積立金が発生するが、これは「保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額」であることを明確に規定すべきである（外国損保協会）。

- ・ 低解約返戻金や無解約返戻金といった仕組みは認められることが必要である。また、未経過共済掛金を返戻しない仕組みについても認められる必要がある（JA共済連，JF共水連）。
- ・ 一定の仕組みを説明した上で、保険料積立金等の支払を行うことは必要と考えるが、保険法自体に規定するかは慎重を要すると考える（保険契約法研究会，准教授）。
- ・ 解約返戻金については、規定を設けるべきである。また消費者がその内容を検証できるようにすべきである（全国相談員協会関東）。

（理由）

保険期間満了前に契約終了したときには、解約返戻金を請求できることを示す必要がある。ただし、消費者にとって解約返戻金の内容が分かるものでなければ意味がない。従来、保険の解約返戻金についてはブラックボックスであって、保険証券や約款の列表の根拠も定かではない。

- ・ 保険の解約返戻金について、適切な金額の支払が行われるべき旨の規定を設けるべきである。保険会社から保険契約者側への情報提供を義務付けるべきである（神奈川相談員，弁護士，弁護士，氏）。
- ・ 返還されるべき積立金等の金額については、その合理性及び透明性が確保されるべきであり、具体的には、保険業法によりその内容を規律すべきである（近弁連）。

（注1）について

- ・ 賛成する。ただし、「一定の金額」の額が保険契約の終了事由によって異なることは賛成であるが、終了事由の如何なる点を考慮して差異を設けるのかという点については、慎重に検討する必要がある。さらに、保険契約者に対する情報開示という観点から、額の開示、計算方法等の説明についての規定を設けるべきである（日弁連）。
- ・ 整理に異論はない（日本損保協会）。
- ・ 解約返戻金等は、保険契約の内容や保険料・責任準備金・配当等の価格等を踏まえて設定することから、商品開発と密接に関係している。したがって、「一定の金額」の具体的内容については、現行の約款や実務の取扱にも配慮し、既存の商品および将来の商品開発が過度に制約され、保険契約者のニーズに応えられなくなるような規律とすべきである（生保協会，日本生命，明治安田生命，弁護士）。
- ・ 多様な商品が開発・提供されることは消費者にとっても有益であり、公正妥当な保険数理に基づいた新たな保険商品の登場を制約することのない規律とすべきである。また、金額は一意に決まるものではないため、公正妥当な金額であることを前提に一定の合理的な幅が許容されるべきと考える（第一生命）。
- ・ 保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額にその支払時から予定利率によって計算した利息の額を合算した額のうち、将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金

額から、保険事故発生率、予定利率その他の当該保険契約において保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額を控除したものについて、保険契約の特質に応じた合理的な規律である旨を明確化するべきである（早稲田大）

（注2）について

- ・ 基準を明示して保険契約者等が戸惑うことがないようにすべきである（日弁連）。
- ・ 保険料積立金の払戻義務を明文化する場合には、硬直的な一律の規制を設けることは望ましくないことから、この規律を片面的強行規定として立案することには賛成するが、その場合には保険料積立金を払い戻さない、又は低額であるとする事について、保険契約者が契約締結時に理解可能な明瞭な方法で提示されるべき措置が必要である（早稲田大）

（注3）について

- ・ 3年間とすべきである（一弁，日弁連）。

（注4）について

- ・ 片面的強行規定とすることに基本的に賛成であるが、保険商品の設計に不合理な支障を生じさせないようにすべきである（一弁）。
- ・ 片面的強行規定とすべきである（日弁連）。
- ・ 規定の性質上異論はない（日本損保協会）。

（生命保険契約の終了関係後注）

保険料不払による契約の解除の際の催告については、第2の4の（損害保険契約の終了関係後注）3参照。 【各契約共通事項】

（生命保険契約に関する事項関係後注）

- 1 団体生命保険契約にも1から4までの各規律が適用されるが、これに関する特別な規律を設ける必要性については、なお検討する。
- 2 生命保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては、なお検討する。

後注1について

- ・ 団体保険を保険法で明記すべきことに異論の余地はない。団体生命保険については、業法による規制等を含めて配慮されるべきである（一弁）。
- ・ 団体構成員の団体への帰属意識が希薄な団体において行われる被保険者募集（団体信用生命保険等）については、通常の保険契約と同様の規律が必要な場合があり、それらについては、別途、明文規定を置くべきである（一弁 弁護士）。
- ・ 保険契約者（団体）が被保険者（団体構成員）に対して、保険契約の内容に関する適切な情報提供

を行うべき義務を定めるべきである（神奈川相談員， 弁護士）。

- ・ 保険契約者に被保険者に対する情報提供義務を課すべきである（ 氏）。
- ・ 契約者である団体について、個人保険における保険会社と同等の情報提供義務を課するか、又は保険会社に被保険者への情報提供義務を課すべきである。さらに、被保険者証の交付を義務付けるべきである（全国相談員協会，全国相談員協会関東）。

（理由）

団体保険では契約者である団体が事実上の加入勧奨を行っていることが多い。団体に保険証券が交付され、被保険者には被保険者証が交付される場合と何も交付されない場合がある。そのため団体保険では、被保険者には加入の認識がない、被保険者が保険内容を知らないなど、保険会社からも団体からも適切な情報提供がされない現実がある（全国相談員協会関東）。

- ・ 団体保険では契約者である団体に、保険会社と同等の情報提供義務を課すべきである。または保険会社に被保険者への情報提供義務を課すべきである（神奈川相談員）。
- ・ 保険者又は保険契約者は、被保険者に対して、下記の(1)及び(2)に定める事項について通知をしなければならないとの規律を設けるべきである（日弁連）。

(1) 保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）は、保険契約締結までの間に、保険契約者（及び被保険者）に対して、保険契約のうち重要な事項を説明しなければならない。

(2) 特に、次の事項を説明すべきことは、具体的に定めるべきである。

ア 支払い事由（保険金支払いの対象となる保険事故の具体的範囲）

イ 保険金額

ウ 免責事由（告知義務，通知義務，約款における免責事由）

保険契約者及び被保険者が告知をすべき事項、及び、当該事項について故意又は重過失により告知をしなかったときは保険金の全部が支払われなくなること。

契約締結後に の告知をすべき事項に変更が生じたことにより危険が増加したときは保険者に通知をしなければならないこと、及び、故意又は重過失により通知をしなかったときは保険金の一部が支払われなくなること。

約款に保険金の全部又は一部の支払いが行われない事由に関する定めがある場合は、その定めの内容。

- ・ 保険に加入する時も保険金を受け取る時も労働者本人（遺族）の同意を得て証書を手渡すべきである（ 氏）。
- ・ 任意加入型の団体保険については、保険者は、被保険者に対し、保険契約成立後、遅滞なく、保険証券に準じた内容を記載した被保険者証を交付しなければならないとの規律を設けるべきと考える（ 弁護士）

（理由）

団体保険であっても、個人保険と商品性が全く同様のものも多く、また、団体と構成員との結びつきが弱い団体も存在することから、被保険者保護の要請が個人保険の契約者と同様に認められる

ので、保険の成立と内容を証明する手段として、保険証券と同程度の内容が記載された被保険者証が交付されることが望ましいと考える。

- ・ 団体生命保険の本来の趣旨である遺族補償を実現するために、被保険者全員に保険証を渡すべきである（ 氏）。
- ・ 従業員を被保険者として保険契約を締結する場合には、保険会社名・保険金額を明記した被保険者証を従業員に交付することを義務付けるべき。総合福祉団体定期保険における通知同意方式には大きな問題がある。ヒューマン・バリュー特約の保険金は会社の不労な利得であり、本来廃止すべきである。同意主義のもとにおいても、利益主義の考え方を取り入れ、会社や事業主の不労な利得を防ぐ方策が検討されるべきである（ 弁護士）。
- ・ 保険契約者の被保険者に対する情報提供義務の規律その他必要な規律を設けるべきである。これとは別に、団体信用生命保険に関する特別な規律を整備すべきである。与信債権と団体信用生命保険契約との関係（主従、優劣等）、与信債権の消滅時効（保険事故発生時か、与信債権への弁済充当の時期か）、保険会社から金融機関等に支払われる社員配当金の扱い等が法律で明確になることが望ましい。保険契約者である金融機関等の従業員が被保険者に不告知を教唆したような場合、保険募集人の告知妨害と同等の規律がされることが妥当と考えられる（ 弁護士）。
- ・ 団体生命保険については、決して会社が保険金を受け取ってはならない（ 氏）。
- ・ 本人確認の手続を厳格に行うべきである。保険金を会社が受け取ることを禁止すべきである。ヒューマン・バリュー特約を禁止すべきである（ 氏）。
- ・ 団体定期保険では、保険契約の契約時（入口）、給付時（出口）とも被保険者に対し、文書で個々に同意をとることを明文化すると同時に、企業の保険金受取り禁止と本人及び家族に対し、保険証の写しを交付する義務を定めるべきである（ 氏）。
- ・ 以下の内容を改定保険法に明記すべきである。 他人の命に掛ける保険は、被保険者一人一人から書面による同意をとることを義務付けること、 被保険者証を発行し、被保険者に渡すこと、 会社の受取りを禁止すること、ヒューマン・バリュー特約は廃止すること（ 氏）。
- ・ 団体定期保険(団体生命保険)をはじめとして、団体保険に関する実定法を制定することを求める。その実定法に、 被保険者の同意書提出、 企業を保険契約者とする保険契約への同意と、企業が保険金受取人となることへの同意の明確な区分、後者の禁止（ヒューマンバリュー特約の廃止など）、 通知同意方式の禁止、 被保険者証の発行と交付義務を明記することを求める（ 教授）。
- ・ 保険法の中に団体生命保険の項を起こして規律すべきである。企業が従業員の生命に保険をかける場合は、書面で被保険者である従業員への告知と同意を必ずとることを厳しく規制することが重要である。企業を保険契約者とする保険契約への同意と企業が保険金の受取人になることの同意は区別することが重要である。被保険者証の発行を義務付けるべきである。今後の団体生命保険の運用に当たっては、企業による保険金の受取りを禁止することが重要である（ 氏）。
- ・ 団体保険の場合の書面交付義務、説明義務、同意の取り方については、一律に適用範囲から除外することがないよう、慎重に検討を重ねるべきである（ オンブズネット）。

- ・ 明確に個別の書面での同意を必要とする内容に改善されるよう強く要望する（ 氏）。
- ・ 「被保険者の同意」については、あくまで従業員の氏名をもつての「団体生命保険」加入であるから、「書面」でもって本人同意を得なければならない。「ただし」書は必要ない（ 氏）。
- ・ 被保険者の同意の書面性が法定される場合は特則が必要と考えられる（日本損保協会）。
- ・ 被保険者全員の同意を不要とする要件等について、法律で明確に定めるべきである。例えば以下のような規律を設けることが考えられる（東弁）。

保険契約者が、その従業員、構成員、加入者その他一定の範囲に属する者の全員を被保険者とする死亡保険契約（団体生命保険契約）については、次のすべての要件を満たす場合に限り、被保険者となる者全員について書面による同意がない場合であっても、1(2)アに定める被保険者の同意があったものとみなす。

ア 被保険者の遺族の生活保障を主たる目的とすること。

イ 保険金額の2分の1以上を被保険者の遺族に支払うことが、契約または就業規則等によって明示されていること。

ウ 保険金額のうち、保険契約者その他被保険者の遺族以外の者が得ることとなる金額が、保険金額の2分の1を超えず、かつその者が被保険者の死亡により通常受けべき金銭的損失の範囲を超えるものでないこと（注：この点については、省令等で具体的基準を設けることも考えられる）。

エ 被保険者となる者全員に対し、予め保険契約の概要を記載した書面を交付し、かつ当該書面を公布した日から1か月以内に保険契約者に対し異議を述べた者については、当該保険の被保険者とししないものとされていること（注：保険契約の内容を変更する場合も同様の取り扱いとすること）。

1(2)アに定める被保険者の同意を欠く死亡保険契約（ により被保険者の同意があったとみなされるものを除く。）により、被保険者の遺族以外の者が死亡保険金を受け取ったときは、被保険者の遺族は、当該保険金を受け取った者に対し、当該保険金全額の支払いを請求することができる。

被保険者の遺族が の請求またはその予告をしたときは、保険者は、既に支払った の死亡保険金の返還を請求することができない。

- ・ 従業員を企業が生命保険や傷害保険に加入させるような場合や建築現場での事故に備えて生命保険や傷害保険に加入させる場合には、同意が必要とすべきである。保険利益のない者を受取人に指定することを許容すべきではなく、とりわけ企業が従業員について加入させるものや、建築現場での労働者の事故に備えて加入するような生命保険・傷害保険については、保険契約者が受取人となることを禁止すべきであり、契約締結後に、保険受取人を保険契約者に変更することも認めるべきではない。また、銀行、クレジット会社、リース会社、貸金業者等が債務者に保険をかける場合についても、同様にすべきである（ 弁護士）。
- ・ 被保険者への情報提供については、団体保険契約の場合、申込時、保険金請求時など団体保険の

種類に応じた情報提供の方策がとられており、現実的な問題は生じていないところ、契約法に厳密な内容の規律が置かれると柔軟な対応が困難となり、保険者のみならず保険契約者においても相当の負担を伴うおそれがあると考え。第2の3(8)及び第3の1(2)に記載したことを前提として、団体保険契約について特別な規律を設ける必要はないと考える(生保協会, 日本生命)。

- ・ 団体保険契約においては、申込時や保険金請求時等に団体保険の種類に応じた情報提供の方策が採られている。にもかかわらず、被保険者証等の書面による情報提供を義務付ければ、保険者だけでなく保険契約者にも相当の負担が発生することが懸念される(富国生命, 弁護士)。
- ・ 団体単位で契約される生命保険や傷害・疾病保険契約については、企業等の福利厚生として活用されている場合が多く、その種類や団体の特性等に応じて柔軟、適切に対応されているが、就業規則に基づく死亡退職・弔慰金制度においては被保険者証等の交付がなくても消費者(従業員)は十分に権利等を保護されていると考えられる(明治安田研究所)。

後注2について

- ・ 中間試案に記載されているほかに、契約法上、特段規律を設ける必要はないと考える(生保協会, 日本生命)。
- ・ 融資規制を設けるべきである。本来、融資を付けて保険を販売することは禁止されるべきであるが、少なくとも、最小限、過剰融資や住宅に担保を付けることの禁止等の規制は設けるべきである(消費者問題研究所)。

#### 第4 傷害・疾病保険契約に関する事項

損害保険契約と共通の事項については「第2 損害保険契約に関する事項」、生命保険契約と共通の事項については「第3 生命保険契約に関する事項」参照。

(傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注)

1 第4では、傷害又は疾病を原因として被保険者が生存している間に一定額の保険金が支払われる契約を前提とした記載をしている。

傷害・疾病の死亡給付に関する契約(第3の1(1)の(注2)参照)については、基本的に1(2)以下の規律と同様の規律を設けることを前提としている(契約法上これを生命保険契約として位置付けるべきか、傷害・疾病保険契約として位置付けるべきかについては、なお検討する。)が、異なる規律を設ける必要がある場合には、その内容を(注)に記載している。

2 現行商法には、傷害・疾病保険契約について直接規律する規定は設けられていない。

前注1について

- ・ 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、契約法上、生命保険契約に位置付けるべきものとするが、仮に傷害・疾病保険契約に位置付けるとしても、基本的に生命保険契約と同じ規律を適用するのが適当である(生保協会, 日本生命)。

(理由)

傷害・疾病の死亡給付に関する契約は、いずれも人の死亡という結果に対して給付するものであるし、実際に、死因のほとんどは傷害あるいは疾病のいずれかであり、それ以外の死因は非常に少ない。

- ・ 傷害保険における死亡給付が急激・外来・偶然の死亡によるものであれば、傷害保険の死亡給付(定額給付であっても)は傷害保険契約として位置付けてよいのではないかとと思われる(教授)。
- ・ 傷害の死亡給付に関する契約について、規定自体は生命保険契約の規定が準用されることは理解できるものの、傷害保険の保険事故はけが、傷害であり、死亡給付はあくまで結果にすぎないことや、傷害保険の保険金は被保険者に帰属することが基本であり、死亡保険金についても被保険者に帰属し、結果として遺族が被る損害のてん補という思想が源流にあること、急激、偶然、外来性を要件にしているため、リスクも年齢や病歴に左右されず、健康状態の告知は不要で簡便な方法で加入できるなどの性格の違いも踏まえ、死亡給付を含めて傷害・疾病保険契約と位置付けていただきたい。自動車保険が3つの契約の複合となると消費者にとって非常に分かりにくい(日本損保協会)。
- ・ 世界的にはいわゆる定額払、実損払を問わず、傷害による死亡、生存に関する保険金を支払う保険は傷害保険と認識されていることから、このように整理することを提案する。傷害保険の歴史的背景や社会的慣行を無視すべきでない(外国損保協会)。
- ・ 定額保険である傷害・疾病保険契約は、そのモラル・ハザードの評価において生命保険と同様の評価をすることができ、基本的に同様の規律に服せしめることを前提としてこのような契約も許容されるべきである。なお、傷害・疾病の死亡給付等特有の問題も存在するので生命保険とは別個のカテゴリーとするのが妥当である。一般消費者から見た場合、対象による区分を基本とすることが理解し易く、損害てん補方式の傷害・疾病保険契約について固有の規定を設けるか、又は損害保険に含まれることを確認することが妥当である(日弁連)。
- ・ 現行商法上、特に傷害の死亡給付について死亡保険契約であるかについて議論があることから、立法的に解決しておくことが望ましい(一弁)。

前注2について

- ・ 傷害・疾病保険契約について規定を設けることに賛成である(日弁連、一弁、生保協会、日本生命、名誉教授)。

(理由)

いわゆる第三分野の保険が今後著しく普及し、多くの法律問題を誘発するものと予想されるので、それらの法的紛争を解決する手掛かりとなる適切な規定を設ける必要がある(名誉教授)。

- ・ 規定を新設することに異議はない(弁護士)。

## 1 傷害・疾病保険契約の成立

### (1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義

傷害保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の傷害に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の疾病に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注1) 及び の「その他の一定の給付」については、第3の1(1)の(注1)参照。

(注2) 及び は、「傷害」又は「疾病」を保険事故とし、又は保険事故の一部とする契約（例えば、入院給付金、高度障害保険金、後遺障害保険金等を支払う契約）を傷害・疾病保険契約とするものである（保険事故の内容については、3(1)の(注1)参照。）が、この実質的内容の具体化については、なお検討する。

(注3) 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に固有の規律を設けるかについては、第2の(損害保険契約に関する事項関係後注)1参照。

#### 全体的な意見

・ (基本的に)賛成である(日弁連、一弁、横浜弁護士会、生保協会、第一生命、日本生命、明治安田生命)。

・ 〔その他一定の給付〕を法文の規定に加える必要がある( 名誉教授)。

(理由)

今後多様な形態の傷害・疾病保険の給付を定める商品の開発が続発するものと予測される。

・ 「一定額」が〔その他の一定の給付〕にかかることが明確に分かる規定としてほしい(日本損保協会)。

・ 社会的ニーズが予測されるので金銭給付に限定すべきでないが、金銭給付でない場合、保険料と給付との対価関係が明確でなくなるおそれがあるので、業法含めての規制が必要である(日弁連)。

・ 傷害・疾病保険契約の定義を設けることと立証責任との関係は分けて考えていただきたい(保険契約法研究会、 准教授)。

(理由)

- 約款条項で傷害の定義を設ける場合、これは傷害保険金請求権の成立要件となり、その事実があったことは請求者側の立証となるという解釈がやはり残ることとなる。偶然性という表現ではなく、故意によらない事故と規定された場合、これを不当条項と処理できるのかということも問題として残る。一定の傷害という事故の事実は、請求者側に立証があるとする立場を採らないことには、そもそも、保険事故の発生は請求者側の生活圏内で発生しているものであり、保険事故の通知義務等を請求者側に課しているという前提が覆るのではないかと考える(保険契約法研究会、 准教授)。

- 訴訟において、両当事者が誠実に証拠を提出し、最終的に判断が決まらない場合、どちらの主張を肯定するのかという問題に行き着くこととなる。給付条項に規定があるから、立証責任が請求者側にあるということのみを主張するのも明らかに問題であるが、他方、給付条項に規定を置

くこと自体を不当条項として否定するのもナンセンスである（ 准教授）

- ・ 傷害・疾病保険契約の定義規定を設けることには賛成であるが、これを立証責任の問題とリンクさせること（偶然性の立証責任までも保険金請求権者が完全に証明することを要すると解すること）には反対である（日本大）

- ・ 傷害保険について、偶然性（偶発性，不慮性）を保険事故の要件していないことは妥当である（近弁連）

（理由）

傷害保険において、故意免責の規定が置かれるならば、保険事故につき偶然性を要求する必要性はないと考えられる。

- ・ 傷害保険契約と疾病保険契約とを特に区別して定義する必要はない（東弁）

（理由）

傷害であるか疾病であるかの判断が微妙なものもあり、健康保険法等の他の法律でも、特に両者を区別するようなことはしていない。

（注2）について

- ・ 傷害又は疾病を原因とする状態（介護，高度障害，入院，通院，手術等）を保険事故とする場合も傷害・疾病保険契約に当たることが明確になるような規律としていただきたい（生保協会，日本生命，明治安田生命）

- ・ 保険業法第3条第4項第2号に列記された事項が傷害・疾病保険契約の保険事故に当たることが明確になるような規律としていただきたい（かんぽ生命）

- ・ 実質的内容の具体化については更に検討いただきたい（日本損保協会）

- ・ 傷害・疾病を原因として入院をしたり，治療や手術を受けたりした場合に加え，高度障害状態，就労不能状態，後遺障害状態等も保険金支払の対象に含めるとすると，ある程度概括的な文言となるのもやむを得ない（横浜弁護士会）

（注3）について

- ・ 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約を損害保険と整理するという方向性に賛成である。被保険者が傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因として死亡した場合にも保険金を支払う損害てん補方式の契約であっても，当該死亡時の取扱いを含め，損害てん補方式の傷害・疾病保険契約と整理することができる（日本損保協会）

その他の意見

- ・ 高度障害の要件の見直しをする必要がある（消費者問題研究所）

（理由）

認知症，若年認知症その他新たに社会に登場してきた多様な高度障害に対応できるように，高度

障害の要件に関わる規律が必要である。

- ・ 傷害保険を定額保険のみと定義し、同じく人保険・定額保険の生命保険との近似性を強めた中間試案においては、保険事故発生とは保険金請求権の具体化を意味するものでなければならない。そこで、この際、損保型傷害保険の保険事故を、生保型傷害保険同様、死亡等の結果事実の発生ということに考え方を統一できないか。また、生保型傷害保険の保険約款においては「傷害」の概念を持たせるべきではないか。そして、傷害の定義規定をも設ければなお顧客にとって分かりやすい保険約款となろう（元教授）

## (2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約

### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

(注1) 「一定の場合」の具体的内容（被保険者が保険金受取人である場合（被保険者が生存している間に自ら保険金を受け取ることを前提とした契約である場合）はこれに当たると考えられるが、このほかにどのような場合に被保険者の同意を効力要件とする必要がないか）については、なお検討する（第3の1(2)アの(注3)参照）

(注2) この規律については、第3の1(2)アの(注1)、(注2)、(注4)及び(注5)参照。

(注3) 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、第3の1(2)アの(注3)と同様の検討をする必要がある。

#### 全体的な意見

- ・ (基本的に)賛成である(日弁連、生保協会、第一生命、日本生命、明治安田生命)
- ・ 本文の規律について賛成である。ただし書については、被保険者の同意を不要とする場合があることを明文化することには賛成だが、できるだけ明確となるような文言とすべきである(横浜弁護士会)

#### (理由)

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約については、他人を被保険者とする死亡保険契約と同様の弊害がある。また、例えば、保険事故が発生した時に被保険者が生存しており、保険金受取人である場合にはこの弊害を防止するために同意を要求する必要はない。契約の効力に関わる点なので、同意が不要の場合を明記するとともに、できるだけ予測可能性を高め、後日の紛争を防止し得るような文言とすべきである。

#### 〔一定の場合〕について((注1)関係)

- ・ 慎重に検討する必要があるが、そもそも死亡保険金給付を持たない場合は、被保険者が保険金受取

人である限り同意は不要とすべきである（ 弁護士 ）

（理由）

傷害保険は現在、国民のニーズをくみ取って多岐多様に商品化され、これによって国民の手軽で使い勝手のよいリスク・マネジメント手段として発展し定着しているという事実があり、この普及とそれにより発揮し、国民が広く享受している機能を阻害するような立法は極めて罪深いものとなる可能性が高い。

特に、契約時には被保険者が不特定で事故発生時にはじめて特定される形式のもの、あるいは契約者が特定ないしは入替りもあり得る多数の被保険者の万一のために契約するもの、自分と共に一定の親族をも被保険者として契約するもの、海外旅行に出発する間に同行者をも被保険者として契約するもの等について、被保険者の同意を必要とする強行法を定めた場合の弊害はあまりにも国民的利益に逆行して容認しがたい。

生命（死亡）保険と異なり、傷害・疾病保険は、死亡保険金のみを給付内容とはしておらず、死亡保険金の支払対象となる死亡は、生命保険のように死一般ではなく、限定されており、この点において道徳的危険の余地は生命保険に比較すれば小さい。

- ・ 傷害・疾病による死亡事故を生命保険契約の場合と同視する出発点に反対である。傷害・疾病保険契約について必要最小限の明文の独立規定を置くとともに、その他に関しては生損保規定の準用又は類推をもって対応するという、現行商法下での実務処理や判例の態度を維持すべきである（教授）

（理由）

傷害保険契約は、あくまでも傷害保険としての歴史と固有性を維持している。死亡保険金・受取人指定の共通性という表面的な事象のみで、異なる本質を持つ保険契約を同一視すべきではなく、これを同視することにより他の法分野にも様々な影響を生じる。

- ・ 一定の場合を全て規定することは困難であるし、必要なことでもないと考えるが、生存給付をする保険において、被保険者が保険金受取人である場合は典型的にこのような場合に含まれることについて賛成である（日弁連）

（理由）

生存給付をする保険の場合、契約締結時に同意を求め、後日これがないことを理由に保険契約自体の無効主張を認めることは、必ずしも被保険者の保護にならない。

- ・ 被保険者が保険金受取人である場合に、被保険者の同意を不要とすることには賛成である。ただし、被保険者の家族等を保険金受取人とする場合には問題が生じないとはいえないので、被保険者の同意に関する例外を安易に認めるべきではない（東弁）

（理由）

被保険者を保険金受取人とする限り、他人が保険金を受け取ることは法律上あり得ないことから、特に被保険者の同意を要求しなくてもモラル・リスクの問題は生じない。

- ・ 被保険者が生存している間に自ら保険金を受け取ることを前提とした契約である場合を例外とす

ることに異論はないが、傷害・疾病保険契約も人保険である以上、被保険者が保険金受取人でない場合には被保険者の同意を得ることが原則と考えている（生保協会，日本生命，明治安田生命）。

- ・ 被保険者が保険金受取人である場合を〔一定の場合〕とすることで問題ない（第一生命）。
- ・ 被保険者が保険金受取人となる場合には一方的に受益するだけで、被保険者以外の者に保険金が行くことはないので、〔一定の場合〕に当たると整理することに賛成である（日本損保協会）。

#### イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

第3の1(2)イと同じ。

（他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注）

未成年者を被保険者とする傷害・疾病の死亡給付に関する契約の規律については、第3の1(2)の（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注）参照。

#### (3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

第2の1(3)及び第3の1(3)と同じ。

#### (4) 第三者のためにする傷害・疾病保険契約 【各契約共通事項】

第3の1(4)と同じ（第2の1(4)参照）。

#### (5) 保険金受取人の指定

第3の1(5)と同じ。

#### (6) 遡及保険 【各契約共通事項】

第2の1(5)及び第3の1(6)と同じ（ただし、第2の1(5)の「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とし、(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者，被保険者又は保険金受取人」とする。）。

#### (7) 傷害・疾病保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

第2の1(6)及び第3の1(7)と同じ（ただし、第2の1(6)の(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者，被保険者又は保険金受取人」とする。）。

#### (8) 保険証券 【各契約共通事項】

第3の1(8)と同じ（第2の1(7)参照）。

( 傷害・疾病保険契約の成立関係後注 )

- 1 保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律については、第2の1の( 損害保険契約の成立関係後注 ) 及び第3の1の( 生命保険契約の成立関係後注 ) 参照。 【各契約共通事項】
- 2 いわゆる契約成立( 責任開始 ) 前発病不担保条項( 契約成立( 責任開始 ) 後に生じた疾病についてのみ保険金を支払う旨又は契約成立( 責任開始 ) 前に疾病が生じていたときは保険者を免責とする旨の条項をいう。) に関する契約法上の規律を設けることについては、保険者の担保範囲の問題であることや危険に関する告知の規律( (3)参照 ) との関係を踏まえて、なお検討する。

【規律を設けるべきであるとの意見等】

- ・ 責任開始前発病不担保条項は無効とする規定を設けるべきである( 神奈川相談員, かわさきコンシューマー, オンブズネット, 消費者問題研究所, NACS, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏, 氏 )

( 理由 )

- 保険契約者が保険加入時に病気を知らなかった場合には、保険契約者は保険金が支払われると期待している( 告知のしようもない。 ) し、保険契約者が発病を知っていて、その旨を告知して契約をした場合には、保険者からの説明とそれに対する保険契約者側の認識のない限り、その条件で契約を受け入れてくれ、やはり保険金が支払われると期待する( 神奈川相談員, かわさきコンシューマー, NACS, 弁護士, 弁護士, 弁護士, 氏, 氏, 氏, 氏 )
- このような場合に保険金が支払われないと、消費者の保険加入の目的に反し、保険契約者や被保険者に酷であるし、保険本来の役割を十分果たしているとは言い難い( 神奈川相談員, かわさきコンシューマー, 弁護士, 弁護士, 氏 )
- この条項は保険契約者にとって大きな負担となる( 氏 )
- 保険者は一定の責任開始前発病があり得ることを前提として保険の設計をすべきである( 神奈川相談員, かわさきコンシューマー, 氏 )
- 保険契約者側が保険加入時に発病の事実を知らなかった場合には、保険加入に当たって当該発病を危険の程度を測る基礎とすることはできないから、保険者としては本来、一定の責任開始前発病があり得ることを前提として、保険の設計を行わざるを得ないはずである( 弁護士, 弁護士 )
- 保険契約者側が発病の事実を知っていたにもかかわらず告知をしなかった場合には、告知義務違反の事実となる。また、信義則違反で救済できる事案は極めて限定的であると思われる( 弁護士 )
- この条項を理由として支払拒絶にあったという相談が多い。責任開始後2年経過すれば発病前の責任は問われぬとする規定があることもあり、問題を複雑にしている。告知のところでしっかりとした告知をさせ、保険金が支払われる場合と支払われない場合を明確に説明するようにす

べきである（ 氏）

- この条項をたてに保険者から論理を展開されると、医学的情報を含め、加入者側はたちうちできない（ 氏）
- 保険契約者等が責任開始前に知り得ないことまで責任を負わせ、保険金が支払われないとする約款は、消費者に著しく不利で均衡を欠く（消費者問題研究所）
- 保険の原理からは、既に発生している事故については保障の対象外となるのが原則であるが、発病していても発症していない病気については、保険事故が未だ発生していないと評価することもでき、保険の保障機能に鑑みれば、そのように解することの方が合理的である。

この条項の適用がないと保険料が高額化するとの議論もあるが、むしろ、少々保険料が高額化しても、未だ発症していない病気については保険の対象としてほしいというのが保険契約者側の合理的な期待と考えられる（ 弁護士）

- 消費者は告知の重要性は認識しているが、契約成立前発病については明確な認識をもち得ていないのが現状である。厳格な運用は、告知義務違反を無用に拡大していることにならないか。契約者は自ら認識できないことを求められているわけで、それを問われて契約解除とすることは納得できない。

告知義務の規律の中で規定を考えるべきである。また、ガン保険等では一定期間（例えば3か月）は支払わないとする商品もあることから、商品性でも工夫ができる（オンブズネット）

- 契約者が契約前に発病の事実が分からない場合もあり、その責任を契約者だけに課すことは酷である。また契約時に発病を知らない場合には、事実かどうか確認も検証もできないのに不担保とされてしまうのは契約者にとって不利である（ 氏）
- ・ 契約成立前発病不担保条項は、契約成立時に発症していなかった疾病については適用できない（無効）とすべきである（契約成立時に発症していなかった疾病につき保険金支払の対象から除外することを、認めるべきではない。）

契約成立時に発症していた疾病又はその症状について告知が行われていたときは、保険者が当該疾病を保険金支払の対象としない旨を保険契約者に対して明示した場合に限り、保険金支払がされないこととすべきである（ 弁護士， 弁護士， 氏）

（理由）

- 発症していない疾病は告知のしようがない。また、契約成立時に発症していた疾病又はその症状について告知されたにもかかわらず除外しない場合は、それを支払対象とすることで不都合はないはずである（ 弁護士）
- 契約成立時に発症していなかった疾病は告知のしようがなく、保険契約者又は被保険者に酷な結果をもたらしている（ 氏）
- ・ 告知事項については責任開始前不担保条項を適用しないか、無効にすべきである。告知時に告知者本人が病気に気付いていなかったために告知しなかった場合や、気付いていなくても当該病気は契約前発病だと主張する場合の証明責任は保険者に課すべきである（ 氏）

(理由)

告知時に全く病気があることを認識していなかったり、告知して契約が成立したりしたのに責任開始前不担保条項を適用されることは少なくないが、期待を裏切るものである。

- ・ 責任開始前発病不担保条項と告知義務の役割を保険法上明確にすべきである。また、除斥期間を設けるべきである(全国相談員協会, 全国相談員協会関東, 氏)。

(理由)

消費者が正しく病気を告知して、保険会社が条件を付さずに引受けを行った場合は、保険契約者としては適切に行動しており、保険事故に対し保険金が支払われると期待を持つのは正当である。

告知義務とこの条項は、基本的にどちらも保険会社の危険選択の手段であり、消費者にとっては想定外のダブルスタンダードとなり得るが、これは消費者の保険加入の意図・目的に著しく反することになる。保険会社の行為が信義則に反するものであっても、これを裁判等で解決することは消費者から見ればいかにも重たいことである。消費者から見て危険選択を一重にし、告知義務として質問された項目については、この条項を適用しないなどの役割分担が行われるべきである(全国相談員協会関東, 氏)。

- ・ 少なくとも契約締結時に自覚症状のない場合にこの条項の適用を認めるべきではないし、自覚症状のある場合でも、契約締結時に保険者から保険契約者に対してこの条項の趣旨について十分な説明を行うよう義務付けるべきである。また、告知義務違反による解除に準じた取扱いをすることが好ましい(保険問題研究会, 弁護士, 弁護士)。
- ・ この条項の説明義務違反の場合にも損害賠償を認めるべきである( 弁護士)。

(理由)

- この条項を純粋に貫くことは、保険契約者の合理的期待に反する結果をきたす危険性がある( 弁護士, 弁護士)。

- 保険契約者には帰責性がないにもかかわらず、長期間保険料を支払ってきた後に、保険金の支払を拒絶されるので、極めて保険契約者にとって過酷な条項である(保険問題研究会, 弁護士)。

- ・ 責任開始前発病を不担保とする条項は、事業者による商品設計の自由、契約自由の範囲の給付記述条項として把握されるべきものではなく、実質的には免責条項の一種であると考えられるから、不意打ち条項としての規制はあり得るといえるべきである( 弁護士)。
- ・ 契約成立前発病の取扱いについては、消費者は理解しにくく認知することができない。告知義務

を徹底した上で、引き受けたからには保険金を支払うことを原則としていただきたい。最初から約款に契約成立前発病の場合は契約を解除するとして条項を一律に記載することを認めるべきではない（東京地婦連）。

- ・ 責任開始前発病不担保条項については、告知義務違反に準じた規律を設けるか、少なくとも一定の不可争期間の規律を設けるべきである（近弁連）

（理由）

告知義務違反とは異なり、主観的要件が不要とされ、不可争期間も設けられていない。疾病が責任開始後に発症したことの立証責任は請求者側にあり、訴訟になった場合の不利益が大きい。また、保険契約者は契約時に発病の事実を知らなければ保険金支払を当然に期待するし、保険契約者が発病の事実を知ってこれを告知した上で契約した場合には、当該発病を前提として保険の引受けをしてもらえたものとして信頼して、やはり保険金の支払を期待する。このほか不当不払の実態があるし、保険会社各社の約款においては、不可争期間を定めたり、適用を除外する例外条項が既に定められたりしており、この条項について保険契約の本質に基づく要請としての取扱いが必須な訳ではない。保険会社は今後更に質問内容を適切に検討することで責任開始前発病事例を一定範囲で遮断できる。

- ・ 何らかの規制を行うべきである。少なくとも契約成立前発病であるが、発症していない場合に、それを保険契約者側に不利に扱う結果は回避すべきである。少なくとも契約成立後一定期間経過後にこの条項に基づく不担保の主張は除斥期間の規定等により禁ずべきである（日弁連、一弁）

（理由）

長期間経過後に発症する疾病があることは、むしろこのような規制を必要とする根拠となるものである。責任開始から長期間経過後に発症した場合に発病が責任開始前であるとの主張を許すことは公正正義に反するものである。また、保険金額が高額であるかということとこの問題とは何ら理論的關係にないものであり、保険金額が高額な契約の存在はこのような規制の必要性を否定する理由にならない。契約締結前に自覚症状があるような場合には、告知義務違反の問題として処理すれば足りるものと思われる。

- ・ 契約成立前発病不担保条項については、法律でその適用範囲を制限すべきであるとの意見もあった（東弁）

（理由）

この条項の効力を無制限に認めると、保険契約者側の保険加入への期待を裏切ることになり、保険契約者側に不測の損害を与えるおそれがある。単なる実務上の取扱いでは必ずしもそれが遵守されているか否か不透明であり、また最近では高齢者を対象に被保険者等の告知義務を定めず、契約成立前に発病した疾病やこれと密接に関連する疾病については保険金を支払わないといった保険商品も販売されていることから、このような条項については、契約締結時において容易に自覚可能な症状があること、他覚的所見があること、医療機関の受診歴があること、告知義務の対象となっていることのすべてを満たす場合にのみその効力を認め、かつ、片面的強行規定とすべきであるとい

う意見もあった。

- ・ 何らかの規律を設けることを視野に入れながら更に検討すべきである（横浜弁護士会）

（理由）

疾病保険契約においてこの条項が設けられるのが通例である一方で、被保険者に自覚症状がない場合や発病の時期が判然としない場合等にこの条項によって一刀両断に処理されてしまうと保険契約者側の保険加入への期待を裏切ることになりかねない。正しく告知をした上で、担保範囲から除外するなどせずに契約が締結された場合には、保険に対する期待を害するおそれがあるなどの問題もある。説明義務違反等による事後的な損害賠償の問題とのみ捉えるのでは保険契約者側の保護に欠ける。

【規律を設けるべきではないとの意見等】

- ・ 契約成立前発病不担保条項に関する規律を設けるべきではない（ACCJ，生保協会，アフラック，かんぽ生命，第一生命，日本生命，日本損保協会，教授，弁護士，弁護士ら）

（理由）

- この条項は保険事故又は担保範囲の問題であり，告知義務制度とは別の制度である（生保協会，かんぽ生命，第一生命，日本生命，日本損保協会，弁護士，弁護士ら）

- 理論的にはこの条項を採用しない保険契約も想定されるから，この条項の採否や規律の内容については 約款の定めとそれに対する保険加入者の選択にゆだねることが適当である（第一生命）

- 規律の新設の積極的理由やその必要性が必ずしも明らかでない。保険契約者又は被保険者が正しく告知して契約が締結されたのにこの条項によって保険者が免責されるのは保険に対する期待を害するとの指摘がされているが，告知義務制度とは異なる制度であり，契約者に不意打ちとならないように契約締結時に十分な説明を行うことにすればよい（教授）

- この条項と危険に関する告知の規律は，規律の趣旨からして全く異なる制度であり，双方が両立することにより保険契約者のモラル・ハザードを防いでいる。この条項が存在しない場合には，保険契約者に現行以上に細かい告知を求めることになり，結果として保険契約者に過度な負担を強いることになる（ACCJ，アフラック）

- この条項と危険に関する告知とは，規定の目的，適用場面及び要件・効果を異にする制度であるから，告知に関する規定をこの条項に及ぼすべきものともいえない。この条項の適用が明らかに不合理と認められる事案については 信義則により適正かつ柔軟な解決を図ることで足りる（弁護士）

- この条項は多数の保険契約者間の公平性を保つために必要な条項である（弁護士ら）

- ・ 契約成立前発病不担保条項は，幅広い保障を行うための保険技術の一つとして許容されるべきである（JA共済連，JF共水連）

- ・ 契約成立前発病不担保条項に対して契約法上の規律を設けることは不適切である（全労済）

（理由）

- 告知義務違反とは目的が異なっており，また担保範囲を一定制限することによって引受範囲を

広げ、通常では加入できない者が加入できる仕組みも提供できることから、制度自体を制限することは適切ではない（JA共済連，JF共水連，全労済）

- 契約成立前発病不担保条項は、保険・共済事故における偶然性を確保するための制度であり、この条項と告知制度とは相互に補完する機能を持ち合わせている。仮にこの条項について契約法の中で規律がされるとすれば、告知事項や契約引受範囲の変更が必要となり、担保範囲の拡大に伴い共済掛金へも影響するなど、結果として契約者利益を阻害することにもなりかねない。さらには、保険・共済事故における偶然性の確保が困難なため、契約者間の衡平性に反するものともなりかねないし、そもそもどのような保険事故・共済事故を対象とするかは、商品としての担保範囲の問題である（全労済）
- ・ 契約成立前発病不担保条項は、保険者が保険事故又は担保の範囲を制限して保険料を安くする商品の開発のための手段であって、保険者と保険契約者の双方のコストが節約される点において合理性がある。この条項と危険に関する告知とは、規律の目的も異なるし、適用の場面や要件・効果も異なる別個の制度であるから、そのことを一般の加入者に十分理解させるための方法を考案することを保険業界に求めるという保険行政の監督指導を予定した上で、この条項を約款中に採用するかどうかの自由は残しておくのが妥当である（ 名誉教授）
- ・ 責任開始前発病不担保条項を告知義務に取り込むとか、除斥期間を設けることはすべきではない（保険契約法研究会， 准教授）

（理由）

この問題は保険責任期間内に負う責任の問題であり、保険契約締結時の危険選択の問題である告知とは異なる次元の問題である。

保険者から説明を受け納得して加入しておきながら、後で支払請求を認めることは、そもそも当初から、全く当該保険商品において、対象とされていないリスクが保険集団に入ることを認めてしまい、保険制度自体を否定することとなりかねない。この問題は、保険者の当該条項を巡る募集時及び支払時の運用として規制をかけることとすればよいものとする。

告知に全てを取り組みことによって対応する場合には、特定の疾病を発症している者の保険加入の機会を奪う可能性もあり、また高額な保険料を支払わなければ保険に加入できないという事態も考えられる。

## 2 傷害・疾病保険契約の変動

### (1) 保険金請求権の譲渡等

第3の2(1)と同じ（ただし、「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。）
--

### (2) 保険金受取人の変更

第3の2(2)と同じ(ただし、アの「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。 )。

(3) 危険の増加 【各契約共通事項】

第2の2(1)及び第3の2(3)と同じ。

(4) 危険の減少 【各契約共通事項】

第2の2(2)及び第3の2(4)と同じ。

(5) 保険金受取人等の意思による傷害・疾病保険契約の存続

第3の2(5)と同じ。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険事故発生の通知 【各契約共通事項】

保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、保険事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

(注1) 「保険事故が発生したこと」に関し、傷害・疾病保険契約の中には、傷害又は疾病が保険期間中に発生すれば、入院・高度障害等が保険期間満了後に生じた場合にも保険金を支払う契約と、傷害又は疾病に加えて、入院・高度障害等が保険期間中に生じた場合に保険金を支払う契約とがあることから、「保険事故」の内容については、なお検討する(傷害・疾病保険契約における保険事故の内容については、他の項目においても検討する必要がある。 )。

(注2) この規律については、第2の3(2)の(注1)及び(注2)参照。

本文の規律について

【賛成であるとの意見】

東弁，一弁，横浜弁護士会

【その他の意見】

- ・ 損保型傷害保険，生保型傷害保険のいずれについても，保険事故の内容を結果事実の発生に統一すべき。また，保険約款において「傷害」の概念及びその定義規定を持たせるべきである( 元教授)。
- ・ 「傷害又は疾病が生じたこと」をもって「保険事故が発生したこと」とすべきが原則である。しかし，これと異なる傷害・疾病保険を保険商品とすることを禁ずる趣旨ではない(日弁連)。

(注1)について

- ・ 入院や高度障害等の具体的な支払事由が発生した後に通知を求めれば足りるという整理に異論はない(日本損保協会)。

- ・ 「保険事故」の内容について、生命保険会社では、例えば、「傷害による入院」「傷害による死亡」など、「傷害・疾病を原因とする状態（入院，通院，手術等）」であると考えている（生保協会，日本生命）。
- ・ 「傷害又は疾病が生じたこと」をもって「保険事故が発生したこと」とすべきが原則である（日弁連）。

（注2）について

- ・ 任意規定とすべきである（日弁連，一弁）。

#### (2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第2の3(7)及び第3の3(2)と同じ（ただし，第2の3(7)の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「保険事故の発生」とし，の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者，被保険者又は保険金受取人」とする。）。

#### (3) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

第2の3(8)及び第3の3(3)と同じ。

#### (4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は，次に掲げる場合には，保険金を支払う責任を負わないものとする。

- (ア) 保険契約者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。
- (イ) 被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。
- (ウ) 保険金受取人の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。ただし，その者が保険金の一部を受け取るべき場合には，保険者は，その残額を支払う責任を免れることはできない。
- (エ) 戦争，内乱その他これらに準ずる変乱によって保険事故が発生したとき。

（注） この規律については，第2の3(9)の（注2）及び（注3）参照。

本文の規律について

#### 【賛成であるとの意見等】

- ・ 賛成である（近弁連，明治安田生命， 名誉教授）。
- ・ 基本的には賛成（横浜弁護士会）。
- ・ 任意規定とされることを前提として，基本的に賛成する（生保協会，日本生命，明治安田生命）。

（理由）

故意だけに免責事由を制限しないで，極端な事案であって故意の立証が困難であるが限りなく故意に近い場合の免責を認めることができる余地を残すために，「重過失」を含めた免責事由を規定すべきである（ 名誉教授）。

(補足)

- ・ 最高裁第二小法廷平成19年7月6日判決が、急激かつ偶然の外来の事故の解釈について、請求者は、外部からの作用による事故と被共済者の傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足り、被共済者の傷害が被共済者の疾病を原因として生じたものでないことまで主張、立証すべき責任を負うものではないと判示して、最判平成13.4.20民集55・3・682と異なると評価される方向を示唆している。約款の文言の工夫は保険者にゆだねつつ、請求者の主張・立証の責任や立証の程度については今後の判例の積み重ねによる解決にゆだねるのが適当であろう(名誉教授)。
- ・ 故意性の立証責任を保険契約者側に負担させることを明示的に禁止すべきである(近弁連)。
- ・ 保険事故の発生にかかる故意についての立証責任の在り方については、傷害の原因が不慮の事故によるものか否かを保険者が特定することは困難であることや、最判平成13.4.20民集55・3・682の考え方などにも十分配慮すべきである(明治安田生命)。

【反対であるとの意見】

- ・ 傷害の要件を満たすかどうかの立証責任を契約者側に負わせることなく、免責事由の立証責任を全て保険者負わせることは適切とは言えず、モラル・リスクの介在も容易に許す危険性があるので、反対である(上智大)。

【その他の意見】

\* 重大な過失

- ・ 「重大な過失」を免責事由とすべきでない(仮に免責事由とする場合でも明確な定義規定を設けるべきである)(弁護士)。

(理由)

裁判実務では重大な過失の意義が緩やかに解釈されており、保険契約者の利益が著しく損なわれている。

- ・ 「重大な過失」については、「故意の犯罪行為又は著しい危険行為」とすべきである(健康保険法第116条及び117条参照)。また、「保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なく療養に関する指示に従わず、かつこれが保険事故の発生に寄与したと認められるときは、その具体的事情に応じ、保険金の一部を支払わないことができる」との規律を設けるべきである(東弁)。
- ・ 「重大な過失」について、その解釈、運用を厳格に行うべきである(二弁)。
- ・ 「重大な過失」を免責事由に加えた点については賛同する(日本損保協会)。

\* 偶然性の証明責任

- ・ 不慮の事故による傷害保険についての最判平成13.4.20民集55・3・682の考え方が、保険法に当該規定が定められることによっても変更されるものではないこと、当該規定は、災害死亡保険金が支払われない場合を注意的に規定したものにとどまるものであることを、念のため確認したい(弁護士)。
- ・ 最判平成13.4.20民集55・3・682を変更する趣旨であれば賛成できない。傷害保険における偶然

性の立証責任の問題は、約款の「急激かつ偶然な外来の事故」であることの解釈の問題であると認識しており、法律で決める問題ではなく、裁判所の判断にゆだねるべき問題と考える（日本損保協会）。

- ・ 任意規定とすることにより、証明責任の分配は個々の約款にゆだねることが適当である（第一生命）。
- ・ 被保険者・保険金請求者に故意によらないことの証明責任を課するのは過度の負担となるため、被保険者の故意によらないことを保険金の支払事由として位置付けないことに賛成する（日弁連、一弁）。
- ・ 傷害保険の保険事故は保険契約者側の支配領域で発生するものであり、傷害の原因を保険者が特定することは困難であること等から、被保険者の故意によらないことの証明責任は保険契約者が負うべきである（生保協会、アフラック、かんぽ生命、住友生命、日本生命、弁護士、弁護士、弁護士）。
- ・ 傷害保険契約の定義において「故意によらないこと」（又は「不慮の事故であること」）を明記すべきである（生保協会、住友生命、日本生命、弁護士、弁護士、弁護士、弁護士）。
- ・ 「偶然性」の立証責任については、保険契約者が負うべきであると考えられる。発生した事故が偶発的であることが保険金請求権の成立要件であると考えられるべきであり、その立証責任を一方的に保険者に負わせることについては慎重な検討が必要である。保険者が「偶然性」の立証責任を負うとした場合、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を妨げ、また誠実な保険契約者の利益を大きく損なうおそれがある。保険事故に関する情報が保険契約者側に多く存在すること及び個人情報保護等の制約から、傷害の原因を保険者が特定することは困難である（ACCJ、アフラック）。
- ・ 保険者が「保険契約者又は被保険者の故意による」ことの立証責任を負うことになるのだとすれば、反対する。主張立証責任に関する立法者の意思（の方向性）を確認したい（弁護士）。
- ・ 傷害保険契約の定義において、保険金請求者側に偶発性の立証責任が存することが明確となるよう規定すべきである（弁護士）。
- ・ 傷害の要件（外来性・急激性・偶発性）を満たすかどうかの立証責任を契約者側に負わせることなく、免責事由の立証責任をすべて共済者に負わせることは適切とはいえず、モラル・リスクの介在を容易に許す危険性があるものと考えられる（JA共済連、JF共水連）。
- ・ 傷害保険契約、疾病保険契約の定義を設けることと、立証責任との関係は、分けて考えるべきである。一定の傷害という事故の事実、請求者側に立証があるとする立場を採らないことには、そもそも保険事故の発生は請求者側の生活圏内で発生しているものであり、保険事故の通知義務等を請求者側に課しているという前提が覆るのではないかと考える（保険契約法研究会、准教授）。

\* 故意・重過失の対象

- ・ 傷害の故意はあったが死の結果を予期しなかったようなケースについては、判例にゆだね、法律の明文の規定を設ける必要はないであろう（名誉教授）。
- ・ 傷害による死亡給付については、原因である傷害について免責に該当するか否かを判断すべきである（JA共済連、JF共水連、上智大）。

- ・ 自傷行為や傷害致死等の場合にも、行為自体の反公益性ないし信義則違反性の見地から免責とするのが相当な事案もあると考えられることから、個別具体的な事案に即して慎重に検討する必要があるものとする（第一生命）。
- ・ 客観的に死亡の結果発生を招く高度の蓋然性がある場合等、事案の内容によっては、信義則あるいは公序良俗の観点から免責とされるのが相当なものもありうる（生保協会、日本生命）。

\* その他

- ・ 保険金請求権の譲受人や質権者等の故意又は重大な過失も免責事由とすべきかが問題とされるが、これらは免責事由とすべきでない（日弁連）。

（注）について

- ・ 「地震、噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由とすべきではない（日弁連、一弁）。

（保険事故の発生による保険給付関係後注）

保険金の請求や支払に関する契約法上の規律並びに保険者に対する権利についての差押え禁止及び保険者の財産に対する一般先取特権については、第2の3の（保険事故の発生による保険給付関係後注）及び第3の3の（保険事故の発生による保険給付関係後注）参照。 【各契約共通事項】

#### 4 傷害・疾病保険契約の終了

##### (1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

第2の4(1)及び第3の4(1)と同じ。

##### (2) 重大事由による解除（特別解約権） 【各契約共通事項】

第2の4(2)及び第3の4(2)と同じ（ただし、第2の4(2)の の(ア)を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に保険事故を発生させ、又は発生させようとした場合」とし、(1)の「被保険者」を「保険金受取人」とし、 の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。）。

（注） 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、被保険者の故意（自殺）を解除事由の例示には掲げないものとする（第3の4(2)参照）。

##### (3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

第2の4(3)及び第3の4(3)と同じ。

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】

第2の4(4)及び第3の4(4)と同じ。

(5) 保険料積立金等の支払

第3の4(5)と同じ。

(傷害・疾病保険契約の終了関係後注)

保険料不払による契約の解除の際の催告については、第2の4の(損害保険契約の終了関係後注)3及び第3の4の(生命保険契約の終了関係後注)参照。 【各契約共通事項】

(傷害・疾病保険契約に関する事項関係後注)

1 団体傷害・疾病保険契約については、第3の(生命保険契約に関する事項関係後注)1参照。

2 傷害・疾病保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては、なお検討する。

後注1について

- ・ 書面による同意ではなく、現行行われている取引実務(通知同意方式等)の継続を可能となるようにすべきである(経団連)。
- ・ さらなる検討が望ましい(一弁)。
- ・ 個人の傷害・疾病と共通する部分と異質な部分とがあるので、団体生命保険契約とのバランスを考えて必要な規定を設ける必要があると考える(名誉教授)。
- ・ クレジット契約を通じての団体傷害保険について、重要事項の説明義務、同意の取り方、書面交付などの面から、保険契約の在り方を検討すべきである(オンブズネット)。

後注2について

- ・ 現行約款の「保険者は、被保険者に対し、保険者の費用負担において、その指定に係る医師による診療を受けることを求めることができるものとする」旨の規定を設けることを検討すべきである。代替策としては、現行約款の趣旨が維持できるよう、第1の(注2)のような包括的な契約当事者の協力義務の規定を設けるべきである(日本損保協会)。
- ・ 被保険者が通常されるべき治療を故意に受けなかったため傷害・疾病等が悪化したときは保険者はその悪化した結果については、保険金を支払う責任を負わない旨の規定を設ける方向で検討する必要があると考える(料率算出機構)。
- ・ 中間試案に記載されているほかに、契約法上、特段規律を設ける必要はないと考える(生保協会、日本生命)。

(施行時期等について)

- ・ 法律成立から施行日までの期間は、最低1年半、できれば2年間設けるべきである。全商品の約

款等に影響が出るため、長い準備期間が必要である（損保代理業）。

- ・ 約款，事務マニュアル，システム等への影響箇所を洗い出し修正していくには相当な時間・労力がかかると考えられることから，改正法の公布から施行までに十分な準備期間を確保すべきである。新たに強行規定が設けられる場合，既に存在する保険契約に対する適用関係を明らかにすべきである。また，既に存在する保険契約に一律に適用する場合，既存の保険契約者に不利益を与えることのないよう十分に配慮すべきである（かんぽ生命）。
- ・ 既存の契約への適用については，保険契約者等への混乱を招くことのないよう慎重な検討をすべきである。また，保険実務や約款の変更，システム変更等の対応が見込まれることから，施行時までに万全な実務対応を行うことができるよう，十分な準備期間を確保されたい（第一生命）。
- ・ 新しい保険法の規律は，契約関係について両当事者間の関係を規律するものであるから，施行後に締結される保険契約に適用されるものとする。公序にかかるなど規定の性質から既存の契約にも適用されるものがあるとするれば，いずれの規定が既存契約にも適用されるのか，早期に明確化されることが必要である。損害保険会社の取り扱っているほとんどすべての保険約款を改定する必要があると想定される。約款改定作業およびこれに伴うシステム対応・基礎書類変更・帳票改廃・社員や募集人の教育等の作業量は膨大となるため，少なくとも法成立後1年半～2年程度の期間が必要であると考え（日本損保協会）。
- ・ 生命保険契約が長期にわたる契約であることを踏まえ，既契約への適用については十分に配慮すべきである（生保協会，アフラック，日本生命，明治安田生命，三井生命）。
- ・ 既存の制度が大きく変更されるときか，あるいは新たな規律が設けられる場合には，保険実務や約款の変更，システム対応等，保険者は万全の準備を期す必要があるため，法改正の成立から施行まで，十分な準備期間を設けるべきである（生保協会，日本生命，明治安田生命）。
- ・ 契約者を多数抱える保険会社が保険法改正に対応するために多大な時間的，経済的コストを要すると見込まれることから，公布から施行までに十分な準備期間が設けられるべきである（弁護士）。
- ・ 今回制定される保険法が，既に存在する保険契約に遡及適用されないことにつき，確認したい（弁護士）。